

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	吹田市の「公共施設の貼り紙(新型コロナウイルス関連)」が半年経過。速やかに更新されたし	<p>・吹田市の広報課が発信しておられる「公共施設の貼り紙(新型コロナウイルス関連)」は、吹田市の多くの公共施設の掲示板に掲示されており、また、民間のスーパーにも依頼して、掲示されています。</p> <p>・現在、掲示されているものは、『新型コロナウイルス感染症情報(第70報)【令和4年9月28日現在】』で掲示から約半年近くになり、この間に政府・大阪府・吹田市が状況の変化により、いろいろな施策が変更され、最近ではマスク着用について変更されており、実態と異なる内容の張り紙は、市民に間違った情報提供になります。</p> <p>Q1:何故このようになっているのか、職場で誰も気付かれないのはなぜか、速やかに更新されたし。掲示板の位置が直射日光があたる箇所では、日焼けで退色し始めて見栄えも悪いです。</p> <p>Q2:吹田市では、公民館他、多くの公共施設で掲示されており、それぞれの施設の方が疑問を持って広報課に「いつまで掲示しておくのか?」問い合わせをされないのが最大の危機。危機管理面での非常事態です。全部局に関連すると思いますので、全部局は再確認と徹底をされたし。</p> <p>Q3:民間施設での掲示は「吹田市から要請を受けて掲示を…」と言っておられる事から、一度お礼・謝罪の連絡をされたら・・・⇒添付画像、民間施設での掲示</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症情報につきまして、古い情報が掲示されたままになっており、大変申し訳ございませんでした。掲示を依頼しております施設所管部署及び協力いただいている民間事業者様に至急取り外すよう依頼いたしました。今後は発行しました掲示物の掲示期間等の管理につきまして徹底してまいります。なお、感染症情報につきましては、感染状況が落ち着いていることや、新型コロナウイルスの分類が5類に変更されることなどから、発行を終了いたしました。</p>	広報課	R5.3.27	R5.4.3
2	保育園利用料の多子支援について	<p>保育園利用料の多子支援(半額)について、長子の保育園在園条件を撤廃あるいは小中学校在学へ緩和できないでしょうか。</p> <p>現在、3人の子育てをしています。</p> <p>第一子と第二子は3歳差でしたので、第一子の卒園に伴い第二子が幼児となり、国の政策である保育料無料の対象となりましたが、第三子は第二子と5歳差で減額対象が1年間しかなく、残り2年間は支援を受けられません。</p> <p>この制度は少子化対策の一つであると思いますが、支援額が「兄弟間の年齢差」によって決まり、その差は最大で100万円以上とかなり大きいです。</p> <p>これは支援の公平さを欠くばかりでなく、家族計画の自由度が減り、2人目3人目を諦めなくてはならない事例もあると思います。他市ではこのような制限も無く、多子支援をしている所も多いです。長子の在園という支援条件の撤廃あるいは緩和をお願いいたします。</p>	<p>各自治体における保育料の算定方法などの動きにつきましては、市としても情報把握に努めているところでございますが、きょうだい数え方を見直す場合には、減額される保育料を補うために多額の費用が必要となりますので、今後の吹田市の子育て施策や実施した場合の効果等を十分に検討し、国・府及び近隣他市の動向を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。</p> <p>貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>この度いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	保育幼稚園室	R5.3.30	R5.4.3

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	<p>続・吹田市のウクライナ関連の情報を教えて下さい。</p>	<p>2/27に投稿で3/13に回答を頂いておりますが、疑問点の追加です。 *Q1: 前回の質問[再掲]、ウクライナから吹田市に避難されている方の「現在の避難・生活状況・支援状況について、困っておられる事の内容などプライバシーに関わらない範囲でのHPへの掲出を願います」…について教えて…。 A1:[人権政策室]ウクライナ避難民の方の状況等につきましては、プライバシー保護の観点などから市ホームページへの掲出などは差し控えていただいております。引き続き、避難民の方々に寄り添った支援に努めてまいります。 ⇒Q1: 吹田市に避難されている方の報道について、人権政策室は「プライバシー保護の観点からHPへの掲出は控えている」との事ですが、先日スーパーで東欧系の親子を見ました。避難されている方たちの意向も同じでしょうか。 ※先日、大阪府下の某市の取組が全国紙に顔写真付きで報道されていました。また先月にはTVで何件かの顔出し報道もありました。 ⇒Q2: 吹田市に避難されている方の人数ならびに吹田市がこの1年間で支援をされた内容を教えて下さい。吹田市は今後、どのような支援を考えておられますか。 ⇒Q3: 避難されている方のニーズで、吹田市民が今後支援が出来る事を教えて下さい。 *Q2: 前回の質問[再掲]、吹田市HPの「ウクライナ支援・寄付」のサイトが、いつの間にか削除されています。 A2:[福祉総務室]吹田市社会福祉協議会でウクライナ人道危機救援金を受け付けていましたが、令和4年12月末で終了したため市のホームページについても掲載を終了しました。 ⇒Q4: 「ウクライナ人道危機救援金を受け付け」を終了するのであれば、吹田市HP(Top頁)の最新情報に掲出すべき。 ⇒Q5: 吹田市のHPで、今年の2月10日に「ウクライナ人道危機救援金の受付期間を再延長します。令和4年3月2日から令和6年3月31日まで」…のサイトが有り、市の回答は間違いです。 吹田市民への周知として、吹田市HP(Top頁)の「大切なお知らせ欄」に「海外救援金」の掲出願う。 ※吹田市のこのような現状は、吹田市の福祉行政が問われることとなります。</p>	<p>Q1について ウクライナ避難民の方の状況等について、プライバシー保護の観点から市ホームページへの掲出などを差し控えることは、避難されている方々の御意向でもあります。(担当:人権政策室) Q2について 本市に避難され、総合支援窓口である人権政策室が支援をしている方は6名です。市として行った主な支援内容は、市営住宅の提供、生活支援金の支給、住民登録、国民健康保険加入等の手続きです。今後も引き続き、避難民に寄り添い、自立に向けた支援を行ってまいります。(担当:人権政策室) Q3について 市が避難をされている方のニーズに応じて、引き続き支援を続けていくことから、市民の方には、市が避難されている方への支援に対しての御理解をいただければと考えております。(担当:人権政策室) Q4について 同様の場合につきましては最新情報に掲出するべきか検討いたします。(担当:福祉総務室) Q5について 吹田市社会福祉協議会で受け付けておりました「ウクライナ人道危機救援金」につきましては、令和4年12月末で終了しております。その一方で、吹田市が事務局をしております日本赤十字社大阪府支部吹田市地区の「ウクライナ人道危機救援金」については、引き続き令和6年3月31日まで受け付けております。なお、ホームページ内の大切なお知らせ欄への掲出につきましては、ホームページ管理部門と重要性を考慮しながら検討をいたします。(担当:福祉総務室)</p>	<p>人権政策室、福祉総務室</p>	<p>R5.3.20</p>	<p>R5.4.4</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	千里南公園の園路がバリアフリーになっていない	<p>千里南公園のカフェ(バードツリー)の前などの園路が砂利道になっていますが、バリアフリー化する義務があります。</p> <p>-----</p> <p>●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法) 第六条 施設設置管理者等は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは～移動等円滑化の～条例～に適合させなければならない。</p> <p>●都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 2-2-1 園路及び広場 (1) 園路及び広場の基本的な考え方 出入口及び駐車場から特定公園施設及び「主要な公園施設」に至るまでの経路を確保し、当該経路を移動等円滑化する必要がある。 各施設に至るうえで最も一般的と認められる経路を移動等円滑化するとともに、高齢者、障害者等が多様な利用ができるよう、他の経路についても可能な限り移動等円滑化することが望ましい。 (3) 通路の基準 ④ 表面等 ◎通路の路面は、滑りにくいものとする。 ○通路の路面は、平坦で固くしまっている仕上げとする。</p> <p>-----</p> <p>つまり、カフェを設置した(改築)ときに公園をバリアフリーにする義務があり、具体的には“少なくとも”南西と北東の入り口と駐車場を結ぶ園路はバリアフリーにする義務があります。</p> <p>以上を踏まえた上でお尋ねします。</p> <p>・カフェの設置時に法律を守らず、バリアフリーにしなかったのは何故でしょうか。 ・千里南公園をバリアフリー化するのはいつでしょうか。 ・バリアフリーの義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。 ・片山公園も砂利道で(増設又は改築していないのであれば)バリアフリーの努力義務を満たしていませんが、努力義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。 ・努力義務を満たしていない公園はいつバリアフリー化するのでしょうか。</p>	<p>●カフェの設置時に法律を守らず、バリアフリーにしなかったのは何故でしょうか。 →バリアフリー新法では、12種類の公園施設(以下、「特定公園施設」という)について、都市公園移動円滑化基準(以下、「基準」という)が規定されています。公園管理者は、特定公園施設の新設、増築又は改築を行うときに基準に適合させる義務があり、また、この時を除き基準に適合させる努力義務があります。 千里南公園のカフェレストラン(飲食店)は特定公園施設に該当しないこともあり、建築時には園路のバリアフリーまでは至らなかったものです。 ●千里南公園をバリアフリー化するのはいつでしょうか。 →カフェレストラン(飲食店)建築時には園路のバリアフリーまでは至りませんでした。バリアフリーに努めなければならないことは認識しております。そのため、令和5年度に舗装工事の予算を計上しており、令和5年度中の施工を予定しております。 ●バリアフリーの義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。 →市内の公園は開設以来相当年数経過している箇所も多く、遊具の更新以外には、園路を含め改築を行っているものが少ないため、基準に適合していない公園が数多く存在しています。詳細な箇所数については現在調査中であります。 ●片山公園も砂利道で(増設又は改築していないのであれば)バリアフリーの努力義務を満たしていませんが、努力義務を満たしていない公園は市内に何ヶ所あるのでしょうか。 →上記回答と同様になりますが、令和4年に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が改定されたことも受け、現在、基準やガイドラインの適合状況等を調査しているところです。 ●努力義務を満たしていない公園はいつバリアフリー化するのでしょうか。 →市内の公園では、広場や園路等の老朽化が進んでいるものの、遊具を除き更新が進んでいない状況です。そのため、特定公園施設の新設、改築や、魅力向上事業に合わせ、バリアフリー化を進めていく予定としています。</p>	公園みどり室	R5.3.20	R5.4.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	4月から自転車のヘルメット着用が努力義務化されますが、吹田市の市民への周知状況について教えてください	<p>※道路交通法の改正(令和4年4月27日公布)で「今年の4月から自転車のヘルメット着用が努力義務化」について報道されていますが、吹田市は、市報すいた 令和4年11月号に「11月は自転車マナーアップ強化月間」のページで、「自転車利用者の全世代にヘルメットの着用が努力義務になりました」の一文があるのみです。今年4月から実施の文言は無し。</p> <p>Q1:【広報課への要望】吹田市報の3月号には「自転車のヘルメット着用が努力義務化」についての記事が掲載されていません。吹田市民への周知で市報4月号に掲載ならびにHPへの掲出をお願いします。</p> <p>Q2:吹田市内の小中学生・高校生・大学生および市職員などへのヘルメット着用について、令和4年5月以降の周知はどのようにされましたのでしょうか。</p> <p>Q3:吹田市には、多くの市営駐輪場があり、利用者への周知はどのようにされていますか。また通勤・通学での利用者も多く、ヘルメットの一時預かり用のコインロッカーなどの検討はされているのでしょうか。</p> <p>また他市では、ヘルメットの購入代金の補助のニュースもありますが、吹田市は考えておられますか。</p> <p>Q4:シェアサイクル実験も行われており、ヘルメットの着用について運営会社との協議はどのようにされているのでしょうか。今後の方向性は？</p> <p>Q5:吹田市HPのシェアサイクルのサイトの「他市のサイクルポート」の項において、豊中市・西宮市がリンク先エラーになります。池田市の実験はR5年3月31日に終了予定となっています。改善が必要。</p> <p>Q6:吹田市HPの吹田市内の交通事故発生状況(高速道路上を除く)のサイト内の大阪府警リンク先-2カ所がエラーになります。改善が必要。</p> <p>Q7:阪急電車吹田駅北側・商工会議所横の踏切道で吹田市役所への朝夕の通勤される職員の方が多く通られます。吹田市が設置している注意看板「注意”自転車は押して通行を”」が有ります。⇒添付画像参照</p> <p>夕方の退庁時刻を過ぎて暫くすると、10人余りの人が乗車したまま続いて渡ります。少し上り坂の状況からスピードも出しており危険ですので指導をお願いします。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 市報4月号の掲載は〆切を過ぎており掲載できませんが、ホームページへの掲出は進めております。(担当:総務交通室)</p> <p>Q2について 吹田市内の小中学生、高校生、大学生の周知につきましては、今後、交通安全教育などを通じて周知を図ってまいります。(担当:総務交通室)</p> <p>本市職員への周知については、令和5年3月23日に非正規の職員を含む全職員に対して、率先して着用を努めるよう「職員の通勤時のヘルメット着用について(通知)」と題した、総務部人事室長通知を发出しております。(担当:人事室)</p> <p>Q3について 市営自転車駐輪場に関しまして、利用者への周知及び啓発については、場内への掲示を検討しております。一時預かり用のコインロッカーについて、現在は設置をいたしません。他市及び民間駐輪場の動向を参考に、今後検討させていただきます。ヘルメットの購入代金の補助について、吹田市では現在補助はありませんが他市の状況を鑑みて今後検討してまいります。(担当:総務交通室)</p> <p>Q4について シェアサイクルに関しましては、事業者と市担当課にて対面方式にて協議を行いました。その結果、今後の方向性として、シェアサイクル利用時のヘルメットに関しては、利用者が各自で持参することとなりました。(担当:総務交通室)</p> <p>Q5及びQ6について リンク先を修正いたしました。御指摘いただき、ありがとうございました。(担当:総務交通室)</p> <p>Q7について 本市職員による危険な通行について、御迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。御指摘の場所については、これまでも近隣住民の方から苦情・相談等を受けており、本市としても管理職員の集まる会議等での指導及び非正規の職員を含む全職員に対しての通知等を重ねてきたものでございます。交通ルールの遵守に関して、引き続き周知徹底を図ってまいります。(担当:人事室)</p>	人事室、総務交通室	R5.3.22	R5.4.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	吹田市地域自立支援協議会の職員が職務怠慢?	<p>前回の質問への基幹相談支援センター〇〇氏からの回答で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事の遅れについて、職員から委員に対し説明も謝罪もなく、いつ行う予定かも伝えないのは何故か。 ・今後改善する予定はあるのか。あるならそれはいつか。 <p>への回答がありません。</p> <p>3月7日、3月20日に事務局から当事者会の各委員に送られた会議の案内のメールでも、仕事の遅れについては一言も触れられていません。3月9日の当事者会の議事録にも載っていません。</p> <p>質問に対して謝罪しておきながら、委員に対しては説明も謝罪もしないのは矛盾しています。</p> <p>質問に答えていただけないので書き方を変えます。</p> <p>[仕事の遅れについて、近日中に、職員から委員に対し説明と謝罪をし、いつ行う予定かを伝えてください]</p> <p>本当に申し訳ないと思っているなら、当然される筈です。</p>	<p>本市地域自立支援協議会・当事者会運営に関する事務の進め方及び対応につきまして、〇〇様に大変不快な思いをさせてしまいましたことを重ねて心からお詫び申し上げます。</p> <p>当事者会運営に関する事務につきましては、できるだけ当事者会委員の皆様の御賛同を得ながら進めて参りたいと考えており、新年度の会議開催の折に、これまでの運営方法等を振り返り、皆様方と共に改めて検討させていただく機会を頂戴できればと存じます。</p> <p>皆様方からの貴重な御意見を基に運営方法等について改善に努めてまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	障がい福祉室	R5.3.22	R5.4.4
7	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>4月3日10時35分頃、北千里付近の府営吹田藤白台4棟から3棟に向かう通路で上は茶色、下は黒の高齢男が歩きタバコをしていた。</p> <p>もはや職員の注意では効果は薄くなってきた。</p> <p>付近の府営住宅エントランスや回覧で喫煙案件を白日の下に晒し、禁煙の周知徹底をお願いします。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.4.4	R5.4.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	小中学校の体育館へのエアコン・非常用発電設備設置事業について、要請します。	<p>山二地区では、災害時の避難所開設を想定し、地区内の吹田市指定避難所である山二小学校校長、千里丘市民センター長、山二地区公民館長とともに、ほぼ隔月で、避難所連絡会という場をもち、避難所開設に関する様々な事柄について相談をしてきました。その中で、非常電源や照明・空調・トイレ・ネット環境・備蓄など他分野にわたって話し合いを積み重ね、できることから、一つずつ実行しています。</p> <p>ですから、今回吹田市が、体育館のエアコンと非常用発電システムの導入を計画していると聞き、たいへん嬉しく思っている次第です。</p> <p>しかし、それと同時に、そこまで市が計画をすすめているのであれば、実際に避難所開設・運営を進めていく自主防災組織としての率直な要望をお伝えし、ぜひ事業の中に取り入れていただきたいと考えます。</p> <p>以下3点、要請をします。</p> <p>(1) LPガスによるシステムの導入を検討されているとのことですので、避難所における炊き出しの熱源として使える仕様にしてください。 (説明)炊き出しの熱源として、当方では、現在ハイカロリーのカセットガスコンロとカセットガスボンベの備蓄をしていますが、大きな鍋が使えず、大人数の炊き出しには実用的ではなく、熱源をどう確保するかは、課題として残っていました。</p> <p>(2) 災害時、中学校の体育館でもエアコンが使える仕様にしてください。 (説明)地区によっては、災害時、地理的な事情などで、中学校が災害対応の軸となる地区があります。</p> <p>(3) 地区の自主防災組織や危機管理室と連携して、事業を進めてください。 (説明)せっかく多くの税金や補助金をつかった大事業ですので、後から、後悔することのないものにするためには、関係機関との調整は欠かすことができません。</p> <p>以上要請します。ご回答をお願いします。</p>	<p>1 今回、市が実施する小中学校の体育館への空調設備整備事業におきましては、エアコンと併せて整備する非常用発電設備の熱源として、LPガスの設置を予定しています。</p> <p>当該LPガスボンベを活用して、炊出し等にも使用できるガス栓を設置するなど、避難所であることの特性に配慮した柔軟な対応ができるような工夫を事業者から引き出すように努めます。</p> <p>2 小中学校の体育館は、児童・生徒が学習等で日常的に使用するだけでなく、災害時には避難所となることから、本事業では、エアコン整備と併せて、インフラ停止時にもアリーナやトイレの天井照明の点灯やコンセントからのスマートフォン充電等が72時間可能となる非常用発電設備を、全校に整備することとしました。</p> <p>加えて、緊急防災要員を配置し、被災地域と災害対策本部との情報連携の拠点となることが想定される小学校には、非常時にもエアコンの運転が可能な設備を整備するものです。</p> <p>3 本事業を進めるに当たり、当初から危機管理室と協議を重ねながら、検討を進めてまいりました。引き続き情報共有に努め、十分に連携しながら事業を推進してまいります。</p>	学校管理課	R5.3.22	R5.4.5
9	週刊誌が吹田市のイメージダウンとなる記事掲載に対して、反論・抗議をお願いします	<p>3月20日に週刊SPAが『大阪の「住んではいけない新興ベッドタウン」トップ3。投資家が選んだ3位は吹田市』の記事が…Yahooニュースに。</p> <p>・吹田市民として容認できません。記事のエリアの住民の方々の尊厳を守るために吹田市の情報・データを持っている吹田市に、出版社に対して、反論・抗議をお願い致します。</p>	<p>このような記事が掲載されたことに対しましては、本市としましてもとても残念に感じております。</p> <p>しかし、週刊誌に抗議等を行う事によって更なるイメージダウンの記事を掲載されることも懸念されることから、反論や抗議は行いません。</p> <p>本市は、暮らしにおける多くの場面において水準が高く充実していることが特徴であることから、今後もこれらの特徴を発信するとともに、新たな魅力づくりやそれらの発信についても取組んで参ります。</p>	シティプロモーション推進室	R5.3.27	R5.4.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	<p>続・阪急吹田駅前西第一自転車駐車場壁面センスアップ業務の工事について教えて下さい</p>	<p>2/28に投稿で3/7に回答を頂いておりますが、疑問点の追加です。 Q5[再掲]:吹田市が発注する工事では、工事に関する看板が掲示されていませんので速やかに掲示願います。 A5-市:委託業務ではありますが、通行者、市民への周知は必要と判断しすぐに掲示いたしました。 ⇒3/22に現場を確認しましたが、前回投稿から約20日余りが経過。工事の看板は見当たりませんでした。吹田市の他の工事では、工事に関する看板が設置されているのでこの現場でも速やかに掲示をお願いします。 ・看板の掲示について私の考えは、公金(税金)を使っている工事であることから、市民に告示が必要と考えます。 ・吹田市は、この現場での看板の掲示をされない理由を教えてください。 ・もしかして私が看板を見つける事が出来なかったのかもかもしれません。申し訳ありませんが、現場の看板の掲示状況の位置ならびに内容が分かる画像を回答文に先駆けてメールいただけませんか。 ・駐輪場横の歩道を通られる方は、「何の工事やる、どうなるんやろ、いつ迄するんやろ、歩道上での作業もあり安全面で大丈夫なのか、もしかの時の連絡先はどこなのか…」など単純な疑問点がある筈。 Q5[追加]:労安法での高所作業や公道上での作業も有り、「労災保険関係成立票」および「施工監理者(有資格者)」の掲示も願います。 ⇒添付画像-1 吹田警察署の外壁塗装工事例 ・落札者である元請事業者が「建退共」に加入されていれば、この掲示も願います。 ※国が創設した建設現場で働く方のための退職金制度で、吹田市発注の他の工事現場でも見ます。 Q6[再掲]:仕様書には、壁面についてタイルの文言が有り、作業時の落下防止対策・通行人の安全確保【中略】、危険な要素が有り。【後略】 A6-市:作業時に作業エリアに一般の方が立ち入りしないよう、安全対策のための人員を配置しております。 ⇒3/22-現場の作業状況。駐輪場の柱の塗装作業では、パイロンの設置も無く、警備員の姿も無く、不安全作業そのもの。市はどのように指示されたのでしょうか。 ⇒添付画像-2 不安全作業 また作業は、脚立に乗り左手に鏝、右手にて板を持っており、こて板の横には通行人の顔が近くに、脚立上での不安定な作業姿勢、作業員は背中側からの通行人の動向が分からず、通行人に怪我の恐れが欠。 ⇒速やかに現地確認の上、元請事業者、施工監理技術者への安全指導の徹底により、現場の安全管理による安全確保を願う。 Q10:危機管理室への質問です。今までに数多くの不安全の事象の発見の都度、供覧をさせていただいております。吹田市の「安心・安全のまちづくり宣言」の主管部所の見解と今後の取組方針を教えてください。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q5について 工事に関する看板等につきましては、すぐに掲示させていただいておりましたが、塗装工事をする際に一旦取り外しをしており、再度掲出させていただきます。 また、「労災保険関係成立票」・「施工監理者」について、施工業者に確認したところ、労災保険は成立しており、有資格の施工監理者も配置しているものの、「委託業務」として業務を請け負っていることから掲示を行っていないものとのことです。御意見の内容を踏まえましても、本来であれば掲示すべきものであったと存じます。本事業につきましては、終了しておりますが、今後同じような業務委託をする際には、その内容を鑑み必要な手続きを行うよう徹底いたします。 (担当:シティプロモーション推進室) Q6について 2月28日にいただいた御意見をもとに、事業者に安全配慮の状況など確認しうえて、今後の作業についても通行人等に対する安全確保を行うよう口頭で指導してはおりますが、今回そのような安全配慮ができていない状況があったとのことで、再度指導を行い、作業回りに交通誘導員を配置し、通行人への安全配慮を実施したと報告を受けています。(パイロン等の設置について現認しました。) (担当:シティプロモーション推進室) Q10について 市内の危険箇所等について、たびたび御指摘・御意見を頂戴し、誠にありがとうございます。公共施設につきましては、所管する各部署が日々点検等を行い、状況に応じて修繕等の対応を行っておりますが、早期に発見し迅速に対応するためには、市民の皆様のご協力が不可欠と考えます。これは、「安心して過ごすことのできる安全なまち」を目指し、市民・事業者・行政がともに協力していくことを表明した「安心安全の都市(まち)づくり宣言」の基本理念でもありますので、今後とも御理解・御協力のほどよろしく願います。 また、同宣言については、都市環境づくりだけでなく、福祉や地域活動など行政としてあらゆる施策の実施に通ずるものと考えております。今年は宣言を行ってから15年が経過した節目の年にもなりますので、改めて職員への周知を図ってまいります。 (担当:危機管理室)</p>	<p>危機管理室、シティプロモーション推進室</p>	<p>R5.3.24</p>	<p>R5.4.6</p>
11	<p>4月に地方選挙が行われますが、視覚障がい者に対して情報源になる選挙公報の項目(音訳CD…他)が「吹田市選挙管理委員会」のHPには見当たりません</p>	<p>要望;視覚障がい者に対して、吹田市では現在「声の市報すいた、市議会だより(音訳CD)」を発行して市民への配布をされていますが、選挙広報もこれに準じて配布をお願いします。 ・過去の選挙時には「都度、選挙管理委員会に音訳CDの送付の依頼をしていました」との事です。[伝聞情報です] ・回答に当たっては、選挙管理委員会・障がい福祉課・DX担当部所の3者で協議された内容をお願い致します。</p>	<p>大阪府議会議員・大阪府知事選挙における選挙公報の内容等を音声版にした選挙のお知らせは、大阪府選挙管理委員会事務局に送付の御希望をされた方に、大阪府選挙管理委員会事務局より配布されておりますので、大阪府選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。 吹田市議会議員・吹田市長選挙における音声版の選挙のお知らせにつきましては、本市広報課発行の「声の市報すいた」を御利用されている方及び大阪府選挙管理委員会事務局に選挙のお知らせを御希望された方に、吹田市選挙管理委員会事務局より配布させていただいておりますので、吹田市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。 また、視覚障がいをお持ちの方に対する音声版選挙のお知らせのホームページへの案内掲載につきましては、今後検討させていただきます。</p>	<p>選挙管理委員会</p>	<p>R5.3.22</p>	<p>R5.4.7</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	公共施設	吹田市内の60歳以上のメンバー(4人から8人)で麻雀をやりたいのですが、麻雀ができる市の施設はどこでしょうか？ 麻雀パイやマーじゃん卓が備え付けてある施設名を教えてください。よろしくお願い申し上げます。 また、利用制限(=特定の曜日・特定の時間帯など)、利用料金、利用方法(=予約方法)も分かっている範囲で教えていただければ助かります。	下記の公民館については貸し出しが可能です。他の公民館についてはマーじゃん卓及び麻雀パイは設置しておりません。 用具を設置していない館につきましては、用具を持ち込みでの御利用は可能ですが、公民館では私物のお預かりはできませんので、利用のたびに使用する用具をお持ちください。 (貸し出し可能な公民館) 吹一地区公民館、吹二地区公民館、千三地区公民館、山二地区公民館、岸一地区公民館、吹田東地区公民館、西山田地区公民館、佐井寺地区公民館、千里新田地区公民館 (担当:まなびの支援課) なお、その他の市が管理する施設につきましては、御希望の設備がある施設はございません。	まなびの支援課	R5.3.28	R5.4.7
13	保育料について	現在双子妊娠中です。2024年度4月から保育園入園を希望していますが、保育料が高過ぎると感じています。 歳の差がある兄妹児の場合は上の子が無償化の対象になるなど多少負担は少なくなりますが、多胎児の場合は2人で月10万円ほどの保育料を丸3年納めることとなり、負担が大き過ぎます。 では働かず自宅保育すれば、というご意見もあるかもですが将来的に掛かってくる教育費の負担を考えると仕事を辞める選択肢はありません。 0~2歳までの保育料を無償化する自治体も出てくる中、吹田市も保育料軽減するなり対策して欲しいです。	保育所につきましては、保護者世帯の所得(世帯の市民税所得割額の合計額)の状況に基づき保育料を決定しておりますが、無償化されていない2歳児以下の児童の保育料につきましても、市独自の取組として保育料を国基準の7割程度に軽減しているところでございます。 各自治体における保育料につきましては、市としても情報把握に努めているところですが、市独自に保育料を軽減するためには、減額される保育料を補うために多額の費用が必要となりますので、今後の吹田市の各種子育て施策や実施した場合の効果等を十分に検討し、国・府及び近隣他市の動向を踏まえて慎重に判断してまいりたいと考えております。 貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。この度いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。	保育幼稚園室	R5.4.3	R5.4.7
14	大会の場所確保について	先日送信しました意見の中で回答をいただけていないもの、また、新たな疑問があります。 先日もお聞きしましたが、同じ連盟の大会でも市主催と後援はなにが違うのでしょうか。 また、連盟の大会の市主催と後援の施設の料金はどうなるのでしょうか。 今回意見を送信し、12月までに申請をすれば大会日程の調整をいただけると連絡を頂きましたが、問い合わせをしないと教えていただけないのはおかしいです。 ホームページにも掲載されておらず、知っている連盟だけが優先的に大会の日程を調整しているのは、連盟を優遇していませんか。 公平性にかけていると思います。 市役所なら、ホームページに掲載し、連盟と他の団体を公平にしてください。	市主催のスポーツ大会と市後援のスポーツ大会の違いについてですが、市が主催するスポーツ大会は、市長杯(旗)スポーツ大会として、公益社団法人吹田市体育協会に委託し開催しております。また、市後援のスポーツ大会につきましては、各連盟が独自に開催しているスポーツ大会となりますが、一般団体のスポーツ大会も含め、市がその趣旨に賛同し応援又は援助を行うことを承諾した場合、後援を行っております。 施設使用料につきましては、市主催のスポーツ大会は免除、市後援のスポーツ大会は有料となっております。 市が後援するスポーツ大会には、一定の基準がある事から、まずは後援についての事前相談をさせていただいておりますが、今後ホームページへの掲載等その周知方法について検討してまいります。	文化スポーツ推進室	R5.3.27	R5.4.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	吹田市のHPで、3月21日の「Jアラートによる情報伝達訓練」のタイトルおよびサイトに違和感があります。	<p>・私の理解は、ミサイルなどの飛来時に国が発信する全国瞬時警報の送信システムと吹田市の受信機・防災行政無線システムが正常に動作するのかの確認のための試験放送であり、市民には“訓練”のタイトル文には違和感が。</p> <p>・吹田市HPの3月21日のサイトには、1-実施月日、実施時刻の記載が有りません。⇒市民はどのように解釈をすればよいのでしょうか。</p> <p>2-サイトの「これはJアラートのテストです」×3回+…の表記が有りますが、放送内容の確認をするために自動応答ダイヤルに電話をしましたが「吹田市では、現在有りません」のメッセージが。⇒正常化が必要。</p> <p>⇒訓練では無く、試験放送であることの周知ならびに、市民には屋外拡声局の位置確認と放送状況の確認の啓蒙周知が必要。</p> <p>・サイトには、屋外拡声局の設置位置図の表記が無いので記載願う。吹田市は人口増加しており転入者もおられます。大学生も市内に5万人近くの方がおられ周知が必要。</p> <p>・国からの送信内容が吹田市の受信機・拡声放送設備が正常に機能したのかの市民への報告が過去から全く有りません。</p> <p>⇒昨年、他市では拡声放送設備が数カ所、正常に機能していなかった…の報道も有りました。</p> <p>・Jアラートによる情報伝達試験で、吹田市は拡声放送設備が正常に機能しているのかの確認は、庁舎内でどのようにされているのでしょうか。</p> <p>・万が一ミサイルが飛来した時の、避難時の留意点、避難可能な地下施設などのリストなどの掲載が必要かと思います。</p> <p>・市報の3月号で、「危機管理センターの特集」の記事が掲載されていますが、非常時に危機管理室が正常に機能するのか、市民に的確な情報提供がされるのか不安です。危機管理室のHPサイトの日常管理の現状と今後どうされるのか教えて下さい。</p>	<p>①Jアラートによる情報伝達訓練というタイトルについて</p> <p>Jアラートによる情報伝達については、「全国瞬時警報システム(Jアラート)を使用した年間試験」として全国一斉情報伝達試験と緊急地震速報訓練を行っているところです。緊急地震速報訓練では、市民の皆様にも身を守る行動をとっていただく訓練をお願いしていることから、Jアラートによる情報伝達“訓練”というタイトルを使用しております。</p> <p>②情報の掲載について(HPのJアラート専用ページ、屋外拡声局の位置図)</p> <p>3月21日のホームページ更新につきましては、令和5年度の実施の日時を掲載したものです。また、御指摘いただきました屋外拡声器の設置図については、Jアラートによる情報伝達訓練のページにも掲載いたしました。</p> <p>③自動応答ダイヤルについて</p> <p>自動応答ダイヤルで放送内容を聞くことができるのは、原則、発報したその日までとしております。3月21日にはJアラートによる情報伝達訓練や、防災行政無線による放送を行っていないため、放送内容のメッセージがなかったものです。この点につきましては、御指摘を踏まえてホームページの追記いたしました。</p> <p>④防災行政無線の点検について、システムが正常に機能したかの市民への報告</p> <p>防災行政無線は、日々システムによる導通確認や試験放送時の音声放送チェック、年1回の定期保守点検で正常に動作しているかを確認しています。万一、不具合が発見された場合においても、速やかに修繕対応をとり、機能回復させていますので、システムエラーにより使用できない状況にはありません。</p> <p>しかしながら、修繕対応が長期に及ぶ場合などは、一時的に機能停止をさせることとなりますので、その際はホームページ等で情報共有をさせていただきます。</p> <p>⑤弾道ミサイル落下時の行動・避難施設等の掲載について</p> <p>内閣官房国民保護ポータルサイト 弾道ミサイル落下時の行動についてのページリンクを追加いたします。また、避難可能な地下施設のリストにつきましても、内閣官房国民保護ポータルサイト内の緊急一時避難施設検索ページのリンクを掲載していますのでご参照ください。</p> <p>⑥危機管理室のホームページについて</p> <p>防災・防犯情報のホームページは、各担当者がページの作成・更新を行っております。非常時には庁内各部署と連携し、緊急版ホームページに切り替えるなど迅速に情報提供ができる体制を取っております。</p> <p>今 後も引き続き、市民の皆様にとってわかりやすく、的確な情報が提供できるよう、適宜ホームページの情報更新等を行ってまいります。</p>	危機管理室	R5.3.22	R5.4.11
16	インボイス制度について	<p>インボイス制度でシルバー人材センターの納税額が大幅に増えるなど様々な懸念点があり、各地で「消費税インボイス制度の中止を求める意見書」について審議され始めていますが、吹田市はどのような意見が出ているのでしょうか。</p> <p>検索しても見つけれなかったのですが、掲載されていたり提出先が違っていたら申し訳ありません。よろしく願いいたします。</p>	<p>本市議会では令和4年11月定例会において、市会議案第20号「インボイス制度の実施の中止を求める意見書」が一部の議員から提案され、審議を行いました。が、質疑、討論は別段なく、賛成少数で否決されました。</p> <p>なお、意見書の内容は、以下のURL先にて公開しております。</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/024/893/5041220_20.pdf</p>	議会事務局	R5.4.3	R5.4.11

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	吹田市の「印鑑登録証明書の発行」で窓口での申請時に、マイナンバーカードでも対応可能にして下さい。	<p>1) 先日、仙台市で「印鑑登録証明書の発行」で、マイナンバーカードでコンビニでは発行が出来るのに市の窓口ではマイナンバーカードでの申請は受付出来ません。…についての報道が有り、市長さんが「条例改正」を検討しますとの事でした。</p> <p>・吹田市HPの「印鑑登録証明書の請求」のサイトを読みましたが、印鑑登録証のカードが必要の記載有り。マイナンバーカードは本人確認用。⇒吹田市でも仙台市と同様に思えます。</p> <p>⇒吹田市印鑑条例の第14条、第15条の見直しが必要。</p> <p>・吹田市では3月14日にシステムエラーにより、コンビニエンスストアでの交付が出来なくなりました。少し前にも数日に亘り利用不可の状態があり、急ぐ時には窓口での請求の申請が必要。</p> <p>・先日、車の買い替えに伴い市の窓口で印鑑登録証のカードの提出で交付を受けましたが、手続き上で日にちに制約があり、コンビニで利用不可の場合、市の窓口で印鑑登録証のカードが無くて、マイナンバーカードでも対応可能が必要。</p> <p>2) 吹田市で「3月14日にシステムエラーにより、コンビニエンスストアでの交付が出来なくなりました」。⇒吹田市HPの最新情報の3月14日の所に届出が有りません。市民への周知のため今後は届出されたし。</p> <p>3) ⇒吹田市HPの最新情報の3月3日に「コンビニ交付のサービス停止日」のタイトルが有りますが、内容は3月10日(金)と3月21日(火)であり、転勤時期や新入社員の配属辞令時期で繁忙期。⇒停止日の前日にも吹田市HPの最新情報に届出願う。</p> <p>4) 吹田市HPの最新情報の3月25日の「令和4年度 第7回 吹田市政策調整会議概要(自治体DXの推進について)」の資料2には、印鑑登録証明書の記載が無いように思います。確認されたし。</p> <p>5) 先日、市の窓口で印鑑登録証明書の交付を受けましたが、交付担当者の言葉の改善が必要。市「〇〇さんですか？」私「ハイ」。手数料を支払って受け取りました。</p> <p>⇒本来は病院などでの名前の確認と同じようにされたら…</p> <p>市「例」お名前をフルネームでお願いします」私「〇〇△△です」…のように。※全国で行政ミスの報道が毎日のように有り、改善が必要。</p> <p>【参考】NATSの他市の状況は、西宮市・尼崎市・豊中市は昨年にマイナンバーカード利用での対応が既に可能。</p> <p>・尼崎市は、自宅等からマイナンバーカードでオンライン申請が可能⇒自宅へ郵送。西宮市は、マイナンバーカード利用で庁舎内の証明書自動交付機で取得可。</p>	<p>1) 現在吹田市の窓口では印鑑登録証明書の交付申請に印鑑登録証を添付していただいておりますが、本庁地下のコンビニエンスストアのマルチコピー機にてマイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書が可能となっておりますのでぜひご利用ください。引き続き市民サービスの向上に努めてまいります。</p> <p>2) 当日は情報届出までのスピードを重視し、吹田市ホームページのトップ画面にも表示されております「吹田市市民課Twitterアカウント」で発信させていただきます。今後も必要に応じてホームページで情報届出するように努めてまいります。</p> <p>3) 今後必要に応じて情報発信するよう努めてまいります。</p> <p>4) 資料2の7ページに「4. 電子化不可理由(1)法令等で制限がある手続」として「印鑑条例」が記載されております。引き続き市民サービス向上のため研究してまいります。</p> <p>5) 現在も誤交付防止の観点から、フルネームでの確認を徹底しているところであります。今後も交付担当者に対し注意喚起を行い情報共有しながら、誤交付防止に努めフルネームでの確認を徹底してまいります。</p> <p>6) 西宮市・尼崎市では印鑑登録証はマイナンバーカードに未対応(豊中市のみ対応)であり、西宮市・豊中市では印鑑登録証明書のオンライン交付に未対応(尼崎市のみ対応)であることを確認しました。なおマイナンバーカードを利用した庁舎内交付は吹田市においても対応(地下のローソンにおけるコンビニ交付)いたしております。</p>	市民課	R5.3.27	R5.4.14
18	藤白台周辺での歩きタバコについて	<p>3月29日17時20分頃、ゆらら藤白台の藤白台プラザ付近の路上(ゆらら藤白台バス停の近く)で、上は紺、下は黒で青色のカバンを所持の50～70代くらいの薄毛の男が歩きタバコしていた。</p> <p>藤白台プラザや近隣店舗、阪急バスと連携の上、対処をお願いします。</p> <p>※ゆらら藤白台バス停付近は禁煙となっています。</p>	御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.3.31	R5.4.14
19	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>3月30日18時頃、北千里駅付近の公社2棟付近の路上で上は紺、下は黒の50～70代くらいの男がピアノ池方面に向かって歩きタバコしていた。</p> <p>公社付近の電柱や看板を設置し、張り紙をお願いします。</p>	御指摘の市道につきましては、不定期とはなりますが指導員活動を実施しておりますので、引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.3.31	R5.4.14
20	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>3月30日18時10頃、北千里駅の交番の前の駐車場付近の歩道で大学生くらいの男が歩きタバコしていた。</p> <p>付近の大学に注意、警告をお願いします。</p>	御指摘の市道につきましては、今後の指導員活動の参考にさせていただきます。引き続き地域のみなさまとともに、美しく住みよいまちづくりをめざしてまいります。	環境政策室	R5.3.31	R5.4.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	続-3.吹田市HPの改善要望	<p>3月31日に掲出の「中間年の見直しによる第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画の一部変更案に係る意見提出手続の実施について」の疑問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトの内容は、意見募集は現在終了しています…であり、内容は「提出された意見と市の考え方」の結果報告です。 ⇒タイトル(案):「(前略)支援事業計画の一部変更案に係る報告。提出意見と市の考え方」にされたら良いかと思えます。 ・昨年9月頃にHPの改善要望を数十件投稿していますが、殆ど改善されていません。 ⇒市のHP担当部所からは、マニュアルが有ります…との回答でしたが、今回の事案についてはマニュアルに記載されていますか？ ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。 	<p>当該ページへの御意見について 貴重な御意見ありがとうございます。ホームページのタイトルを「中間年の見直しによる第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画の一部変更案」と修正させていただきます。</p> <p>いただきました御意見を参考にしながら、今後も市民の皆様にご覧いただきやすいホームページとなるように努めてまいります。 (担当:子育て政策室)</p> <p>吹田市HP操作マニュアル等の充実化について HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。</p> <p>また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	広報課、子育て政策室	R5.4.3	R5.4.14
22	続-4.吹田市HPの改善要望	<p>3月30日に掲出の「第2回吹田市総合計画審議会開催します」…のタイトルに疑問。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトの内容は、2月21日に実施済。結果報告であり、添付資料に議事要旨が。 ・行政経営部 企画財政室さんへ。市民に伝えるのにこのタイトル「開催します」は不適切。 ・昨年9月頃にHPの改善要望を数十件投稿していますが、殆ど改善されていません。 ⇒市のHP担当部所からは、マニュアルが有ります…との回答でしたが、今回の事案についてはマニュアルに記載されていますか？ ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。 	<p>当該ページへの御意見について 正確なお知らせとなっておらず、申し訳ございませんでした。御指摘いただいたとおり、今回の更新は議事要旨の公開であるため、4月5日にお知らせ内容の修正を行いました。ホームページの公開にあたってはホームページ作成マニュアルに基づく確認を再度徹底するよう努めてまいります。 (担当:企画財政室)</p> <p>吹田市HP操作マニュアル等の充実化について HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。</p> <p>また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	広報課、企画財政室	R5.4.3	R5.4.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	続-5.吹田市HPの改善要望	<p>A:3月28日に掲出の「令和4年度第4回吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議の開催について」の疑問 ⇒開催日が、2023年5月23日の記述が有る事から、新年度の行事だと分かりましたが、タイトルの令和4年度の表記では、実施済み内容かと勘違いをしました。 ⇒福祉総務室の方へ。タイトルの令和4年度が正しければ、何らかの補足説明が必要かと思えます。</p> <p>B:3月28日に掲出の「令和4年度第5回吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議の開催について」の疑問 ⇒開催日が、2023年8月29日の記述が有る事から、新年度の行事だと分かりましたが、タイトルの令和4年度の表記では、実施済み内容かと勘違いをしました。 ※サイトの内容は、会議の内容についての説明資料が全く無いことにより、イメージが出来ません。 高齢化社会に進む中で、会議の目的、成年後見制度についての説明、メリット・デメリットの説明、吹田市の現状の資料が有れば、市民の関心度が高まると思います。 今までに3回開催されている事から、第3回の議事要旨も添付して頂ければ… サイトに傍聴者の可否についての記述有れば良いかと思えます。</p>	<p>【回答1】 会議開催日が令和5年度のためタイトルの元号を令和5年度に修正いたします。</p> <p>【回答2】 会議の開催日が令和5年度のためタイトルの元号を令和5年度に修正いたします。</p> <p>【回答3】 会議資料や議事録につきましては、以下のページにある「開催履歴」の各会議名を選択しますとご確認いただけます。なお、3回目の議事録につきましては、作成次第ホームページにて公表いたします。また、同ページには会議の「公開・非公開の別」として「公開」と記載しており、会議の開催月にあわせて市報においても傍聴が可能であることをご案内しております。 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018951/1018987/1023343/index.html</p>	福祉総務室	R5.4.4	R5.4.14
24	続-6.吹田市HPの改善要望	<p>3月27日に掲出の「市議会に提出された資料(議員等提出分)ページに議決結果へのリンクはりました」の疑問 ・同一日に同一タイトル名のものが、2件掲出されており、市民は「これ何」って思われます。市民の吹田市への信頼度が低下します。⇒添付画像参照 ⇒内容は、異なった内容でしたので、(〇月度)のように、補記されたら分かり易いです。 ・新着更新情報のサイトの最下段に「前のページに戻る」のリンクが有りますが、クリックしても反応しません。⇒改善願う。 ・新着更新情報のサイトの掲出期間が、HPの見直し前は約1か月間ありましたが、現在は9日間です。⇒出来れば、戻して頂けませんでしょうか。 ・新着更新情報のサイトの掲出期間について、マニュアルにはどのように記載されていますか。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1つ目の御指摘について 御指摘の件につきまして、既にホームページに公開済みである令和4年11月定例会の市議会に提出された資料(議員等提出分)ページを、操作誤りによって再度、新着コメントに表示していました。 誤った新着コメントの表示につきましては、3月31日に修正し削除しています。 この度は市民の皆様にご迷惑を招き表示をしまして、大変申し訳ありませんでした。 今後は、誤った更新を行わないよう、丁寧な作業に努めるとともに、議決結果へのリンクを張る際にも、どの定例会の議決結果へリンクを張るのか新着コメントでも〇月定例会分などと表記することで再発防止に努めます。 (担当:議会事務局)</p> <p>2つ目の御指摘について 御迷惑をおかけし、申し訳ございません。HPにつきましては稀に御利用状況に応じて、リンクが反応しない場合がございます。御要望を賜り、改めて確認もしましたが、現状不具合なくリンクを御利用いただける状態となっております。ちなみに新着更新情報サイトの最下段の「前のページに戻る」はトップページに移動します。 (担当:広報課)</p> <p>3つ目の御指摘について 新着更新情報のサイトにつきましては、30日以内の新着情報を100件掲出する運用をしており、掲出期間につきましては、新着更新情報の数により変動します。多数の新着情報が掲出されることから、上述の運用について御理解いただきますようお願いいたします。 (担当:広報課)</p> <p>4つ目の御指摘について 新着更新情報のサイトの掲出期間につきましては、マニュアルでの掲載はしておりません。 (担当:広報課)</p>	広報課、議会事務局	R5.4.5	R5.4.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	南千里駅前広場での喫煙について	4月5日16時08分頃、南千里駅前広場の広場で上は黒、下はグレーの50~70代くらいの男が顎マスクでタバコを吸っていた。 当方、動画を撮影している。 このような事案が最近、頻発するようになってきた。 近隣のミスドやスタバ、南千里駅などと連携の上、対応をお願いします。	御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.4.7	R5.4.14
26	大会の場所の確保について	担当の〇〇氏や上司の方は問い合わせ内容を理解していますか。 市長杯と後援の大会の違いは理解しています。 もう1度同じ事を聞きます。こちらがお聞きしたいのは連盟の大会でも市主催と後援はなにが違うのでしょうか。 理解できないのであれば、連盟の大会で市の主催のものとは後援のものとの違いはなにかと聞いているのです。 連盟の大会を市の主催にすることにより場所代を免除し忖度しているということですか。 それとも市は答えをのりくりりかわして、うやむやにしようとしてませんか。 問い合わせ内容を無視した、馬鹿な回答はやめていただきたい。	連盟(協会)杯スポーツ大会について、御質問の意図と反する回答となってしまう、誠に申し訳ございませんでした。連盟(協会)杯スポーツ大会には、市後援及び市と連盟との共催で開催している大会がございます。共催大会は、一般の参加者を含む大会もございますが、各スポーツ施設で開催されている共催スポーツ教室の参加者が、日頃の練習の成果を発揮する場として開催しております。「市報すいた」での表記は、下記のとおり主催、共催とも市での表記となります。 市との連盟の共催：市連盟(共催)杯スポーツ大会 市の後援：後連盟(協会)杯スポーツ大会 御理解の程よろしくおしいたします。	文化スポーツ推進室	R5.4.10	R5.4.14
27	【急ぎます】12歳のコロナワクチン4回目接種について	小児用オミクロン株対応2価ワクチンの接種券が、接種が3月8日から始まっており、最後の接種から3か月以上経過していて接種可能な時期にもかかわらず、4月2週目に送付されております。 11歳までの子は、接種期間が長い大きな問題にはなりません、12歳の誕生日前後の子が大変困っております。 12歳から大人用ワクチンの接種となりますが、大人用ワクチンは5月8日から「令和5年春開始接種」となり、健康な12歳であれば接種できません。 3月4月生まれであれば、4月中に大人用「令和4年秋接種」を打つ必要が生じます。 5月生まれであれば、誕生日以前に小児用オミクロン株対応2価ワクチンを打つ必要が生じます。いずれにしても、接種券の到着が遅れたことにより、残り2週間しか残されておられません。 接種できる医療機関が限られていることもあり、非常に急いで予約する必要があります。 これらの事情を、特記することなく送付してあり、気づかずにいる方も多いと存じます。学校を通じての周知は難しく、個人での周知には限りがあります。市のLINEやTwitter等で周知していただきますよう、強くお願い申し上げます。	まずは接種券の発送についてお待たせしましたこと、心よりお詫び申し上げます。 令和4年秋開始接種については、御指摘のとおり12歳の誕生日の時期により接種できる期間が限られております。 本市では12~64歳の方、8月末までに12歳の誕生日を迎えられる方へ接種券を送付する際に、接種できる期間が限られている旨の文章を同封し注意喚起を行っているほか、12歳以上の方へは市報でもお伝えしております。 今後、より多くの方へお知らせできますよう、御指摘いただきましたことSNSの活用にも努めて参ります。	地域保健課	R5.4.13	R5.4.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
28	障がい福祉サービス受給者証の発行遅延と対応について	<p>〇〇室長様 御連絡、御解答ありがとうございます。 いただいた内容に、事務遅滞について報告があがっていたが未だ迷惑をかけている状況とおっしゃっていますが、それが怠慢だとは思われませんか？ 室長様のおっしゃることが本当であれば事務遅滞の報告が少なくとも去年の夏から3回以上挙がってきていたが、何ら改善することもなく今回同様の案件を起こしていることとなります。それを職務の怠慢と言わずなんというのでしょうか。半年以上現在の状況を放置されていたということですよね？半年以上、この状況を放置していた理由を教えてくださいませんか？ また接遇に関しても、当該案件かは不明だが不適切な接遇があったので指導したとのことですが、去年の8月以降にケースワークに携わる職員に接遇に関する研修を実施した回数も教えてください。 貴市の職員は他市の職員に比べても事務が遅れているにも関わらずとても横柄で、市民に寄り添うことのない接遇をされていると感じています。障害当事者と接する仕事で、市民に一番近いはずの市の職員に全く福祉の思いやりが感じられません。今いる職員が全員だと思いませんが、以前回答された男性のワーカーの方なんかは本当に今の担当から外していただきたいです。仕事ぶりや言いぶりから全く市民目線が感じられませんでした。 このような状況下でするので、所属の長としての責任で、昨年8月以降に接遇に関する研修を実施された回数をご教示ください。 また3月17日に回答いただいている内容で、遅滞に関して連絡をすると回答いただいているのですが、3月末の受給者証まだ未着の方がいますが連絡いただけないと思います。これはどういうことですか？虚偽の回答をいただいているのでしょうか？ 室長からは指示をされているが、指示が渡っていないのでしょうか？それとも指示自体が、実際は行われていないのでしょうか？御説明ください。 責任は室長にあるとすることで障害福祉とやりとりさせていただいていますが、市民の回答だけで、実際に行動されていないのであれば、申し訳ありませんが、障害福祉の監督責任は福祉部長や市長の責任かと思いますが、障害福祉室としての対応に問題ありませんか？ 回答いただいた内容と実際行われている業務の内容に乖離があると思いますよ。 まずは職員の質の向上に努めてください。いまそちらにいる方々は正直一緒に仕事する相手としては御免こうむりたい。信用できない方ばかりで、貴市の利用者がいなければ関わりたくないとさえ思います。 室長として、ケースワーカーに求めている資質とはどういったものでしょうか？そして今の職員はそれを満たされていますか？ 障害という困難な業務だからこそ高い資質の求められる仕事だと思います。私は今の仕事に責任と誇りを持っています。貴市の職員にそれを聞きたい。それが無いなら関わらせないような職務に異動させてください。利用者のためをお願いします。</p>	<p>重ねての貴重な御指摘を頂き誠にありがとうございます。頂きました数点の御指摘についてお答えさせていただきます。 まず、事務遅滞を放置していることは職務怠慢との御指摘でございますが、市の行う業務の遅滞に対する厳しい御指摘と受け止めさせていただきます。本市と致しましては、遅滞が発生している状況を速やかに改善すべく、必要な取り組みを進めているところですが、依然として一定数の遅滞が発生しており、関係者様には多大な御迷惑をお掛け致しておりますことにつきまして、重ねてお詫び申し上げます。 次に、職員への接遇に関する研修の回数でございますが、令和4年(2022年)8月以降本日まで、私から全職員に対して2回研修を実施し、4回個別指導を行いました。また、職員の上司に当たる者からの指導につきましては、口頭での指導などもあり、全ての件数を把握することは困難ですが、最も多い職員には少なくとも25回の指導を行ってまいりました。 次に、受給者証発行の遅延に係る関係事業者様への連絡につきましては、令和5年3月17日付で回答致しました「その他、利用者様のお考えが確定しない場合や、関係事業所様の書類作成状況に起因する場合につきましては、遅延により利用者様及び事業者様に御迷惑が掛かる旨を丁寧に説明し、遅延の防止に努めてまいります。」の記載に基づいて御意見を頂戴しているものと推察致しますが、この部分は遅滞発生の一因となり得る利用者様や事業者様(例えば計画相談支援事業者)に対して関係書類の速やかな作成を丁寧に説明してまいる旨を記載したものでございまして、利用者様が利用されている事業所様に対し、受給者証発行の遅延について本市から連絡を行う旨を記載したものではありません。 しかしながら、利用者様が利用されている事業者様に対して、事務遅滞について情報提供がなされないという事態については改善する必要があると考えており、現在どのような方法が可能か検討致しております。 最後にケースワーカーの資質に関する御指摘でございますが、御指摘頂いた接遇の内容は公務員としての資質に関わる部分であり、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とする服務の根本基準にのっとり、勤務時間の内外を問わず、公務員としての自覚と責任を持ち、信用を傷つける行為は厳に慎むことが求められていると認識しています。本事案の担当職員には事案の重大性について直接指導したいところですが、あいにく叶いませんので、公務員の資質について、職員が常に認識を持ち続けることができるよう、研修・指導を継続してまいります。</p>	障がい福祉室	R5.4.3	R5.4.17
29	骨髄提供について	<p>骨髄提供の該当者になりました。他の市町村では、助成金があることを知りました。吹田市は、2023年度も無いのでしょうか。</p>	<p>本市におきましては、骨髄ドナーの方への助成制度につきましては、現在実施しておりませんが、骨髄移植には、一人でも多くのドナー登録が必要であり、引き続きドナーの方が安心して骨髄を提供できるよう環境の整備について、国に要望をしております。 引き続き国等に要望してまいるとともに、国や他市等の動向を注視してまいります。</p>	成人保健課	R5.4.3	R5.4.17

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
30	吹田市職員の車両運転時の安全意識を高めて、安全運転に努めて頂きたい	<p>3月31日の夕刻に、出口町で横断歩道を視覚障がい者の方が、渡ろうとしていた時に、吹田市の軽自動車(白色ワンボックス)が、目の前を通過しました。横断歩道手前で一時停止すべき。</p> <p>・R3年にも、同様の事象が有り投稿しました。吹田市の車であれば、模範となる運転が必要。この時の回答文「安全意識の向上のため、毎年、交通安全講習会を開催すると共に、全職員に向け通知等により注意喚起を行っておりますが、今後も安全運転の徹底に努めてまいります。」</p> <p>Q1:吹田市が選任されている「安全運転管理者」に関する条例はありますか？また現在何名おられますか。警察署に提出されている名簿は、最新版ですか？</p> <p>Q2:「安全運転管理者」は、職員の安全運転マナーの徹底をどのようにされていますか？</p> <p>Q3:吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」をしております。主管部所である、危機管理室としては今後、どうされますか？見解をお聞かせ下さい。</p>	<p>Q1について 吹田市が任命している「安全運転管理者」に関する条例はございません。また、現在任命しております「安全運転管理者・副安全運転管理者」は、総務部2名、環境部2名、土木部2名、下水道部1名、消防本部7名の、合計14名となっております。警察署には、最新の状況で提出しております。 (担当:総務室)</p> <p>Q2について 安全運転講習会において、公用車の運転に当たっての注意事項や苦情の内容をお知らせしているほか、庁内の電子掲示板を利用して、全職員に向けて職員の安全運転マナーの向上や安全運転に関する通知をしております。 (担当:総務室)</p> <p>Q3について 安全運転の徹底は、安心安全のまちづくりの基本であり、全ての運転者が守るべきことと考えます。引き続き、車両担当部署とともに、機会をとらえて、職員の安全意識向上に努めてまいります。 (担当:危機管理室)</p>	危機管理室、総務室	R5.4.3	R5.4.17
31	続-2.吹田市HPの改善要望	<p>4月1日に「徘徊高齢者家族支援サービスは、令和5年3月末で市が業務委託している事業者との契約を終了しました」…についての疑問。</p> <p>・3月末で終了なのに、HPへの掲出が4月1日。利用者には通知されていると思いますが、今後利用を考えて居られる方に対して非常に不親切。</p> <p>・サイトの内容は、タイトル名と同じ文面であり、吹田市は今後どうされるのか…の記述が一切なし。⇒何らかの記述が必要。</p> <p>・参考に、既システムの利用者は、何人ですか教えて下さい。</p> <p>・サイトの最下段の「福祉部 高齢福祉室 支援グループ」の市役所内の位置として(低層棟1階、仮設棟)の表記がされていますが、市HPのフロア案内図には、仮設棟の表記・図示がありません。</p> <p>利用者は困ります。仮設棟が庁舎屋内通路から行けるのか、入口が屋外からなのか、自転車の場合は駐輪位置も悩みます。⇒添付画像参照。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1つ目の御指摘について 令和5年4月1日以前の「徘徊高齢者家族支援サービス」のホームページにおいては「徘徊高齢者家族支援サービスは令和5年3月末で市が業務委託している事業者との契約は終了する予定です。」のお知らせを掲載しておりました。また、ホームページ以外では、「令和4年度(2022年度)吹田市 やさしい 介護と予防」の冊子にも、記載するとともに、高齢者の総合相談の窓口である地域包括支援センター等への周知を行い、新規利用者への対応を行っていたところです。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>2つ目の御指摘について 今後につきましては令和5年4月から本格実施になった「徘徊高齢者SOSネットワーク(みまもりあいステッカー)」について、同サイトに掲載し、みまもりあいステッカーやアプリの普及啓発に引き続き努めてまいります。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>3つ目の御指摘について 「徘徊高齢者家族支援サービス」の利用者は、令和5年3月末で18名でした。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>4つ目の御指摘について 市ホームページに掲載している市役所本庁舎案内図につきましては、御指摘の点を踏まえて仮設棟の標記を追加する等、より分かりやすいものとなるよう改善いたします。 (担当:総務室)</p>	総務室、高齢福祉室	R5.4.3	R5.4.17

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
32	マイナンバーカード受け取り	<p>マイナンバーカード受け取りの予約について。ホームページでは1ヶ月後の予約しかできない。平日予約いっぱい。娘学校で土日しか休まない。予約なしで取りに行く3時間待ちとの事。</p> <p>自宅で受けとれるようにしてほしいです。免許証は郵送でうけとりました。市役所の仕事増やして(電話対応も上から目線で)、だれが得しますか。無駄な受け取りシステムやめて自宅で受けとれるよう改善望みます。市民税も高いし、不便だし。吹田市の施策(近隣の水道工事は1年以上経過しています。)のありがたについては市民としてあきらめてますが、時間はお金では買えません。お手数おかけしますが対応よろしく願いいたします。</p>	<p>マイナンバーカードは顔写真付きの公的な証明書としての機能がございまして、本人とカードの顔写真との同一性を確認の上、お渡しさせていただいております。そのため、受取りの際には、ご本人様の来庁が必要となります。お手数をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>	市民課	R5.4.10	R5.4.17
33	保育施設の利用調整(転所)について	<p>両親ともフルタイム共働きで、就労(月120時間以上)の保育標準時間認定を受けたものの、開所時間は、保育標準時間よりも短い午前8時から午後6時である公立の認定こども園(幼稚園型)にしか入所が叶いませんでした。しかし、育児休業を延長することもできない年齢であるため、やむを得ず入所しました。</p> <p>保育標準時間分の保育が必要だと市が認定したにもかかわらず、それだけの保育サービスを受受できない状況はおかしいと思います。きちんと認定された時間分、預けることのできる施設への転所が叶うよう、開所時間が認定を受けた保育必要量を満たさない園からの転所については、加点をお願いできませんか？短時間勤務をせざるを得ず、仕事と育児の両立が難しい状況です。</p> <p>そもそも調整指数として、「在園中の認定こども園、保育所に利用申込をする場合」は16点加算されるにも拘らず、転所に係る加点がない現在のルールに疑問を感じます。第15希望まで記入してなんとか入れた園と相性が悪かったということだと思っています。調整が大変になる等ご事情はおありかもしれませんが、既に保育の必要がある状態の子供が、大人の事情で合わない園に通い続けなければならない状況は改善いただきたいです。</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準における転所希望申込児童に係る調整指数につきましては、現時点では「自宅から直線距離で2km以上離れている園からより近くの園への転所を希望する場合」のみに適用することといたしておりますが、利用調整基準の内容につきましては、その時々々の社会情勢などに鑑み、必要に応じて改正する必要があると認識いたしております。</p> <p>今回の転所加点に係る御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整の実現に向け、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。</p>	保育幼稚園室	R5.4.13	R5.4.17

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	北千里駅周辺での事件について	<p>ついに北千里駅の電車内で事件が発生したようです。4月14日18時40分頃、北千里駅構外の歩道橋のエレベーターがあるところの付近で警察官と阪急電鉄の駅員、そして救急隊の人が話している被害者が誰さんとかんんとか言っていました。</p> <p>ついに阪急千里線の北千里駅で乗客のトラブルによる傷害事件が発生したようです。</p> <p>治安が悪化しているにも関わらず府営住宅を高層化し、さらに治安悪化させた吹田市の行政の罪は大きいです。</p> <p>この被害者が気の毒だ。</p> <p>私も北千里駅構内や阪急千里線の特に北千里駅の電車内でしょっちゅう不審者に絡まれ警察や駅員を呼んでいるがついに事件が起きてしまった。これは起こるべきで起こった事件だ。</p> <p>行政や警察が連携して治安悪化をなんとかしてればこんなことにはならなかった。</p> <p>まあ警察がなんとかしても行政が府営住宅高層化して世帯数倍増、質の悪い住人大量に入れているようでは話にならないですが。</p> <p>府営住宅3棟では新聞泥棒も発生したようですし。</p> <p>仕事しない警察はいらないので、ちゃんと仕事をして治安改善に努めてください。</p> <p>行政も同様。もう府営住宅増やして質の悪い住人入れるな。</p> <p>古江台の古江公園の近くの府営の向かいは空き地になっている(線路の向かい側)が、もうここに府営住宅は建てないでほしい。</p> <p>これ以上治安悪化したらアメリカの方がマシになってしまう。</p> <p>このままでは北千里が終わります。</p> <p>もう半分以上終わってますが。</p>	<p>本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.4.17	R5.4.17
35	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>4月16日16時35分頃、吹田市藤白台の府営吹田藤白台住宅1棟と5棟をつなぐ通路の5棟エントランス付近で5棟に住む〇〇号室の住人が歩きタバコをしていた。</p> <p>この男は歩きタバコをしていた当時は、上はグレーで下は黒の服だったが5棟エントランスの自分の郵便受けを開けたため名前と号室を確認している。</p> <p>5棟の住人に再度、回覧や張り紙で周知徹底、またこの号室の住人に吹田市の方から指導をお願いします。</p> <p>また歩きタバコ事案だ。最近、全く減っていない。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.4.17	R5.4.17

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36	吹田市HPの「データで知る吹田」…の改善要望	<p>吹田市HP(TOP頁)のトピックス欄に「データで知る吹田」[数字から見えてくる吹田の特徴]が掲出されていますが、最新データの表記が欲しいです。</p> <p>1-人口:令和4年1月末時点。37万8,866人 ⇒吹田市HP(TOP頁)最下段に;2023年2月末現在、381,176人が記載あり。グラフは令和2年、現在令和5年です、現状に合わせた最新データの提供をお願いします。 ⇒現在、政治・マスコミで頻りに報道される「少子化」。市民が一番ほしい情報である吹田市の特殊出生率・婚姻数の推移を教えてください。 ※吹田市が子育て世代に対応できているのか、住みやすい吹田市なのかの判断材料になります。</p> <p>2-通勤・通学人口。平成27年国勢調査より算出。⇒令和2年の国勢調査結果は、未だ発表されていないのでしょうか。</p> <p>3-都市公園の面積;令和2年3月末現在の大阪府都市公園一覧表より算出。 ⇒吹田市の健都レールサイド公園の記載がありません。吹田市は当然把握しておられるのだから、大阪府のデータでは無く吹田市のデータの記載が必要。</p> <p>4-特定非営利活動法人(NPO法人)数;令和2年6月末現在。⇒内閣府NPOホームページでは、令和5年2月末の認定数の記載が。 ※NPOのサイトでは、数はコンビニと同じくらいの数。NPO法人の推移グラフからNPO法人は減少…の記載があり。</p> <p>5-自主財源比率・住民1人あたりの地方債残高;令和元年度決算のデータ。⇒直近の令和3年度のデータの記載が必要と思います。</p> <p>6-出火率(人口1万人あたりの出火件数)・水道の有効率;令和2年吹田市消防年報。令和2年度版吹田市水道事業年報 ⇒直近の令和3年度のデータの記載が必要と思います。</p> <p>7-開業率、卸売業・小売業の年間販売額;総務省 平成28年経済センサス ⇒政府のサイトには、5年ごとに実施され令和3年のデータが公表されているように思えます。</p> <p>8-住み続けようと思っている市民の割合;令和2年度市政モニタリング調査。 ⇒吹田市は毎年、モニタリング調査を行っておられる事から、最新版・推移グラフの記載を要望。</p> <p>9-医師の数(平成30年)、病院の数(令和元年);⇒最新版の記載を要望。</p> <p>10-児童会館・児童センターの数、子育て広場の数; ⇒いつ現在の数なのか、○年○月時点の記載をされたら。</p> <p>11-大学の学生数;大阪府令和2年度 大阪の学校統計 ⇒大阪府では、2023年1月に令和4年度版が公表されています。 ※お忙しいとは思いますが、よろしくお願い致します。</p>	<p>「データで知る吹田」に記載の内容につきましては、令和5年度以降、毎年度1回、情報の更新を行う予定です。更新時期につきましては、各種データの更新時期のばらつきもあり未定でございます。 今後、情報収集に努め、データが揃う適切な時期に新しいデータへの更新を実施してまいります。</p>	シティプロモーション推進室	R5.4.10	R5.4.19
37	恫喝	<p>吹田市役所駐車場にての事。 4月5日16時頃、車で駐車場出口に向かう途中、警備員〇〇という名の女警備員から大声で恫喝され、車に同乗していた家族が恐怖を覚えた。 二度とこのような恫喝がないよう具体的な再発防止策を吹田市、及び入札警備会社に強く求める。 吹田市から回答がないので再度上記再発防止策を求める。</p>	<p>この度は警備員の対応により、ご不快な思いをされたことに対しお詫び申し上げます。 当該警備員には、安全上必要な場合に来庁者へのお声がけを行う際にも、大声で駆け寄るなど威圧的な対応とならないよう注意を行いました。また、市庁舎警備業務の受託業者に本件を報告し、指導教育責任者からも現場指導するよう伝えました。 今後につきましても、安心して市役所駐車場を御利用いただけるよう指導を徹底してまいります。</p>	総務室	R5.4.12	R5.4.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
38	続-8.吹田市HPの改善提案	<p>4月11日に掲出の「国民生活基礎調査への御協力を…」の疑問。 ・サイト内の説明文は、情報不足であり調査を受ける方は「そんな事、書いていなかった」…の場面が想定され、調査への信頼が無くなるとスムーズな調査が行えなくなります。</p> <p>1) 調査日が、令和5年6月1日(木曜)の記述が有りますが、調査スケジュール(4月中旬頃・5月下旬頃・6月1日以降・6月下旬頃・7月13日以降)の項目&内容が必要。 ⇒4月中旬頃から、調査員が訪問される…～7月迄続く事から、記述が必要。⇒添付画像-1</p> <p>2) 調査日が、令和5年6月1日(木曜)の記述が有りますが、この表現では6月1日に調査員が訪問…と勘違いが… ⇒6月1日時点の情報の調査としますので表現に工夫が必要。⇒[例]調査基準日は6月1日(木曜日) ⇒添付画像-2</p> <p>3) 回答方法について、国勢調査のように対面回収方式とオンラインによる方法の選択式について記載が必要。 ⇒調査事項が、「世帯員数、5月中の家計支出総額、最多所得者、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、傷病の状況、公的年金・恩給の需給状況、所得の種類別金額等」…など、調査員に知られたくない項目が多いので明記が必要。</p> <p>4) サイトの末尾に「不審に感じた場合は、調査員証の掲示を求めらるか、国民生活基礎調査コールセンターまでご連絡ください」の文言に違和感が… ⇒今回の調査項目には、世帯員の構成・収入・支出他があり、回答者にすれば非常に不安。⇒調査員は調査員証(顔写真付き)をまず最初に提示して信頼関係を築く必要有り。順序が逆。 ・数か月前に、関東で押し込み強盗・強殺が連続発生。拙宅で2か月前にインターネットのプロバイダーの切替の営業マン。首から顔写真月の名札が有りましたが、説明につじつまがなく、結局は騙しの営業でした。</p> <p>5) 調査員証の発行者は、吹田市長さんが任命・委託することから、調査員証(見本入り)の画像をサイトに貼付けられたら… ⇒「不審に感じた場合は、国民生活基礎調査コールセンターまでご連絡…」では無く、吹田市が調査員の信用度を調査を受ける方に対して担保すべきと考えます。⇒吹田市の連絡先の電話番号を掲載されたし。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>調査日について、6月1日(木曜)と記載していましたが、基準日であり実際に調査員が訪問する日ではなく、誤解を招く表現であったことから、詳細なスケジュールを追記しました。 回答方法について、記載がなかったため、オンラインでの回答を含め、詳細に記載しました。 調査員証の提示について、実際には、これまでから調査員であることを名乗り、調査員証を提示のうえで訪問しておりました。厚生労働省の表現にあわせておりましたが、実態に沿うよう修正しました。 調査員証をホームページに掲載という御提案については、偽造防止等の観点から差し控えていただきます。 吹田市の連絡先については、ホームページの下段に記載があること、本事業の主体は国であり、本市へ問い合わせをいただいたとしても、国のコールセンターを御案内することになることから、本文への記載を見送らせていただきます。</p>	保健医療総務室	R5.4.12	R5.4.21
39	北千里駅ロータリーの道路の凸凹について	<p>4月9日早朝の清掃活動時に北千里駅ロータリーのタクシー乗り場あたりの車道の真ん中付近に凹凸があり、コケそうになりました。 いつの間に陥没したかわかりませんが、危ないので補修をお願いします。</p>	<p>現地確認を行ったのですが、場所を特定できなかったため、具体的な場所を教えてくださいただけないでしょうか。 写真等があれば送付いただけると場所を特定しやすく助かります。</p>	道路室	R5.4.14	R5.4.21
40	大会の場所の確保について	<p>連盟杯の市の主催になっているのは市と連盟とが共催で行い、教室に参加している方の発表の場所としての大会ということは理解しましたが、市報やホームページを見ますと、市の主催や共催で行っている大会やスポーツ施設で行っている共催スポーツ教室は参加費を徴収されています。その参加費は、市の収入でしょうかそれと連盟の収入になるのでしょうか。 市の主催は場所代が免除と2回目の回答で頂いていますが、連盟の為に先に場所を確保して教室や大会を行い、参加費がもし連盟の収入になるのであれば、他の団体との公平性に欠け、市が連盟に忖度をしているように感じます。 他の団体も連盟と同じように教室や大会ができないものでしょうか。 また、1回目に頂きました回答と2回目と3回目に頂きました回答の文章の書き方が異なりますがなぜ違いがあるのでしょうか。</p>	<p>市の主催・共催スポーツ大会及び共催スポーツ教室での参加費につきましては、連盟(協会)の収入となっており、これらの収入は、全て大会及び教室運営に充てられております。また、他の団体も連盟と同じように教室や大会ができないか、との御質問については、以前の回答と重複しますが、主催・共催スポーツ大会等を優先させていただき、次に市後援の大会等を調整させていただいておりますので、御理解の程、よろしく願いいたします。回答の文書につきましては、1回目は、回答様式を使用せず、回答文を送付してしまいました。誠に申し訳ございませんでした。市後援の大会開催を御検討中でございましたら御相談いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>	文化スポーツ推進室	R5.4.17	R5.4.21

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41	北千里駅周辺での歩きタバコについて	4月19日8時30分頃、吹田市藤白台の府営吹田藤白台3棟から1棟に抜ける通路で下下黒で黒い帽子をかぶった30~40代くらいの男が歩きタバコをしていた。 府営3棟の住人と思われるのでエントランス掲示板や回覧で歩きタバコ禁止の周知、事案の公表をお願いします。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.4.21	R5.4.21
42	続2・片山公園にタイムカプセルが設置されてから32年が経過。開封時期の繰り上げのお願い。	令和3年7月21日に投稿。8月4日の市シティプロモーション推進室の回答「市制施行100周年に開封することを予定、繰上げ開封の必要性等については今後検討」「連絡先のリストの有無は現在調査中ですので改めて回答いたします」を頂いております。1年8か月が経過。 ⇒コロナ禍で有りましたが、今日時点で未回答。そろそろご決断をお願い致します。 2017年の吹田市第4次総合計画のワークショップ後の意見募集でも、書面でタイムカプセルの繰上げ開封について提出しております。 ・R5年3月8日。【茅野市】タイムカプセルに納められた23年前の手紙…4089通のうち、3400通が、連絡がつかず未返却。 ・R5年3月22日。【神戸市灘区の摩耶山】タイムカプセルに納められた40年ぶりの手紙1143枚の手紙の内、約1千枚、連絡がつかず未返却。 ・R3年7月投稿時にも、カプセル内の多くの内容物が返却困難を記載。 ※タイムカプセル開封の目的は、当時、カプセルに入れられた色々な世代の方々が寄り集まって思い出や吹田の身近な歴史を語りあい、感動する場面や賑わいのある開封に興味があると考えます。 ・対象者に連絡を取るのには困難。当時のことを知る職員もほとんどおらず、詳細はほぼ不明という実情。 ・当時の小中学生などは、就職・結婚(特に女性は)などで他府県や他市に転居されている方も。また実家も無くなり連絡先が無くなっていると考えます。 ・開封時期が吹田市100周年に行われると考えておられるのならば、今から約20年後の2040年になります。 ・私の知人(70才代)が当時、PTAの会長をしており平和の鐘の除幕式に立ち会った…と聞いております。今から20年後は90才代に。 ※20年前の2003年5月23日は個人情報保護法の成立日。タイムカプセル事業は例えタイムカプセルの中身返却用でも卒アル等の個人情報を外部に引き渡す事へ、有効な許諾を得られず、効率的に返却できないと考えられます。加えて片山公園に隣接のJR西の住宅の多くが解体され大和大学が建設。 ・タイムカプセル開封についての判断・決裁権限者は誰になりますか?。早期のご判断をお願いします。 ※タイムカプセルが土中に50年間、カプセルの防水処理も心配。大人の事情ではないご判断をお願いします。開封式が寂しいのは、避けて頂きたいです。	前回、御意見をいただいた後も連絡先リストの有無について調査させていただきましたが、リストの存在については確認することができませんでした。 また、タイムカプセルには当時の小中学生の作文が入れられておりますが、開封には多額の費用がかかることも踏まえ、当時の決定に従い、市政施行100周年に開封いたします。	シティプロモーション推進室	R5.4.10	R5.4.24

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	続-7.吹田市HPの改善提案	<p>4月10日に掲出の「吹田市主催採用試験説明会」の疑問。 ・私は、タイトルの“主催”の文字を見て、吹田市が吹田市内の企業が行う採用についての取りまとめの合同説明会?…と勘違いをしてしまいました。 ⇒(案)サイト内の[副題]「令和5年度(2023年度)職員採用候補者試験説明会」にされた方が応募者には分かり易いと思います。 ⇒添付画像-1-下。 ・吹田市HP(TOP頁)の最新情報(4/10)の枠外にはみ出して、今は「吹田市主催採用試験説明会」のタイトルが見えません。⇒添付画像-2 ・新着更新情報一覧(4月10日)のサイトを見れば分かりますが、日にちの経過と共に下に繰り下がって、応募希望者の目から遠ざかって行きます。 ⇒吹田市HP(TOP頁)の最新情報の「採用情報」のタブには、説明会の掲出がされておらず、掲出をされたらいかがでしょうか。 ⇒添付画像-1-上[採用情報]。 ・吹田市HP(TOP頁)の“市政”⇒人事・職員採用⇒職員採用試験のサイトに至るまでは、応募希望者の目に触れにくいと思います。 ※3月29日に、後藤市長からメッセージ(吹田市職員に応募して下さい)掲出されており、リンクを貼られたら良いかと思えます。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>①より分かりやすい表現とするため、御指摘も参考に「吹田市主催職員採用試験説明会」とタイトルを改めます。併せて、外部団体主催イベントページのタイトルも「外部団体主催吹田市職員採用試験関連イベント」に改めます。 ②ホームページトップの最新情報につきましては、日々新たな情報が掲載されるため、御指摘のとおりトップページの「すべて」に掲載される期間は短くなってしまいます。このことから、最新情報の中に「採用情報」のみを表示する機能を追加しております。現在は説明会の情報をシステムの仕様上「採用情報」には掲載できず「お知らせ」欄に掲載しておりますが、今後掲載する情報は「採用情報」へ掲載できるよう対応中です。 ③吹田市採用試験ページの表示方法は、HP上部の検索機能を活用いただく場合や、SNS等での通知にあるリンクから直接アクセスする場合など様々ありますが、リンクの貼り付けも含め、必要とする情報に、よりたどり着きやすいよう、今後とも工夫してまいります。</p>	人事室	R5.4.11	R5.4.25
44	インボイス中止を求める意見書について	<p>祖父・母・私は親子3代、吹田市で生まれ、育ちました。 その思い入れのある土地の市政において真面目に働いている者を虐げる決定がなされたことに強い怒りを感じています。 政治に関わる者であれば、インボイス制度に関わる消費税がいかに歪められて周知されているかはご存じでしょう。 知っておいて市民に嘘を吐き増税を押し付けるインボイス制度を看過するのは詐欺の幫助と変わらないではありませんか? 吹田市だけに絞っても、僅かばかりの税収のために、多くの失業者による市財政へのダメージは計り知れないでしょう。 政府の思惑通り消費税率が上がったとしても、後始末で痛い目を見るのは地方自治体である市町村なのは火を見るよりも明らかです。 政府へのインボイス中止を求める意見書の速やかな提出を求めます。</p>	<p>インボイス制度については、消費税における複数税率採用に伴う適正な課税の観点から実施が決定されたものであり、市として国に対してその見直しや中止を求める立場にはないと認識でございます。</p>	企画財政室	R5.4.18	R5.4.25
45	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>4月12日18時10分頃、北千里駅近くの公社2棟付近で上は黒、下は青いジーパンの50～60代くらいの男が歩きタバコをしていた。当該男はピアノ池方面に歩いて行った。 最近、暖かくなり歩きタバコが増えてきているので今後も張り紙や職員の巡回など継続していただきたい。 今日もスモークフリーすいたの番組をテレビでやっていた。 スモークフリーを掲げるなら早期に歩きタバコの街にしなければならぬ。これは民度の問題だ。</p>	<p>御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。 引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.4.13	R5.4.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
46	続-9.吹田市HPの改善提案	<p>4月4日に掲出の「消防本部採用情報 試験申込」ならびに4月14日に掲出の「令和5年度吹田市消防職員採用候補者試験について」の要望・提案。 就職するというのは、人生における重要なイベントです。職員の募集案内のHP作成に際しては、応募者に配慮した内容にされた方がよいかと思えます。 1) 4月4日に掲出の「消防本部採用情報 試験申込」サイト内の説明文は非常に情報不足です。 ⇒消防職員採用申込フォームのみで、「募集要項をご確認の上、申込ください」の記述がありますが、「募集要項」の貼付けが無く不親切。 ※「募集要項」は4月14日に掲出。(採用予定人員、申込書受付期間、試験日時及び試験会場、受験資格、試験の方法など他) ⇒添付画像-1 下-募集要項無し。上-採用情報に無し 2) 4月14日に掲出の「令和5年度吹田市消防職員採用候補者試験について」への要望。 ⇒添付画像-2 本来の募集案内のサイトに思えます。4/4にもこのようにされていたら応募者には分かりやすかった。 「募集要項」で、申込期間が令和5年4月4日(火)～4月23日(日)である事から、タイトルに申込締切日:4月23日(日)を補記されたら良かった。 「第1次試験について(1)午前中に一般教養試験があります」…の記述がありますが、4月14日に掲出の総務部人事室による「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」のサイトには、「令和5年度からは一般教養試験を廃止」…の記述があります。 ⇒吹田市の職員募集について、整合性が必要。 ⇒個人的には、消防職員採用候補者試験では、“一般教養試験”が必要だと思います。⇒総務部人事室による“市職員の募集”のサイトには、人事室として例外規定の但し書きの記載が必要。 「募集要項」で、「試験申込書等の郵便請求期間 令和5年3月28日(火)から令和5年4月12日(水)まで(必着)」の記述がありますが、既に請求期間を過ぎているHP掲出。⇒何か変。 3) 消防職員採用候補者試験で「5月13日(土)の第1次試験を中止した場合は5月21日(日)に順延とします。」の記述がありますが⇒ ⇒順延であれば、5月14日(日)と思います。 ⇒5月21日(日)であれば、“延期”の表現になりますので、確認をお願いします。 4) 広報課の方へ。市HP(Top頁)の新着情報欄の“お知らせ”のタブと“採用情報”のタブの使い分けについてHPのマニュアルでは、どのようになっているのでしょうか。 ・今回の消防職員採用候補者試験では、いずれのタブに掲出されていません。 ⇒添付画像-1 下-募集要項無し。上-採用情報に無し ・4月14日に掲出の「吹田市主催採用試験説明会」が、“採用情報”のタブでは無く、“お知らせ”のタブに掲出されています。 ⇒「吹田市主催採用試験説明会」について、個人的には“採用情報”のタブの方が市民の目に触れやすいと思います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>(1)について 募集要項については3月27日に掲載済みです。ただ、御指摘のとおり別ページでわかりづらいところがありましたので統合しました。貴重な御意見ありがとうございます。 (担当:総務予防室)</p> <p>(2)について 試験申込書等の郵便請求につきまして、募集要項を3月27日に掲載していましたので、応募者は請求期間に確認できる状態でした。その他、いただいた御意見を今後の広報業務に生かしていきます。 (担当:総務予防室)</p> <p>「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」ページ内では、人事室が実施する職員採用候補者試験の試験区分等を示しており、同ページ内に消防職についての記載をすると却って混乱を招くおそれがあることから、但し書きは記載しておりません。 (担当:人事室)</p> <p>(3)について 御指摘のとおり「延期」が正しい表現となります。次回の募集要項に反映させていただきます。 (担当:総務予防室)</p> <p>(4)について HPのページ作成については、発信用途に適したページ様式を使用し作成することとしており、使用するページ様式によって“お知らせ”や“採用情報”のタブに掲出される仕様となっております。広報課では定期的にページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	人事室、広報課、総務予防室	R5.4.17	R5.4.28
47	続-10.吹田市HPの改善提案	<p>4月14日に掲出の「大阪大学との医療連携」について、タイトルの改善要望。 サイトの内容は、吹田市立地域支援センターと大阪大学医学部附属病院が連携して、発達に課題のあるお子さまの相談・支援を行います。⇒添付画像参照 ⇒児童部 こども発達支援センターは、市民に分かり易いタイトルの工夫を要望。 ・大学と附属病院の役割は異なります。また、医療連携の“医療”も広範囲にわたる事からタイトルを工夫されて市民に分かり易くして頂きたい。 ・タイトルを見られた市民の中には、難病の方、身体障がい・視覚障がい者、病気治療で原因不明により治療方法が確立されていない方…等は、このサイトを見て期待を裏切られた…と思われる市民がおられるかもしれません。 ⇒[仮案]「大阪大学医学部附属病院と連携による、発達に課題のあるお子さまの相談・支援」 ・広報課の方へ。このタイトルはサイトの内容とアンマッチ。 ⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化をお願いします。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について 貴重な御意見ありがとうございます。 いただいた御意見を踏まえ、サイトの内容を修正いたしました。 今後とも、市民の皆様に分かりやすい内容を吹田市ホームページから発信できるよう努めてまいります。 (担当:こども発達支援センター)</p> <p>3つ目の御指摘について HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、ご意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。 また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	広報課、こども発達支援センター	R5.4.17	R5.4.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
48	続-16。吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案。	<p>・3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます。 ⇒【仮案】『高齢者に3千円分のギフトカードを5月下旬から6月上旬に順次発送します』</p>	<p>タイトルについては、ホームページをスマートフォンで閲覧した場合にも見やすいよう、短く簡潔にしています。配付時期についてはページ内において太字及び赤字で強調して表示しています。今後もわかりやすく、見やすいホームページの作成に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	高齢福祉室	R5.4.24	R5.4.28
49	ハラスメントへの人事部での対応	<p>4月25日に、市民が職員からハラスメントを受けたという相談を電話で人事部の〇〇氏としたところ、以下のような対応でした。 ・ハラスメントではないと判断した理由を、こちらから尋ねないと話さない ・ハラスメントではないと「誰が」判断したのか、との問いに「こちら」としか返答しない ・こちらが話しているときに喋り出す ・人の話を聞かず、会話が通じない ・こちらの質問に答えず、何度も同じ主張を繰り返す ・話をすり替える(「意見に答えない」という話を「採択されない」「提案を受け入れない」にすり替えた) ・遠回しな返答が多く意味がわかりづらい ・終始早口で聞き取りにくい ・こちらが喋っている途中に勝手に電話を別人に繋ぐ</p> <p>またハラスメントの行為者としている障がい福祉室に勝手に電話を繋ぎましたが、一般にハラスメント対応において、当事者間のみで話し合うことは不可とされています。</p> <p>質問です。 (1) 市役所には、職員が市民にハラスメントを行った場合の対応手順は明文化されているのか。あるなら公開されているのか(検索しても出て来ないが) (2) 明文化されているのであれば、〇〇氏の対応はそれに沿ったものだったのか (3) ハラスメントではないと判断したのは〇〇氏1人なのか。だとすると、それが正式な手順なのか (4) ハラスメント相談において、当事者間で話をさせるのは市役所のハラスメント対応として正式な手順なのか (5) 喋っている途中で勝手に電話を別人に繋ぐのは、社会人として常識のある行為か (6) ハラスメントではなかったから問題ないという返答が予想されるが、その場合でもネット上には「結果を当事者に伝え、判断に至った経緯や根拠を丁寧に説明します。当事者からこの判断について不服申し立てがあった場合には、再度調査を行うことも考えられます」とある。〇〇氏の対応はこれを満たしているか。</p>	<p>お問合せいただいた内容は、会議の運営に関するものであり、ハラスメントの問題ではないと認識しております。 会議の事務を所管する障がい福祉室において対応されていることを確認しておりますので、御了承の程よろしく願いいたします。</p>	人事部	R5.4.26	R5.4.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
50	JR吹田駅北口ロータリーの喫煙所における禁煙動画の放映について	<p>この度は、JR吹田駅北口ロータリーの喫煙所(卒煙支援ブース)において、禁煙を促す動画を流すモニターが設置されているにもかかわらず、動画が流れていないことについて、お問い合わせいたします。朝8時ごろに通ると動画が流れていることがありますが、日中や夕方7時ごろになるとモニターは真っ暗な状態であり、何らかのトラブルが発生していると考えられます。</p> <p>税金の支出意図としては、「卒煙支援」を名乗っている通り、禁煙のための施設として整備された喫煙所であるべきです。しかしながら、動画が流れないことで、本来の目的を果たせていない状況にあります。</p> <p>ここで、以下の質問をさせていただきたく思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 動画を流している時間帯は限られているのでしょうか？ 2. もし限られている場合、動画を流す時間帯はいつなのでしょう？ 3. 動画に限られた時間帯にしか流れていない場合、なぜ常時放映しないのでしょうか？ 4. 意図した時間帯に動画が放映されていることを確認しているのでしょうか？ <p>さらに、私たちは以下の要望を申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 禁煙を促す動画を常時放映するように改めていただきたく、お願い申し上げます。 <p>以上、ご確認の程、よろしくお願いたします。</p>	<p>本ブースは受動喫煙への対応や環境美化、喫煙者に対し禁煙への行動変容を促すことを目的に設置しており、ブース内で禁煙を促す動画を常時上映することで、卒煙を支援するものです。</p> <p>4月3日の供用開始以降、定期的に現場確認を行う中で、ご指摘のとおり映像が流れていない時間帯があることを把握し、原因究明を行ってまいりました。取付業者や製造メーカーにも調査を依頼する中で、ディスプレイの初期設定誤りの可能性があることが判明し、現在は応急的に対応している状況でございます。</p> <p>大変ご迷惑をおかけしておりますが、今後とも卒煙支援を推進するため、啓発動画等による効果的な情報提供に努めてまいりますので、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	健康まちづくり室	R5.4.20	R5.5.1
51	北千里高校の自転車の運転が相変わらずひどすぎる	<p>北千里高校の自転車の運転がまた以前のようなひどさになっている。</p> <p>北千里高校の生徒が女性と事故を起こしてから少しはマシになったもののまた3列や4列で並走して車やバイク、他の自転車や歩行者の邪魔をしている。</p> <p>今日も駅までいくと対向車線全部が北千里高校の自転車の集団で埋まっていた。本当にひどい。</p> <p>これでは指導しているとは到底言えない。</p> <p>普通は1列、違反だが許しても2列までだ。</p> <p>事故後意見を伝えると2列以下になった生徒がほとんどだったのに、また3列以上になっている実態だ。</p> <p>もう北千里高校の先生を北千里からピアノ池方面に向かう道路に配置して注意してもらえないでしょうか。</p> <p>以前も言いましたが、私もこの生徒を避けるためにハンドルを切って単独事故を起こしケガをしたことがあります。</p> <p>当の生徒は逃げました、もう20年以上前のことです。</p> <p>20年以上前から何も変わっていない。</p> <p>これは北千里高校の伝統のようだ。</p> <p>北千里高校生の自転車といえば昔、後ろから追いかけて速度計で測ってみると25キロほど出しており原付と遜色ないほどの速度で走っていた。若いから体力もあり飛ばす年頃だから余計危ない。</p> <p>本当にこの状況では大事故を起こしかねないので至急自転車の交通法規について全生徒を対象に講習などお願いします。</p>	<p>北千里高校の生徒の自転車運転がひどい件について、北千里高校に頂戴したご意見を申し伝えるとともに、再度、生徒への通学、帰宅時における自転車の運転マナーについて指導するようにお伝えいたします。</p>	総務交通室	R5.4.17	R5.5.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
52	障がい福祉サービス受給者証の発行遅延及と対応について	<p>福祉部長様 障がい福祉室長様</p> <p>まずはお忙しい中、御解答ありがとうございます。</p> <p>さて、質問させていただいた内容に御解答いただけていないので繰り返しの質問となります。私がお聞きしているのは、昨年8月から、報告があつていないはずの事務遅滞を、「なぜ」放置されているかを教えてください。</p> <p>少なくとも昨年8月に私の勤める事業所において受給者証の遅れや記載ミスを起こされており事務の改善を求めました。それがなぜ今年になっても改善されていないかの理由を教えてください。きちんとこちらの利用者さんたちに納得のいく説明をさせていただきたいので貴室が事務遅滞を放置されている見解を教えてください。謝罪とかでははなから説明を求めています。</p> <p>上司による管理責任の問題でしょうか？担当ケースワーカーの責任の無さが原因でしょうか？</p> <p>恐らく両方でしょうね。多い人間で25回も口頭指導を行ったありますが、そこまで指摘しなければいけない人間を利用者に一番近いケースワーカーの業務に臨ませている理由はなんですか？普通に考えれば個別指導が半年で25回は多すぎませんか？利用者の方々を馬鹿にされているのですか？</p> <p>25回の口頭指導を実施しながら結果、まだワーカーによる事務遅滞を改善できていないというのはあまりにもひどい回答です。その回答で十分改善ができていないのですか。あなた方は、障がい福祉の利用者を馬鹿にしているのではないのですか？それが故意か過失かは別としてそれが業務の結果として出ています。</p> <p>そのような職場だから、職員が事業所を馬鹿にした態度をとられているんですよ。受給者証が遅れても悪びれず、請求が通るから大丈夫だと発言するような職員を出している責任をしっかりと自覚してください。本当に腹立たしい回答です。同じ福祉に携わる人間として、元公務員として断じて許容できない回答です。本当に馬鹿にされているようにしか感じませんし、憤りを感じています。</p> <p>今回の回答で思いましたが、これはやはり障がい福祉室だけでは解決できないですよね？口頭指導も25回も実施され、職場で連携研修も実施され、半分以上がけでも改善できないのですよね？部長様には指摘されていますか？</p> <p>御解答の内容には具体的方策や、期限が全く示されていませんよね？これは今の職場や担当者では難しいとご認識されている証拠ですね。そのようなつもりで改善などできようはずがありません。人事担当や部長様ときちんと相談され、適切な人間がケースワーカーとして担当していただかないと利用者にはたまったものではありません。忙しいのもあるでしょう。ですが利用者からするとあなた方の事情は知る由もありません。</p> <p>また、遅延により利用者様及び事業者様に御迷惑が掛かる旨を丁寧に説明し、遅延の防止に努めてまいります。について、本市から連絡するものではないことですが、連絡はされていますか？それができないほどの数の事務遅滞が発生しているのでしょうか？</p> <p>最後に書かれている部分はその答えでしょう。直接指導したいが叶わないと仰っているのは、それだけ事務遅滞が発生していて把握しきれないというところになりません。最初回数を出していただけない部分もここが原因ですね。つまりあなた方は、遅滞は把握しているが、数も把握できないという遅滞の件数があり、改善もいつまでにも出来るといったスケジュールも立てていないと仰られているのを自覚されておられますか？</p> <p>自覚があるかは知りませんが、貴室の回答はそういうことですよね？もし違うのであればきちんとした数字を出してお話をさせていただきませんか？受給者証の期限が切れるまでできると利用者の手元に届けられている数や率をお話をさせていただきませんか？</p> <p>また、今回の内容を部長様にも御共有ください。</p> <p>貴室では対応しきれなくて、利用者に迷惑をまだかけ続け、具体的な方策や期限も示せないのであれば貴室はこれ以上お話ししても貴室にも御迷惑になるうかと思しますので、そちらを管理すべきに御対応をお願いします。</p>	<p>まず、事務遅滞を放置しているとの御指摘でございますが、本市と致しましては事務遅滞が発生していることを重く受け止め、必要な取り組みを進めているところでございます。現在の状況をできるだけ早く改善したいと考えておりますが、新たな取り組みの効果が出るにはなお時間を要する状況であり、効果について具体的な達成期限を申し上げるのは困難な状況でございます。具体的な解決策と致しましては、人員体制の整備や事務フローの見直しなどを行っております。また、受給者証の申請手続きについて、本市が提出期限を設け、厳格に運用することも考えられますが、やむを得ない事情により申請が遅れているケースも多く見受けられ、期限を厳格に運用することで、サービスが継続できない利用者様が発生し、ひいては事業者様の支払いまで影響する恐れがあることから、慎重に判断する必要があると考えております。今後も重層的に改善策を進めてまいります所存でございます。</p> <p>次に、受給者証発行の遅滞が発生している場合の関係事業者様への連絡及び本市職員の資質についての御指摘でございますが、先に送付致しました令和5年4月17日付の文書でお示ししたとおりでございます。</p> <p>次に、事務遅滞の数字を出すようにとの御希望でございますが、先に送付致しました令和5年3月9日付の文書でお示ししたとおりでございます。</p> <p>なお、御指摘の点につきましては、福祉部長に報告し情報共有を行いながら業務改善を進めております。</p>	障がい福祉室	R5.4.18	R5.5.2
53	続-12.吹田市HP「市役所本庁舎における電気自動車用充電設備(中略)競争入札」の改善提案	<p>4月18日に掲出の「市役所本庁舎における電気自動車用充電設備(中略)競争入札」について、タイトルの改善提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務室は、この案件について4月14日に入札募集について掲出されており、18日にも同じタイトルで掲出。 ・サイトの内容は、「募集の終了」です。⇒タイトルに「募集の終了」ならびにサイトの冒頭に「募集終了の説明文」を補記されれば分かり易い。 ・募集期間が、2023年4月17日～4月21日なのに、4月18日の早期終了…って何か変。募集期間が4日間…って短い気がします。 <p>※もしかして、不測の事態が生じたのであれば、「一旦保留」「後日、再募集をします」を記されたら…</p>	<p>御意見を踏まえ、今後ホームページ上の情報を更新(再掲)する際には、トップページ等に表示される新着お知らせのタイトルを工夫する等、分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p>	総務室	R5.4.24	R5.5.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
54	続-13. 吹田市HP「北千里市民体育館の臨時休館」の改善提案	<p>4月20日に掲出の「北千里市民体育館の臨時休館」について、タイトルの改善提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトを見ると、電気設備の不具合のため臨時休館していたが、4月21日から再開。なお、選挙のため4月22日から4月24日18時まで利用不可の記述。⇒電気設備の不具合は復旧完了で21日に利用再開。加えて選挙の為、4月24日18時まで利用不可の記述が必要。 ・指定管理者(ミズノ)のサイトを見ると、重要なお知らせには、選挙による臨時休館の記載がありません。吹田市は、指定管理者に対してどのような連絡をされたのでしょうか。 <p>⇒添付画像参照。北千里体育館休館。左:市HP。右:ミズノHP ⇒予約の段階で分かると思いますが、トップページで分かるようにされたら良いかと思えます。ミズノのサイトをお気に入りに入れていたら混乱されます。 ・4月から新しく吹田市民になられた方も多くおられます。吹田市のHPの信頼度を高めて頂けますでしょうか。</p>	<p>吹田市のホームページに掲載の新着情報のタイトルにつきまして、改善を図ってまいります。</p> <p>また、指定管理者(ミズノ)のサイトの「重要なお知らせ」及び「新着情報」にはシステム上ページのタイトル等のみの掲載となり、タイトル等をクリックしていただくページが開き、具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。</p> <p>なお、選挙による臨時休館についての記載につきましては、クリック先のページになりますが吹田市のホームページと同様の内容を掲載しております。</p> <p>いただきましたご意見を参考に更なる施設運営に繋がるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p>	文化スポーツ推進室	R5.4.24	R5.5.2
55	コロナの物資支援について	<p>コロナになりました。高熱が出て外出もできません。家族もコロナになり、他に頼れる人もいません。なぜ他の大阪府市は物資支援しているのに吹田はないんですか？高齢者や低所得者向けにしか、お金を使ってませんよね？働いてる人はそれなりに税金払ってるのにおかしくないですか？考え方が古いです。</p>	<p>吹田市では食料支援が必要な方に対しては、食料品等を詰めた自宅療養支援パックを配布しております。1世帯につき1セットになります。</p> <p>以下の全てに該当する方が配布の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状があること ・同居家族が自宅療養支援パックの配布を受けていないこと ・独居又は買い物に行ける同居家族が全員陽性であること ・インターネットでの食料調達ができないこと ・身近に食料等を届けてもらえる方がいないこと ・その他の方法による、食料品の確保が困難であること <p>食料支援に関する申し込みは下記にご連絡ください。 連絡先: 吹田市新型コロナ関係事務処理センター(06-6155-6121) よろしくお願いいたします。</p>	地域保健課	R5.5.1	R5.5.2
56	ハラスメントへの人事室での対応2	<p>吹田市総務部人事室 人事担当様 質問に答えてください。</p>	<p>市民の声No8082で回答済です。</p>	人事室	R5.5.2	R5.5.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
57	続-11. 吹田市HP「消費者のつどい」の改善提案	<p>4月18日に掲出の「消費者のつどい」について、タイトルの改善提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このタイトルでは、集まって何をするのん…。市民は内容のイメージが沸きません。HPのタイトルを見られた方はスルーされそうな予感。 ・市民総務室へ。タイトルに実施内容を補記して市民に関心を持って頂き、多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取組んでいます…のPRで市のイメージアップも。 <p>⇒[仮案]「消費者のつどい。講座名: プラグみ削減! 私たちに出来ること。5月20日(土)要予約」</p> <p>・広報課の方へ。昨年9月に今回の件のような事を含めて数十件の投稿をしており、中々改善が見られません。</p> <p>⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p>	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について</p> <p>この度は貴重な御意見ありがとうございました。5月が「消費者月間」であることから、「消費者のつどい」「消費生活展」を行うため、ホームページの形式を整えました。</p> <p>今後も、よりわかりやすいページ作成に努めてまいります。</p> <p>(担当: 市民総務室)</p> <p>3つ目の御指摘について</p> <p>HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。</p> <p>また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。</p> <p>(担当: 広報課)</p>	広報課、市民総務室	R5.4.24	R5.5.8
58	続-14. 吹田市HP「消費生活展」の改善提案	<p>4月20日に掲出の「消費生活展」について、タイトルの改善提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活って色々な場面があります。このタイトルでは、何を展示されるのか…。市民は内容のイメージが沸きません。 ・市民総務室へ。タイトルに具体的な内容を補記して市民に関心を持って頂き、行ってみよかと思って頂き、多くの参加者を募る。そして吹田市はこんなことに取組んでいます…のPRで市のイメージアップも。 <p>⇒[仮案]「消費生活展: 特殊詐欺や悪質商法の被害防止のための展示。5月19日(金)5月20日(土)」</p> <p>・広報課の方へ。⇒マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p>	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について</p> <p>この度は貴重な御意見ありがとうございました。5月が「消費者月間」であることから、「消費者のつどい」「消費生活展」を行うため、ホームページの形式を整えました。</p> <p>今後も、よりわかりやすいページ作成に努めてまいります。</p> <p>(担当: 市民総務室)</p> <p>3つ目の御指摘について</p> <p>HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。</p> <p>また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。</p> <p>(担当: 広報課)</p>	広報課、市民総務室	R5.4.24	R5.5.8
59	続-15. 吹田市HP。4/21の「平和祈念資料館の平和映画会」について、タイトルの改善提案。	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトルに、上映作品名を補記されたら、関心呼び込むことにより観客数の増加が見込めるかも…。 <p>⇒[仮案]『平和祈念資料館の5月度平和映画会「ヒトラー暗殺、13分の誤算」。要申込』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月から新しく吹田市民になられた方も多くおられます。吹田市の取組み状況のPRにも…。 <p>・広報課の方へ。⇒タイトルに具体的な内容を持たせる事について、マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p>	<p>1つ目及び2つ目の御指摘について</p> <p>可能な限りわかりやすい表記となるよう努めてまいります。</p> <p>(担当: 人権政策室)</p> <p>3つ目の御指摘について</p> <p>HPにつきましては、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に基づき、運用しており、御意見を賜りましたページタイトルにつきましても、ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。</p> <p>また、広報課では定期的に掲載ページの点検を行っており、不備等がありましたら修正するよう担当部署に助言や指導を行っており、引き続き見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。</p> <p>(担当: 広報課)</p>	広報課、人権政策室	R5.4.24	R5.5.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
60	母子家庭なのに兄弟保育園別々について	<p>母子家庭で県外から越してきて、現在フルタイムの正社員で土曜も出勤があります。</p> <p>が、5月の保育園入所の通知が、兄弟別々の園の入所できました。吹田市の保育園入所問い合わせに電話したら、男性の担当が話を伺ってくれ5分以上保留にされたあと、別の男性から、もう決まっていることだから5月は別々に入れて転出して6月同じところに希望だして入れたらいいねと言われました。</p> <p>母子家庭なのに別々ってどういうことですか？</p> <p>下の子が受かった保育園は第二希望の保育園ですが、そちらには上の子の通知はきておらず、きてたら入れると言われました。それを問い合わせで説明しても、市が枠を決めてるの一点ばり。私もわからず電話を一旦きりましたが、おかしいと思います。</p> <p>きちんとした誠意ある対応していただけないでしょうか。ご回答よろしく願います。</p>	<p>きょうだい同時入所選考に当たっては、利用申込の際に選考方法を保護者の方から確認させていただき、その内容に基づき利用調整を行っており、きょうだいと同時に同じ保育所に入所ができない場合は、きょうだいそれぞれの希望順位に沿って入所可能な保育所に入所いただくこともございます。きょうだい分園となり、通園等でご負担をお掛けすることとなりますが、今回の入室決定につきましては、御希望いただきました園の利用状況等を踏まえたものでございますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしく願いたします。なお、各園の入所人数については、毎月、各園と本市で調整の上、適切に決定しているものと認識いたしております。</p>	保育幼稚園室	R5.4.25	R5.5.8
61	保育所等利用調整基準表の項目(就労実績)の合理性について	<p>保育所等利用調整基準の点数に関して、ご質問したくご連絡させていただきました。</p> <p>利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して3年以上の場合 +1</p> <p>利用申込時の勤務先での就労実績が利用希望日時点から起算して5年以上の場合 +2</p> <p>という項目がありますが、こちらの項目が保育の公平性を欠いており、判断基準に疑問を感じております。</p> <p>1.自身のスキルアップのためや家庭の事情により転職するなど、近年転職はより生活を良くするための手段であり、1つの会社に長く勤めることが優位ではありません。しかし、上記のような項目が保育園に入りやすい差をつけております。</p> <p>なぜ雇用の継続が重視され、勤続年数が長いほど加点対象となるのか、明確な理由を教えてくださいませんか。</p> <p>2.転職は昨今の社会情勢や雇用情勢を踏まえても一般的であり、当然否定されたり、差をつけるものではありません。</p> <p>数年前にこのような加点項目を追加したということですが、引き続き令和5年度や令和6年度(予定されるのであれば)もこの項目を入れ続ける理由を教えてくださいませんか。</p> <p>3.社会貢献度という観点から、就労実績が長いほど加点されるのであれば、現在の勤務している会社に限定されるのではなく、過去の勤務実績も考慮するべきです。現在の勤務先のみ就労実績を基準としている明確な理由を教えてくださいませんか？</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準につきましては、働き方の多様化や近隣他市の利用調整状況、また皆様からの様々な御意見を参考に、令和2年度から雇用型勤務における正社員・契約社員・派遣社員・パートなどの雇用形態による指数差を廃止し、就労日数及び時間による指数としました。</p> <p>あわせて、従来からの本市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を新たに設けました。</p> <p>利用調整基準につきましては、その時々社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。令和5年度以降の利用調整基準につきましては、現時点では改正の予定はございませんが、今回、〇〇様より頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R5.4.28	R5.5.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
62	万博外周での歩行者の危険な通行違反について	<p>数年前から要望しています。</p> <p>万博外周の自転車道は歩道や車道と完全に分離されていて普通自転車以外通行できない、いわば高速道路の自転車版のはずですが、歩道が狭いためか歩行者、特にランナーが外周を走ることが多いです。バス車内から見ると自転車の間を走っていて目立つし、交通の面から大変危険です。</p> <p>GW中も毎日のようにランナーが自転車道を走っています。吹田警察は何をやっているのですか。</p> <p>違反取締りをしてください。車なら高速道路に歩行者が立ち入っているようなものです。もし高速道路に歩行者が立ち入れば110番通報を受けた警察官がすぐに歩行者の確保に向かうでしょう。</p> <p>吹田警察と連携して取り締まり、また大きな交差点付近には交通整理をする警備員もいるので交差点で歩行者は自転車道を歩かない、走らないよう警備員の方から注意をお願いします。</p> <p>ちなみに10年以上前からこの状況なので特に夜の場合歩行者との事故防止のため、私は車と一緒に車道を走っています。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.5.8	R5.5.8
63	中学校給食の振り込みシステムについて	<p>中学校給食の給食費の振り込みシステムがとても不便です。</p> <p>インターネットでも振込めるようにしてほしいです。</p> <p>教員委員会保健給食室に改善の予定はないか問い合わせましたが、ないとのことでした。</p> <p>スマホでインターネット振込み出来るのが当たり前の中で、なぜ改善する予定がないのかとても不思議です。なぜですか。</p> <p>共働き世帯が多いので、振込み用紙が届くのが遅くて給食を注文出来なかった時の負担はとても大きいと思います。改善を希望します。</p>	<p>本市では、給食申込みへの利便性の向上のため、平成25年(2013年)9月からインターネット申込みにおいて月1回の申込み締切りから、月の後半分を追加予約できる申込み日の追加設定を開始しました。また、平成30年(2018年)4月から卒業までの給食申込みが自動的に行われる継続一括予約申込みを開始しました。</p> <p>中学校給食の予約システムの利用に関して、様々なご要望を承っているところでございます。現時点では、給食費の納付先が給食調理等委託事業者であることと、給食予約システムを改修する必要があることから、インターネットでの給食費の振込みができない状況です。</p> <p>給食費の振込みにおきましては、中学校給食予約システム管理事業者や関係部局との調整を行いながら、インターネットでの振込みを含め、より利便性が図れるよう検討してまいりたいと考えております。よろしくご願ひ申し上げます。</p>	保健給食室	R5.4.25	R5.5.9

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
64	のびのびプラザの利用手続きと安全性について	<p>のびのび子育てプラザの利用する際に、毎度フルネームと住所を記入しないと利用出来ません。子供の遊び場として頻りに利用するのに、紙に鉛筆で毎回記入して入館する方式です。フルネームと地区名だけでも個人が特定される情報になり得ます。その後の管理や処分が徹底されているのかも不明です。児童センター(西児童センターや北千里)などでは、カードでの入館なので、カード方式に出来ないですか？</p> <p>相談窓口も併設しているのが理由であれば、子供の遊びの利用はカードで、その他は窓口に案内するでいいのではないかと思うんですが。</p> <p>子供が乳幼児～未就学児の一定の時期ですが、頻りに利用される方も多いので、とても不便に思います。</p> <p>また、同じくのびのびプラザで、一時保育で利用した際、お迎えで子供がすでに泣いていたので、理由を聞くと足を滑らせて後頭部を打ったということでした。歩き始めたばかりの幼児なので仕方ないとは思いましたが、そもそも一時保育する部屋の床が滑りやすく硬すぎだと思います。</p> <p>特に月齢がバラバラの子供が同時に小さい部屋にるので、滑って転んでも大丈夫な安全な作りにした方が安心出来ると思います。今の時代、安価で簡単に撥水マットなど敷いたり、そういったことが出来るのにしないのは、誰のためなのか不思議に思います。同じように、ひろばの奥の赤ちゃんコーナーの床も硬くて滑りやすく、転んでる子を見かけます。危ないので、どうにかした方が良くと思います。安心して子育てする支援、子供のための場所と表記している場所なら、改善して欲しいです。</p>	<p>毎回の来館時、カードのご記入ありがとうございます。</p> <p>来館者カードに関しましては、当日、氏名等の記載以外にも利用される方の健康状態やご利用内容のご確認をさせていただいているものとなっています。コロナ禍においてはたくさんの項目の記入をお願いしておりましたが、5月8日以降は必要となる項目は削除し、簡素化してまいります。</p> <p>来館者カードの管理や処分に関しましては、本市規定に基づき、適切に保管及び廃棄を行っています。</p> <p>部屋の床につきましては、一時預かり保育の部屋とひろばの奥の赤ちゃんコーナーの床はコルクの床となっており、多少の衝撃は吸収する構造となっております。ござやマットを敷き詰めていた時もありましたが、赤ちゃんのよだれなど、衛生面において管理が難しく、元に戻したという経過がございます。</p>	のびのび子育てプラザ	R5.5.1	R5.5.10
65	続-16-2。吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案他。	<p>4/24投稿内容「3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます」</p> <p>4/28に市からの回答「タイトルについては、ホームページをスマートフォンで閲覧した場合にも見やすいよう、短く簡潔にしています。配付時期についてはページ内において太字及び赤字で強調して表示しています。」</p> <p>1)⇒私には、高齢福祉室の回答は、詭弁のように思えます。</p> <p>・私のスマホは、今まで電話の通話用としていましたが、初めて吹田市のHPが見れるようにアイコンを設定してもらいました。</p> <p>⇒スマホでも、文字数が多くても十分に見れます。⇒添付画像参照</p> <p>2)タイトル(4/21)が吹田市のHP(Top頁)の新着更新情報から、1週間ほどで削除されていました(4/29時点)。</p> <p>・これでは、高齢者の子供さんがゴールデンウィークに帰省された時に親と話をしようと思って居られた方は、「アレっ!、どうなったん…」と思われる。</p> <p>3)広報課の方へ。このような状況の場合のHPのマニュアルでは、どのようになっていますか？</p>	<p>1)について 情報を正確にお伝えるため、タイトルは短く簡潔にし、詳細をページ内に掲載しているものでございます。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>2及び3)について 新着更新情報につきましては、30日以内の新着情報を100件掲出する運用をしており、掲出期間につきましては、新着更新情報の数により変動します。 新着更新情報に関して、マニュアルへの記載はございません。 (担当:広報課)</p>	広報課、高齢福祉室	R5.5.1	R5.5.11

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
66	続-17. 吹田市HP。4/27の「関西大学北陽高等学校の2年生が施設見学に来られました」について、タイトルの改善提案。	タイトルでは、見学施設がどこなのか不明です。サイトを見ると、下水道部の施設の様です。 ・吹田市には、水道部、ごみ処理、運動、図書館、博物館…など色々な施設があります。具体的な見学施設名の記載をされると分かり易い。 ⇒[仮案]「関西大学北陽高等学校の2年生が〇〇下水処理施設の見学に来られました』 ・広報課へも供覧願います。	ご指摘いただいたタイトルについては「関西大学北陽高等学校が南吹田水再生センターの見学に来られました」に変更いたしました。これからも市ホームページなどを通じて、市民の皆様へ下水道に関する情報をお届けして参ります。	水再生室	R5.5.1	R5.5.11
67	大会場所の確保について	後援を受ければ市の主催共催と同じように大会や教室ができ、共催の教室と同じような3ヶ月毎の教室も可能であり、また、費用についても学校のグラウンドや体育館でNPO団体の事業の開催を市は認めていると聞いています。ある小学校では、1万円近い入会金や7000円ぐらいの月謝を徴収している教室が開催されていますが、NPOであれば同じように徴収して教室を行え、NPO以外の団体は教室を行えないという認識でよろしいでしょうか。	市後援については、場所の確保が必要なことから、スポーツ大会やイベント等での申請が主となり、長期に亘る教室については場所の確保が困難なことから、申請が難しい状況となっております。また、学校体育施設でのNPO団体の利用は認めておりますが、あくまでも校区住民を主体として構成された団体に御利用いただいております。学校ごとに組織されている学校体育施設開放運営委員会にて利用調整会議を行い、一般団体とNPO団体との区別はなく、利用日等を調整させていただいております。また、会費の徴収につきましては、NPO団体、一般団体ともに必要経費の徴収は認めております。御理解の程、よろしくお願いたします。	文化スポーツ推進室	R5.5.2	R5.5.11
68	府営住宅3棟での不審者について	5月10日17時35分頃、藤白台の府営住宅〇〇棟の集会所付近でたまに見る〇〇代ぐらいの〇〇の男がバットを手にして歩いていた。 この男はこの棟に住んでいる住人でほぼ間違いない。 朝、エントランスの花壇で不審な行動をしていることもあるので警察等の巡回をお願いします。 数年前は早朝に巡回していただきポストにパトロールしたとの紙が投函されていた。	本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.5.11	R5.5.11

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
69	図書館の従業員、態度が悪すぎる	<p>吹田市立千里山・佐井寺図書館の従業員は態度が悪すぎます。特に2階のパソコン室、復元教室2を利用する際に、2階のデスクに座っている従業員のお年寄りの女性は態度がおかしい。彼女だけではなく、他の女性の従業員もおかしいです。過去にどんなトラウマがあったのかわかりませんが、ここではもう少しプロフェッショナルな態度と姿勢を見せてほしいものです。物を叩いたり、本当にわざとらしく大きな音を立てたりするのはいけないと思います。ここは図書館で僕はソフトウェアエンジニアの作業をしに来ますが、そんな従業員のおばあさん、おばさんにかまっている時間的な余裕はありませんし、義務もありませんが、この人たちは勘違いしていると思います。一応、市の従業員として私の母国、カナダでは「市民へのサービス精神」を重視してみんな働いていますが、この従業員は「自分が偉い、ここは私の場所」みたいな振る舞い方でとても残念です。とくに日本の年配の方は態度が悪いと思います。私たち、G8西洋の国々の出身者はみんなこういう意見を持っていますが、改善をおすすめします。日本の恥です。これでは周辺国に嫌われて、欧米諸国には馬鹿にされて当たり前です。もう少し、グローバルシチズンとして大人になってください。今のお年寄りには戦争を経験している人ではありませんので、文句を言わずに若者に対してもう少し遠慮するように心がけたほうが良いと思います。そうしないと醜いですし、多分優秀な日本の若者は継続的に海外に出てしまうでしょう。優秀な外国人はここには来ません。日本の経済・技術はすでにアジアで3位ですが、今以上に悪化するでしょう。これは今のお年寄りがわがまますぎるのが原因の一つです。最低でも公共の場所の従業員はもう少し態度と姿勢の改善が必要だと思います。</p>	<p>このたびは、図書館の利用にあたって、不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。 当館では窓口等業務を民間事業者に委託しており、ご指摘いただいた内容について受託事業者に確認をいたしました。 ご指摘の女性につきましては、図書館利用者の方と思われ、当館としましても対応に苦慮しているところでございます。 利用者の皆様に気持ちよくご利用いただけるよう、見回りを強化させていただくとともに該当の方にはお声がけをしてみたいと思います。 職員の作業時に発生する音などにつきましても、より一層注意するよう周知してまいります。</p>	中央図書館	R5.4.28	R5.5.12
70	続-18。吹田市HP。4/28の「みずほ銀行での窓口収納の終了について」について、サイト内の改善提案。	<p>タイトルでは、「みずほ銀行」の記載が有りますが、サイトを開くと「みずほ銀行」の記述が無くなり、「一部の金融機関での窓口収納の終了について」に変更されています。 1) サイトには、「なお、市税で地方税統一QRコードが付いた納付書(固定資産税及び軽自動車税)は、引き続き以下に記載の金融機関で納付できます。」の記載が有り、 金融機関一覧には、「みずほ銀行各店舗」のみしか記載が有りません。納付書には記載が有ると思いますが、勘違い・早とちりをされる懸念が…。 ※吹田市HP。4/28の「みずほ銀行での窓口収納の終了について」…のタイトルでは、QRコードが付いた納付書も受け付けて貰えない…事になります。 2) 今回の変更理由は、「みずほ銀行」の振込手数料の有料化が背景と思われる。 ⇒会計室は、変更理由について、サイト内に補記されれば、市民は理解がしやすい。 3) 広報課へも供覧願います。</p>	<p>御提案いただきましたホームページのサイト内の改善について、掲載内容を修正しました。 今後もより丁寧な情報発信に努めてまいりますので御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>	会計室	R5.5.1	R5.5.12

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
71	コロナ自主検査陽性が出席停止にならない件について	5月1日付けの吹田市教育委員会が出した文書において自主検査のコロナ陽性は欠席扱いであり医師による診断がないと出席停止扱いにならないので速やかに医師に診てもらおうように書かれているが、小児科でもコロナ検査はしないので薬局で自分で検査キットを買うように書いているところもあり、どこでも検査してくれるわけではないし、これからは検査費用もかかる。また医師がコロナと診断したかどうかどうやって判断するのか？診断書でも取らせるのか？その場合の文書費用はかかり保護者にまた負担がかかる。また病院に連れていきコロナだと診察されたところで解熱剤しか出なかった。なんの意味があるのか。自己検査で検査キットで陽性が出ても出席停止扱いにすべきである。	吹田市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の取り扱いを、医師の診断を受けた場合としています。その理由は、「新型コロナウイルス感染症は、基礎疾患がないお子さんで発症時は軽症でも、状態が急に悪化することが一定数ある」と言われており、安全に療養を行っていただくために、医師から指示された療養期間を出席停止の期間としています。 自宅でできる検査キットには精度や信頼性が異なる様々な種類がありますので、自宅での検査をもって、医療機関で陽性と認められれば、再度の検査をしない場合もあります。 なお、新型コロナウイルス感染症による出席停止の取り扱いに関して、学校から診断書等の提出を求めることはありません。	保健給食室	R5.5.2	R5.5.15
72	続-20。吹田市HP。4/26の『吹田の景観展開催します』について、タイトルの改善提案。	このタイトルでは、いつ・どこで開催されるのか分かりません。市民が見に行ってみようか…のタイトルにされたら…。 ⇒[仮案]『吹田の景観展開催。6月1日～9日 吹田市役所正面玄関ロビー』 ・広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・サイトを開くと、日にちの表示が有りません。このサイト(最下段)の文責の部の表記が有りません。 ・吹田市HP(Top頁)ー新着(イベント)ーイベント情報(期間イベント)に表示が有りません。 ⇒1か月余り先の開催。掲出の位置が日ごとに下に繰り下がり、市民の目に触れなくなってしまいます。	「吹田の景観展」に関するホームページでの表示につきまして、「吹田市ホームページ運用ガイドライン」に準じ、表現を修正いたしました。	都市計画室	R5.5.8	R5.5.15
73	府営住宅の邪魔な手すりのせいで腰を壊しました	府営吹田藤白台住宅3棟の花壇前の手すりが邪魔。即刻撤去しろ。このせいで花壇の植木を持ち上げるのに手すりのバーが上にあって邪魔で中腰の無理な体制になるから上がらないと家族に言うと怒鳴ったため、無理やり馬鹿力で持ちあげて腰を痛めた。 もし何かあったら治療費賠償しろ。こんなの邪魔なんだよ。階段の手すりだけで十分。花壇の前に邪魔な手すりなんてつけるな。こんなの誰も利用しない。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.5.15	R5.5.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
74	障がい福祉室における事務遅滞の放置と吹田市職員の職務怠慢について	<p>福祉部長 様 OC(障がい福祉室長様)</p> <p>まずは室長様、受給者証の発行遅滞について御回答ありがとうございます。さてこれまでの経緯を踏まえて福祉部長様に下記点をお聞きします。御回答ください。 ①今回の回答でも〇〇様より御回答いただいているとおり、障がい福祉室においては、受給者証の発行遅滞が昨年8月時点で発生していることについて認識されているにも関わらず、現時点においても具体的な期限や見通しを立てれないとのこと。今年の2月にも同様の事務遅滞を発生させておられます。市民に直接関係する事務の遅滞は何においても優先度が高いものと考えますが、貴部ではいかがお考えでしょうか？そのうえで今回の障がい福祉の事務遅滞をどのように受け止めておられますか？ ②事務遅滞の件については、把握されていないと認識していますが、一方で職員に口頭で25回も注意する事案が発生しているとのこと。個人の感想としてはあり得ないことだと思いますが、そのような職員をケースワーカーとして配置しながら、まともな育成・指導もできていない事態をどのようにお考えになりますか？また、今後はどのように改善されていく予定なのか、ご教示ください。 ③今回の御回答で、運用を厳しくすると支払いに影響がでると御回答いただいておりますが、貴市の男性ケースワーカーからは、「受給者証は決裁中で遅れている。しかし請求は通るから問題ない」と御回答いただいた経緯があります。今回の御回答が貴市としての回答ということであればケースワーカーの男性が嘘をついていたのでしょうか？請求は通るから、受給者証の遅滞をそこまで大きな問題ではないというのが彼の説明でしたがそれも嘘ですか？貴市として、どちらが正しい回答なのかご教示ください。 こちらは回答者を控えていますので、個人を特定して話すことも可能ですが、あまりそういうことはしたくありません。しかし、もしこれがこれまでの貴市の職員の対応としてまかり通っていたら大きな問題と考えます。 これまでも何度も注意させていただいておりますが、貴市の障がい福祉室のケースワーカーについては資質がないと言わざるを得ないでしょう。これまでの対応からもずっと憤りを感じております。半年以上も事務遅滞を放置されている障がい福祉室のみでは改善が困難であることが明らかのため今回の事務遅滞と職員の対応について福祉部長に回答を求めます。 これまでの私の公務員としての経験から言わせていただくと貴室のケースワーカーには責任感が全くありません。職員の資質を鑑みて配置するなり、人事異動なりで、職員を向上させないと、今回の受給者証の事務に限らず、“必ず”大きなミスが起こると危惧されます。貴市の発展とこれからの障がい福祉行政のさらなる活躍を祈りここまでとさせていただきます。 御回答お待ちしております。</p>	<p>まず、事務遅滞についての本市の受け止め方についてでございますが、先に送付致しました令和5年5月2日付の文書でお示ししたとおりでございます。 次に、職員の育成・指導につきましては、先に送付致しました令和5年3月31日付文書及び令和5年4月17日付文書でお示ししたとおりでございます。 次に、先に送付致しました令和5年5月2日付文書における「ひいては事業者様の支払いまで影響する恐れがある」という部分に対する御質問でございますが、本市が申請の提出期限を設け、厳格に運用致しますと、翌月の支給決定ができず、利用者のサービスの継続ができない事態となることから、事業者様への支払いに影響が出る旨を御説明差し上げたものでございますので、本市の職員が申し上げたとされる「受給者証は決裁中で遅れている。しかし請求は通るから問題ない。」という説明と矛盾するものではないと認識しております。本市の職員を特定してのお話が可能ということございましたら、今後の職員の育成・指導に役立つものでございますので、御教示いただければ幸いです。 なお、本件の回答者に福祉部長を指名しておりますが、先に送付致しました令和5年3月17日付文書にお示ししたとおりでございます。 頂きました御指摘の点につきましては、福祉部長に報告し情報共有を行いながら業務改善を進めております。</p>	障がい福祉室	R5.5.8	R5.5.22
75	続-10-2。吹田市HP。4/14の「大阪大学との医療連携」改善提案	<p>4月16日の投稿で、広報課の方への疑問です。 ・4/16-投稿内容。「広報課の方へ。このタイトルはサイトの内容とアンマッチ。」 ・4/28-広報課の回答。「(前略)ページの主題がわかる具体的なページタイトルにする等の記載をしています。」 ⇒サイトのこども発達支援センターの4/28の回答は「いただいた御意見を踏まえ、サイトの内容を修正いたしました。」 ※「修正いたしました。」の記述があるのに、広報課の回答は「記載をしています。」であり、こども発達支援センターの回答と整合性が有りません。 ・「サイトのタイトルおよび内容は、4/19に修正されましたが、吹田市HPの“新着情報”の4/19には、タイトルが掲出されていません。加えて4/14に掲出されていたタイトルが削除されています。 ⇒修正された内容が市民の目に触れないのは、もったいないです。 ⇒内容が修正された場合について、マニュアルに記載されているのであれば、再徹底を。マニュアルに記載されていないのであれば、マニュアルの充実化を願います。</p>	<p>1つ目の御指摘について 4月28日付けの回答は、HP掲載に関するマニュアルに対する御意見について、広報課として回答させていただいたものでございます。 今後とも、いただいた御意見を参考にガイドラインの充実を図ってまいります。(担当: 広報課)</p> <p>2つ目の御指摘について 新着情報に表示があれば市民の皆様の間でのきつかけになると思っておりますので、該当ページを再度更新し、新着情報に表示を行いました(内容の修正は行っていません。) 今後とも、市民の皆様への適切な情報発信を心がけてまいります。貴重な御意見ありがとうございます。(担当: こども発達支援センター)</p>	広報課、こども発達支援センター	R5.5.8	R5.5.22

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
76	続-13-2. 吹田市HP「北千里市民体育館の臨時休館」の改善提案	<p>[A]5月3日刻に北千里市民体育館の指定管理者(ミズノ)のサイトをクリックするも、エラー表示で内容を見る事が出来ませんでした。⇒20時過ぎには回復されていました。 ⇒添付画像参照願う。(エラー画面) Q1:文化スポーツ推進室は、上記の不具合発生について指定管理者(ミズノ)から報告を受けておられますでしょうか。 ⇒このようなトラブル発生時には、利用者に何らかの周知が(例:吹田市のHPで)必要だと思います。また復旧したのであれば、指定管理者のサイトの冒頭に状況報告が必要。 [B]4月23日投稿で、5月2日に回答を頂いていますが、疑問点があります。 ・4/23投稿。「指定管理者(ミズノ)のサイトを見ると、重要なお知らせには、選挙による臨時休館の記載がありません。 [ミズノのサイト] ・4月16日;停電のため、4月24日まで休館致します。 ・4月20日;停電の復旧作業が完了いたしました。4月21日より再開致します。 ※上記2件のタイトルには、選挙に伴う開票作業による、4月22日(土曜)から4月24日の休館の記載が無く、市民は分かりません。 ⇒添付画像参照。北千里体育館休館。左:市HP。右:ミズノHP ・5/2。文化スポーツ推進室の回答。「システム上ページのタイトル等のみの掲載となり、タイトル等をクリックしていただくページが開き、具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。 Q2:「システム上ページのタイトル等のみの掲載」の「システム上」の意味を教えてください。個人的には、ミズノのHPであることから、文字数の制限は無い…と考えられ、選挙に伴う休館の追加表記は可能と考えます。 ・「タイトル等をクリックしていただく具体的な内容や詳細をご覧いただけるようになっております。」⇒市民の皆さんは、まずタイトルで判断をされ、クリックして選挙に伴う休館日の確認をされる方は、少ないと思います。 ⇒[仮案]「選挙に伴う休館日を別タイトルで掲出されれば」良かった…と思います。 [C]市民体育館の施設情報に、「山田市民体育館」が2件表示されています。⇒整理・統合されたら市民は2カ所も開かなくて良いです。 [D]広報課の方へ、吹田市の公共施設の管理を多くの指定管理者が行っていますが、指定管理者のHPのタイトル表現について、契約時にどのように指示されていますか。それは口頭ですか、それとも書面(マニュアル)ですか。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【A】について Q1の指定管理者(ミズノ)のサイト上でのエラーにつきましては、5月3日の16時頃から18時頃にサイトへのアクセス数が増えたことにより、サーバーが繋がりにくくなったものと確認しております。 また、今後、サーバーのグレードアップを検討すると報告を受けております。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>【B】について Q2の今回の指定管理者(ミズノ)のホームページの「重要なお知らせ」や「新着情報」の体裁は、ミズノ全体で定めている文章の体裁やレイアウトに基づき運用しております。そのため、タイトルをクリックしていただくことで詳細を見ていただくという構成となります。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>【C】について Q3につきましては、吹田市のホームページ上の山田市民体育館の施設情報(1件のみが表示されるように修正させていただきました。御不便おかけし申し訳ございません。 (担当:文化スポーツ推進室)</p> <p>【D】について 契約時において、HPのタイトル表現については確認をしております。タイトルを含めHP上の表現については、HP掲載時に担当部局において適宜判断しているものです。 (担当:広報課)</p>	広報課、文化スポーツ推進室	R5.5.8	R5.5.22
77	続-19. 吹田市HP。4/28の『出産・子育て応援事業』について、タイトルの改善提案。	<p>1)タイトルでは、事業の説明・紹介なのか、具体的な支援内容を補記できれば、分かり易い。 ⇒[仮案]『出産・子育て応援事業(「伴走型相談支援」「経済的支援)』』 2)このタイトルは、過去に4/1、4/5、4/13にも掲出されていますが、サイトを開くと「更新日 2023年4月28日」の記載があります。 ⇒「更新」…と言うのは、内容に変更が有り、新しくなった…事と理解しています。 ⇒サイトの内容に変更が無ければ、「再周知」が適切だと思います。加えていつ時点の情報なのか、並記が必要。 ⇒「更新」の場合は、新しいサイトの冒頭に「変更・追加内容」の欄を設けて変更点の概要の記載が必要。利用者の視点でのHPづくりを要望します。 3) 広報課の方へ ※他のサイトでは、内容変更による更新されているものがあり、「更新」と「再周知」が混在している吹田市のHPは、企業・事業所・市民の方は、変更箇所のチェックを全ページする必要が有ります。これは企業・事業所・市民の方の時間の不利益になり、またチェック漏れの場合による損害発生の可能性が生じます。 昨年9月に今回の件のような事を含めて数十件の投稿をしており、中々改善が見られません。速やかな取組を願います。</p>	<p>1)及び2)について ホームページの内容につきましては、タイトルも含め簡潔で明瞭なものになるよう心掛けております。 いただきました御意見も参考に、今後とも市民の皆様にとって分かりやすい表記となるよう努めてまいります。 (担当:母子保健課)</p> <p>3)について 新着、更新情報の表示については、初めて公開する内容については「新着」、既存ページの更新については「更新」とする運用としております。更新時においては、掲載内容に応じて変更箇所がわかるようにする等の工夫をし、わかりやすいページ運営に努めております。 昨年10月のHPリニューアルにより仕様等の改善を進めておりますが、引き続きいただいた御意見を参考に取組んでまいります。 (担当:広報課)</p>	広報課、母子保健課	R5.5.8	R5.5.22

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
78	続-21. 吹田市HP。5/8の『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和について』について、タイトルの改善提案。	<p>このタイトルでは、現状でも駐車場への入場待ちの車が50m~80m渋滞を見かけます。⇒緩和策を講じていただける…と、早や合点してしまいました。 ⇒[仮案]『市役所本庁舎改修工事(令和5年5月~令和7年6月)のため駐車場の混雑予想。公共交通機関のご利用を』 Q1:現状でも渋滞がよく見られます。市役所に用事の無い方の車の通り抜け(メシアター方面、片側1車線(交互通行))の交通整理のためのガードマンの配置はされているのでしょうか。 Q2:吹田市HPの“市役所 本庁舎案内図”に“低層棟1階、仮設棟”が図示されていません。速やかに修正願います。</p>	<p>市ホームページに掲載している『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和について』につきましては、より分かりやすい表示となるよう、市ホームページのトップページ内『大切なお知らせ』に『市役所(本庁舎)駐車場の混雑緩和にご協力をお願いします』と見出しを表示し、リンク先の『吹田市役所へのアクセス・駐車場案内』ページにて、駐車場の混雑緩和への御協力をお願いする内容をお示ししております。 市役所の前面道路にて渋滞が発生した際には、車両等が安全に通行できるよう、警備員間で連携をとりながら車両の誘導を行っております。 市ホームページに掲載している『市役所本庁舎案内図』につきまして、図の修正に時間がかかり、申し訳ございませんでした。当該ページにつきましては、現在は仮設棟の表記がされたものを公開済みでございます。</p>	総務室	R5.5.9	R5.5.23
79	千里南公園の園路がバリアフリーになっていない2	<p>4月4日に頂いた回答への再質問です。</p> <p>●南千里公園の園路について >千里南公園のカフェレストラン(飲食店)は特定公園施設に該当しないこともあり、建築時には園路のバリアフリーまでは至らなかったものです。 カフェを設置するスペースを確保するために園路を工事し、進路を曲げています。これは園路の改築に当たります。園路は特定公園施設です。従って、園路をバリアフリーにする義務がありました。 この解釈についてご見解をお聞かせください。</p> <p>●バリアフリーより遊具の更新を優先する理由 >遊具の更新以外には、園路を含め改築を行っているものが少ないため、基準に適合していない公園が数多く存在 遊具の更新は義務でも努力義務でもない筈です(劣化して安全性に問題があるなら撤去すればよいことです)。カフェの設置も同様です。 努力義務であるバリアフリーよりも、義務でも努力義務でもない遊具の更新・カフェの設置を優先する法的根拠をお示ください。</p> <p>●ガイドラインが策定されたのは2008年 >令和4年に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が改定されたことも受け、現在、基準やガイドラインの適合状況等を調査しているところです。 園路に対するバリアフリーの義務・努力義務は、2008年に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が策定されたときから特に変わっておりません。 つまり吹田市は15年間、公園のバリアフリーの状況を調査してこなかったということでしょうか。であればそれは何故でしょうか。</p>	<p>1.園路工事は園路の一部区間ではありますが、バリアフリーの義務がある園路の改築であったと解釈することは、可能であったかもしれません。</p> <p>2.遊具更新、カフェ設置及びバリアフリーは、それぞれ個別の課題であり、法的根拠により優先順位が決まるものではないと考えます。なお、園路を含めた公園施設の管理において、遊具は予防保全的な管理をする必要があるものですが、遊具更新の補助金交付の条件として、既存遊具の撤去と更新遊具の設置を合わせて行う必要があり、撤去のみを先行していないものです。</p> <p>3.これまで調査を行ってこなかった理由があるわけではございません。しかし、バリアフリーも特定公園施設の新設、増築又は改築を行うときには基準に適合させる義務がありますが、義務が発生するまで待つのではなく、バリアフリーのための改築を進めていくため、今回バリアフリー状況調査を実施したものです。</p>	公園みどり室	R5.5.10	R5.5.23

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
80	目依体育館から末広公園に続く遊歩道の雑草について	ここ数年、この時期になると毎年2メートル級の雑草が植えられる様になり虫被害、通るのも不快、見通しが悪く自転車や歩行者が曲がって入ってくる時など全然見えないので危険。家にもたくさん虫や蚊が入ってくるようになった。雑草を無くして欲しい。	当該箇所につきましては、市民の皆様方と協働で公園を維持管理していくためのボランティア(緑あふれる未来サポーター)制度に基づいて、市民の方に清掃・除草・花壇管理活動等を実施していただいているものでございます。 2メートル級の雑草と記載いただいている植物は、タチアオイという花であり、サポーターの方が植えたものです。現地確認したところ、たしかに視認性については、支障があると判断したため、出入口付近(1mくらい)は視認性を確保するため、植えない、もしくは背丈を短く剪定するよう依頼したところでございます。 また、虫や蚊については、この草花が起因するものとも言いきれませんが、同じくご要望を頂いている旨をサポーターの方に申し添えたものでございます。 以上、御理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。	公園みどり室	R5.5.17	R5.5.23
81	返信頂いた件について	香害の件で、大阪府教育庁 教育振興室保健体育課様からお返事頂きありがとうございました。 お返事の後半で、「また、市町村教育委員会の担当者に対し、直接伝える機会を捉え、子どもたちだけでなく保護者に対しても、柔軟剤などの使用に当たり、周りの方への配慮を心掛けるよう、周知しております。」とありますが、先週私が園長先生にご相談した際(去年の12月頃から段階的にご相談しています)、柔軟剤や洗剤メーカーにお勤めの方もおられるかもしれないので保護者の方へはハッキリとは言えないという旨の返事をもらい、モヤモヤしました。 園作成のポスターは園内に貼って頂いていますが、園から踏み込んだ周知は出来ないけど、例えば私個人が保護者の方々へ周知のチラシなどを配るのはオッケーとのこと。 「子どもたちだけでなく保護者に対しても柔軟剤などの使用に当たり周りの方への配慮を心掛けるよう周知しております」という部分ですが、市町村長教育委員会の担当の方へ伝えてくださったあとは、教育委員会のほうから近々各園や各学校へこれから伝えて頂けるということでしょうか？(欲を言えば役所や病院などへも周知して頂きたいくらいです。) 近隣の小学校の横を通過しただけで教室のあたりは強い香料が漂っていますし、私の子が通う幼稚園も教室の窓から5メートルほど離れた屋外でも強い香料が流れてきます。 持ち物に他の園児の香料や抗菌剤などが移って、1〜2週間本当に何をやっても取れず一番酷かったサブバッグは洗たく処分したほどです。幼稚園に相談して、娘の持ち物だけ皆とは別の場所で保管して頂くことになったのですが一週間後持ち帰ってみると移香が殆んど減って洗濯が楽になりました。(それでもゼロではありませんでした。) ただ一緒に保管しているだけで強烈に移って取れない成分が本当に恐ろしいです。 以前通っていた大阪市の保育園では、ジップロックを二重にしても中の洋服は香料まみれで愕然としました... 常識的に香水はNGなのに、更に強烈な柔軟剤や洗剤や抗菌剤の香料は個人の自由のような感覚はおかしいと思います！ 12週間香りが続くなどの製品もあるので、それで毎日洗濯していたら上塗りを重ねるので何年も香り続けることになりますよね、、 キャップ一杯に一億個ものマイクロカプセルが入っていると自慢げに宣伝しているメーカーもあります。それが空気中や排水にも放出され使用していない人まで巻き込んでいます。ホルムアルデヒドも放出しています本当に恐ろしいです。 私自身もパートなどしたくても、どこも人工的な香料で溢れているので探せずにはいます。自宅の窓さえも自由に開けられないくらいに辛いです。 他人が使用する香料のせいで体調が悪くなるので働きたくても働けない・行きたくても学校や園の教室に入れないという人たちも多くなって、年々増えているそうなので深刻に捉えて頂き、改めて各園や各学校など広く周知してほしいです。 先日朝日新聞の朝刊にも香害の特集を載せてくださっていたそうなので、機会がありましたら目を通して頂きたいです。 お忙しいなか申し訳ありませんが、何卒よろしくお願い致します！！	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.5.23	R5.5.23

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
82	北千里駅周辺での歩きタバコについて	5月3日19時20分頃、ピアノ池付近の制限30キロの市道の歩道で中国語を話していたことから、おそらく中国人で20~30代くらいの若い男女が歩いており、女の連れの男が歩きタバコをしていた(夫婦か?)。 証拠動画を撮ろうとスマホを構えると女が警戒したため連れの男による暴行事件に発展する可能性も考え、動画は撮れなかった。 警戒していたことからやましいことをしていたことは認識していたはずだ。 初めての外国人による違法喫煙の案件だ。1丁目の一時停止の交差点の方向から来たのでおそらく府営11棟などの人間と思われる。 府営住宅の住人の中で中国籍の人間の照合をし、直接注意をお願いします。	御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。 引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.5.8	R5.5.24
83	北千里駅周辺での歩きタバコについて	5月10日17時50分頃、北千里駅の宝くじ売り場付近でタバコのおいがした。 これは誰かが歩きタバコをしている証拠だ。しかし当該人物を探しても見つからなかった。 当該宝くじ売り場やオリジン付近にはいつも清掃活動中にタバコの吸い殻が落ちていたので重点的に巡回をお願いします。	御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.5.11	R5.5.24
84	続-23. 吹田市HP。5/12の『レ・シルフィード_ラレ・シルフィード_ライモンダ第3幕「結婚式の場」(吹田市民劇場)』について、タイトルの改善提案他。	個人的には、このタイトルからは、市民団体が何かの発表会かな?と誤ってしまいました。何時・どこで・何をされるのかわかりません。市民が観に行ってみようか…のタイトルにされたら…。 ⇒[仮案]『レ・シルフィード_ラレ・シルフィード_ライモンダ第3幕「結婚式の場」(バレエ公演。メイシアター5月28日。有料)』 ・サイトを見ると、バレエの公演でチケットの値段がS席が6,000円の表示。これって…文化スポーツ推進室が吹田市のHPで営業行為のように思えてしまいます。吹田市のHPをよく見ますが、今回のようなイベントの紹介は初めてのようになります。 ⇒広報課の方に「吹田市のHPのマニュアルに“営業行為?”についてのルールの有無を教えてください。 ・メイシアターのHPには、数多くのイベント内容も記載されており、また会員になればイベントの案内の情報提供があると思われます。文化スポーツ推進室は吹田市HPに掲載された目的を教えてくださいませんか。 また吹田市内にはバレエ教室が泉町・垂水町・片山町を始めとして20ヶ所以上あります。生徒さんもよく見かけます。文化スポーツ推進室は、一般の団体が吹田市HPへの掲出の依頼はどのようにすれば良いのでしょうか。	タイトル改善について イベントカレンダーのタイトルをクリックしていただければ、開催場所や有料・無料の別等の詳細情報が閲覧できるようになっておりますので、タイトルに詳細を記載する予定はございません。 (担当:文化スポーツ推進室) 掲載事項のルールについて イベントの掲載については吹田市をはじめ、吹田市に關係する行政機関が主催、共催するイベントを掲載しております。 (担当:広報課) イベント情報掲載目的について 市民劇場(鑑賞型事業)につきましては、本市の委託事業となっております。文化をすべての市民に広げることが目的に、いつでも、だれでも、どんな時も文化芸術に触れることができる機会を提供するため、市のホームページがリニューアルされイベントカレンダーができたことに伴い、普段、あまり文化芸術に関心を持っていない方にも情報発信と関心が深まるよう、吹田市文化会館のホームページでの周知に加え、本市の主催・共催するイベント等については市のホームページで告知するようにしております。 (担当:文化スポーツ推進室) 一般団体からのHP掲載依頼について 市のホームページにおいて、一般(任意)団体の依頼によるイベント等の告知等は行っておりません。 (担当:文化スポーツ推進室)	広報課、文化スポーツ推進室	R5.5.15	R5.5.25

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
85	続-24. 吹田市HP. 5/12の『市民グループ等の自主企画を支援します』について、タイトルの改善提案他。	個人的には、このタイトルからは、“自主企画”の内容のイメージが浮かびません。 ・男女共同参画センターのサイトを見ると、「市民グループや事業所が、自主的に企画する男女共同参画に関する研修会及び勉強会、又は市民を対象に行う講座などの取組を支援します。」 ⇒[仮案]『市民グループ・事業所が実施する男女共同参画をテーマにした研修会、または講座の自主企画を支援。締切日：6月30日(金)』 ・タイトルについて; 広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・タイトルに具体性が無いと、サイトを見られた市民の“ガッカリ感”の予感が…。その内、“オオカミ少年”のように吹田市のHPを閲覧されない市民の増加の懸念…。 ・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか？	当該ページへの御指摘について 貴重な御意見ありがとうございます。 具体的なページタイトルにするためにお知らせしたいことを全て盛り込むとタイトルが長くなりすぎることから、簡潔なタイトルにしております。 しかしながら、おっしゃるとおり、関心を持ってアクセスした結果、思っていた内容と異なるという状況では、利用しにくいホームページとなってしまいます。 「男女共同参画に関する」という言葉をタイトルに盛り込むなど、ページの内容を推測しやすい具体的なタイトルになるよう検討します。 (担当: 男女共同参画センター) 今後の対応について タイトルにつきましては発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。今後につきましても同様に努めてまいります。 (担当: 広報課)	広報課、男女共同参画センター	R5.5.15	R5.5.25
86	続-26. 吹田市HP. 5/16の『令和4年度第3回 吹田市環境影響評価審査会』について、タイトルの改善提案他。	・環境政策室のサイトを見ると、「会議結果」であり、実態に即したタイトルにされたら分かり易いです。 ⇒[仮案]『令和4年度第3回 吹田市環境影響評価審査会(会議結果報告)』 【参考】 ・別の部所が3月28日に「令和4年度第4回吹田市〇〇検討会議の開催について」を掲出されましたが、開催日が、2023年5月23日の記述が有る事から、新年度の行事だと分かりました。 ⇒A「会議開催日が令和5年度のためタイトルの元号を令和5年度に修正します」の回答を頂きました。 ※このような事も有る事から、タイトルの表記には、留意を願います。 ・タイトルについて; 広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか？	当該ページへの御指摘について 御指摘ありがとうございました。 ホームページの新着更新情報の通知には、「令和4年度第3回 影響評価審査会 会議録を掲載しました」と掲載するよう変更しました。 今後、新着更新情報にはページタイトルだけではなく、公開更新する内容がわかるような通知を掲載するよういたします。 (担当: 環境政策室) 今後の対応について タイトルの今後につきましては、他のタイトルについての回答と同様となります。 (担当: 広報課)	広報課、環境政策室	R5.5.17	R5.5.25
87	吹田市留守家庭児童育成室 学童の室内環境について	吹田市留守家庭児童育成室すずらん(古江台小の学童)にお世話になってます。 先日、クラス懇談があり室内に初めて入ったのですが 畳のカビがかなり酷く(ほぼほぼ真っ黒になっているものも)かなり不衛生のよう感じました。 児童、指導員の方に健康被害が出る前に早急に畳の張り替えをお願いしたいです。 育成室の室内環境に目を向けていただけたら幸いです。よろしく願いいたします。	留守家庭児童育成室の設備、備品につきましては、各留守家庭児童育成室での損耗の状況を踏まえながら、限られた予算の中で随時修繕や交換等を行っております。 御指摘いただいた畳につきましては、確認したところ、カビは確認されませんでした。汚れが顕著にみられるものや傷んでいるものについて、一部表替えを行う予定です。	放課後子ども育成室	R5.5.15	R5.5.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
88	続-22。吹田市HP。5/12の『憲法制定記念パネル展』について、タイトルの改善提案他。	このタイトルでは、いつ・どこで開催されるのかわかりません。市民が見に行ってみようか…のタイトルにされたら…。 ⇒[仮案]『憲法制定記念パネル展。5月15日～19日 本庁舎正面玄関ロビー』 ・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・人権政策室の方へ。サイト内に「市役所本庁舎改修工事(令和5年5月～令和7年6月)のため駐車場の混雑予想。車での来庁はご遠慮願います。」の補記をされたら良いかと思えます。 ・市役所(本庁舎)のロビーの管理部署の方へ。 ロビーの使用許可の時に申請者に対して、サイト内に前記の「車での来庁はご遠慮願います。」の補記のアドバイスをされたら良いかと思えます。	ホームページの記事事項について 御意見ありがとうございます。 今後もわかりやすいホームページの作成に努めてまいります。 (担当:人権政策室) ロビーの使用許可について 市役所各室課に対して、本庁舎においてイベント等を実施する際には、周知用のチラシやHP等に「本庁舎改修工事により駐車場の混雑が予想されるため、来庁時はできるだけ公共交通機関の利用をお願いします。」という旨を、事前に周知を行うよう、依頼してまいります。 (担当:総務室)	総務室、人権政策室	R5.5.15	R5.5.26
89	保育園の入園に関する加点について	保育士が子どもを保育園に入園させる場合の加点についてです。 3歳から入園する場合、保育士の子どもには12点、認可外に半年以上通っていた場合でも14点しかつきません。 しかし小規模保育園から、3歳からも通える園に転園する場合は16点ももらえます。 子どもを預けて働こうと思いますが、保育園に通わせられないと難しいです。 点数がいくらなんでも低すぎるんじゃないでしょうか。 昨年度の3歳児の子が最低でも入れた点数を見たら98点、108点と高すぎです。 フルタイムで両親が働いても80点。プラス保育士で92点…足りません。 お隣の茨木市では保育士の子どもは最優先で入れるようです。真似してみたいかがでしょうか。 そして保育士の補助金制度を始められたみたいですが、こちらの点数制度を改善されるのが先ではないでしょうか。	保育士確保策の一環として、平成29年度から保育所等利用申し込みにおいて、保護者が吹田市内の保育所等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合、利用調整基準に加点を設け、優先的に利用できるよう設定いたしております。同加点につきましても、近隣市の状況や本市利用調整基準上の他の指数との均衡も図り、設定したのもですが、利用調整基準の内容や指数の在り方につきましては、その時々々の社会情勢などに鑑み、必要に応じて改正の必要があると認識いたしております。 今回の保育士加点に係る御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、より公平・公正な利用調整の実現に向け、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。	保育幼稚園室	R5.5.15	R5.5.26
90	続-25。吹田市HP。5/15の『保護者向け支援』について、タイトルの改善提案他。	個人的には、このタイトルからは、“保護者”の対象者のイメージが浮かびません。保護者には、幼稚園児～小学生～中学生などの親御さんが居られます。また支援内容が分かりません。 ・子ども発達支援センターのサイトを見ると、『4-5歳児向け「ことばの相談会」』の記述が。 ⇒[仮案]『4-5歳児の保護者向け「ことばの相談会」。要申込』 ・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ・多くの保護者の方が、タイトルをクリックして、関係が無いと…思われた時に、吹田市の行政の能力についてどのように判断されるかと思っておられるのでしょうか？ ・吹田市の子育て世代の2歳児～中学生は、何人が把握しておられますか？また吹田市の共働き世帯(50歳以下)の共働き率は概算でどの位と考えて居られますか？ ・広報課の方へ。このタイトルを見て、今後どのようにされますか？	当該ページへの御指摘について 「保護者向け支援」のページにつきましては、内容が多岐にわたり、ページタイトルのみで全ての取組をお伝えすることは難しいため、ページの先頭部分に概要欄を設け、当該ページで紹介している取組を簡潔にお伝えすることとしました。今後とも分かりやすい表記に努めてまいります。 なお、2歳児～中学生の数及び共働き世帯(50歳以下)の共働き率につきましては、現在把握しておりません。 (担当:子ども発達支援センター) 今後の対応について タイトルの今後につきましては、他のタイトルについての回答と同様となります。 (担当:広報課)	広報課、子ども発達支援センター	R5.5.16	R5.5.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
91	土曜日の市民課作業について	土曜日に市役所で転入の手続きを行なって頂きましたが、住民票の移動しか行えませんでした。 転入に付随する、マイナンバーカードの住所変更、印鑑登録、住民票の紙出しは当日に出来ません。 マイナンバーカードの住所変更、住民票の紙出しは月曜以降。 印鑑登録は元々平日にしか出来ない。 以前の市では全て毎週土曜日に対応が可能でした。 何のために第2、第4土曜日の対応を行なっているのでしょうか。 結局、平日にしかやり切れないですね。 引越して一番最初に住民サービスを受ける、転入手続きのサービスが悪いと吹田市の印象悪いです。	ご指摘のとおり、吹田市の土曜コーナーにおいては他市が開庁しておらず、手続き上必要な事項が確認できないことから一部業務が対応できず、ご不便をおかけしている実情がございます。 本市としましては、市民の皆様の利便性を向上させることは重要であると考えておりますので、〇〇様のご意見も踏まえ、土曜コーナーを含めた窓口の利便性向上の可能性について、近隣市の状況も確認しつつ引き続き調査・研究してまいります。 このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。 今後とも本市市政についてご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。	市民課	R5.5.15	R5.5.29
92	続-16-3。吹田市HP。4/21の「高齢者に3千円分のギフトカードを配付します」について、タイトルの改善提案他。	4/24投稿内容「3/29にも同じタイトルが掲出されており、また配布時期が5月下旬からであり、タイトルに配布時期を補記されたら、サイトを開かなくてもイメージができます」 ⇒[仮案]『高齢者に3千円分のギフトカードを5月下旬から6月上旬に順次発送します』 5/11-高齢福祉室からの回答「情報を正確にお伝えするため、タイトルは短く簡潔にし、詳細をページ内に掲載しているものとさせていただきます。」 【広報課の方へ】 1)吹田市HP(Top頁)の“新着情報一覧”で、他の部局のタイトルには、日にちが補記されているものが有り、サイトを開かなくてもイメージができます。 ・市民目線で見た場合、タイトルの表現で部局により異なる場合、吹田市としての統一性が無く、吹田市にはHPに関するマニュアルがないのでは？…思えてまいります。 ・マニュアルには、タイトルの表現について“具体例(いつ・どこで・予約の要否など)”の記載が無いのでしょうか？ ⇒無ければ、“具体例(いつ・どこで・予約の要否など)”の記載をして周知して頂ければ、統一されて見やすくなると思います。 ※私は、豊中市のHPも時々見ますが、個人的にはタイトルに日にちが補記されており分かり易く、セミナーにも参加します。 ⇒添付画像。豊中市新着情報一覧 2)4/24投稿内容「タイトル(4/21付け)が吹田市のHP(Top頁)の新着更新情報から、1週間ほどで削除されていました(4/29時点)。」 ・5/11-高齢福祉室からの回答には削除理由の説明が有りませんでした。 ⇒添付ファイル-1参照。4/27～[4/21掲出]～4/12 ⇒添付ファイル-2参照。5/1～[4/21削除]～4/19 ・5/11時点の“新着情報一覧”には、広報課の回答の“100件”以内であるにも関わらず、高齢福祉室はタイトルを削除をされており、市民の目に触れなくなっていました。 ・このように、HPに掲出がされ、1週間ほどで削除された場合には、市民は「あれっ、何っ。取り消されたのか？」と思われる方がおられるかもしれません。 ⇒このような状況の場合のHPのマニュアルでは、どのようになっていますか？。HPに掲出後の削除についてのルールが無ければ、充実化を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)について タイトルにつきましては発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。今後につきましても同様に努めてまいります。 2)について HPの掲出後の取り扱いについては、発信した内容や今後発信する内容に応じて管理しており、新着情報に掲出するのは必要に応じて行っております。いただいたご意見を参考にガイドラインの充実に努めてまいります。	広報課	R5.5.15	R5.5.29
93	後藤 圭二 吹田市長様へ 吹田市長に就任の「所信表明」のメッセージをお願い致します。	第22代吹田市長 後藤 圭二 様 4月23日の選挙による当選で3期目の5月14日から10日目となります。吹田市長に就任されるにあたり、4年間の抱負・方針などの所信表明のメッセージをお願い致します。 後藤 圭二 市長さんに投票された方、吹田市内の企業・事業者・市民の方々が、メッセージを待っておられると思います。	市長就任における市民の皆様へのメッセージにつきましては、5月26日付けで市ホームページにて公開しておりますので、ご覧ください。 (吹田市HP 令和5年5月26日 市民に向けての市長メッセージ「リスタート」 https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018782/1018783/1028132/1028133.html)	秘書課	R5.5.23	R5.5.29

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
94	地域猫	<p>地域猫は困ります。 餌をやることは糞尿に繋がります。猫の餌をやるのなら自宅でやって欲しいです。 吹田市が地域猫を認められても糞尿の掃除はしていただきません。本当に地域猫を大切にするのなら、もっと啓発活動をするなり、掃除をするなり、考えて欲しいです。以前より、この地区で餌をやらないようにお願いしていましたが、いつの間にか地域猫がどこでもOKになったのか分かりません。野良猫による被害もあります。地域猫は絶対に困ります。 餌をやるなら自宅でやって欲しいものです。</p>	<p>ご相談の地域では、市に登録して地域猫活動に取り組まれている団体はございません。餌やりを強制的にやめさせることはできないため、餌やりをする場合は、避妊・去勢手術をする、置餌はしない、糞尿等の掃除をすることを守るように、啓発しています。</p>	衛生管理課	R5.5.29	R5.5.29
95	うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無についてなど	<p>2023年5月18日(木)に、窓口で国保への切り替え手続きをしました。対応した職員に疑問があるので、19日(金)に質問のメールを差し上げていますが、返事がいっこうにありません。都合が悪いことがあるのでしょうか、無視はないでしょうか、以下、転載しますので回答をください。</p> <p>(転載) 2023年5月18日(木)17:20過ぎに窓口で相談。対応職員〇〇(女性)。〇〇氏はよく分かってない可能性もありますので、吹田市としての公式な回答をください。 その前に説明。 私は、2023年5月7日(日)で、会社の健康保険の期間が終了です。今は無職。 ・2023年4月21日(金)に、心療内科でうつ病の診断を受けています。 ・これから働くかどうかは未定です ・確定申告をしました。住民税非課税世帯になると思われます ・2023年5月18日(木)に国保への切り替え手続きをしました。</p> <p>〇〇氏による説明 ・うつ病という理由での減免措置は一切ない ・収入が基準を下回るという理由での減免が、 ・失業をして、前年の所得と今年の所得を比べて少なくなっているという理由での減免しかない ・住民税非課税世帯という理由での減免措置は一切ない</p> <p>質問①うつ病の市民への、国保の減免措置は一切ないのか？ 質問②「1」について、ただちにではなく、ハローワークでの失業認定を受けてからのケースも含めて、一切の減免措置はないのか？(〇〇に言えば、ない) 質問③住民税非課税世帯のケースで、減免措置は一切ないのか？ 吹田市としての公式な回答をください。 5月18日(木)に窓口で国保切り替えのための書類を出したところ、〇〇氏はよく理解していないのか他の職員に聞いて行っていましたので、制度を知らない〇〇氏の説明に間違いがある可能性もあります。吹田市としての公式な回答をください。 吹田市として、虚偽の説明がないようにお願いします。利用できる制度があるのに、虚偽説明で利用させないようなことがないよう、よく確認をお願いします。繰り返しますが、公式な回答になりますので、詳しい人に確認をお願いします。 吹田市職員がよくやる手法ですが、答えたくない質問に答えるとき、こちらがしていない質問を勝手に設定して、それに回答をして、きちんと回答をしたというやり口はないをお願いします。 (転載ここまで)</p> <p>質問はシンプルですし、回答も容易なはずですが、「ある」か「ない」のかです。窓口では「ない」と明言でした。でしたら、「ない」で結構ですし、対応した職員の対応に誤りがあれば訂正してください。 はぐらかす回答はおやめください。たとえは、 「個別の事情についてはお答えしかねます。窓口でご相談ください」すでに窓口で個別に相談しています。制度の有無について回答できないのは何故でしょうか？個人のプライバシーにも抵触しません。 「吹田市では減免の相談にのっています。ご相談ください」すでに相談しています。そのうえで疑問があるので質問です。質問と回答がかみあっていません。 など。 「ある」か「ない」かのシンプルな回答になるはずですので、ごまかすのはおやめください。「ない」であれば、吹田市が公式に「ない」と明言したものと保険料を納めます。一般市民の私より、専門のみなさん方のほうが制度に詳しいのは当然です。</p>	<p>この度は窓口での説明不足から〇〇様には不信感を抱かせてしまったことについて、また回答が大変遅くなったことについて深くお詫び申し上げます。改めまして、国民健康保険料の減免と軽減について説明させていただきます。</p> <p>①国民健康保険料の減免について 吹田市の国民健康保険料の減免要件は次のとおりとなります。 保険料のお支払いが困難で、下記のいずれかに該当する場合、申請により保険料の減額となります。 ・災害、風水害、火災その他これらに類する災害の場合(保険料の減額) ・事業又は業務の不振、休廃止、失業等により所得が著しく減少した場合(所得割の減額) ・65才以上の社会保険等の被扶養者が被保険者の後期高齢者医療保険に移行したことにより国民健康保険に加入した場合(保険料の減額) ・刑事施設、労務場、その他これらに準ずる施設に拘禁された場合(保険料の減額) ※保険料は、所得割、均等割、平等割から構成されており、所得割の減額とは所得割部分の減額、保険料の減額とは所得割、均等割、平等割全てを減額します。</p> <p>②国民健康保険料の非自発的失業者に係る軽減措置について 国民健康保険の減免制度とは別に65才未満の方でリストラなど会社都合により退職し、特定受給資格者及び特定理由離職者で「雇用保険受給資格者証」をお持ちの方は、申請により、失業した日の翌日の属する年度から翌年度末まで、保険料計算時に給与所得を30/100として算定します。</p> <p>③所得に応じた国民健康保険料の軽減等について 国民健康保険料を算定する際、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割、平等割額の7割、5割又は2割を減額します。また、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減します。これらの軽減措置については申請の必要はございません。</p>	国民健康保険課	R5.5.29	R5.5.31

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
96	続-27. 吹田市HP。5/17の『マイナンバー(個人番号)カード』について、タイトルの改善提案他。	<p>個人的には、このタイトルからは、変更点の内容？それとも再周知なのかが分かりません。※添付画像-1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトを開くと、多くの項目(17項目)が有り、全てを開かないと分かりません。また、最下段に担当部署名・連絡先の表記がありません。※添付画像-2 ⇒変更点があるのであれば、マイナンバー(個人番号)カードのサイトの冒頭に“新規のお知らせ欄”の枠の設置により市民への周知が必要。 ⇒再周知であれば、“再周知”の表示が必要。 ⇒17項目の内の一つであれば、吹田市HP(Top頁)の“新着情報”に掲出するのは、集約サイトのタイトルでは無く、当該のタイトルを掲出すべき。不親切。 ・広報課の方へ。このタイトルを開いて変更点の有無？それとも再周知なのかが分かりますか？今後どのようにされますか？ ⇒このような状況の場合のHPのマニュアルに記載されていますか？有れば、再徹底。無ければ充実化を願います。 <p>・情報政策室への供覧願います。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>新着更新情報のタイトルについて 今回は「マイナンバー(個人番号)カード」のページの項目追加のため、新着更新情報のタイトルの変更をしておりませんが、今後は必要に応じて分かりやすいタイトルに変更させていただきます。 (担当:市民課)</p> <p>担当部署名・問い合わせ先について 主な問合せ先がコールセンターになるため、「マイナンバー(個人番号)カード」のページの下部に「マイナンバー(個人番号)カード等についてのお問合せ先」の項目を作成しており、そのページの最下段には担当部署名・問合せ先を表記しております。 (担当:市民課)</p> <p>“新規お知らせ欄”等の作成について 今後、変更点等があり、市民の方に周知が必要な情報は、「マイナンバー(個人番号)カード」のページの冒頭に表記する等、分かりやすく作成させていただきます。 (担当:市民課)</p> <p>今後の対応について 頂戴いたしました御意見等を踏まえ、マニュアルの充実化に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	広報課、市民課	R5.5.22	R5.6.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
97	洗濯洗剤柔軟剤などの危険性について	<p>毎日家のベランダから他所の洗濯洗剤や柔軟剤や抗菌剤などの香料が流れてきて、家の中にまで入ってきて頭痛吐き気咳など体調が悪くなるので換気も自由に出来ません。</p> <p>昔は雨の日の匂いなど自然の香りがあったはずなのに、今では屋外でも当たり前のように人工的な香料が漂っていて自然の香りを打ち消して異常です。幼稚園から帰ってきた子供は他の園児や先生方の香料まみれで制服や持ち物にも染み込んでなかなか取れません。何度も酸素系漂白剤などで漬けて置き何日も天日干してやっと薄れる状態です。他のものと一緒に洗濯してしまつた時には、香料や抗菌剤などの成分が服や洗濯機にまで移ってしまうので、またそれを落とすのが大変で疲弊しています。</p> <p>柔軟剤は、例え無香料でもホルムアルデヒドなど発がん性物質が含まれており香り長持ち成分共に放出させているので特に成長過程の子供に使用するのは危険ですし、それを排水として流すことも環境にとって本当に大丈夫なのか?と心配になります。洗剤や柔軟剤などの香料入りの貝が実際にもう見つっていますし、海を汚すと結局は人間に返ってくることになるので公害と言えらると思います。</p> <p>香り長持ちの仕組みは、マイクロカプセルという樹脂の中に入れた香料で、それが擦れたり動く度にそのカプセルが弾けて周囲に拡散され香りが長続きするようできています。そのカプセルが今は洗濯以外のシャンプーリンスなどにも使用されているのどこに行っても本当に臭いです。例えば電車や病院の待合室などに誰も居なくても、椅子に数分座るだけでズボンや下着にまで臭いが移ってしまうほど強烈です。</p> <p>娘は電車やバス(レンタカーの車も)に乗ると毎回臭い!と言って必ずお腹や頭が痛くなるので、これから乗ると分かつと泣いて訴えて乗りたがりません。小学生になる頃、教室に入れるのか集中して勉強できるのか...?と、とても不安です。</p> <p>実際に他人の香料のせいで登園登校できない子供が増えているそうです。</p> <p>沖縄県の県立中学校では化学物質過敏症の調査が行われ、634人もの生徒が香りで体調が悪くなったことがあると回答したそうです。</p> <p>吹田市でも困っている人は居るはずですし、まさか日用品のせいで体調を崩してるとは思っていない人も絶対に居るはず。ぜひ吹田市でも沖縄県同様の調査をして頂けませんか!?</p> <p>そして園作成のポスター「その香り困っている人がいるかも?」ではなく、困っている人がいます!と強い文言で保育園幼稚園小中学校へ向けて注意喚起を促して頂けませんか?</p> <p>また、市報などでも大きく取っていただけませんか?</p> <p>私も園に少しづつ相談していますが、その先生自身が香料製品を使用しているので話がなかなかスムーズには伝わりません...。こちらの話を聞いてもらえるだけで有り難いことではありますが、単に好き嫌いの話でもワガママでもないことをどうにかかって欲しいです。</p> <p>洗剤柔軟剤メーカーから既に、嗅覚を麻痺させる商品も実際に出ているように、鼻と脳は直結しているので香料製品使用者は使ううちに嗅覚が麻痺するのでどんどん使用量が増える傾向にあり、他人に指摘されたところで自覚がないので話が伝わりません。</p> <p>やはり諸外国のように、日本でも園が危険な成分を規制するのが一番ですが、利権のせいかなかなか動いてくれないのだから自治体から啓発して頂けないでしょうか?どうかよろしくお願い致します!!</p>	<p>沖縄県同様の調査の検討について 保健給食室では、市内公立小中学校における化学物質過敏症の児童・生徒数についての調査を行っております。 (担当:保健給食室)</p> <p>啓発活動について 「香り」による体調不良を訴えている方からの相談があることから製品を使用する際の配慮等について、市で啓発リーフレット(「香り」で体調を崩す方がいます)を作成し、ホームページや市役所内のデジタルサイネージを活用した啓発や市役所以外の公共施設等に掲示用のリーフレットの配布を行っております。 今後も、国や大阪府の取組みの情報収集に努め、新たな知見が得られれば、必要に応じて啓発内容の見直しを行ってまいります。 また、リーフレットの掲示場所を拡充するなど、より効果的な啓発方法を検討してまいります。 (担当:衛生管理課)</p> <p>小中学校へ向けての注意喚起について 本市が作成している、香りを含む製品を使用する際の配慮に関する啓発リーフレット(「香り」で体調を崩す方がいます)を市内公立小中学校に送付し、教職員や児童生徒に周知を行っております。引き続き、市内公立小中学校における化学物質過敏症の児童生徒の状況把握や、香りを含む製品を使用する際の配慮についての周知等に努めてまいります。 (担当:保健給食室)</p> <p>保育園幼稚園へ向けての注意喚起について 保育園幼稚園では、市内公立保育所、認定こども園、幼稚園に対し、本市が作成している啓発リーフレット(「香り」で体調を崩す方がいます)を送付し、周知を行うとともに、施設への掲示も行っています。この度、〇〇様から頂きました御意見も参考に、引き続き周知に努めながら、公立や私立の保育所等への啓発につきまして、効果的な手法を関係部局と連携し、検討してまいります。 (担当:保育園幼稚園)</p>	保育園幼稚園室、衛生管理課、保健給食室	R5.5.15	R5.6.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
98	<p>続-28. 吹田市HP。5/12～5/19の『〇〇に係る制限付一般競争入札』…計8件について、タイトルの改善提案他。</p>	<p>最近の入札案件のタイトル8件を開くと、全てが「この案件は募集を終了しています」であり、内容は質問回答書や落札企業名。 ・このタイトルでは紛らわしく、企業や市民の方は、吹田市のHPを見た時に市職員の資質を疑われる方がおられるかも…。 ⇒[仮案] タイトルの末尾に【質問回答書】【落札者】などを補記されたら、分かり易いです。 1-5/12-令和5年度吹田市立図書館用雑誌納入業務に係る制限付一般競争入札。 2-5/12-令和5年度吹田市立図書館用図書納入業務に係る制限付一般競争入札。 3-5/17-学校文書等送達業務に係る制限付一般競争入札。 4-5/18-新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター・ヘルプデスク運営業務に係る制限付一般競争入札。 5-5/18-吹田市自殺対策計画策定支援業務に係る制限付一般競争入札。 6-5/18-山田出張所ほか69施設におけるLED照明リース契約に係る制限付一般競争入札。 7-5/18-吹田第一小学校ほか67施設におけるLED照明リース契約に係る制限付一般競争入札。 8-5/19-バリアフリーマスタープラン及び基本構想ほか策定委託業務の制限付一般競争入札。 ・広報課・情報政策室・人事室の方へ供覧願います。</p>	<p>タイトルにつきましては見やすさや検索の容易さを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。いただきましたご意見を踏まえ、新着タイトルに業務の経過を示すことや、ページ内容に更新内容を記載する旨をガイドラインに追加するなどをし、より良いホームページの運営に努めて参ります。</p>	広報課	R5.5.22	R5.6.5
99	<p>卒煙支援ブースは撤去！罰則適用すべし！</p>	<p>5月9日、JR岸辺駅及びJR吹田駅前に設置された卒煙支援ブースの周辺及び路上喫煙禁止地区で喫煙またその痕跡があった(写真参照)。 JR岸辺駅北口の卒煙支援ブースの周辺や路上喫煙禁止地区内には吸い殻が投棄されていたし、南口のロータリーではタクシー運転手が路上喫煙していた。 また、JR吹田駅の卒煙支援ブースの真横で加熱式タバコを喫煙する女性もいた。周辺で紙巻タバコを喫煙する男性もいた。 いずれも条例違反の喫煙だ。 以上のことから、卒煙支援ブースは条例違反の路上喫煙の減少に寄与しないことが分かる。意味がないので撤去されたい。そのかわりに罰則として過料を徴収する方がよっぽど効果があるので罰則適用を実施されたい。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>JR 岸辺駅北口卒煙支援ブース及びJR 吹田駅北口卒煙支援ブースにつきましては、たばこのにおいや煙が漏れにくい密閉型喫煙所として、本市が進める「スモークフリーシティ(たばこの煙のないまち)すいた」の方向性も踏まえて設置したものです。 また、令和5年4月より、卒煙支援ブース周辺のほか、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区での喫煙、ポイ捨て等の行為については、路上喫煙防止啓発員が適宜巡回を行い、指導・啓発を実施しています。 罰則につきましては、吹田市環境美化に関する条例に定める通り、勧告に従わない場合に過料を行うこととしています。 上記の対応を含め、引き続き対応していく予定ですので、御理解、御協力くださいますようよろしくお願いいたします。</p>	環境政策室	R5.5.29	R5.6.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
100	障がい福祉室における事務遅滞の放置と吹田市職員の職務怠慢について	<p>部長様 室長様 御回答確認させていただきました。 すみません、質問の仕方が悪かったですか？ 貴市の事務遅滞の受け止め方は5月2日回答の「本市と致しましては事務遅滞が発生していることを重く受け止め、必要な取り組みを進めているところでございます。現在の状況をできるだけ早く改善したいと考えておりますが、新たな取り組みの効果が出るにはなお時間を要する状況であり、効果について具体的な達成期限を申し上げるのは困難な状況でございます。」ですよね？お聞きしているのは「なぜ」昨年の8月から半年以上も放置しているのかと、貴部で何故それを容認されているのかを聞いています。すみませんが、質問の趣旨がご理解いただけないのであればご理解いただける上司の方から回答いただけますか？半年以上も事務遅滞を放置されている理由と、「福祉部」として事務遅滞を認識しながら改善されていない理由の回答をお聞かせいただけます。5月2日の回答のどこにそれが示されていますか？</p> <p>私も行政職員としての理解しているつもりです。〇〇様もお忙しいことかと存じますが、回答を作成されている方がいるならその方にきちんと指導されたほうが良いかと思えます。福祉部長にも共有されているとされていますが、本当にこのような稚拙な回答を共有されているのですか？意見を出す私がいうのもなんですが、もう少しお考えになられたほうが良いかと思えます。</p> <p>また「本市が申請の提出期限を設け、厳格に運用致しますと、翌月の支給決定ができず、利用者のサービスの継続ができない事態となることから、事業者様への支払いに影響が出る」とされていますが、迷惑をかけてるのは今回貴市でしょうか？ほかの事業所の運用は知りませんが、今回の問題は、あなた方ケースワーカーが、うちの利用者の受給者証の発行を事務遅滞していつまでかかっているんですか？今回問うているのはあなた方の事務遅滞です。ミスは理由とした発行遅れの問題を話していることはご理解いただけますか？問題をすり替えるのはやめてください。今回の件は、既に報告を受けていると〇〇様のご自身でご発言されていますことから、ケースワーカーの事務遅滞で起こっている問題なのは大前提です。運用を厳しくすると請求が通らないとかではなく、貴方方ケースワーカーが事務遅滞して市民に迷惑をかけ、不安にさせるのを対処していただきたいと言っています。この半年間で25回以上口頭注意しても職員も問題でなし、それを指導できない管理職も問題です。</p> <p>恐らくこうやって意見を言うことも、そろそろ慣れてこられている頃でしょう。しかし、私はこの仕事に責任と誇りを持っています。責任感の欠片も感じられないケースワーカーには関わっていただくたくありません。貴市の福祉行政を憂えています。このままだと本当に市民の信頼を失いますよ？</p> <p>個人の特定は貴室ではできないのですか？報告を受けているはずですから特定できないのはいはるか知りませんか？個人攻撃をしたいわけではないので今回の回答では控えますが、本当に指導されるのであれば是非協力させていただきます。本当に人を馬鹿にしたような回答だったので今でも忘れられません。</p> <p>貴市のケースワーカーはその方以外にも言いたいことが沢山ありますので、貴市のケースワーカーの方からは市民のためという責任が一切感じられません。前にも書きましたがこのままだと「必ず」ミスを起こされると思っています。この間にも事務遅滞は発生していませんか？誤発送や紛失などはありませんか？もし無かったとしたらまたまだと思えますよ。</p> <p>五月蠅く感じられるのは重々承知していますが、貴市と関わる事業所の職員としては、貴室のケースワーカーに対して憤りしかありません。せめて同じような思いをする利用者が一人でも減ることを切に願います。</p> <p>〇〇様はそれを変えられる立場にある方だと思います。どうかこの意見を見て、少しでもケースワーカーの育成に本気で臨んでいただけますようお願いいたします。</p>	<p>まず、事務遅滞についての本市の受け止め方についてでございますが、先に送付致しました令和5年5月2日付の文書でお示ししたとおりでございます。その内容について〇〇様は放置、容認と認識しておられると推察致しますが、本市ではそのような認識ではございません。</p> <p>次に、職員の育成・指導につきましては、先に送付致しました令和5年3月31日付文書及び令和5年4月17日付文書でお示ししたとおりでございますが、本市の職員を特定してのお話が可能ということでございましたら、今後の職員の育成・指導に役立つものでございますので、御教示いただければ幸いです。</p>	障がい福祉室	R5.5.23	R5.6.6
101	不妊治療費助成について	<p>体外受精保険適応について、適応回数が決められており、超えた際は補助が全くなくなり、私たちは金銭的に子どもは諦めるしかないのかなと思っています。保険適応になり負担は軽減しましたが、タイムラプスなどの先進医療などは保険適応外で一回の採卵移植でトータル40万円はかかります。</p> <p>不妊の原因は、わからないことがまだまだ多いそうで、私たち夫婦共に何も問題がなく、原因が分かっています。ただ37歳だったら、病院の先生からは6回で諦めるのももったいないと言っていたが、私自身も続けたいと思っていますが、金銭的に難しく思っています。</p> <p>政府も異次元の少子化対策を検討し、少子化対策を重要視されています。また、京都市は不妊治療費助成制度(一般不妊治療費等助成事業)もあります。吹田市でも同様の制度をご検討頂けないでしょうか？</p>	<p>本市では、国の制度に準拠する形で、特定不妊治療(配偶者間の体外受精・顕微授精)に要する費用の一部助成を行ってまいりましたが、不妊治療が保険適用化され、国から市への補助事業が廃止されたことに伴い、「吹田市不妊治療に係る自己負担額助成金事業」も経過措置をもって、令和4年度末に終了させていただいております。</p> <p>今回ご意見いただきましたように、保険(高額療養費)の適用化により、一定の負担軽減が図られた一方で、先進医療については、選択する治療によって金銭面の負担が大きくなるケースがあることについては、本市としても認識しているところでございます。しかしながら、現在のところ費用助成の実施は予定しておらず、今後については、保険適用化の影響や国の動向について注視しつつ、助成制度の必要性について判断してまいります。</p> <p>以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	母子保健課	R5.5.29	R5.6.7

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
102	<p>続-31-1/2。吹田市HP(Top頁)『データで知る吹田 [数字から見える吹田の特徴]』の掲出について</p>	<p>現在、吹田市総務部人事室は「令和5年度吹田市職員採用候補者試験(6月実施)」の募集をしていますが、「データで知る吹田」について知っておかれたら良いかと思いの投稿です。⇒添付画像-1参照 1)「データで知る吹田」のサイトを見ると、データの古いものがあり、応募を検討される方の中には「吹田市で、こんな古いデータで仕事をしているの？」と思われるかもしれません。 ※1人口:令和4年1月末時点、37万8,866人。2-通勤・通学人口。平成27年国勢調査より算出。3-自主財源比率。住民1人あたりの地方債残高。令和元年度決算のデータ。4-開業率、卸売業・小売業の年間販売額。総務省の平成28年経済センサス。5-医師の数(平成30年)、病院の数(令和元年)。6-データがあるものの、年月の表示の無いもの。 2)吹田市を応募される方は、情報収集をされるには、まず吹田市のHPを見られると思います。 「データで知る吹田」のサイトの管理者である「都市魅力部シニアプロモーション推進室」に、4/9にデータの最新版の記載をお願いしましたが、⇒A:「令和5年度以降、毎年度1回、情報の更新を行う予定です。更新時期につきましては、各種データの更新時期のばらつきもあり未定」とのこと。 3)私は、市内の大学・3校に時々行きます。大学のセミナーにも何回か出席。また某大学の実験に数年前から参加もさせて頂いており、大学生とも話す機会があります。以下は個人的感想です。 ⇒1-HPを見る時には、吹田市や同じ住環境・人口の中核市も比較されたら…と提言。 ⇒2-各市には、市民が市への意見・要望が出来る投稿サイトがあり、投稿内容と市の回答のサイトを見れば、各市の現状および職域文化のイメージになるかも…。 ⇒3-各市への「市民などからの寄付」のサイトが、寄付をされた方々の視点にたった内容か。比較も判断要素の1つ。 薬科大学生・看護学校・管理栄養士の学生さんとは、市民病院がある市の場合は、寄付内容・金額などを比較することも目安になるかも…。命を助けて頂いた。病気を治してもらった…などお世話になりました…のお礼。(医師・看護師・薬剤師・栄養士・受付などのスタッフ・警備員・病院内の設備・維持管理…他総合的な評価・判断の目安に) 4)近隣の国立大学卒者数名が吹田市を就職について、市の関係者から耳に入ってきます(詳細は不明)。学歴と職務能力の関連性は分かりませんが、氣になります。 ⇒知人が、就職の面接時に人事担当との面談の中で納得感や将来性での判断で就職。東京で新入社員教育が終了、配属された事業所の状況が人事担当者との乖離により、3年後に離職。 ※吹田市においても、HPの掲出状況を見ていますと、前記のような可能性も…。 ※数年前の市議会に於いて、某議員から「吹田市職員の離職」についての質問がありました。 5)吹田市の「人事・給与・厚生・職員採用・人材育成⇒吹田市人材育成基本方針(総務部 人事室)」は、2019年2月版です ⇒添付画像-2 ⇒豊中市の「人材戦略 2023～2025年」は、2023年2月版です。目次を見ると、「社会情勢と今後の方向性」「採用戦略(採用内定者フォロー)」就業環境戦略」の文言が有ります。 ⇒添付画像-3 豊中市人材戦略-2023 ※吹田市は、コロナ禍で働き方改革が言われ、公務員の定年・再任用も変化しており、タイムリーな見直しが必要かと思えます。 ⇒受検者には、色々な考え方がおられる事から、受検者が答えを出されると思います。 Q1: 人事室の方へ、吹田市のHPを時々見られて、吹田市が発する情報を吹田市内外の大学生や勤労者が、どのようなかウオッチされたらどうでしょうか。 ⇒広報課と話し合われて、意思疎通、方向性について意見交換をされたらどうでしょうか。 Q2: 広報課の方へ、広報課の仕事というのは「吹田市の顔です」、HPの企画・運営に際しては、市長さん・各部署局長さんの方針、そして吹田の総合計画の進むべき方向性と照らし合わせながら行って頂きたいです。 加えて、的確な情報提供・タイムリーな提供・分かり易い内容をお願いします。 ⇒今は、SNSでの情報伝達が早いですが、吹田市のイメージダウンにならないようお願いいたします。 [参考] 26のニュース。大学生の5月15日時点の就職内定率は72%で、前年同時期と比べ6.7ポイント上回る。 ・情報政策室に、供覧をお願いします。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について いただいた御意見も参考に、吹田市を就職先として選んでいただけるよう、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当: 人事室) Q2について 頂戴いたしました御意見を踏まえ、より良いホームページ、SNSの運営に努めてまいります。 (担当: 広報課)</p>	<p>広報課、人事室</p>	<p>R5.5.29</p>	<p>R5.6.7</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
103	高齢者生活支援ギフトカードについて	<p>HPには「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」ギフトカードを配るという記載があります。高齢者とは65歳以上の方を指していると理解しています。支援対象が高齢者だけであることに違和感を覚えますので以下の質問に回答をお願いします。</p> <p>質問1 貯蓄や資産の多い高齢者も対象になるのは何故ですか？それらのデータをどのように検討されたか教えてください。</p> <p>質問2 食費や光熱費の絶対額は現役世代の方が多く支出していると思いますが、そこが支援の対象にならないのは何故ですか？現役世代は家のローンや学費等で支出が増えるため、相対的に食費等の支出が占める割合が少なくなるのは当たり前だと思います。</p> <p>質問3 65歳未満にもギフトカードを配布するべきだと考えますがいかがでしょうか？予算が足りないならこの施策自体をやめてもっと有意義な予算の使い方をお願いします。</p>	<p>質問1について 本事業につきましては、急激な物価高騰による高齢者の経済的負担の軽減を図るものであるため、できるだけ早急に対象者のお手元にお届けするために所得要件を設けておりません。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>質問2について コロナ禍における物価高騰等に係る支援策として、低所得世帯や就学前児童を養育する世帯への支援金や小中学生の給食費の負担軽減など、低所得世帯や子育て世帯に対して、重点的に取組を実施してきたところです。全世帯を対象としたキャッシュレス決済ポイント還元事業も実施しましたが、キャッシュレス決済に不慣れな高齢者からの声も受け、高齢者世代に特化した事業実施が必要であると考え、実施したものです。 (担当:企画財政室)</p> <p>質問3について ギフトカードの配付に限らず、さらなる取組の必要性につきましては、社会情勢や国等の動向を注視しつつ、状況に応じて適切に判断したいと考えています。 (担当:企画財政室)</p>	企画財政室、高齢福祉室	R5.6.1	R5.6.7

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
104	続-29. 吹田市HP。5/19の『一部自治体におけるコンビニ交付サービスの不具合と一時停止に関する報道について』のタイトルの改善提案他。	<p>1)このタイトル「〇〇…と一時停止に関する“報道”について」では、市民の中には、内容が“報道の内容”と早とちりされ、クリックされないかも… タイトルを開くと、「令和5年6月6日～7日についてコンビニ交付サービスを停止します」の記述有り。 ⇒情報政策室の方へ、タイトルは、「コンビニ交付サービスの停止日」…も重要。停止日を含めたタイトルにされたら、市民に必要な情報提供になります。</p> <p>2)サービスを一時停止し点検との事ですが、事業者(富士通Japan⇒以降、富士通に)から、他市での不具合の発生状況も要因・点検の項目・内容などの説明資料は受取って居られますか。 サイト内の記述「本市におけるコンビニ交付サービスにつきましては、現時点においても不具合や誤交付の発生は確認されておりません」。 ⇒この記述からは、個人的には、「たまたま発生していないのか」加えて「他市での発生条件(異なる県・市のコンビニで同一のタイミングでの発行請求の場合に発生)での今後吹田市で発生の可能性についての記述が有りません。」 ⇒今回のサービスのシステムは、吹田市が発注したものであり、富士通へのシステム構築に際しての“吹田市の仕様書”での指示内容との整合性の比較確認は？また(異なるコンビニで同時タイミングでの請求時に他人のものが出力)の検証・確認はされたのでしょうか？ ※問題は自分のものが入手できないのではなく、関係ない人に自分の証明書が渡ってしまう事です。放置された時や悪用された時が心配。</p> <p>3)コンビニでの印鑑証明書の請求で、登録を抹消したはずの本人の古い印鑑証明書の誤発行のケースが他市で数件発生しており、吹田市は「庶印済」の印鑑証明のデータの保管はどのようにされていますか？別保管であれば、出力される事は無いと考えられますので、個人情報の取扱いの観点からも教えて下さい。 ⇒5/19のサイト内で、印鑑証明の誤交付の記述が有りません。吹田市での発生の可能性の有無について、お願い致します。 ⇒この件については、事前に想定が出来る内容であり、仕様書に記載されていますのでしょうか？</p> <p>4)今回の吹田市の点検日は、“6月6日”の1日ですが、他市の点検期間は4日～6日間が殆どです。吹田市の点検は、1日で出来るのでしょうか？ ・5/23のニュースで「富士通は、コンビニ交付トラブルで一斉点検を自治体に申し入れ…最長6月4日まで」の記述がありましたが、吹田市は点検日の変更の有無について教えて下さい。</p> <p>5)5/12に住民票誤交付で松本総務相は「証明書交付のシステムについて“複数の社にまたがっているもの”など…」の発言あり。 ⇒吹田市は、この発言のトラブル事象(富士通+他社)について把握されているのでしょうか？吹田市の影響の有無について教えて下さい。 ・広報課へ供覧願います。</p>	<p>1)について 御指摘ありがとうございます。ページタイトルを更新のうえ、改めて市民の皆様へ伝わるよう、お知らせを再掲いたします。 今後とも市民の皆様によりわかりやすい周知を心掛けてまいります。 (担当:情報政策室)</p> <p>2)について 市ホームページに記載のとおり、その自治体が発注しているシステム上の不具合によるもので、誤交付等があった市と本市のシステム構築環境とは異なっており、本市に影響はないとの報告を富士通より受けています。 システム構築は仕様書に基づき行われており、関係ない人に自分の証明書が渡ってしまう事象は発生いたしません。また、検証・確認についても6月6日に富士通と共に、問題はありませんでした。 (担当:市民課)</p> <p>3)について 本市で同様の印鑑証明誤交付は発生いたしません。一旦転出した方が再転入しても前の印鑑登録が復活する仕様にはなっておりません。 (担当:市民課)</p> <p>4)について 6月6日の1日で行い、問題がないことを確認いたしました。なお、5月19日の時点で6月6日に実施する予定とすでに発表していましたので、混乱を避けるため予定どおり検証を行うこととしました。 (担当:市民課)</p> <p>5)について 今回の一連のトラブルは富士通のシステムにおける各自自治体固有のものであると報告を受けており、これらいずれも本市に該当するものではございません。 (担当:市民課)</p>	情報政策室、市民課	R5.5.29	R5.6.9
105	105 片山公園駐車場	<p>片山公園駐車場のラインがほとんど消えていて、駐車スペースがわかりにくくなっています。ラインの引き直しはしていただけないのでしょうか？よろしく願いいたします。</p>	<p>現地調査いたしましたところ、区画ラインがほとんど消えてしまっていることが確認できたため、駐車場の管理運営している事業者へ、改善の要望をお伝えいたしました。事業者からは6月末にライン引きを実施する予定との報告を受けましたので、今しばらくお待ちください。</p>	公園みどり室	R5.5.30	R5.6.9
106	続-35. 吹田市HP。5/31の『令和4年度の工事情報を更新しました』のタイトルの改善提案他。	<p>・このタイトルでは市民や事業主(入札案件)の方は、道路・水道・建物など…何の工事？?と思われる。必要な方に必要な情報が伝わりません。タイトルに具体的な内容を記載されますように。 ・サイトを見ると、令和5年度の公園みどり室での施工予定の工事内容でした。 ※タイトルの年度の訂正が必要です。 ⇒[仮案]『公園みどり室の令和5年度の工事情報(工事場所・期間)』 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>指摘いただきましたホームページの表現は、以前のものが更新されておらず、分かりにくいものであったため、直ちに修正を行いました。ありがとうございました。</p>	公園みどり室	R5.6.5	R5.6.9

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
107	<p>続-30。吹田市HP。5/17の『重点取組2019の取組成果一覧を更新しました』の【45】DXについて教えてください</p>	<p>サイトの冒頭に「第4次総合計画の下、令和元年度(2019年度)からの4年間で特に重点的に進める取組のまとめ」の記述。 1) サイトの【45】-1)「ホームページのリニューアルを実施し、新たにイベントカレンダーなどの機能を実装しました(令和4年度)」の記述。 ⇒HPのリニューアルをされたようですが、昨年の9月頃に数中件の要望をしましたが、現状は大きな改善がされているようには思えません。 ⇒イベントカレンダーなどの機能を実装…については、博物館や文化会館などが早くから実施されていた事から自断しさが感じられませんか。 2) サイトの【45】-2)「自治体におけるDXの推進に市政全体で取り組んでいます」の記述。⇒添付画像-DX吹田市-重点取組2019結果参照 ⇒市役所内での取組がメインであり、「デジタル社会」の言葉も社会生活の中で、一般化して、市民生活との関わりの中で取組が見られませんか。 ※【仮案】6年間で来庁者を50%削減…などの目標を掲げられたら市民感覚とすれば分かり易いです。 ⇒しかし、マイナンバーカード更新の集中時期が、間もなくやってきます。マイナンバーと兼ね合いが有りますが、更新は任意である事から「最悪は更新で市役所に行くのがめんどくさい、歩いて行けない、代理人の確保など」…で放置される方の増加…が懸念。⇒行政が提案出来る方策を考えて頂けませんでしょうか。 【国のデジタル社会の方針】 ・デジタル庁 がデジタル社会の形成に関して、2021年(令和3年)9月1日に発足。 ・2022年8月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が発出。 【吹田市のデジタル社会の方針】 3) 更新日 2022年9月21日「吹田市における自治体DX推進」⇒今後の予定が「令和4年度～7年度まで」…であり、最新版に更新が必要。 4) 策定年月無し「吹田市における自治体DX推進(行政経営部情報政策室)」⇒デジタル庁が発足の2021年9月以前の資料であり、最新版に更新が必要。 ⇒添付画像-DX吹田市-2-国の動き、3-今後の予定を参照 【豊中市のデジタル社会の方針】 ・「豊中市情報化計画(平成30年(2018)3月策定、計画期間令和4年度(2022)まで)は、これまでの取組みを評価し、ガバメント戦略2.0に置き替える。 ・2023年2月20日「よなかデジタル・ガバメント戦略2.0」を策定。 ※豊中市は、市長さんが早くからデジタル化に取り組んでおられ、縦組織での取組では無く、業務は横のつながりがある事から、新組織を設けて各部署からの人材を集められた…の記憶が有ります。 ⇒添付画像-DX豊中市-1参照「R5年2月、デジタル・ガバメント戦略2.0」3つの取組の社、3つの視点 ⇒添付画像-DX豊中市-2参照「R5年2月、デジタル・ガバメント戦略2.0」まちのデジタル活用⇒10のテーマで推進 5) 「デジタル社会」は、少子・高齢化・労働人口の減少で避けられないと思っております。また行政だけの取組では無く、行政・市民・企業・事業者が知恵を出し合っ「吹田市のデジタル社会」の構築が必要と考えます。 ⇒「吹田市のデジタル社会」⇒現状はイメージが湧きません。吹田市民に分かり易い情報の提供をお願いします。 6) 昨年11月に吹田市が全面的DX時代の「市民自治」のシンポジウムが開催されましたが、情報政策室は何か採用されたものがありますか？ ⇒添付画像-DX吹田市-DX時代の市民自治-221114シンポジウム ・企画財政室・人事室・広報課の方へ供覧願います。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について ホームページにつきましては、スマートフォンに対応する等の従前の課題を改善することを目的として令和4年10月にリニューアルを行っております。今後につきましては頂戴しました御意見を参考に、より良いホームページの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p> <p>2)について デジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、業務の改善や、市民の利便性に係るキャッシュレス化等、様々な推進を行っているところで。今後とも市民生活により根ざした部分での取組を進めてまいりたいと考えています。 マイナンバーカードの更新に係る対策等につきましては、国によりカード更新の方式が定められていることから、国の動向を注視しつつ、所管室課とも連携し、実施可能な方策について研究してまいります。 (担当:情報政策室)</p> <p>3)について 同資料につきましては、本市のDX推進にかかる集中的な方針を示すものであり、本資料の方向性に基づき各種施策を実行しているところ。本方針に基づく実績を含め、令和4年度以降の実績等につきましては、別途御報告を行うページの用意を検討中でございます。 (担当:情報政策室)</p> <p>4)について 同資料につきましては、本市のDX推進にかかる集中的な方針を示すものであり、本資料の方向性に基づき各種施策を実行しているところ。本方針に基づく実績を含め、令和4年度以降の実績等につきましては、別途御報告を行うページの用意を検討中でございます。また、本資料とは別に本市では継続的な情報化推進を実現するために、情報化推進計画を策定しており、現在は第4期計画を令和5年度までの期間として実行中であり、次期計画を令和6年度からとして策定準備をしているところで。 (担当:情報政策室)</p> <p>5)について 本市では継続的な情報化推進を実現するために、情報化推進計画を策定しており、現在は第4期計画を令和5年度までの期間として実行中であり、次期計画を令和6年度からとして策定準備中でございます。次期計画においては、市民の皆様にも本市の考える情報化推進の方向性をより分かりやすく伝えられるよう準備を進めてまいります。 (担当:情報政策室)</p> <p>6)について 新たに採用したものはございませんが、シビックテック等、本市でも既に実施を頂いているものも含め、様々な事例を御紹介いただくと認識しており、貴重な情報として参考させていただいております。 (担当:情報政策室)</p>	<p>広報課、情報政策室</p>	<p>R5.5.29</p>	<p>R5.6.12</p>
108	<p>続-9-2。吹田市HP。5/26『吹田市消防職員採用候補者試験(1次試験)の合格者について』への要望</p>	<p>1) 吹田市HPの新着(採用情報欄)に記載がありません。 ⇒添付画像参照 ・吹田市HPの新着情報サイトで、5/26に掲出のタイトルは、日にちの経過で相当下に繰り下がり、目につかなくなっており、HPの新着(採用情報欄)にも掲出が必要と思います。 ・サイト内の記載内容『試験結果発表は「吹田市電子申込システムを検索し、「申込内容照会」からログインして合格通知を確認してください。』 ⇒この内容では、受験者には周知されているのか分かりませんが、探しやすいようにされた方が良いと思います。 ⇒HPのマニュアルがあるとの事ですので、職員の採用についてマニュアルにはどのように記載されていますか？ 2) サイト内に「二次試験の日時・場所・内容など」の記述が有りません。 ⇒合格通知書に記載がされているのであれば、その旨の記載が必要であり、「注意点など熟読を」を補記されたら良いと思います。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について どの新着情報欄に掲載されるかは、作成時のテンプレートによって判別されるため、今回の内容のページを採用情報欄に掲載することはシステム的に困難でした。今後に向けて検討していきます。 次に合格通知の確認方法は、受験時に必要な受験票と同じ確認方法であり、受験者であれば理解できる内容となっております。また、試験時にも周知しており、電子申込システムにあっても同ページの下部にリンクを貼っております。 HPのマニュアルについては、使用方法等がありますが、採用について等の個別具体的な作成方法については記載されていません。 2)について 試験時に日時等を周知し、合格通知にも記載がある旨を説明しているため受験者は認識出来ていると考えております。</p>	<p>総務予防室</p>	<p>R5.6.5</p>	<p>R5.6.12</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
109	続-34。吹田市HP。5/30の『市民健康教室「人とお酒のイイ関係」』のタイトルの改善提案他。	<p>1)このタイトルでは、「いつ・どこで・予約の要否など」の具体的な情報が有れば、「その日は空いているから行ってみようか」…と思われる方が居られるかも…。</p> <p>・タイトルについて:広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ⇒[仮案] タイトルを『市民健康教室「人とお酒のイイ関係」(千里市民センター。6月21日(水曜)。要申込)…にされたら、分かり易いです。 ⇒添付画像参照。豊中市新着情報一覧の例。私は、この方が分かり易いです。</p> <p>2)成人保健課の方へ。吹田市HPの“イベントカレンダー”に記載がありません。 ⇒速やかに記載されたし。</p> <p>※吹田市HP。5/17の『重点取組の成果一覧を更新』の【45】で「ホームページのリニューアルを実施、令和4年度に“イベントカレンダー”などの機能を実装しました。</p> <p>⇒広報課は、前記のような現状から再周知・徹底が必要。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>3)今回の対象者年齢が、74歳以下の市民であり、後期高齢者を対象とした“高齢者とお酒の付き合い方”の講座を企画して頂けませんでしょうか。 ・近隣の方(90才代)で、「毎日焼酎の湯割りをコップ1杯が楽しみ」…の方が居られます。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について タイトルにつきましては見やすさや検索の容易さを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。いただきました御意見を踏まえ、わかりやすいホームページの作成に努めてまいります。</p> <p>2)について 吹田市ホームページのイベントカレンダーに掲載します。</p> <p>3)について 成人保健課では主に74歳以下の方を対象に生活習慣病の予防を目的とした健康教室等を実施しており、テーマにより年齢制限を設けずに実施しているものもあります。吹田市国保健康診査の結果から特に40～60歳代の飲酒量が増えている状況から、対象年齢を絞り企画しましたので、御理解いただきますようお願いいたします。 今後も引き続き高齢福祉室と連携しながら、市民への魅力ある健康づくりの啓発に取り組んでまいります。</p>	成人保健課	R5.6.5	R5.6.13
110	ハラスメントへの人事室での対応3	<p>市民の声の公表 令和5年度 4月分 の49「ハラスメントへの人事室での対応」で、市は一切質問に答えていません。</p> <p>「会議の運営に関するもの」と回答していますが、〇〇氏の対応も、職員が市民にハラスメントを行った場合の対応手順も、明確に会議の運営とは関係ありません。まったく見当違いの回答です(質問を読んでいないのでしょうか)。</p> <p>誰が回答したかは想像が付きませんが、このような見当違いの回答を他の職員は誰も確認せずにネットに公開するのでしょうか。</p>	<p>会議の場において、〇〇様の御意見に対し事務局職員が答えなかったとのことですが、その経緯につきましては、担当の障がい福祉室が御説明を申し上げます。</p> <p>〇〇様がおっしゃっておられるハラスメントは広義のものと思われませんが、ハラスメントの対応手順につきましては、法の趣旨にのっとり、労働者(職員)の就業環境が害されることのないよう作成しております。</p>	人事室	R5.6.1	R5.6.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
111	<p>続-32。吹田市HP。5/26の『粒状活性炭の購入』のタイトルの改善提案他。</p>	<p>1)⇒[仮案]『粒状活性炭の購入に係る制限付一般競争入札』…に。他の部署の入札案件募集のように、公告文に合わされた方が良い。 ・このタイトルでは個人的には、活性炭の購入による水質浄化の取組の説明なのか、購入に伴う業者さんの募集なのか分かりません。 2)吹田市HPの新着(入札情報欄)に記載がありませんでした。 ・物品購入・入札情報欄をクリックしても、募集中案件の中に表示がありません。 ⇒添付画像参照 ⇒入札制度の趣旨は、多くの事業者の参加で、安価な購入により税金(水道料金予算)を有効に使う事だと思います。 ※契約検査室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 「粒状活性炭の購入」のタイトルにつきまして、ご提案いただきましたとおり、他の部署の入札募集案件の表現にあわせて「粒状活性炭の購入に係る制限付一般競争入札」に改めるとともに、他の案件につきましても同様の表記に改めました。 2)について 吹田市トップページの新着情報(入札情報欄)につきましては、総務部契約検査室で行うもののほか、教育委員会や土木部、水道部の入札案件のうち、最新の入札情報を5件まで表示するようになっております。ご指摘いただきました「業務委託・物品購入 入札情報」は、総務部契約検査室で行う入札情報のページにながっていたため、水道部で行う入札について表示されていませんでした。 今回のご意見を受け、「業務委託・物品購入 入札情報」欄をクリックしていただいた後、「水道部 契約・入札情報」のページを選択できるようリンク先を変更いたしました。 今後も、新着情報(入札情報欄)から水道部の入札情報をより分かりやすくご覧いただけるよう、広報課と連携し、改善を検討してまいります。 なお、いただきましたご意見につきましては、契約検査室及び広報課へ供覧いたしました。</p>	水道部企画室	R5.6.5	R5.6.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
112	ごまかすので再度質問です。うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無についてなど	<p>吹田市市民の〇〇です。2023年5月19日の質問への回答が、5月31日(水)にようやく届きました。ごまかしのある回答でしたので再度質問いたします。その前に整理を。</p> <p>整理①事業の縮小化。国保窓口の職員による虚偽説明 5月31日の回答では、減免の種類について ①国民健康保険料の減免について ②国民健康保険料の非自発的失業者に係る軽減措置について ③所得に応じた国民健康保険料の軽減等について と3つあります。(それぞれの詳細な記述は、そちらからの先のメールを参照ください) しかし、2023年5月18日(木)に窓口で相談したところ、対応した職員〇〇氏は 「収入が基準を下回るという理由での減免が、 ・失業をして、前年の所得と今年の所得を比べて少なくなっているという理由での減免しかない」と明言でした。なので、〇〇氏は、 ①の①の ・「事業又は業務の不振、休業止、失業等により所得が著しく減少した場合(所得割の減額)」と、 ①の③の ・「国民健康保険料を算定する際、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割、平等割額の7割、5割又は2割を減額します」と説明していません。①の②の、非自発的～という説明は詳しいされていません。 通常、職員は業務を行うにあたって必要な知識を有していると考えられるのが妥当な判断ですので、〇〇氏は①②を知っているはず。これは、説明不足とごまかしていますが、虚偽説明でしょう。私は何度も尋ねましたが、教えてできませんでした。ですので①②の減免が「ない」と判断してもし私が①②に該当するのであれば、権利があるのに、それを行使させなかったこととなります。それを、先に回答をした職員の〇〇氏は、説明不足というように問題の縮小化をはかりました。</p> <p>整理②議点のずらし、質問のすり替えについて 私の質問は「うつ病の市民への国民健康保険の減免制度はありますか?」です。ですので、回答としては「あるか」「ないか」です。なのに、回答をした〇〇という職員は「吹田市にはどのような減免制度がありますか?」に質問をすり替えています。そして、このような減免がありますと紹介することで、あなたも回答に答えたふりに装う。これは、まさに私が苦言を呈したとおりで、吹田市職員が答えたくない時によくやる手法です。一般的に、これは建つきの答え方で、何かを隠している可能性を疑います。</p> <p>質問への回答をお願いします。 質問:うつ病の市民への減免制度はあるのか? こちらに明確に回答ください。 ちなみに4月21日診断、5月7日退職。現時点で会社から離職票が届いておらず、失業手続きはまだしていません。 その前に、1をご確認ください。 吹田市職員行動指針 1 法令やルール、マナーの遵守 2 市民感覚、市民目線での考案 3 強い責任感と高いプロ意識 4 接遇力、説明力の向上 5 改善・改革の継続的な取り組み せつかく素晴らしい指針を設けているのですから、守りましょう。 私は4月21日うつ病の診断を受けています。しんどく、涙もぽろぽろと流れるため、いろいろ調べたり考えたりするのも、うまくできません。ですので、専門知識を有し、税金からお給料ももらい、業務としているみなさん方に、ご案内をお願いするのも妥当でしょう。さらに①の指針にも適合します。そちら様が先に回答したメールの①、②、③のいずれかに、うつ病の市民への減免は該当するのですか? 4月21日に診断、5月7日で退職。失業手続きはまだしていません。 前例にとらわれず、市民が今、何を必要としているかを敏感に感じ取り(指針2)、上司の指示を待つだけでなく、自ら考え積極的に仕事に取り組み(指針3)、親切、丁寧な対応を心掛け、市の代表であるという意識を持ち、より質の高い満足をしていただける市民対応に努めます。また、市民に対する説明責任を果たします。(指針4)。 今度こそ、明確な回答をお願いします。 あいまいな回答の場合、「ない」という回答として判断せざるを得ません。私はうつ病ですので、認知機能が弱っており、判断を専門のみなさんに委ねざるを得ません。 「ない」「ない」として保険料(公金)を納めます。お金の移動が発生します。 うつ病の私が本来得られる減免額よりも多く支払った場合、専門知識を有し業務に従事するみなさんは、それを十分見でき、阻止できるわけですので、そうならないようにご注意願います。未定の故意にならぬと思われず。 誤りがあれば認めて、正確なほうへ案内していただければそれで済む話です。私はそれを望んでいます。 私はね、病気ですくんどんといんですよ。こういう文章を作成するのも辛いんですよ。お役所対応で保身に走るのはやめていただけたらませんか?</p>	<p>令和5年6月5日及び令和5年6月15日にお問い合わせいただきました。「うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無」について回答いたします。</p> <p>質問:うつ病の市民への減免制度はあるのか? 回答:うつ病の市民への減免制度はありません。</p>	国民健康保険課	R5.6.5	R5.6.15
113	続-33.吹田市HP.5/30の『商業相談を実施しています』のタイトルの改善提案他。	<p>・このタイトルでは市民や事業主の方は、吹田市職員による相談?…と勘違いをされる方の予想も…。タイトルに具体的な内容で相談がしやすいように。 ⇒[仮案] タイトルを「中小企業診断士による6月の商業相談(起業したい方・事業主の方のお悩み)」。無料・予約優先」…にされたら、分かり易いです。 ・タイトルについて;広報課の説明。「吹田市ホームページ運用ガイドライン」には、具体的なページタイトルにする等の記載がされている…との事。 ⇒添付画像参照。豊中市新着情報一覧の例。吹田市市民はの方が分かり易いです。 ・地域経済振興室の方へ。サイトの再下段の連絡先電話番号が6か所記載。電話をする時に、担当の係が分かるような工夫をされたら…。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>本市ホームページにおける商業相談に関する表記につきましては、見直しを行い、「中小企業診断士による」という文言を追加させていただいております。また、連絡先の表記に関する御意見につきましても、各ページを随時修正して参ります。</p>	地域経済振興室	R5.6.5	R5.6.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
114	万博記念公園駅前周辺地区の活性化事業について	<p>4月にこちらに家を買って引っ越してきました。吹田市山田を選んだ理由は、学力も高く落ち着いた地域で、収入に余裕のある方が多いため、子育ても落ち着いてできそうだし、学校も平和な地域と聞いていたからです。</p> <p>引っ越してきてから、万博記念公園駅前周辺地区の活性化事業について知りました。府営住宅ができることとカジュアルホテル、オフィスビルができることについて反対です。高いお金を支払って家を建てたにもかかわらず、地価も下がるでしょう。何より子育て環境がそんな理由で大きく変わってしまうことが残念でなりません。どうか多くの住民の意見に耳を傾けていただき、元から住んでいる住民のための選択をしてください。</p>	<p>万博記念公園駅前周辺地区活性化事業は、「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン(平成27年11月、大阪府)」の具体化を図るため、大阪府が民間事業者からの事業提案を募集し、民間事業者とともに「大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり」を推進するものです。</p> <p>本市が、大阪府同席の下、事業予定者から説明を受けたコンセプトの目的や手法等としましては、アジアを代表する次世代型の新たなスポーツ、文化の拠点形成を目指し、世界最先端のアリーナとビジネスイベント等を行うMICE機能を中心として、同一地区内に相乗効果を発揮する様々な機能を複合的に導入するものでした。</p> <p>本市としましては、広域的な活性化、地域貢献に寄与する新たなスポーツ、文化の拠点づくりを目指す内容であり、アリーナを中心に整備される商業・カジュアルホテル棟、ホテル棟、オフィス棟、共同住宅につきましても、そのコンセプトの目的が当該地区のさらなる魅力の増進と機能向上につながるものであると認識しております。また、当該共同住宅は、「府営」ではないと認識しております。</p> <p>いずれにしましても、本事業は大阪府が主体となって民間事業者とともに推進されるものですので、詳細につきましては、大阪府HPを御参照の上、大阪府にお問い合わせいただけましたら幸いです。</p> <p>大阪府HP(万博記念公園駅前周辺地区の活性化) https://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/ekimae/index.html</p>	計画調整室	R5.6.8	R5.6.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
115	無視をするので再度質問。うつ病の市民への減免制度の有無についてなど	<p>吹田市民の〇〇です。2023年6月5日(月)に市民の声に質問を返信しています。重要な質問ですが、無視をされています。</p> <p>質問:吹田市では、うつ病の市民への国民健康保険の減免制度はありますか？</p> <p>私は、回答・公開ともに「希望」しています。シンプルな質問ですので、容易に回答できるはずですが、無視をされましたか。あなた方は業務として国保の相談を受け付けている</p> <p>これまで、うつ病の市民からの減免の相談が一件もなかったはずがない</p> <p>うつ病に限らず、心身の不調の市民からの減免相談が一件も存在しなかったはずがない</p> <p>あなた方は税金から給料をもらう専門家。なので必ず誰かが知識を持っている</p> <p>この質問に答えることで、誰かのプライバシーを侵害することもない。業務と関係ある質問あなたがたは回答するのが妥当。</p> <p>2023年5月18日(水)、国保窓口で〇〇氏は「ない」と明言</p> <p>2023年5月31日(水)、メールで〇〇氏は、問いをすりかえ回答せず</p> <p>2023年6月5日(月)の私からの再度の質問を無視</p> <p>〇〇氏は「ない」と明言でした。ですので公式に「ない」と明言すれば済む話です。</p> <p>私は、うつ病の市民への減免制度が「ない」として納付します。病気も辛く、お金もなく、たいへん苦しいのですが、公務員による強制力(権力)があるので従わざるを得ません。</p> <p>あるのなら訂正して「ある」として、説明・案内をしてください。簡単なことです。</p> <p>もし「ある」に「ない」とすると、職権の濫用になります。</p> <p>第193条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、2年以下の懲役又は禁錮に処する。</p> <p>「疑わしい事情があるのか？」もしかするとこのような可能性がありますか？</p> <p>・最初「窓口で〇〇氏が準備説明をした</p> <p>・それを追及されたくないので、メールでの質問を無視</p> <p>・ところが厄介なことには、〇〇は市民の声から追及してきたので、答えざるを得なくなった。</p> <p>しかし、正直に答えるはずなので質問をすり替え、それに回答してごまかす。</p> <p>・ところが、また〇〇は市民の声から追及してきた。</p> <p>本当のことをいいますので、徹底的に無視をする。そして〇〇に決めさせて問題をうやむやにしよう</p> <p>こういうことでしょうか？職務の怠慢をし、法律順守の義務のある公務員のみなさまですので、そういうことはないと思います。「ある」なら説明と案内を、「ない」ならそう明言で済む話です。回答をお待ちしております。</p> <p>(未必の故意の成立可能性)刑法ですので成立には故意が必要。故意は未必の故意で成立です。</p> <p>・私は、現時点で「ない」と判断しています。〇〇氏が「ない」と明言で、〇〇氏など専門家のあなた方から回答が得られないので、知識に劣る市民の私としては、そう判断せざるを得ません。</p> <p>・あなたがたは、回答すべき責務を負っているから、それを怠っています。</p> <p>・〇〇氏が説明した減免制度(A)がある。</p> <p>もし、Aとは別にうつ病の市民が利用できる減免制度(B)があるとする。</p> <p>・AとBと比較して、Bのほうが受けられ、吹田市は本来より多く保険料(税金)を徴収したことになる。それは当然、望ましくない結果である</p> <p>・望ましくない結果への予見可能性がある。それを回避することも十分可能。説明し、訂正すれば済む話なので</p> <p>・私は繰り返し、間違いがあるのなら訂正し、案内と説明を要求している。記録にも残っている</p> <p>・しかし、あなたがたをそれを怠り、私が保険料を納付してしまう。そして、もし減免制度(B)があるのなら、あなた方の未必の故意が成立するのではと思われ</p> <p>これは193条とは別の法律に抵触する可能性がありますが、大丈夫でしょうか？</p> <p>都合が悪いので、無視して諦めさせる手法です。のちのち大きな問題に発展する可能性があります。</p> <p>吹田市役所職員というのは公務員ですので、市役所内の独自ルールでなく、法律で縛られています。</p> <p>私は、訂正があるのならそうするようにお伝えしています。「ない」なら「ない」で明言をし、「ある」なら「ある」と明言し、説明と案内をしてくださいば済む話です。シンプルです。</p> <p>無視をするというのは、存在を抹消するのと同義。すでに〇〇氏が嘘の説明をした経緯があるのに、さらに市民に対して尊厳を侮辱するようなしうちをするのでしょうか？</p> <p>法律順守義務のある公務員であるという前提を忘れず、対応をお願いします。</p>	<p>令和5年6月5日及び令和5年6月15日にお問い合わせいただきました、「うつ病の市民への国民健康保険の減免制度の有無」について回答いたします。</p> <p>質問:うつ病の市民への減免制度はあるのか？</p> <p>回答:うつ病の市民への減免制度はありません。</p>	国民健康保険課	R5.6.15	R5.6.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
116	「吹田市葬儀場等の建築に関する指導要領」の遵守に関して	<p>本件は千里山西1-37-45に建設が予定されている葬儀場に関するもので、私は標記指導要領の2条2(5)で規定されている「関係住民」です。</p> <p>4月下旬に葬儀事業者から予定施設の情報の提示をしたいとの申し出があり、面会しましたが、資料の内容が要領が求めている内容を満たしていないので、再度資料を示すように依頼し連絡をおり、説明はまだ受けていない状況でした。ところが、5月の末日近くに開発審査室を訪問して進捗を尋ねたところ、葬儀社の京阪互助センターから「開発事業事前協議承認申請」が提出され、受付られたと聞いた。</p> <p>私は関係者への情報提供が済んでいないので、受付することはおかしいと主張したが、担当者の言うには、説明が済んでいない部分に関しては、今後このように説明する予定であると葬儀社が言っているの、受け付けた。受付に関しては担当の課内での合意に基づいているとのことでした。</p> <p>要領では6条3で事業者は第1項に定める情報提供を実施した時は<中略>市長に提出するものとする。</p> <p>となっていて、今回のケースは情報提供が実施されていない段階での受付となっており、市役所自らが指導要領をないがしろにした対応をしてまで手続きを急いでいることになっていると思う。</p> <p>何が吹田市の手続きを急がせているのか私には理解できない。</p> <p>吹田市民の申し出や対話を遮り、他市の事業者の都合を優先する理由をお聞かせ願いたい。</p> <p>また、当該指導要領を市役所自らが無力化、形骸化させるような対応をしていることをどう感じているかをお聞かせ願いたい。</p> <p>本問い合わせの回答は許可者である市長自ら内容を確認いただいたうえで、回答されることを求めます。</p> <p>また、書類が揃っていたから受け付けたようなありきたちの回答では私の申し出を無視したとみなしますので、誠意ある回答を願います。</p> <p>最後に、吹田市民との対話を阻害するような手続きの進め方に大きく疑問を持つとともに、本計画の建築確認などへ進むことに断固反対を表明します。</p>	<p>「吹田市葬祭場等の建築に関する指導要領」は、近年の小規模な葬祭場の建築計画を建築工事の直前まで近隣に周知されなかった等によるトラブルを未然に防ぐために、設けたものです。これは、事業者の情報提供に関する努力義務を課すことで、事業者が早期に葬祭場計画の情報提供を行い、良好な関係を築いていただく事を目的としています。</p> <p>当該計画における同要領の手続につきましては、情報提供の報告において、葬祭場計画の周知だけでなく、事業者の関係住民への今後の対応を記載されたことにより、情報提供報告書を受付けたものです。</p> <p>また、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づく中規模等開発事業事前協議承認申請書の受付時には、添付書類に不足がないことを確認すると共に、情報提供報告書にありました関係住民からの意見等について葬祭場計画への反映状況を確認しています。</p> <p>なお、この葬祭場計画において、本市は市民の方からお問い合わせがあったことに対し、事業者に事業内容の確認をしてきており、同条例手続きが行われる前に、協議先の追加を提案しました。この葬祭場計画において、事業者と関係住民との関係にあつては話し合い等が合意され進められることが望ましいと考えていますが、現時点で同条例による手続きとしては、完了しています。</p> <p>今後もお問い合わせがあった場合には、引き続き事業者の内容の確認をしてまいります。</p>	開発審査室	R5.6.2	R5.6.16

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
117	吹田市内、飲食店の全国店舗が極めて少ない	吹田市内の人口、約380千府下からも所得、環境等恵まれた地域にしては、飲食店等見ても全国的に有名な店舗の店が少なく、例えばお蕎麦屋さん等の店舗も全く少なく、その反面やたらにドラッグストアの店舗が特に最近目立ちます。環境も大事ですが、もっとバラエティに富んだ飲食店等の店舗誘致に心がけて、市民が楽しめる店舗展開政策是非ともお願いしたい。 又駐車場併設の飲食店も全く少なく、路上駐車にて飲食店利用されている人が多いのは考えて欲しい。バラエティに富んだ家族、友人等が集まれる魅力のある店舗誘致をお願いします。最後にここ数年メシアターにて有名な歌謡曲ショーも一向に無いのは寂しい限りです。立派な会館もつたいないです。全方位を見た行政宜しくをお願いします。 利用出来る飲食店舗政策是非お願いします。	魅力ある店舗の誘致について この度は貴重な御意見、誠にありがとうございます。 本市におきましては、産業の振興は「事業者の自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。」「中小企業者の発展を基に推進されなければならない。」などの吹田市産業振興条例に掲げる基本理念を前提とし、地域経済の活性化に取り組んでいるところです。 また、商店街の集積地において空き店舗を活用し新たな業種を呼び込むことで魅力の向上を図る事業に対し、補助金を交付するなどの支援をしております。いただきました誘致の御提案も参考にしながら、今後も地域の発展に寄与できるよう努めてまいります。 (担当: 地域経済振興室) メシアターの振興について 新型コロナウイルス感染症の扱いが5類に移行したことに伴いコロナ禍前の日常を取り戻しつつあります。今後につきましてもメシアターでは市民の皆様楽しんでいただけるイベント等の開催を検討しており、開催の際にはメシアター及び市のホームページにて積極的に周知してまいります。 (担当: 文化スポーツ推進室)	地域経済振興室、文化スポーツ推進室	R5.6.5	R5.6.16
118	北千里駅周辺での歩きタバコについて	6月3日8時30分頃、北千里駅の東側の自転車駐車場付近の階段からピアノ池方面に向かって上下薄い青っぽい服を着た40~60代くらいの男が歩きタバコをしていた。 市職員や有志の巡回、また市側で禁煙マナー向上に向けて禁煙を車で呼びかけるなど対策をお願いします。	御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.6.5	R5.6.16
119	北千里駅周辺での歩きタバコについて	6月5日16時30分頃、吹田市藤白台のピアノ池近くのプラウド北千里あたりで上は青、下はグレーで黒いショルダーバッグ所持の40~60代くらいの男が歩きタバコをしていた。 また違法迷惑喫煙の発生だ。 当該道路は特に多いので、市の車による拡声器での禁煙の呼びかけ等禁煙の周知徹底をお願いします。	御指摘の場所につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.6.6	R5.6.16

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
120	JR吹田駅北口ロータリーの喫煙所ディスプレイの不備	<p>JR吹田駅北口ロータリーの喫煙所に設置された禁煙啓発ディスプレイの不具合が続いていることをお伝えします。2023年6月10日と11日に確認した際、映像ではなく、PCの壁紙画像が表示されているのみでした。喫煙所の動画が再生されない問題は既に2023年4月に市へ報告されていましたが、2023年6月時点でも解決されていないようです。</p> <p>以下、具体的な質問と提案をさせていただきます。</p> <p>質問:</p> <ol style="list-style-type: none"> 前述の不具合について、市は認識していますか？ 啓発映像の再生問題の解消予定日を教えてくださいいただけますか？ 問題の対処に伴う経費、特に人件費について、設置業者や製造メーカーに請求する予定はありますか？市民の税金が本来必要であった費用以上に使われている状態です。費用請求を行うべきではないでしょうか。 <p>提案:</p> <ol style="list-style-type: none"> 啓発の効果を高めるために、ショッキングな画像が掲載された禁煙ポスターを喫煙所に掲示するのはいかがでしょうか。万が一映像再生が止まっても、ポスターは常に禁煙を促すメッセージを伝えることができます。たとえば、公益財団法人日本対がん協会からは禁煙ポスターが手頃な価格で入手可能です。 <p>市が推進している「スモークフリーシティ・すいた」には、深く共感しております。公共スペースで喫煙者を減らすための施策の継続を、何卒よろしく願い申し上げます。</p>	<p>卒煙支援ブースの供用開始以降、映像が流れていない時間帯があることから、応急的な対応を行ってまいりましたが、5月15日に職員立会いの下、取付業者と製造メーカーが現状を確認し、ディスプレイの再設定を行い、常時再生が確認できる状態に復旧いたしました。</p> <p>復旧作業の対応以降も職員が定期的に現地確認を行い、現在は正常に稼働しているものと認識しておりますが、改めて調査を行うにあたりまして参考にさせていただきたく、恐れ入りますが〇〇様がディスプレイの不具合を確認された時間帯を御教示いただけますでしょうか。</p> <p>なお、現時点で取付業者や製造メーカーへの費用請求の予定はございませんが、ブース内での効果的な啓発に向けまして、御提案をいただきました内容を含め、今後も検討してまいります。</p>	健康まちづくり室	R5.6.12	R5.6.16
121	続-36。台風2号関連情報での「おおさか防災ネット-吹田市」サイトの表記内容の正常化を要望	<ol style="list-style-type: none"> 吹田市HP(Top頁)⇒「緊急・災害」⇒「おおさか防災ネット-吹田市」を開くと、右上の… サイトの「避難情報～気象情報」の日にちが“2022年09月19現在”…と昨年の表示になっており、発令の内容が現在の情報なのか否かが市民には分かりません。もし被災状況の場合は大変です。 ⇒添付画像参照 ⇒吹田市の防災情報の入力時に、今後は確認願う。 吹田市防災対策会議の“廃止”(2023年06月02)と表記されていますが、 ⇒会議の“廃止”…ではなく⇒“閉鎖”または“解散”が適切だと思います。 ※人事室・広報課へ供覧願います。 <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>おおさか防災ネットは大阪府が構築し、府下市町村が共同利用している防災ポータルサイトで、画面表記は府のシステムに依存しているものです。</p> <p>ご意見を頂戴しました日時の部分は、おおさか防災ネットの仕様であり、本市で調整できる箇所ではございませんでしたので内容を大阪府にも共有いたしました。</p> <p>防災対策会議や災害対策本部の廃止という表現については、国の非常災害対策本部においても用いられている一般的な表現であり、本市においても、吹田市地域防災計画において災害対策本部の廃止について定めているものです。</p> <p>おおさか防災ネットにおいても、府下共通の表示となっておりますため、ご理解賜りたく存じます。</p>	危機管理室	R5.6.5	R5.6.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
122	Re: RE:高齢者生活支援ギフトカードについて	<p>ご担当者様 ご回答ありがとうございます。 追加でご質問がありますのでご回答いただけますと幸いです。 あらかじめ申し添えておきますが、高齢者に対する支援策を全て否定するつもりではなく、現役世代にも納得感のある説明をいただけるかを確認したい趣旨になります。全国的に少子化が止まらない現実を念頭に置いて検討いただけますと幸いです。</p> <p>質問1のご回答 「できるだけ早く」が理由と理解しました。時間があれば所得や貯蓄額に応じた対策等、支援の必要性をより踏まえた支援策を考えたという前提を置いて意見させていただきます。 少なくともコロナ禍の最初の給付金が始まった2020年4月からこの種の議論はあったと思いますし、3年以上経っています。それでもまだ時間が足りないですか？5年後、10年後も同じことを言うつもりですか？「できるだけ早く」は全く説明になっていませんし、納得感がありません。「できるだけ早く」と言っておけば問題ないという姿勢に感じられ、単純にやる気がないのだと感じてしまいます。市民のために気概をもってお仕事されてと思いますので、どうかもう一歩踏み込んだ施策の見直しをお願いします。 もし私が理解できていない、3年でも時間が足りない理由があればご教示下さい。</p> <p>質問2のご回答 要するにキャッシュレス決済ポイント還元事業で高齢者世代が恩恵を受けられなかったことが大きな要因となって高齢者施策を考えたという理解をしました。 まず、65歳以上が恩恵を受けられなかったことはどのように把握されたのですか？高齢者もキャッシュレスを多く使っているという記事が多く見られるので、吹田市が調査した方法とその結果をご教示下さい。キャッシュレスを利用していない現役世代はなぜ対象から外れるのですか？ 次に、「キャッシュレス決済ポイント還元事業で恩恵を受けられなかった高齢者」にギフトカードを配るという理屈なので、「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」ギフトカードを配るという説明は間違っていないでしょうか？「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」という説明だと、食費及び光熱費に加えて、住宅ローンや車のローン、その他子供に関する養育費、教育費等支出の絶対額が多く貯蓄も少ない現役世代からすると全く納得感がありません。 この現役世代の感覚をご理解いただけるのであれば、ぜひ「消費支出全体に占める食費及び光熱費の割合が高い傾向にある高齢者に対し」という目的の施策は見直ししてください。</p> <p>質問3のご回答 今後の施策についてはぜひ適切な判断をお願いします。 よろしく申し上げます。</p>	<p>質問1について 本事業につきましては、昨年末からの急激な物価高騰による高齢者の経済的負担の軽減を図るため、急遽事業を実施したものであり、できるだけ早急に配付できる方法をとらせていただきましたので、御理解いただきますようお願いいたします。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>質問2について キャッシュレス決済ポイント還元事業の年代別の利用状況につきまして、キャッシュレス決済事業者から情報提供を受け把握したものです。現役世代に対しては、就学前児童を養育する世帯への支援金や小中学生の給食費の負担軽減など、子育て世帯への支援を重点的に取り組んできておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。 (担当:企画財政室)</p>	企画財政室、高齢福祉室	R5.6.8	R5.6.19
123	亥の子谷コミュニティセンターの多目的ホールの機械換気設置のお願い	<p>亥の子谷コミュニティセンターの多目的ホールでは、舞台もあり、音楽コンサートなども、よく催されています。高齢者施設が隣接ということもあり、基本的に締め切って、お客さんをいれて、催されています。コロナ禍では、定員を収容人数の半分でしたが、今、機械換気設置すれば、安心して、収容人数で催しが出来ます。文化の発展、観客の安心のためにも、是非、機械換気設置を要望します。</p>	<p>亥の子谷コミュニティセンターの多目的ホールの換気につきましては、既設機器により冷暖房運転時は機械換気を行っております。しかしながら、季節の中間期は冷暖房を控える場合もありますので、今後は安心してご利用いただけるよう必要な換気を行ってまいります。</p>	市民自治推進室	R5.6.14	R5.6.19
124	北千里駅の会社に毎日立っている不審者について	<p>この男はそのときからそこに住んでいるようで誰彼構わず喧嘩を売ってくる輩です。吹田警察の巡回の上、注意等お願いします。 通勤時間にまたトラブルになってしまいましたから早めに対処をお願いします。 またこのような問題行動を起こす者の府営住宅や会社からの退去命令が出せるように規定の改正をお願いします。</p>	<p>本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.6.19	R5.6.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
125	暴走族がうるさいんだけど！	6月16日23時55分頃、府道119号付近で暴走族がブンブン爆音を吹かしてうるさかった。親にも認められなかったからみんなに見てほしくて気持ち悪い暴走行為してうざいんだよ、さっさとくたばれ。暴走行為しかできないくせに。悔しかったら警察にでも入って白バイ隊員にでもなってみろ。そうすれば好きなだけバイクに乗れるぞ。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.6.19	R5.6.19
126	山田のコーヨーでの不審者について	6月15日18時20分頃、山田のコーヨーで60～70代くらいの男がぶつかってきた。年寄りだからとって舐めてんのかと絡んできた。私はカートを押していて少し当たっただけだし、そんな剣幕で怒鳴るようなことをしていない。 私は、私はこの株主だけど文句あるのかとその男の2倍くらいの声で怒鳴ると男はどっかへ消えていった。 最近、本当にコーヨーの客は変なのが增えた。 その男も少し触れてからすぐに文句を言ったならまだわかる、しかし男はその後私を何度か見て確認しているし、私の見た目や体格で判断したことは簡単にわかった。もし私が180cm100kgだったなら文句を言ってこなかったであろう。文句を言ったら言い返されて逃げたことから、言い返されるとは思っていなかったのだらう、このような男は下から出て謝ったりすると格下とみなしてさらに煽ってくるから厄介だ。路上なら二度と会わないだろうからひとまず謝って走って逃げるのも手だが、毎日利用するスーパーではそうはいかない。 この男の吹田警察への通報をお願いします。そもそも年金の支給日くらい大人しくしとけ。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.6.19	R5.6.19
127	マイナンバーカード電子証明の更新	お世話になっております。本日6/9更新にお伺いした際に気付いた点ご連絡します。 ・更新期間が5/18から8/17なのですが、更新の連絡書類が6/8に郵送でポストに届いた。特に至近で引越しや不在にしていたわけではない。出来れば更新期間の前に届いて欲しい。 ・更新手続きを窓口でしたのですが、暗証番号を入力するに当たって、誰からも見える位置に配置し・誰からも見える角度のモニターに、大きなタッチ式ボタンで暗証番号を入力するのは危険だと思いました。	まず、一点目のマイナンバーカード電子証明書の更新案内の書類の件について、吹田市では管轄しておりませんで、国が委託しております住基ネット・マイナンバーカードヘルプデスクに確認しましたところ、昨今のコロナによる窓口での密を避けるため等の理由で、有効期限の3か月前を目安として無作為に期間を分けて送付しており、お手元に届く時期が3か月前を切ることがあるとの回答でした。 次に、二点目の暗証番号ご入力に際して危険に感じられた件について、待合席の近くでのお手続きとなりますため、〇〇様のご指摘のとおりご心配をおかけすることもあるかと存じますので、対策を検討してまいります。	市民課	R5.6.9	R5.6.20

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
128	続-38。吹田市HP。6/8の「吹田市教育委員会事務局用公用軽自動車リース契約に係る制限付一般競争入札」サイトの表記内容の正常化を要望。	<p>1)サイトの募集概要で「公告文」の表記が有りません。⇒仕様書は有りますが、入札案件であり、必要だと思います。</p> <p>2)“入札日時”についての項目は有りますが、“開札日時”についての項目が有りません。</p> <p>3)落札者の決定のプロセスの記述が必要と思います。</p> <p>4)“開札結果での落札者”について、“公表”の項目が欲しいです。</p> <p>4)リース期間満了時の取り扱いについての記述が有りません。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>1)について 「吹田市教育委員会事務局用公用軽自動車リース契約に係る制限付一般競争入札」のページ内にございます。([関係書類ダウンロード]-[入札関係書類]-[吹田市公告第296号])</p> <p>2)について 入札日に即日開札するため、入札日時と開札日時は同日となります。</p> <p>3)について 公告文の中に記載がございます。ホームページの仕様は統一しており、入札担当室課で入力できる部分には限りがございます。いただいた御意見は、関係部署へ情報提供させていただきます。</p> <p>4)について ホームページの仕様は統一しており、入札担当室課で入力できる部分には限りがございます。いただいた御意見は、関係部署へ情報提供させていただきます。リース期間につきましては、リース期間満了時に契約終了と考えております。この度いただいた御意見につきまして、今後の作成時の参考とさせていただきます。貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。</p>	教育総務室	R5.6.12	R5.6.22
129	病児保育について	<p>1歳の娘が保育園に通っていますが、よく熱を出すので病児保育を利用しています。</p> <p>前日の夕方にお熱が出たら、空いている近くの病院に連れていき、医師連絡票を書いてもらっています。</p> <p>しかし、夜に熱が出た場合、病院が空いてないので、最近往診アプリを使って家にきてもらいました。そのお医者様に医師連絡票も書いてもらいましたが、その方が豊中市の方だったので、翌朝病児保育に連れて行ったところ、受理できないと言われ、再度病児保育の提携の病院の開院を待って、翌朝に診察を受けました。</p> <p>医師連絡票を吹田市に限定されている理由はなんなんですか？医師であればこの市でも同じだと思いますが、なぜ吹田市でないとダメなのでしょう？いくつかの往診アプリの方に吹田市の提携しているお医者様はいるかと聞きましたが、今のところ吹田市のお医者様と提携されているアプリは見つかっておりません。</p> <p>朝、病院が空いて診察を受けてからになると仕事の始業に1時間以上遅れてしまいます。吹田市以外のお医者様の医師連絡票でも、受け入れてもらえるようにしてほしいです。よろしく願います。</p>	<p>吹田市病児・病後児保育事業を御利用いただく際は、御指摘いただいたように吹田市内の医療機関で医師連絡票を御記入いただくようお願いしているところです。</p> <p>その理由としましては、吹田市病児・病後児保育室での受入れが可能な病状かどうかを御理解いただいた上で記載いただくこと、及び医師連絡票の記入に当たって保護者様に自己負担金が発生しないように制度を構築しているためです。</p> <p>この度は貴重な御意見をいただきありがとうございます。</p> <p>今後の吹田市病児・病後児保育事業の検討にあたり、参考とさせていただきますと存じます。</p>	保育幼稚園室	R5.6.9	R5.6.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
130	府営藤白台住宅 エントランスでの 訪問介護業者の 喫煙について(日 時訂正)	6月25日7時頃、府営藤白台住宅3棟のエントランス付近のスロープで30代くらいの男が止めたスクーターの横で喫煙していた。 この男はエントランスに一番近い〇〇号?の住人の介護業者と思われる、エントランスで名前を呼んでも反応がなかったのか、エントランス横にある黒い蛇腹型のシャッターを横に開けてベランダから住居に入って訪問していた。 業者の特定、そして介護業者を通じてこの男に指導をお願いします。 今回で7件目の喫煙案件です。本当に今月は多すぎます。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.6.26	R5.6.26
131	給付金について	我が家は中学生の子どもがいて夫婦ともに正社員で働いていますが、二人合わせて手取り年収330万ほどです。物価高騰で影響を受けてるのはどこの家庭も同じですよ?なぜ給付金は非課税世帯のみなんでしょう?少ない給料から毎月多くの税金を払っているのに、そっちにはばかりいって、なぜ税金払ってる方には還元されないんですか? 子ども手当もそれぞれみんな好きで産んでると思います。各家庭の事情に合わせて産んでらっしゃると思います。子どもが多いからその分給付も多いは不公平ではないですか?1人しかいなくても中学生高校生のほうが乳幼児よりも明らかにお金がかかりますよ?市民のために、って本気で思うなら考えてほしいです。 それから私は保育士ですが5年以上同じところで頑張ってる者に対して補助金は欲しいです。	非課税世帯への給付金について 令和5年度吹田市住民税非課税世帯支援給付金は、国の交付金を活用し、物価高の負担感が大きい低所得の方々への支援対策として、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付するものです。 (担当:生活福祉室) 給付金が子ども一人につきいくらか決まっていることについて 令和5年度子育て世帯への生活支援特別給付金は、令和5年3月22日に開催された第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することが決定されたことを受け、国の支給要領に基づき支給するものです。 (担当:子育て給付課) 保育士等に関する補助金について 保育士等に関する補助金については、本市における常勤保育士等の全体の大部分が勤続5年未満であるという状況を考慮するとともに、近隣市より手厚い給付金制度を構築することで、6年目以降もしっかりと施設に定着してキャリアを重ねていただくモチベーション向上の一助となるよう支給対象者を設定しております。 (担当:保育幼稚園室)	子育て給付室、保育幼稚園室、生活福祉室	R5.6.15	R5.6.27
132	千里山図書館の 閉館の掲示/資 料を返却する際 に傷んでも良いの か	●千里山・佐井寺図書館の閉館の掲示がおかしい 千里山・佐井寺図書館では朝10時の開館前に「本日は閉館しました」という旨の掲示がされていますが、これでは、その日はもう開館しないと利用者が解釈してしまいます。 図書館なのですから、文章は正しく使うをお願いします。 ●資料を返却する際にポストに落とすのは、資料を傷めているのではないのか 図書館は利用者に対して資料を破損させないように言っていますが、カウンターで資料を返却する際に、ポストに入れて下へ落とすようになっていきます。これはいくら資料が傷む筈です。「資料を破損させないように」という主張と、資料が傷む返却方法を採用している矛盾についてどのようにお考えでしょうか。 あの程度の衝撃であれば構わないということでしたら、借りている資料をあつち程度乱雑に扱うことも許されるということになりますが、それでよろしいでしょうか。 ちなみに閉館時の返却については、ポストを使用することがやむを得ないのとはわかります。	(1)「本日は閉館しました」という掲示では、朝10時までに来館された利用者がその日が休館日であると解釈してしまうのではないかとのご指摘をいただきました。 ご指摘を受けまして、千里山・佐井寺図書館では、6月20日の閉館時より誤解を招くことを防ぐために「本日は閉館しました」の掲示を設置しないことにいたしました。(館内整理日や長期整理休館中は、「本日は休館日です」の掲示を設置します。) なお、開館日や時間については、外掲示板やガラス扉の掲示物で確認いただけるようになっております。 (2)自動返却機の受け部分には、底部に厚いクッションを敷き、衝撃を緩和し、資料を傷めない工夫をしております。 自動返却機は、利用者の読書の秘密を守るという立場からどの資料を返却されたか職員にも見えないようにするため、設置しているものです。	中央図書館	R5.6.14	R5.6.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
133	佐井寺図書館について	<p>佐井寺の図書館をよく利用します。いつもお世話になりありがとうございます。ですが、夏になると館内が異常に暑いんです。市の他施設では、そんなことは感じません。6月中旬の今日、外気温は30度を超えていましたが明らかに館内の方が蒸し暑く、本を探す気力もなくなりました(午前中です) スタッフさんに聞いてみましたが、「設定温度が決まっています」とのことで、スタッフの一存では空調調整できない感じでした。SDGsの観点から、高めの温度設定もある程度は許容できますが、建物ごとに断熱性も違うでしょうし、利用するのに不快な程の温度設定はどうかと思います。決まっている温度ですので、、、という紋切型の回答ではなく、お返事は急ぎませんので実際に真夏日に佐井寺図書館に行き確認してみてください。重い本を運んだりするスタッフさんは、夏になると首にタオルをかけて汗だくで作業されており、見るからに辛そうでお気の毒です。なお、佐井寺の図書館が暑いというのは私だけでなく、周囲の知り合いも声を揃えて言っています。</p>	<p>6月中旬に千里山・佐井寺図書館を利用された際、館内の室温が暑かったとのこと、大変申し訳ございませんでした。この度、お問い合わせをいただいて確認したところ、空調の設定温度は固定されており調整をしてはならないものと誤解しているスタッフがおりました。設定温度の目安はありますが、体感温度も加味して室温を調整するよう、市職員、委託事業者ともに、周知を徹底いたしました。ご来館時にお気づきの点がございましたら、ご遠慮なく近くのスタッフにお声がけください。</p>	中央図書館	R5.6.19	R5.6.28
134	路上喫煙について	<p>今朝娘の登園時、通っている幼稚園の目の前でしかもバス停付近で歩きタバコをする年配の男性がいてその人に気付かず煙を吸い込んでしまい苦しくなり、その後数時間頭痛が続きました。今日に限らず、登園時やお迎え時に頻りに歩きタバコやポイ捨て自転車タバコやバイクタバコ、そして車を運転しながら窓を開けて更には腕を出しての喫煙者もかなり多く困っています！子供が通っているのは佐竹台幼稚園ですが、この周辺は人通りや車の通りが少ないにも関わらずそんな状態です。駅前などはもっと酷いと思います。1.まず吹田市は歩きタバコ禁止なのに、それを知っている喫煙者が少なすぎるのではないのでしょうか？しっかり周知するためにも特に保育園幼稚園や学校や病院公園駅などの周辺にもっと大きく分かりやすい掲示を増やしていただけませんか？2.次に歩きタバコは勿論、立ち止まってる喫煙者もかなり迷惑且つ危険です！歩きタバコ禁止だけでは甘いので、市内全域で路上喫煙としてほしいです！！3.そして先にお伝えしたように自転車タバコやバイクタバコや車の窓を開け喫煙する行為も、そのまま消火もせずポイ捨てるパターンが多くタバコの煙も高温の灰もまき散らすのでとても危険です。周囲にいる人が火傷をしたり失明する可能性もあります！本当に巻き込まれたくないです。片手運転だけでも危険運転ですし、ましてや運転中に火気を扱うなんて危険すぎます！周りを巻き込む事故になりかねないので迷惑です。どうか厳しく取り締まって頂けませんか！？いつもお忙しいところ申し訳ありませんが、何卒よろしくお願い致します。</p>	<p>吹田市環境美化に関する条例により、市内全域で歩きタバコは禁止されています。タバコに困っておられる実情を踏まえ、ご指摘の場所近辺で歩きタバコ禁止及びポイ捨て禁止の看板の設置を検討いたします。現在は路上喫煙禁止地区での路上喫煙を禁止しているほか、環境政策室で喫煙マナーに関する啓発活動を実施しております。今後も引き続き市ホームページ等で粘り強く啓発活動に取り組み、喫煙マナーへの意識醸成を図ってまいりますので、なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。また、自動車等の危険運転に関しては、当該内容の管轄である吹田警察の広聴担当へ情報提供を行いました。</p>	環境政策室	R5.6.20	R5.6.30

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
135	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>6月16日18時34分頃、吹田市のピアノ池から北千里駅にかけて上は白黒の柄物、下が黒のスボンのマッシュの髪型の若い男(おそらく大学生)が歩きタバコをしていた。</p> <p>ピアノ池の向こう側の一時停止の交差点側から来たので府営11棟や12棟の人間かもしれません。</p> <p>近隣の大学等に依頼し、この学生の特定、嚴重注意お願いします。</p> <p>また、近隣の11棟や12棟を含めた府営住宅で禁煙の張り紙、回覧での周知徹底をお願いします。</p> <p>最近、何を要望しても指導員活動が一しか言わない。典型的なお役所回答。指導員活動では生ぬるい。</p> <p>もうどこの学生かどこに勤めている者が特定して追い込むしか方法はなくなっている。</p>	<p>御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。</p> <p>引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.6.19	R5.7.3
136	北千里駅周辺での歩きタバコについて(その2)	<p>6月16日18時34分頃、吹田市のピアノ池から北千里駅にかけて上は黒で下の服が白、下が黒のスボンの60~70代くらいの高齢男が歩きタバコをしていた。</p> <p>禁煙の張り紙、回覧での周知徹底をお願いします。</p> <p>拡声器で巡回して放送するようにお願いしたのについてするんですか?</p> <p>今月で既に4件目だ。</p> <p>早くやらないと無法者の吹田になりつつありますよ。</p> <p>最近、何を要望しても指導員活動が一しか言わない。典型的なお役所回答。指導員活動では生ぬるい。</p> <p>もうどこに勤めている者が特定して追い込むしか方法はなくなっている。</p>	<p>御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。</p> <p>引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.6.19	R5.7.3

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
137	<p>続-39. 吹田市HP. 6/15の『“Jアラート”使った全国一斉の訓練』についての疑問。</p>	<p>[A]6月15日『“Jアラート”使った全国一斉に「緊急地震速報想定」した訓練』が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知・啓蒙がされませんでした。 ⇒添付画像-1。上: サイトでの予告。下: 吹田市のHP(Top頁)に掲載無し。 また“自動応答ダイヤル”に、6/15に確認の電話をしましたが、自動音声対応で「こちらは、吹田市です。現在、おなじはございません」が2回。 ⇒前記の状況から、吹田市は何らかのミスで『“Jアラート”使った全国一斉の訓練』に参加されずに、屋外拡声局及び戸別受信器から、放送がされていないと判断して考えます。 ※鳴門市、新見市、舞鶴市では、システムの不具合により、少し遅れて手動での対応をされましたが、吹田市は6/18現在、何の情報の発信もありません。 1) 吹田市はこのような現状から、何故今回のような事が生じたのか、今後、具体的な対応策を市民・企業・事業者などへの説明をいつまでにされますか。 また、同じ6月15日の夕刻には、北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射。石川県沖のEEZ内に落下の報道も有り、万が一の場合は吹田市のシステム管理および市民対応が心配です。 2) 『“Jアラート”による訓練は、緊急地震速報などが出た際に、自動で防災無線などを起動して住民に知らせるシステムです。この日の訓練では、気象庁から「緊急地震速報」が正常に受信できたか、市内に設置されている屋外拡声局及び戸別受信器が正常に作動したなどの確認。 ⇒今回のような、不具合が生じた場合、上位機関への報告の有無を教えてください。 3) 小・中学校の放送設備は、どのようになっていますか。1-学校の屋上から周辺地域への住民周知対応になっていますか?。2-各教室にも放送設備の有無? サイトには“最大音量”の記述があります。 4) 公民館・市民ホールは、どのようになっていますか。3-周辺地域への住民周知対応になっていますか? 4-館内のみですか? 5-公民館・市民ホールには、どのような指示をされていますか? 5) “自動応答ダイヤル”について、サイトには「英語・中国語・韓国語」にも対応…の記述がありますが、電話をした際には、日本語のみでした。⇒確認願う。 [B]大阪北部地震から6月18日で5年目です。吹田市では震度5強の地震が、 小・中学校では、コロナも落ち着いており「シェイクアウト訓練」などは、されましたのでしょうか?。教育委員会、危機管理室は実施状況を把握されていますか? ⇒添付画像-2。小学校での訓練状況。 7) 吹田市役所他各種の公共施設の屋内の放送設備の有無について?。また、「シェイクアウト訓練」などは、されましたのでしょうか?。⇒添付画像-3。他市の訓練状況</p> <p>8) 豊中市・池田市消防指令センターで18日、地震発生時に通報内容の緊急度で対応の優先順位を決める「コントロールアージ」などの訓練が行われましたが、吹田市の消防署ではどのような訓練をされましたか?。 豊中市では、当時、震度5強を観測し、通常時の3倍を超える約350件の119番通報があり今回の訓練をされた…との事です。 ⇒添付画像-4。 [C]吹田市の危機管理センターが今年の4月から本格稼働されている中で疑問点。 9) 吹田市の危機管理センターは、今回どのような訓練をされたのでしょうか?。他の自治体では、色々されておられます。 ⇒添付画像-5。 10) 危機管理室には、「Jアラート」による緊急地震速報などの信号を受信した場合、執務室内に他市のような「電気の点滅や鳴動で職員に知らせる装置」は、無いのでしょうか? ⇒添付画像-6。Jアラート受信ツブ点滅 11) 『“Jアラート”のシステムは、信号を受信した場合、自動で防災無線などを起動して住民に知らせるシステムですが、[推測]もし、自動でなく手動になっていた場合は、職員に「電気の点滅や鳴動で職員に知らせる装置」は、無いのでしょうか?。 ※[例]家庭での冷蔵庫や電子レンジの警告音のようなもの。 今回は、正常に作動していれば、市役所の拡声器から大音量での放送であり、職員の方も気が付いておられる筈…と思います。 12) 夜間・休日などでの「Jアラート」が発令された場合は、システムの「正常作動や故障時対応」の情報の確認・把握のルールはどのようになっているのでしょうか? ・吹田市の危機管理センターの竣工検査時には、正常作動の確認はどのようにされたのでしょうか? ※非常時対応のシステムは、フェイルセーフの設計思想が必要です。まさか、業者への委託ではないと思いますが… ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について 本訓練放送は、屋外拡声器及び個別受信機から放送されていることを確認しており、システム上の不具合については発生していません。 周知につきましては、訓練実施の年間スケジュールをHPに掲載するほか、実施ごとにSNSや市報などにより情報発信に努めています。更に、訓練当日には、より多くの方に情報が届くようHP新着情報欄にリンクを掲載していました。 また、自動応答ダイヤルは、訓練開始時から当日17時30分まで訓練放送内容を応答する設定とし、事前に音声確認もしております。 (担当:危機管理室) 2)について 今回の訓練では、不具合は発生していません。仮にJアラートシステムに不具合が生じた場合は、大阪府や消防庁へ報告することが定められています。 また、市が整備するスピーカーや戸別受信機に不具合が確認された場合は、速やかに修理対応することとしています。 (担当:危機管理室) 3)について 防災行政無線を通して発信された情報は、各小・中学校に整備された戸別受信機で受信し、ほぼタイムラグなく校内放送設備に連動させる機器を介して各教室や運動場などに設置されたスピーカーより屋内・外に放送が流れるようになっています。 (担当:危機管理室) 4)について 市民自治推進室が所管する内本町コミュニティセンター・岸部市民センター・吉江市民ホール、豊一市民センターについては、近隣住民への周知を目的に行政無線が設置されていると理解しております。 市民自治推進室が所管する施設のうち内本町コミュニティセンター・岸部市民センター・吉江市民ホールは放送設備は屋外、豊一市民センターの放送設備は屋内行政無線となっております。 危機管理室からの通知文書「令和5年度第1回緊急地震速報訓練の実施について(依頼)」に基づき、市民自治推進室が所管する対象施設へはメールにより周知するとともに、通知文の内容を確認のうえアンケートへの協力もお願いしました。 (担当:市民自治推進室) 吹田市民地区公民館のうち、吹田地区公民館、吹田東地区公民館、豊二地区公民館については近隣住民への周知を目的に屋外に防災行政無線が設置されていると理解しております。 吹田市民地区公民館は28館に屋内防災行政無線が整備されております。但し、北千里地区については、旧北千里地区公民館に設置しております。 危機管理室からの通知文書「令和5年度第1回緊急地震速報訓練の実施について(依頼)」に基づき、各地区公民館へはメールより周知するとともに、通知文の内容を確認のうえアンケートへの協力もお願いしました。 (担当:まなびの支援課) 5)について 御指摘を踏まえ、設定を確認いたします。 (担当:危機管理室) 6)について 小・中学校には、本訓練を機に訓練等を実施するよう依頼しており、都度実施状況の報告を受けています。 (担当:危機管理室) 毎年、吹田市内の小・中学校において地震や火災及び風水害を想定した避難訓練を実施しております。その中で「シェイクアウト訓練」も含めた避難訓練について訓練を行っており、今年度も同様の実施予定です。 (担当:学校教育室) 7)について 防災行政無線から届く情報を受信し、屋内へ伝達する戸別受信機は、公共施設において86か所を整備しています。本訓練や大阪860万人訓練などおらゆる機会を捉えてシェイクアウト等に取り組みよう周知しており、各施設では状況に応じて実施しています。 (担当:危機管理室) 8)について 吹田市・摂津市消防指令センターでは、令和5年6月18日(日)に特別な訓練は実施していません。しかし、日頃から地震等の大規模災害、予期せぬ機器故障等の発生に備え、非常通信体制対応マニュアルを策定して「コントロールアージ」も含め迅速に対応できるように各種訓練を実施するとともに、毎年11月頃には、総合訓練を実施し指令員全員が非常事態に対応できるように体制を確保しています。 (担当:指令情報室) 9)について 災害対応オペレーションシステムを有事対応に切り替え、速やかに情報収集体制を構築するほか、Jアラート受信機から防災行政無線への自動連携・手動連携の手順を確認、メールによる職員への情報伝達を実施しました。 (担当:危機管理室) 10)について Jアラートを受信した際に作動するJアラートアラーム付き回転灯が危機管理室に設置されています。 (担当:危機管理室) 11)について Jアラート情報は、項目10の回答のとおり、受信すれば、危機管理室内の回転灯が点灯しアラームが鳴動することで職員に周知されます。 (担当:危機管理室) 12)について Jアラート発令と同時に受信機から自動送信されるメールにて把握します。不具合が発生している場合、国においてもその情報は把握され、登録メールにエラーメッセージが届くようになっています。緊急時における対応については、速やかに情報共有・修繕等が行われるよう設置事業者と連絡体制を構築しています。 危機管理センターの整備時には、Jアラートシステムの整備事業者により関連機器調整、導通テストを実施し、正常に作動していることを確認しています。 (担当:危機管理室)</p>	<p>危機管理室、市民自治推進室、指令情報室、学校管理課、学校教育室、まなびの支援課</p>	R5.6.19	R5.7.3

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
138	阪急山田駅ロータリーでの喫煙について	6月19日18時頃、阪急山田駅のロータリーの阪急バスのバス停(1番乗り場から3番乗り場にかけて)で上下黒の50~70代くらいの男が歩きタバコをしていた。 最近山田駅周辺もガラが悪くなってきている。 バス停付近は禁煙である。阪急バスや警察とも連携の上、注意、排除をお願いします。	市内全域歩行喫煙禁止としているため、御指摘の駅周辺で指導員活動を不定期に実施いたします。 引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.6.20	R5.7.3
139	阪急山田駅ロータリーでの喫煙について(その2)	6月19日18時頃、阪急山田駅のロータリーの阪急バスのバス停(1番乗り場)で上は白、下は青の50~70代くらいの女がアイコスのようなものを吸っていた。 最近山田駅周辺もガラが悪くなってきている。 バス停付近は禁煙である。阪急バスや警察とも連携の上、注意、排除をお願いします。 今回で既に6件目だ。これほど違法喫煙案件が出た月は珍しい。 北千里駅や山田駅周辺で特に夕方を中心に、禁煙である旨の吹田市の車のスピーカーによる放送をお願いします。 もう市職員での巡回のみでは効果はなくなってきている。	御指摘の駅周辺は路上喫煙禁止地区ではありませんが、市内全域歩行喫煙禁止としているため、指導員活動を不定期に実施しております。 引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.6.20	R5.7.3
140	幼稚園前での歩きタバコについて	すみません、昨日もご相談してもらったばかりなのですが、佐竹台幼稚園の目の前で歩きタバコをする年配男性が、昨日は登園時の9時頃、今日は降園時の14時頃に全く同じ場所で歩きタバコをしていました！(メガネ、細身、高身長は同一人物です) 園児たちにわざと受動喫煙させようとしているような悪意を感じてしまいました… なぜかという、今日子供を迎えに行き幼稚園を出るとすぐに昨日と同じ場所あたり(バス停付近)にその歩きタバコの男性がウロウロしているのが見えたので避けようとして反対側へ渡ったのですが、私が反対側へ動いたらその男性も横断歩道のないところを無理矢理反対側へ渡ってきてちょうど対面する形になったからです。 わざわざ登降園の時間帯に幼稚園の前で喫煙するなんて嫌がらせに感じましたし、もし注意などした場合に逆ギレして子供たちに何か危害が加わることがあるかもしれないと思うととても怖いです。 昨日も今日も、その男性はタバコ以外は手ぶら状態なのできっと近隣住人だと思うのですが… 例えば、幼稚園からの園児の声や音などが日頃からうるさいと感じている人で、それに対する嫌がらせ？の可能性も有り得るのかなと思いました。 このような場合どこに相談したらいいですか？ とにかく、歩きタバコ禁止という掲示を増やしてほしいことには変わりありません。 幼稚園だけでなく佐井寺小学校周辺でも、常連の歩きタバコや自転車タバコをする男性たちを数名知っています。 毎日同じルートで大体同じ時間帯に現れているので、もう喫煙者はそういうルーティンになっていて、当たり前のように常習的に路上喫煙しているんだと思います。 各園や各学校周辺は特に目立つ掲示を増やして強く啓発してほしいです！学校の目の前なのに火のついたままのポイ捨ても多く危険だとも感じています。 路上から学校内へ火のついたまま吸い殻を投げ捨てられる可能性もゼロではありませんし怖すぎます！ 連日申し訳ありませんが、どうか対策をお願いします！！	歩きタバコについて 吹田市環境美化に関する条例により、市内全域で歩きタバコは禁止されています。たばこに困っておられる実情を踏まえ、御指摘の場所近辺で歩きタバコ禁止及びポイ捨て禁止の看板の設置を検討いたします。今後も引き続き市ホームページ等で粘り強く啓発活動に取り組んでまいります。 (担当:環境政策室) どこに相談したらよいかについて 不審者と思しき人物の情報につきましては、警察に御連絡ください。 (担当:市民総務室)	市民総務室、環境政策室	R5.6.21	R5.7.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
141	片山中学校の進路学習(大和大学ツアー)の適正性に関する疑問	<p>中学3年生の子どもが進路学習の一環として大和大学に行きました。子どもは、中学生向けの模擬授業が大学の教室で行われるのかと期待していました。が、実際に行ってみると、その内容は大和大学の良さについて教員と在校生が話をし、大学パンフレットを配布し、新設大学の新しい設備を中学生に見せて回るというものでした。子どもの話を聞いていると、進路学習というより大和大学のオープンキャンパスであり、実質的には大学の宣伝活動であると感じざるを得ません。吹田市教育委員会は、今後も特定の大学の宣伝活動に大事な時期である中学3年生の授業時間を費やしていくつもりなのでしょうか？</p>	<p>今回ご指摘いただきました「片山中学校の進路学習(大和大学ツアー)」につきましては、本市教育委員会が一括して推し進めているわけではなく、当該大学への訪問も含め、進路保障やキャリア教育の内容につきましては、各中学校が実情に応じて計画し、実施しております。</p> <p>そのため、今後についてのご質問に対して、教育委員会からはお答えいたしかねますが、ご指摘の主旨につきましては、片山中学校にお伝えさせていただきます。</p>	学校教育室	R5.7.3	R5.7.4
142	吹田市民病院跡地について	<p>吹田市民病院跡地について、2年もの間、進展がないように見受けられます。時々議会でも議題に上っているようですが、体のいい回答で終始しており、何一つ具体的な進展が市民からは見て取れません。</p> <p>小学校も近いのに廃墟のような建物が2年も放置されている現状に危機感はないのでしょうか。具体的な対応スケジュールをご教示ください</p>	<p>旧市民病院跡地については、市民病院が主体となり、令和3年度に実施した売却に係る事業者公募の不調要因と思われる建物の解体や造成等に係る費用の見直しを昨年度に実施し、現在、次回の公募に向けた準備を進めているとお聞きしております。また、防犯面等の対応として、市民病院の職員が毎週現地の見回りを行うなど、適切な管理に努めております。</p> <p>現時点では売却に向けた具体的なスケジュールは未定でございますが、周辺の住環境への影響も踏まえ、適切な時期に売却できるよう引き続き市民病院と連携を図ってまいります。</p>	健康まちづくり室	R5.6.26	R5.7.5
143	府営住宅ベランダでの喫煙について	<p>府営吹田藤白台住宅3棟のベランダで喫煙している人がいる。</p> <p>夜にベランダに出るとたまにタバコの匂いがしてくる。</p> <p>私はペットを飼っているので非常に迷惑だ。</p> <p>特にインコにタバコの煙は致命傷になる可能性が高い。</p> <p>人殺しならぬ、鳥殺しになりかねない重罪行為である。</p> <p>なお、府営住宅においては入居時からインコなどの迷惑が掛からないペットの飼育は許可されている。禁止されているのは犬猫のみだ。</p> <p>既にエントランス掲示板には居住空間での喫煙についての張り紙があるが効果は薄い。</p> <p>もっと周知徹底お願いします。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.7.5	R5.7.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
144	JR吹田駅周辺の課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・JR吹田駅周辺の活性化 ・JR吹田駅北と南の交通利便性の悪さ(自転車・徒歩) ・JR吹田駅地下駐輪場の利便性の悪さ(地下に降りるのに吹田駅と直結していない) ・JR吹田駅地上に一時駐輪場がほほない(特に子供用荷台を付けた自転車) <p>上記の不満は、これまでも問い合わせがあるようJR吹田駅周辺の市民の課題として共通認識があると思われるが具体的な対策が何一つ出てきていない。具体的な対策とスケジュールをご教示いただきたい。</p>	<p>御指摘事項の1つ目について 商店街等の活性化については、JR吹田駅周辺だけでなく、本市独自の各種補助金等による支援の実施を継続し、令和5年度につきましても、それらの補助金を利用した各種イベント等が実施される予定となっており、にぎわい創出の一助となっているものと認識しております。 また、大阪府におきましても、商店街店舗魅力向上支援事業など、新たな視点を取り入れた商店街活性化のための取組を行っている状況です。本市も大阪府と連携を行うことで、さらなる支援を実施できるよう努めているところです。 (担当:地域経済振興室)</p> <p>御指摘事項の2つ目について JR吹田駅の南北を結ぶ交通(地下道)の利便性(歩行者と自転車)について、回答いたします。歩行者に関しましては、地下道の出入口にエレベーターが設置されています。自転車につきましては、令和2年度に斜路付き階段部分に自転車搬送コンベアを設置しました。現在のところ、歩行者や自転車の利便性は一定確保されていると認識しているため、新たに地下道を設けるなどの予定はございません。 (担当:道路室)</p> <p>御指摘事項の3つ目について 地下駐輪場と駅の連絡については御不便をおかけしているところですが、通路を繋げるとは構造上困難なこともあり、現在のところ地下における動線を確保する予定はありません。 (担当:総務交通室)</p> <p>御指摘事項の4つ目について JR吹田駅については自転車駐車場の不足が見られるため、片山保管所(メロード吹田東側)を改築し、一時利用の自転車駐車場を来年春頃オープン予定です。 (担当:総務交通室)</p>	地域経済振興室、総務交通室、道路室	R5.6.26	R5.7.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
145	吹田市はもっと福祉を充実してほしい。大阪市の方がマシだ。	<p>表題のとおりです。</p> <p>大阪府は生活困窮者は簡単に生活保護を受けられ、食べるには困らないと聞くと、2級以上の精神障がい者や知的障がい者などは地下鉄がタダで乗れます。また高齢者は50円で地下鉄に乗れます。</p> <p>なので大阪市内は見た目はヤバそうでも喧嘩を売ってくる輩はほとんどいません。</p> <p>吹田市はどうか。見た目がヤバければ高確率で因縁をつけてきたり絡んでくる問題のある者が多いです。路上でも駅でも電車内でもスーパーでもどこでもいます。そういう人はほぼ50代以上です。若者でもヤバい人(特にZ世代)はいますが中高年に比べればまだ少数派です。まあこの人たちが高齢者になればどうなるかわかりませんが。</p> <p>私は以前に吹田市内を走る阪急電鉄に乗って電車でも若い男に因縁をつけられ110番して警察を呼びましたが、最近はそのような人が増えていると警察官が言っていました。そのときはコロナ前ですが、今やコロナで国や地方の財政はめちゃくちゃです。でもその中でも福祉に力を入れている自治体は数多くあると思います。</p> <p>このように大阪市と吹田市で全然違うのは、福祉制度が充実しているからです。</p> <p>まず吹田市も大阪府に倣って近隣他市と連携し、障がい者や高齢者などの移動弱者に対して鉄道バス(阪急電鉄全線、北大阪急行全線、大阪モノレール全線)、バスのフリーパスの支給を検討ください。高齢者のバスのパスについては現在阪急バスが格安のバスを販売しているのが問題ないでしょう。高齢者の鉄道バスについては人数が多いので障がい者は無料でそれ以外は使った分の5割等にすればいいと思います。</p> <p>障がい者で見ると、14人に1人が障がい者なので38万人の人口がいる吹田は約3万人が障がい者です。年間交通利用分が10万円とすると約30億円の負担で実現できます。吹田市の税収は1542億とこのことなので十分実現できます。</p> <p>また、高齢者については高齢化率は3割として11万人。10万円利用で110億円、そのうち5割負担で55億円、合計85億円です。歳入の5%なので実現可能でしょう。</p> <p>高齢者は外出機会が少なく、認知症の発症などの問題になっているので移動の支援をするのが最善です。そして、生活困窮者には生活保護などの支援をきちんとして低収入や失職、職が見つからない人などを適切に福祉につなげれば、餓死や自殺や刑務所に入るのが目的の犯罪、他人に因縁をつけたりするなどの問題行動をする人は圧倒的に減ります。</p> <p>ぜひ、先ほど挙げたような政策を中心にして福祉制度の大幅な充実をお願いします。</p> <p>職員給料を上げる余裕があるなら福祉に回して欲しい。回覧板でも市報でも福祉がどンドン削られているように感じている。</p> <p>少子化の中、今がまさに正念場です。安易に人口を増やして税収を増やしても住みにくい吹田になっては意味がありません。</p> <p>税収が増えたらその分、生活困窮者等に還元する。みんなが暮らしやすいように、吹田に来てよかったといえるような施策を実行し、魅力ある街づくりをしてください。</p>	<p>生活困窮者への支援等について</p> <p>本市においては、経済的に苦しい、生活に困っている等の生活困窮者に対する相談の窓口として、市役所内に生活困窮者自立支援センターを設置しております。相談窓口では、一人ひとりの状況に応じて、就労、債務整理、家賃補助等の支援を行い、その状況によっては、生活保護の窓口におつなぎできるよう御案内しております。</p> <p>(担当:生活福祉室)</p> <p>高齢者への支援等について</p> <p>高齢福祉室では、通院の利便性向上を図ることを目的として「通院困難者タクシークーポン券」を交付しています。このクーポン券は、在宅の65歳以上かつ市町村民税世帯非課税で、要介護1以上の認定を受けている高齢者を対象としています。</p> <p>高齢者の外出は地域での日常生活を継続するために欠かせないものであり、本市では、はつらつ体操教室のほか、身近な通いの場の充実による外出意欲や機会を持つことで歩行能力や社会活動の維持につながるように、介護予防・フレイル予防の取組を推進しているところです。</p> <p>(担当:高齢福祉室)</p> <p>障がい者への支援等について</p> <p>障がい福祉室では、移動に困難のある方への支援策として、重度障がい者(児)を対象に初乗運賃分のタクシー利用券を交付して運賃の一部を助成し、障がい者(児)の地域における暮らしを支える制度を実施しています。御要望の障がい者等に対する鉄道やバスのフリーパスの支給につきましては、現時点では困難と考慮しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>(担当:障がい福祉室)</p>	生活福祉室、高齢福祉室、障がい福祉室	R5.6.26	R5.7.6
146	公園について	<p>いつも市民の為に健康や精神的安寧につながる自然の多い公園を市内に多く管理していただき感謝しています。公園について、お願いがございます。</p> <p>①早朝の桃山台公園などで、池のフェンスを乗り越えて釣りや釣りをされている方が複数名いております。保護されるべき生き物が、釣り針などで傷ついたり可能性があります。巡回も難しいかと思いますが、例えば、時間設定のテープなどで1時間に1度程度、公園内の釣り禁止をアナウンスするようなことはできないでしょうか?多少なりともフェンス内に入り釣りをを行う人たちへの抑止力になると思うのですが?</p> <p>②公園の腹筋ベンチを椅子と間違えて、寛がれる人たちが多くおられます。そのため腹筋ベンチがあるにもかかわらず、断念する機会が多々あります。腹筋ベンチのそばに、「腹筋用であること」を示す掲示物などを置いていただくことは可能でしょうか?</p>	<p>桃山公園は、令和4年7月より指定管理者※による管理運営を行っております。いただきました御要望等は指定管理者へ共有し、対応を検討させていただきます。後日改めて指定管理者より回答させていただきますので、今しばらくお待ちください。</p> <p>なお、検討内容のお問い合わせなど、指定管理者の連絡先につきましては、以下のとおり御案内させていただきます。</p> <p>指定管理者グリーンホスピタルサプライ桃山公園 電話 06-6832-5480 FAX 06-6832-5480 メール momoyama-park@ghs-inc.co.jp</p> <p>※指定管理者とは、市から公園等の公共施設の管理運営に関する権限を委任された者のことです。</p>	公園みどり室	R5.6.30	R5.7.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
147	公園のバスケットゴールについて	日頃より市民サービスにご尽力いただきありがとうございます。小学生の子どもにバスケを習わせています。吹田市にはバスケットゴールが設置されている公園が多くともありがたいのですが、変わった形のリングなのでまったく練習になりません。また、小学生用の高さのゴールがなく残念です。小学生用の高さのゴールが設置されている山田駅東公園もゴール前に大きな水溜まりができており、晴れた日が数日続いても、水がはけません。通常の形の小学生用バスケットゴールの設置、山田駅東公園のグラウンドの整備を要望します。	公園のバスケットゴールは、あくまでも遊具であり、スポーツ施設ではないため、既存の形状でご利用いただきますようお願いいたします。 また、山田駅東公園の広場は、大雨時の川の氾濫を防ぐために、広場に水をためる構造となっており、他の公園と比較し乾きにくくなっています。他の公園広場でも、スポーツグラウンドや校庭とは違い暗渠排水管がないこと、雨天後の利用制限を行えないことから、広場が荒れて、どうしても水たまりが出来やすくなってしまいます。グラウンドのような維持管理を行うことは出来ませんが、状況を見て土を補充するなどの整地は行ってまいります。	公園みどり室	R5.7.7	R5.7.10
148	ナイター施設利用について	居住地区の学校でナイター施設が無く、近隣地区の学校を借りてサッカーの練習をしています。特に山田東中学校の利用において地域団体代表の態度が高圧的で非常にストレスでしたが、先方からの連絡に対しこちらの返事の連絡が翌日になったことで電話でかなり高圧的に怒られ、不適切団体として市役所に報告するといわれ使用させてもらえなくなりました。時間より前にグラウンドに入り整地や準備をしていて、それに対する注意の連絡で、その連絡への返信を翌日したんですが、それが気に食わなかったようです。 一部の地域団体が、公共施設の使用権を牛耳る制度は不公平だと思います。豊中市は全ての中学校の使用をオーパスで公募していて、吹田市もそうすべきではないかと思えます。	各運営委員会で毎月1回利用調整会議を開催していますが、山田東中学校については利用団体が少ないため利用調整会議としてではなく、メールでのやり取りで調整しています。今後利用団体が増えることも予想されますので、利用調整会議の開催等について今後運営委員会と協議してまいります。 オーパスシステムについては、この4月から使用料の引き落としのための導入を開始しましたが、現在は各中学校により使用エリアを決めていることから、各運営委員会で利用調整をしております。オーパスシステムでの申し込みにつきましては今後の検討課題としております。	文化スポーツ推進室	R5.7.3	R5.7.11
149	内部の新人教育はどうなっているのでしょうか。	契約検査室に問い合わせで発生。 担当という新入社員が、17:00までには質問を整理してお答えしますと電話番号と名前を聞かれる。 17:00を越えても、連絡は無い。 17:30に市役所に電話を入れますと、今件は不要と判断しましたのでと回答。 上司に確認を取りますと、内容を調べていないどころか、質問内容も放置。 上司、曖昧な回答で電話を一方的に切る。 市役所の職員は、いつから我が物顔で自己判断の元に職務をするようになったのでしょうか。 吹田市において、物品入札などにおいて、入札指定業者資格を得た弊社には、新規参入業者ということで、吹田市においての物品購入の際でも見積もり自体もほぼ届かない状態です。 入札資格を得て、10ヶ月で4件の用紙見積もりという不思議な状態です。 吹田市の事業者を公正に優先すると謳いながら、見積もり依頼自体が実績優先であるというスタンスです。 物品購入に関しては、価格と納品のみが担保されるべきでは無いでしょうか？ 吹田市として、新規参入業者には仕事を回さない状況であるならば、何故ゆえに許可を出しているのでしょうか。 担当者の判断のみで業者を選定されている現状を見直すことは叶いますでしょうか。 そのスタンスだからこそ、新入社員らしき教育を受けきれていない人間が、自己判断で物事を進める形になっていないでしょうか。	〇〇様から度々お見積り等の案件の有無についてお問い合わせをいただいた折にお伝えしていましたが、貴社が市からの見積り依頼等をご希望されている物品については、各室課から当室に購入依頼があれば、お見積り等を依頼させていただきます。 令和5年6月28日に、お電話をいただいたときも上述と同様の説明をさせていただき、〇〇様からのご要望により、再度お見積り等の案件の有無を確認し、担当職員が17時まで連絡をすると申し上げました後、〇〇様のご要望により直属の上司が担当職員に代わって、対応させていただきました。 その上司からも、貴社が市からの見積り依頼等をご希望している物品については、各室課から当室に購入依頼があれば、お見積り等を依頼させていただいておりますことを説明し、〇〇様におかれましては一定ご納得いただいたものと認識し、再度の連絡をしなかったものでございます。 再度の連絡をしないことについて、〇〇様と合意まではしておりませんでした。同日の17時30分頃に貴社からいただいたお電話で謝罪させていただきましたが、改めてお詫びいたします。 本市における物品購入等の指名競争入札参加者等選定については、信用状態、実績、事業所の所在地、中小企業者の優先などを総合的に勘案し選定しており、担当者の自己判断によるものではございません。	契約検査室	R5.6.29	R5.7.13

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
150	まともな市民は声をあげない	市民の声にざっと目を通して見たのですが、これは推測だが文体的に同じ人が何度も何度も声を上げていると感じます。 「ノイジーマイノリティーの声=吹田市民の声」としてお役所に対応する事が吹田市民みんなの為になるとお考えなら大間違いですよ。 そんな事ばかりしてるから税の使途が暇で文句言いの高齢者と医療介護ばかりに使われて吹田市民が税の使途に納得してないんですよ。	「市民の声」のホームページへの公表につきましては、市民の皆様と情報を共有し、信頼される市政の実現を目的として、市から回答を行ったもののうち、申出人が公表を希望したものについて掲載しております。ただし、公序良俗に反するもの等については公表しておりません。御理解賜りますようお願い申し上げます。	市民総務室	R5.7.3	R5.7.13
151	歩きタバコについて	「市内の道路上での歩きタバコの禁止」や「市が特に認めた地区(市内5か所)において、指定場所以外での喫煙やポイ捨て行為に対し、市からの勧告に従わない違反者へ過料2,000円を徴収することができる」というルールが守られていません。市役所や吹田駅周辺だけでなく、千里丘エリアも見回り摘発をお願いします。特に千里丘駅から万博方面へ向かう北上する方々の喫煙率が高いです。明らかに帰宅途中のサラリーマンや飲み屋に向かうおじさん達が吸っているのに恐ろしくて注意もできません。歩きタバコは全域禁止という目立つ表記が欲しいです。現在全く無いのか、あっても目立たないため意味をなしていません。 また、スーパー周辺の路上や公園での喫煙も多いです。ポイ捨てもよくみえます。対応よろしくをお願いします。	現在のところ、歩きタバコや禁止地区での喫煙については、理由を説明し喫煙を止めていただくよう指導すれば速やかに喫煙を止めていただいていることから、勧告及び過料の徴収には至っておりません。 また、過日18時前後に山田千里丘交差点付近において、路上喫煙防止啓発員による巡回を行いました。歩きタバコ、ポイ捨てをしている者はいませんでしたが、不定期にはなりますものの、今後も引き続き巡回を実施する予定です。 環境美化に関する啓発看板等につきましては、設置を検討いたします。	環境政策室	R5.6.29	R5.7.14
152	北千里駅周辺の歩きタバコについて	6月28日17時45分頃、北千里駅からピアノ池に向かう市道の歩道がない側で上は黒、下は青のスポンの20代くらいの若者が歩きタバコをしていた。 今月8件目だいい加減にしろよ。 職員の巡回～ではなくもっと抜本的な対策をしてください。 写真や動画を市に送った通報者に報奨金(1000円など)を与えるなどすればある程度減るでしょうね。	御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。今後もまちの環境美化を推進するため、喫煙者のマナーアップ等の啓発を粘り強く行ってまいります。	環境政策室	R5.6.29	R5.7.14
153	清掃活動の報告です。ポイ捨てが多すぎる現状をなんとかしてほしい。	6月25日、北千里駅周辺の清掃活動の報告です。 相変わらずロータリーにはタバコの吸い殻を中心にポイ捨てが多い。 またりそ前のベンチもポイ捨てが多くなっている。 ロータリーから右折したところの片側2車線の道路の分離帯はいつも缶やビン、タバコ、包み紙などあらゆるモノが不法投棄されている。なんとかならないものではないでしょうか？ 現在は私たち有志がやっていますが、数年後にはおそらく解散となりそうです。理由は高齢化で担当する人が減っていつてからです。 解散後にゴミが増えれば治安悪化につながります。 しかし私たちの努力だけではどうにもなりません。 おそらく道路の向かいの自転車駐車場の管理人も清掃活動をしているでしょうが、限界があるでしょうね。 私たちがいつもMサイズのレジ袋に半分以上ゴミを集めているので。 それでもコロナ前は逆にゴミがほとんどない理想的な状態でした。コロナ禍で一気にマナーが悪くなり、ゴミのポイ捨てが悪化した感じです。	市内の環境美化にご協力を賜り、誠にありがとうございます。 いただきました内容につきましては、貴重な御意見として参考とさせていただきます。今後もまちの環境美化を推進するため、マナーアップ等の啓発活動を引き続き粘り強く行ってまいります。	環境政策室	R5.6.29	R5.7.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
154	君が代暗記調査の件	本日の朝日社説を読み吹田市民として危惧を抱きました。教育委員会が君が代の歌詞暗記調査を行った、それも市会議員の指示で行ったとの事。その目的と結果をどう使おうとしているのか明解な説明が欲しい。国歌として位置づけられるもののその歌詞については違和感を感じている人も多い。主権在民の憲法を持ちながら君が代というのは相応しいのか?という疑問をずっと感じている。誤解の無い様に言うが決して皇室否定論者では無い。平成、今上天皇の役割は一定の評価をするし、今後も役割を全うして欲しいと願っている。そんな気持ちを持ちながらも教育委員会がすべき仕事では無いし、ましてそれを市会議員が要求したというのは理解が出来無い。行政は市会議員の下僕では無いし、是非当該議員の名前と共にその趣旨を公にして欲しい。	国歌の暗記率に係る調査の目的につきましては、2月の文教市民常任委員会において自民党の藤木栄亮議員からの質問に対して学習指導要領を踏まえて状況把握が必要であると吹田市教育委員会が判断し、実施いたしました。調査の結果につきましては、教育委員会の資料とし、結果を受けて学校を指導することはありません。	学校教育室	R5.7.3	R5.7.18
155	君が代暗記調査の件	自民党市会議員藤木氏の質問の回答のため教育委員会が市立小中学校に暗記調査したことの経緯と目的を政治的中立であるべきなのに何故行ったのか回答下さい。	本調査の経緯と目的につきましては、3月開催の市議会文教市民分科会での質疑において、状況把握が必要であると吹田市教育委員会が判断し、学習指導要領を踏まえて実施いたしました。これまでも議会において、さまざまな質疑があり、対応してきたことから、その一環として同様の対応を行いました。しかしながら、その目的や方法を具体的に示さなかったことに課題があり、学校現場を混乱させてしまうとともに、社会的に大きな影響を及ぼすこととなりました。今回の実態把握をもって各学校に指導をするものではありません。	学校教育室	R5.7.3	R5.7.18
156	吹田税務署の人員について	本日、吹田税務署に確定申告の訪問予約をしたところ、予約が2ヶ月待ちと案内されました。 聞けば確定申告で混み合う2～3月は人員を増員するが、それ以降は人員を削減するとのこと。 ※1日の予約上限人数は約20人とのことです。 1日20人で吹田市民の財務対応が追いつくと思えませんので、可能であれば人員の配置をご調整頂くよう働きかけていただけませんか? ※もし、人員が足りない、または他の業務で人員が避けないのであれば大丈夫です。 ただ、吹田税務署に訪れた際に、立っただけの人がいたり、効率的な組織運営がなされるとは、少し思えなかったので、一度ご確認いただきたいです	本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.7.18	R5.7.18
157	ピアノ池周辺での喫煙について	7月3日8時10分頃、藤白台のピアノ池で休石に座った高齢の男が2人おり、そのうちの一人が喫煙していた。 公園も近くにあり、迷惑だ。吹田市のモラルはどんどんひどくなっている。 条例を改正し、立ち止まっているかに関係なく、喫煙の禁止、そして前から言っているように禁煙である旨を市の車が巡回して職員自ら広報していただきたい。	歩きタバコについて 吹田市環境美化に関する条例により、路上喫煙禁止地区での路上喫煙を禁止しているほか、環境政策室で喫煙マナーに関する啓発活動を実施しております。今後も引き続き粘り強く啓発活動に取り組み、喫煙マナーへの意識醸成を図ってまいります。 また、御指摘の市道は、指導員活動を不定期に実施しております。引き続き今後の指導員活動の参考とさせていただきます。 (担当:環境政策室) 公園内での喫煙について 受動喫煙が禁止であることを、啓発看板により周知してまいります。 (担当:公園みどり室)	環境政策室、公園みどり室	R5.7.5	R5.7.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
158	千里山図書館の閉館の掲示／資料を返却する際に傷んでも良いのか?	<p>前回の「資料を返却する際にポストに落とすのは、資料を傷めているのではないのか」という質問に対して、6/28に「底部に厚いクッションを敷いている」とのご回答をいただきましたが、本を連続で返却した場合に本同士が衝突することは子供でもわかります。</p> <p>吹田市立図書館が本を大事にしていることはよくわかりました。</p> <p>ちなみに千里山・佐井寺図書館の「本日は閉館しました」の掲示を設置しないのご回答ですが、文字を「現在は閉館しています」に書き換えれば設置しても問題なく、現在図書館が閉まっていることが利用者にも伝わりやすくなることは、少し考えればわかることです。</p>	<p>この度は貴重なご意見をありがとうございました。</p> <p>図書館は所蔵する資料を大事にしているという私どもの趣旨に納得いただけなかったことは誠に遺憾に存じます。</p> <p>また、閉館の掲示については今後の表示等のあり方の参考とさせていただきます。</p>	中央図書館	R5.7.5	R5.7.19
159	市の保健所で開催された会議について	<p>先日、市の保健所で開催された会議で、とある大学の看護学部の教授が、「学生に対してコロナワクチンを打たないと実習に行きづらくなると話した」と言っていたということを聞きました。このことは本当なのでしょうか？もし本当なら、その教授の勤めている大学を教えてください。</p>	<p>後日ホームページに議事録を掲載しますのでご確認ください。</p>	保健医療総務室	R5.7.6	R5.7.20
160	健康増進法30条違反について	<p>吹田市保健所御中</p> <p>5回目の通報となりますが、6月21日に確認したところ、ヘアーサロンの店内に灰皿が設置されたままでした(写真参照)。健康増進法30条違反です。撤去を指導願います。</p> <p>指導に従わないなら、受動喫煙を防止するため、公表や罰則を適用して下さい。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>本市では、これまで当該ヘアーサロンの管理権原者に対し、複数回にわたって法令に基づく改善指導を行ってきたところですが、この度いただきました通報内容を受け、改めて職員による現地及び電話による確認を行いました。通報内容である灰皿の撤去につきまして、施設の管理権原者に対し、法令の規定に基づく指導等の必要な対応を行ってまいります。</p>	健康まちづくり室	R5.7.6	R5.7.20
161	中古車販売店の不正な営業行為について	<p>最近ヤフーニュースで、中古車販売店のビッグモーターが不正な営業行為をしたと話題になっています。</p> <p>そこで提案ですが、吹田市は、市内の中古車販売店(ガリバーやビッグモーターなど)に不正な営業行為がないか調査もしあった場合は、吹田市がその店の営業停止や閉店命令を出すべきだと思います。</p> <p>担当者様よろしく申し上げます。</p>	<p>本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.7.20	R5.7.20

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
162	国民健康保険の納付	<p>今年の3月に社会保険から国民健康保険に切り替えました。3月分は無職であったので減額して頂いたのですが、その時は3月分の振込案内(4月に到着)が来てから離職票を持って5月末までに来て下さいと説明がありましたので手続きをしました。そして5月中旬に就職も決まったので社会保険の切り替えで来庁して手続きをした時に「もう国民健康保険は払わなくても良いのか？」と聞いたら4月分を払って貰わないとダメですと言われましたが給料が大幅に下がって(約4分1以下)の為、減額とかしてもらえないのかと聞いたら就職してるので基本的には無理ですが、収入が減れば減額手続きが出来るかと聞きましたので詳しく聞きました。</p> <p>申込案内は来てないよと言ったら、中旬位には届くかと返答を貰い、その時に必要な物は新しい就職先の給料明細を持って来て下さいと言われました。振込案内は6月16日位に届きました。ただ給料明細が就職先が未締めの末なので5月分の給料の明細が手元に来たのは7月1日でした。で早くに行かないかと思って本日の5日に昼勤務を夜勤務に変更して貰って来庁して手続きに行ったら納付期限が6月末なので減額は無理ですと言われてしまって、でも給料明細を持参するのであれば期限が不可能なので納得出来ないです。手元に必要書類が揃ってて期限を過ぎたのでと言われるのなら自分が悪いと思いますので仕方ありませんが、物理的に無理な期限なのに減額の対象にはならないと突き放され払わないと差し押さえとかになりますよとか言われると受けざるを得ないのかと思ひ分割(31回)を手続きしましたが毎月振込して半年ごとに残りの金額の分割して頂く為に仕事の調整もしくは休暇をとり市役所まで行って手続きしないとダメなのは、どうしても納得行かないのですが、減額して貰って一括で払ってサッサと片付けたい気持ちも大きく、また仕事から休暇申請するとその分給料も減りますし忘れて差し押さえされるんですよ!(結構強めに言われたので怖かったです)</p> <p>せめて6月の相談の際に5月から就職と言ってるので明細を手にするのは早い人で25日とか28日ですよ?うちは末なので明細来たら申請に来たら良いですね?と言う話もしたのですが、その時点では手元に振込案内が無かったので期限の確認も出来なかったのですが、一言6月中やからそれまでに何らかの手続きしないと減額出来ないので教えてほしかったです。</p> <p>どうしても納得出来ないのですが、どうすれば良いですか?差し押さえされますか?</p>	<p>国民健康保険料は前年の所得により算出し決定することになっており、また、決定された保険料は正規の納期限までに納付いただかなければならないことになっております。</p> <p>保険料の納付が困難な場合で、かつ、前年所得と比較して今年の見込所得が3割以上減少する場合は減免申請ができることもあります。退職後無職の場合や、何らかの仕事に就いたものの収入が安定せず、前年と比べて収入額が大幅に減少となる場合などがこれに該当します。</p> <p>〇〇様におかれましては、令和5年度国民健康保険料決定の時点(6月)において既に再就職されており、社会保険にも加入されていたため、令和5年4月分の国民健康保険料について減免申請できなかったものです。</p> <p>再就職後の給料額が前職と比べて大幅減少となる場合につきましては、減免基準に適合すれば減免申請できる場合もありますが、減免申請は保険料決定日～6月30日の間に行っていた必要があります(給与明細書が遅れる場合は、事前に御連絡の上、減免申請書と所得見込額内訳書のみを先に御提出いただくこととなります)。</p> <p>減免申請できない場合は、決定された保険料額を正規の納期限(6月30日)までに納付いただかなければならないこととなりますが、どうしても無理とのことで便宜上の処理により分納を承りました。2年以内での完納をお願いした件につきましては、法律上の徴収猶予ができる場合における猶予期間に準じたものです。</p> <p>法律上の徴収猶予の要件(災害、事業の休廃止、大きな病気や怪我など)に該当された方に限り、申請により最長1年間保険料の納付を猶予できることとなっております。1年で完納できないやむを得ない事情がある場合のみ猶予期間の延長申請をすることができ、既に猶予した期間と合わせて最長2年まで猶予ができる場合があるものです。</p> <p>本来、分納は徴収猶予期間内に完納できる場合に限って受け付けるものです。</p> <p>督促状発送後10日を経過しても納付されない場合は、法律上差押の対象となります。しかし、1年以内に完納となる分納誓約(やむを得ない事由により1年以内に完納できないと認められるときは2年以内に完納となる分納誓約)をされた場合は、その分納履行中は差押執行を保留しております。</p> <p>対応の際には、丁寧に説明を行うよう指導しているところですが、職員の対応により不快感を与えてしまったのであれば、その点につきましては誠に申し訳ございませんでした。</p>	国民健康保険課	R5.7.6	R5.7.21

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
163	健康保険課	<p>今、公表されてる市民の意見を見ましたが、やはり健康保険課には何か問題があると思いますよ!高圧的な態度は昔からなんですわ!</p> <p>保険料をしっかり徴収したら成績上がって給料増えるのですか?ならシステムを変えてもっと個人的な意見も聞く耳を持ってほしいです、公表されてた方同様に私も吹田市を出たいと思ってますから、</p> <p>この意見も担当部署に連絡するだけなんですよ?そうでは無くても市議とか市長とか他の部署の方とか市役所内部の上から下まで見てもらえる様なシステムにしないと意味がないと思いますが、どうですか?</p>	<p>国民健康保険課の対応について(7月5日及び7月6日該当分)</p> <p>先日は国民健康保険課窓口にお越しいただき、ありがとうございました。</p> <p>国民健康保険料は前年の所得により算出し決定することになっており、また、決定された保険料は正規の納期限までに納付いただかなければならないこととなっております。</p> <p>保険料の納付が困難な場合で、かつ、前年所得と比較して今年の見込所得が3割以上減少する場合は減免申請ができることもあります。退職後無職の場合や、何らかの仕事に就いたものの収入が安定せず、前年と比べて収入額が大幅に減少となる場合などがこれに該当します。</p> <p>〇〇様におかれましては、令和5年度国民健康保険料決定の時点(6月)において既に再就職されており、社会保険にも加入されていたため、令和5年4月分の国民健康保険料について減免申請できなかったものです。</p> <p>再就職後の給料額が前職と比べて大幅減少となる場合につきましては、減免基準に適合すれば減免申請できる場合がありますが、減免申請は保険料決定日～6月30日の間に行っていた必要があります(給与明細書が遅れる場合は、事前に御連絡の上、減免申請書と所得見込額内訳書のみを先に御提出いただくこととなります)。</p> <p>減免申請できない場合は、決定された保険料額を正規の納期限(6月30日)までに納付いただかなければならないこととなりますが、どうしても無理とのこと便宜上の処理により分納を承りました。2年以内での完納をお願いした件につきましては、法律上の徴収猶予ができる場合における猶予期間に準じたものです。</p> <p>法律上の徴収猶予の要件(災害、事業の休廃止、大きな病気や怪我等)に該当された方に限り、申請により最長1年間保険料の納付を猶予できることとなっております。1年で完納できないやむを得ない事情がある場合のみ猶予期間の延長申請をすることができ、既に猶予した期間と合わせて最長2年まで猶予ができる場合があります。</p> <p>本来、分納は徴収猶予期間内に完納できる場合に限って受け付けるものです。</p> <p>督促状発送後10日を経過しても納付されない場合は、法律上差押の対象となります。しかし、1年以内に完納となる分納誓約(やむを得ない事由により1年以内に完納できないと認められるときは2年以内に完納となる分納誓約)をされた場合は、その分納履行中は差押執行を保留しております。</p> <p>対応の際には、丁寧に説明を行うよう指導しているところですが、職員の対応により不快感を与えてしまったのであれば、その点につきましては誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>(担当:国民健康保険課)</p> <p>市民の声のシステムについて(7月6日該当分)</p> <p>本市の事務は、地方自治法第158条第1項及び吹田市事務分掌条例の規定により、各部署は市長から権限に属する事務を分掌されております。</p> <p>そのことから、いただいた御意見は、市長から権限を委譲された担当部署と共有を図り、担当部署において責任を持って対応することが適切であると認識しております。</p> <p>(担当:市民総務室)</p>	市民総務室、国民健康保険課	R5.7.7	R5.7.21
164	公園やその他のエリアの害虫駆除につきまして	<p>いつも吹田市内の公園を綺麗に整備いただき、ありがとうございます。お陰様で気持ちよく過ごせております。</p> <p>しかしながら心配事としては近年、巨大なスズメバチが多く飛来し、家には幼児が2人居ます秋にかけては外出も少し怖いくらいです。</p> <p>巣を発見してから、通報したいと思っておりますが中々自身の行動範囲だけでは発見に至りません。</p> <p>但し、家の近所で取り壊し予定の市営団地等の立ち入り禁止区域があります、この区域内で営巣等の可能性もあるのではないかと思います。</p> <p>活動が活発化する秋に向けて、一度そう言った場所や公園内の中等ご確認いただけないかと思ひご連絡差し上げた次第です。</p> <p>暑い中大変恐れ入りますがご検討のほどよろしく願いいたします。</p>	<p>公園の確認について</p> <p>日常のパトロールや除草剪定等でハチの巣を発見した場合、速やかに駆除を行っております。また、ハチの群れや巣に関する通報は市内の公園で多数いただいております。また、ハチの群れや巣に関する通報は市内の公園で多数いただいております。また、ハチの群れや巣に関する通報は市内の公園で多数いただいております。また、ハチの群れや巣に関する通報は市内の公園で多数いただいております。</p> <p>(担当:公園みどり室)</p> <p>市営団地等の立ち入り禁止区域について</p> <p>吹田市高野台1丁目5番21号につきましては、府営住宅であることが判明しましたので、御意見を大阪府府民文化部府政情報室広報広聴課へ回付させていただきました。</p> <p>(担当:市民総務室)</p>	市民総務室、公園みどり室	R5.7.10	R5.7.21

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
165	中学校ナイター施設利用について	<p>①「各中学校により使用エリアを決めている」とのことですが、具体的な使用エリアの一覧をいただけますか？例えば山田東中学校は～地区/～地区…という形か、地図でエリアを区切る等、わかりやすく教えて欲しいです。</p> <p>②現在の各地域団体による代表者会議による使用の決定方法ではなく、オーパスシステムでの抽選の導入を強く希望しますが、これを決定する責任者は市役所のどの課のどなたになりますか？市長が最終決定者になるのでしょうか？</p> <p>③山田東中学校のナイター施設セキュリティについて、「ナイター使用時の午後7時前後は部活の生徒の終了時間と重なるので校門は空いた状態の場合があるとの事です。」とお返事いただきましたが、19時前後だけでなく、19時-21時のナイター施設利用の間、常に校門が開いた状態です。また今年の5月から山田東のナイター施設を使用していますが、警備員さんの姿を見たのが最初(5/3)の一回だけです。</p> <p>佐井寺中学の場合は毎回警備員さんが挨拶に来てくれて安心できますが、山田東の方は警備員さんがいるかわからず、また繰り返しますが19-21時のナイター使用中ずっと門が開きっぱなしの状態です。これに関しては早急に是正をお願いできますか？</p>	<p>①利用エリアについては、ナイター校区一覧表を添付しますのでご確認ください。</p> <p>②オーパスシステムでの抽選機能の導入については、文化スポーツ推進室が担当所管となります。予算要求を経て、最終決定には議会の承認が必要となります。</p> <p>③ナイター施設のセキュリティ対策については、学校教育部学校管理課から警備会社へ連絡し、基本門扉は閉めるように指導してまいります。</p>	文化スポーツ推進室	R5.7.13	R5.7.21
166	万博外周道路	<p>万博外周道路をいつも自転車に乗り、通勤道路として利用しています。自転車専用レーンのセンターラインが消えていたり左側通行などの看板も見かけない為、利用者もよく事故やトラブルになっています。</p> <p>特にみのり橋南から西に向かっての外周道路が悪路になっています。利用する人達の安全を考慮し、センターラインを引いたりキープレフトなどの看板を作って貰えませんか？</p>	<p>本件は、府道に係る事案ですので、茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.7.21	R5.7.21
167	江の木公園のゴミ、吸い殻のポイ捨て及びゴミ箱の設置場所についての提案	<p>江の木公園の近くに居住しています。</p> <p>江の木公園のゴミのポイ捨てが多く困っております。</p> <p>主に、お菓子の空袋 駄菓子やコンビニ、ドンキホーテなどで購入し、公園内で飲食後そのまま廃棄しているケースが頻繁にあります。</p> <p>また、飲酒される方もおおく、空き缶、空き瓶を遊具、築山ベンチに放置されて帰られる方も多くあります。たまにガラス瓶の破損なども見られ、小さなお子様には大変危険です。</p> <p>より捨てやすい綺麗なゴミ箱の設置を提案したいです。</p> <p>また、公園内照明がつくようになってから深夜の騒音もひどくなっています。</p> <p>気づいたときにはゴミ拾いしていますが、大変です。警察にも通報する回数が増えています。未成年の喫煙を注意したりしていますが、リスクしか感じません。対策をお願いしたいです。</p>	<p>清掃等のご協力、誠にありがとうございます。</p> <p>江の木公園には現在2か所のゴミ箱が設置されていますが、築山からは離れた位置にあり、そのためにポイ捨てされているものと考えられます。江の木公園につきましては部分的に再整備の予定もありますことから、ゴミ箱の新設・設置位置について検討してまいります。</p> <p>江の木公園はその立地から、ゴミや夜間の騒音等、近隣住民の方にはご迷惑になっていることも多いとは思いますが、御理解御協力をお願いいたします。</p>	公園みどり室	R5.7.10	R5.7.24

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
168	海外出産につきまして	<p>海外での里帰り出産につきまして、私は日本人かつ日本国籍ですが、妻はベトナム人かつベトナム国籍です。 子供は現在1人中(5歳)、ベトナムにて2人目の子供を出産予定です。 1年間ベトナムで過ごす予定で、私は行かず子供と妻だけで行きますが、どのような事が問題になりますでしょうか？ 海外での出産について全般ご質問です。</p> <p>1. 出産一時金 2. 出産届(大使館宛郵送でも可であってですか?) まして、私は日本人かつ日本国籍ですが、妻はベトナム人かつベトナム国籍です。 子供は現在1人中(5歳)、ベトナムにて2人目の子供を出産予定です。 1年間ベトナムで過ごす予定で、私は行かず子供と妻だけで行きますが、どのような事が問題になりますでしょうか？ 海外での出産について全般ご質問です。</p> <p>1. 出産一時金 2. 出産届(3か月以内大使館宛郵送でも可であってですか?) 3. その他想定されるようなことは何かありますか？</p>	<p>出産届について ベトナムでの出生届についてはベトナム日本大使館へのお届けができますが、郵送で受付をしているかどうかは大使館にお問合せいただく必要があります。届出期間はお子様が生まれた日から3か月以内です。 お子様は日本国籍とベトナム国籍の重国籍者となりますが、20歳までどちらかの国籍を選択する必要があります。この国籍選択にあたり、日本国籍を選択しない場合は、国籍留保の届出期間をお知らせいたします。国籍留保の届出期間は出生届と同じにお子様生まれた日から3か月以内です。国籍留保の届出は出生届と同時にいただくことができます。具体的には、出生届のその他欄に「日本国籍を留保する。」の記載及びその横にお父様又はお母様の御署名をしていただくこととなります。この署名は出生届の届出人欄の署名とは別に必要となります。 (担当:市民課)</p> <p>出産一時金について 出産育児一時金制度は公的医療保険(健康保険、共済など)から出産時に一定の金額が支給される制度です。詳しくは加入されている健康保険へお問合せください。 それとは別に吹田市では、併走型相談支援と経済的支援を一体とした出産・子育て応援事業を実施しています。 その一つに子育て応援ギフト(5万円相当)の給付があります。 出産後、面談を予約し、面談を受けていただきます。申請用のQRコードをお渡ししますので、そこから申請していただきます。 ※面談について、原則、お子様の住民票があり、居住実態のある自治体で実施するため、帰国されてから受けていただくこととなります。 ※ギフトについて、現在吹田市では、現金による給付を行っていますが、今後ギフト券等に代わる可能性があります。御留意ください。 ※申請期限については、お子様が3歳に達する日の前日までに限ります。 (担当:母子保健課)</p> <p>その他想定されることについて 【お二人目のお子様について】 出生後、お子様がベトナムから帰国し、吹田市に住居登録をされましたら ① 児童手当額改定請求(増額) (吹田市に住居登録した翌日から15日以内) ② 子ども医療費交付申請 (吹田市に住居登録をした日から3か月以内/対象のお子様の保険証が必要です) をお手続きください。 【お一人目のお子様について】 お母様とベトナムに行かれる際に住民票の海外転出届出される場合は、現在の児童手当と子ども医療証の資格が転出予定日をもって喪失しますので、帰国の際には上記と同様(児童手当については、児童手当改定請求)のお手続きが必要となります。 (担当:子育て給付課) 予防接種について、第一子、5歳のお子さんは、日本脳炎ワクチン第一期追加がまだであれば、日本脳炎ワクチンの対象は7歳6か月未満であるため、まだ吹田市にいらっしゃるのであれば、接種してから渡航されることをお勧めします。 第二子のお子さんは吹田市に住民票が入り次第、予防接種に関する案内が届きますので御確認ください。不明点は住民登録完了後に再度お問合せください。 (担当:地域保健課)</p>	市民課、子育て給付課、母子保健課、地域保健課	R5.7.13	R5.7.24
169	農業委員会について	<p>1. 令和5年度第2回農業委員会議事録について、会議終了時刻が記載されていません。事務局の不備もありますが、議事録署名人は、何ら指摘も行ってないのでしょうか。署名人の両名は、今期退任されておりますが訂正は出来ますでしょうか。 2. 令和4年度の議事録を拝見しましたら、ずっと欠席が続いていた〇〇委員について、知らない内に欠席のカウントをされなくなっていました。〇〇委員は辞任ということで議事録に記載されていますが、〇〇委員がどのような経緯で退任なさったかを議事録に残す必要は、ないでしょうか。 3. 新委員の〇〇氏の履歴で、保護司、会社役員となっていますが、他の委員の履歴においては、会社名が記載されています。利益相反の判断から、会社名の公開をして頂いた方が良いのではと思いましたが、以上よろしくお願いたします。</p>	<p>1)について 令和5年度第2回農業委員会議事録につきましては、会議終了時刻を記載して修正いたします。 御指摘いただき、ありがとうございます。 今後は不備のないよう事務局及び議事録署名人による内容の確認を徹底してまいります。</p> <p>2)について 〇〇委員につきましては、死亡されたことから委員名を抹消しております。死亡により委員でなくなった場合は、議案や審議の案件とはならないため、議事録に掲載していません。</p> <p>3)について 〇〇様につきましては、この度の農業委員会委員の募集に申込された方のひとりでございますが、申込者の情報は提出された申込書の内容に基づき、公表しておりません。 今後は、公表内容を精査してまいります。</p>	農業委員会事務局	R5.7.11	R5.7.25

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
170	続-39-2. 吹田市HP. 6/15の「アラートを使った全国一斉の訓練」についての疑問。	<p>6/19の投稿について7/3に回答頂きましたが、追加の疑問点です。</p> <p>Q1(再掲): [A]6月15日に「アラートを使った全国一斉に「緊急地震速報想定した訓練」が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知啓蒙がされていませんでした。 ⇒添付画像→【再掲】上、サイトでの予告。下、吹田市のHPの新着要報情報に提出漏れ。⇒危機管理室の失念…と理解させて頂きます。市民の中には、携帯電話に防災情報の受信設定をされている方もおられ、市HPの確認をされる方の予想が、危機管理室は、失念に気付いた時点で市HPに提出されるべきだと思います。</p> <p>Q2(再掲): 「自動応答ダイヤル」に、6/15に確認の電話をしましたが、自動音声対応でこちらは、吹田市です。現在、あないはございません。J…が2回で内容不明。 A2(概略): 自動応答ダイヤルは、訓練開始時から当日17時30分までの設定。 ⇒サイトには、「原則、放送したその日まで」24時間受付」の記述があります。⇒回答が「当日17時30分までの設定」であるのであればサイトの説明内容と異なる運用をされています。 ⇒添付画像-2 自動応答サービス ⇒サイトの内容に合わせた運用を願います。</p> <p>Q3(再掲): 「自動応答ダイヤル」について、サイトには「英語・中国語・韓国語」にも対応…の記述がありますが、電話をした時には、日本語のみでした。 ⇒確認済み。</p> <p>A3(再掲): 指摘を踏まえ、設定を確認いたします。 ⇒確認結果は、どうでしたか?。7月9日現在も、まだ日本語のみです。</p> <p>Q4: 防災行政無線自動応答サービスのサイトの説明の箇中例示に、「熱中症のおそれがありますので…」が、ありますが、地震などのアラート以外にも屋外の拡声器から放送される事を知りました。 ⇒熱中症による救急搬送のニュースをよく見ますので、良い取組です。放送施設はアラートに準じて、学校・公民館・市民ホールでもされるのでしょうか? ⇒時期的にも、市HPの新着情報欄に提出されて、市民への周知をされたら良いかと思えます。 ⇒添付画像-3 熱中症</p> <p>Q5: サイトには、訓練時のみの情報であり、実際に大規模な被害の地震が発生した場合、アラートの運用(屋外拡声器の放送内容・時間)は、マニュアルにはどのように記載されていますでしょうか。 Q6(再掲): 1)「アラート」のシステムがもし、自動ではなく手動になっていた場合は、職員に「電気の点滅や鳴動で職員に知らせる装置」は、有りますか?。 ※(例)家庭での冷蔵庫や電子レンジの警告音のようなもの。 ⇒回答文にありませんでしたので、お聞きします。</p> <p>Q7: 危機管理センターが大地震による電源喪失(電力会社、市の地中引込線、市の電力設備)の場合は、市の非常時の発電機が設置されていますが、定格電圧になるまでのタイムラグがあり、この間でのアラートの機能の確認は、シミュレーション出来ていますでしょうか。 5年前の大阪北部地震時には、国立循環器センターの非常時の発電機が作動しなくて、患者さんをヘリコプターで搬送された…のニュースが、⇒定期点検がされていなかった…との事。 吹田市の非常時の発電機の定期的な動作点検ならびに、庁内内の設備への自動・即時切替、動作確認はされていますでしょうか? 地震・台風時などの大規模非常災害時の危機管理センターが停電した場合の、禁止至予備電源(バッテリー方式)に切替の設備は有りますか?。ディーゼル発電機のみですか?。</p> <p>Q8(再掲): 12)夜間・休日などの「アラート」が発令された場合は、システムの「正常作動や故障時対応」の情報の確認・把握のルールはどのようになっていますか? A8(再掲): アラート発令と同時に受信機から自動送信されるメールにて把握します。 ⇒メールの受信者は、初動体制の確立から、危機管理室の管理・責任と…理解させて頂いてよろしいでしょうか?。</p> <p>Q7: 「アラート」のシステムや屋外の拡声器、学校や市民センターの戸別受信機などの不具合確認方法は、人による確認ですか? Or 定時ポイントによる方法ですか?。 遡伸【1923年9月1日に関東大震災から100年】 内閣府が「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート」を国民に対してされています(WEB回答)。※他市のHPで見つきました。吹田市でも市民の皆さんに紹介できませんでしょうか。 内閣府では、今後の防災対策に活かすため、日頃の防災意識や対策等に関する調査を実施。一人でも多くの方にこの回答頂きたく、ぜひご意見をお聞かせください。また、本アンケート調査を通して、皆様一人一人が防災意識を高め、日頃から災害への備えに取り組んでいただけますと幸いです。 ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 当日の放送を聞かれた方が放送内容確認のためにホームページにアクセスされるのが放送直後に多くなることから、今回、確実にトップページに掲載されるよう午前9時から新着情報欄に再掲する設定としておりました。なお、現在は7月12日の試験放送実施のお知らせに更新されていることから新着情報欄に6月15日実施のお知らせ掲載は確認いただけません。</p> <p>Q2について 自動応答時間については、今後ホームページ記載の運用となるよう是正いたします。</p> <p>Q3について 放送内容の無い場合は日本語のみ応答する設定となっております。仰るように多言語対応が可能である旨を掲載していることから、現在ソフトウェアの設定を調整しているところです。</p> <p>Q4について 防災行政無線での放送は、基本的に設置している全てのスピーカーから流します。</p> <p>Q5について アラートによる発報は国によるもので、緊急に住民に伝達することが必要な場合となるため、昼夜を問わず24時間いつでも放送されます。放送内容については消防庁ホームページに「アラートの業務規程」が掲載されており、第四条に記載がございましたのでご参考ください。 https://www.fdma.go.jp/about/organization/post-18.html</p> <p>Q6について アラートシステムに備わる回転灯は、防災行政無線への連携設定が自動または手動であることに関わらず、アラートを受信すれば鳴動する仕組みとなっています。</p> <p>Q7について 電源喪失等によりアラートシステムが停止し情報伝達ができなくなる場合は、消防庁、機器保守業者と連携しながら機能の復旧に当たります。本庁舎の非常用電源の点検は定期的に実施しています。また、アラート含む防災行政無線の機器は専用の電源装置により電源供給をされており長時間の停電にも対応するものとなっています。危機管理センターのシステム設備には静止型の無停電電源装置を設置しています。</p> <p>Q8について メール受信者は危機管理室の管理職・職員および消防本部です。</p> <p>Q7について アラートシステムは毎月の導通試験や障害検知メール等により機械的な状態監視があるほか、人による受信機の動作確認を実施しています。屋外拡声器は定時ポイント機能があるほか、定期点検を実施しています。学校施設等に設置の個別受信機は放送試験の際に施設管理者による放送の確認を行い、不具合の報告を受けた場合に危機管理室にて個別に確認・修繕しています。</p> <p>「内閣府が「地震防災対策の現状調査に係る住民アンケート」を国民に対してされています(WEB回答)。※他市のHPで見つきました。吹田市でも市民の皆さんに紹介できませんでしょうか。」について 市報すいた8月号及びホームページにて掲載を行う予定としております。</p>	危機管理室	R5.7.10	R5.7.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
171	佐竹台小や高野台中学校の学校開放について	<p>佐竹台小学校や高野台中学校の学校開放で、佐竹台FCとして地元でのチーム登録をしているが実態は登録しているチームではなく紫のシャツをきた吹三FCがグラウンドを使用しています。</p> <p>そのような登録チームと違うチームの使用は認められるのでしょうか。</p> <p>地元チームと偽り吹三リーグと称して大会も行っているなか、市は偽りのチーム登録での利用をどのように確認し、是正させるのか。</p> <p>それとも地域がチームに付度しているのではないのか。公平性に掛けている地域に管理を任せてもよいのか市の見解はいかがなものか。</p>	<p>各学校体育施設開放運営委員会へ聞き取りを行った結果、佐竹台FCと吹三FCについては、ほぼ構成員が同じであることが確認されました。登録方法として、佐竹台小学校の生徒が増えてきたため、佐竹台小学校、高野台中学校では既存の団体であった佐竹台FCとして登録しているとのことでしたが、現在は同一団体であることから、吹三FCとして登録するよう指導いたしました。</p> <p>チームの確認につきましては、各チームから各運営委員会に利用団体届及び構成員名簿を提出し、運営委員会において地域団体であるかの確認を行っています。市へは利用団体届のみの提出となりますが、市が必要と判断すれば、運営委員会を通じ、構成員名簿の提出を求め確認を行っております。今回の御意見を受け、同チームにつきましては市へ構成員名簿の提出を求め、確認を行いました。</p> <p>同一の団体が2団体のチーム名で利用することにより、結果、地域の他の団体に対し、公平性に欠ける利用調整となったことについてお詫び申し上げます。利用団体には運営委員会を通じ、このような登録はできない旨を説明し、また、運営委員会においても構成員名簿の確認や聞き取りにより団体の確認をしっかりと行うよう指導いたしました。</p>	文化スポーツ推進室	R5.7.14	R5.7.28
172	北千里駅周辺での大迷惑な喫煙について	<p>7月27日17時頃、北千里駅の第二自転車駐車場の向かいの公社1棟と2棟の間の歩道(OPH北千里の看板前あたり)で40～60代くらいの男が喫煙していた。この男はたまに見る男で、見た目が特徴的なのですぐわかる。当時は車2台による事故があり警察官が誘導をしていたところで警察官は喫煙男を見ても注意すらしない。</p> <p>公社に禁煙の張り紙をお願いします。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.7.31	R5.7.31
173	動物目撃の件	<p>いつもお世話になっております。</p> <p>本日19時頃、山手町2丁目の川にアライグマらしい動物を沢山目撃しました。具体的には豊津駅から山手小学校に向かう一方通行の道に入って右側〇〇という和菓子屋さんのところす。</p> <p>初めは1匹と目が合い、よく見ようと川を覗くと沢山(7匹ぐらい?)いて更にビックリしました。</p> <p>道路に上がってきて何か悪さをしなければ良いのですが、沢山見ると怖くなり、警察に行くと「市役所へ連絡してください」とのことでした。</p> <p>写真と動画も撮っていますが、ここでは添付出来ないようなので内容だけお伝えさせていただきます。</p> <p>出来れば確認していただけるとありがたいのですが…</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>いただきました情報は、市のアライグマ目撃情報のページに掲載させていただきます。</p> <p>アライグマは外来生物法の特定外来生物に指定されており、アライグマへの対応として、本市では捕獲器の貸出を行っております。アライグマの捕獲に御協力いただけます場合は、環境政策室まで御連絡をいただきますようお願いいたします。</p>	環境政策室	R5.7.18	R5.8.1

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
174	続-40. 吹田市HP。7月21日の『情報ライブラリー蔵書点検のお知らせ(8月21日～27日)』のタイトルの改善提案他。	<p>・このタイトルでは市民は、蔵書点検期間のお知らせ…であり、ほんで…何？。</p> <p>・サイトを見ると、「蔵書点検のため情報ライブラリーを休室」でした。</p> <p>⇒[仮案] 『蔵書点検のため情報ライブラリーを休室(8月21日～27日)』</p> <p>※情報ライブラリーの休室は、分かりましたが、男女共同参画センターが休館になるのか否か？記載無し…サイトに明記すべき。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>ホームページのタイトルは、簡潔で明瞭なものになるよう心掛けております。</p> <p>いただきました御意見も参考に、今後とも市民の皆様にとって分かりやすい表記となるよう努めてまいります。</p>	男女共同参画センター	R5.7.24	R5.8.2
175	続-41. 吹田市HP。7月21日の『(追加募集)デュオ・シネマ「約束の宇宙」』のタイトルの改善提案。	<p>・サイトを見ると、「(追加募集)デュオ・シネマ「約束の宇宙」【7月25日締切】」でした。</p> <p>⇒[仮案] 『(追加募集)デュオ・シネマ「約束の宇宙」【7月25日締切】』</p> <p>※締切日が迫っているのなら、当初のタイトルに【7月25日締切】を追加しておけば良い。</p> <p>※欲を言えば、「あと、何名」の記載があれば…</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>ホームページのタイトルは、簡潔で明瞭なものになるよう心掛けております。</p> <p>いただきました御意見も参考に、今後とも市民の皆様にとって分かりやすい表記となるよう努めてまいります。</p>	男女共同参画センター	R5.7.24	R5.8.2
176	北千里駅周辺でのバイクの騒音について	<p>8月1日23時06分頃、藤白台の府道119号近くでバイクが爆音を撒き散らして走っていた。音でわかるがたまたま暴走行為をしているバイクだ。</p> <p>吹田警察は何をやっているのか。一時期減ったのにまた暴走行為を行っている。</p> <p>警察の巡回強化をお願いします。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.8.2	R5.8.2
177	君が代暗記調査の件	<p>7月3日に自民党市会議員藤木氏の質問を受けて君が代暗記調査を教育委員会が小中学校に指示した件で、その経緯と目的の回答を求めました。しかしながら一週間以上経過したのになんの回答もありません。すみやかに回答を求めます。</p>	<p>本調査の経緯につきましては、令和5年2月定例会における文教市民分科会での質疑において議員から質問があったもので、目的につきましては、当該質問に答えるため、及び学習指導要領を踏まえて、状況把握が必要であると吹田市教育委員会が判断して実施したものです。</p> <p>これまで、市議会等においては、多くの議員からのさまざまな質問に対応してきたことから、今回についても、同様の対応を行ったものです。しかしながら、今回については、その目的や方法を具体的に示さなかったことに課題があり、学校現場を混乱させてしまうと、社会的に大きな影響を及ぼすこととなりました。</p> <p>今回の実態把握をもって、各学校に対し、君が代に関し特別な指導をしようとするものではありませんので、教育委員会の政治的中立性を損なうものではありません。</p>	学校教育室	R5.7.14	R5.8.3

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
178	南千里駅前マルタス広場の禁煙マークについて	<p>以前、まるたす広場での喫煙者が多く、困っているとご相談させていただきました。その際、ご担当の方が他部署の方ともかけあってくださり、禁煙の貼り紙をしていただきました。非常に効果があり、喫煙者が減ったことを実感しています。あれからおそらく1年と何ヶ月も経ってしまいましたが、早急にご対応いただき、本当にありがとうございました。</p> <p>一点質問なのですが、その際に、市内の地面に印字されている禁煙区域であることを知らせるすいたんの表示を12月にまるたす広場にも施す予定であり、予算をとっていると伺いました。</p> <p>しかし、まるたす広場にはその表示はまだありません。おっしゃっていた12月はたしかおとしのことかと思えます。その予算はどこへ行ってしまったのでしょうか。</p> <p>今後も長くまるたす広場の環境が守られるよう、この間の経過と今後の活動予定をご教示ください。</p>	<p>まるたす広場の禁煙掲示に関しまして、令和3年度からの経緯は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 お問い合わせにございます喫煙禁止の路面シートによる掲示がまるたす広場の管理者から許可されなかったため、当該掲示を実施できませんでした。路面シートに用いる予定であった予算で、他の箇所の路上喫煙等禁止標示シートの補修を実施いたしました。 ・令和4年度 まるたす広場管理者と路面シートに代わる啓発を協議した結果、看板による喫煙禁止の掲示が許可されたため、当該箇所に掲示を実施いたしました。 ・令和5年度 令和4年度に引き続き看板での掲示を実施しております。 	環境政策室	R5.7.21	R5.8.4
179	続-29-2。『マイナカードでコンビニ交付サービスの不具合対応について』…吹田市民に状況の説明が必要。	<p>【経緯のニュース】 1) 令和5年5月10日; マイナカードで証明書、誤交付相次ぐ…。⇒事業者(富士通Japan⇒以降、富士通)が6月初旬迄に点検完了。 2) 令和5年6月28日; マイナカードで別人の住民票の写しを誤交付発生。福岡県宗像市、富士通⇒「プログラムの修正ミス」と説明。 3) 令和5年7月11日; 富士通のマイナ証明書交付サービス、123自治体の2度目の総点検中、76自治体で複数の修正もれが発覚。 4) このうち【A】44自治体では、宗像市と同じような他人の証明書の誤発行を起こしかねない不具合。【B】他の自治体でも、本人の古いデータが表示されるなどの不具合が、【C】その他の47自治体は、不具合無し?。 Q1: 吹田市は、富士通のシステムを採用しているのに、吹田市のマイナシステムが大丈夫なのか?、否か?。前記の【A】【B】【C】のどのグループに属するのか?…の情報提供がHPで7月11日から2週間が経過しているにも関わらず何も発信されていません。速やかに富士通との交渉経緯を含めて公表願います。 ⇒吹田市は、個人情報流失した場合の不安を感じておられる市民に対して、速やかな情報発信は“責務”と考えます。このまま放置された場合は、吹田市への信頼度低下は免れません。 Q2: 今回の問題点は、誤交付…よりも、申請者の住民票などの個人情報、他のコンビニのプリンターに出力がされ、第3者・第4者に渡る事です。 ・個人情報保護法を遵守する立場におられる吹田市は、今回の事案に対して不安に感じている市民がおられると思います。市民課の考えを教えてください。 ・7月10日; 他人の住民票を勝手に「空き家住所」に変更して口座開設、キャッシュカードをだまし取り特殊詐欺グループに売却(約40件)の疑いで男2人を逮捕。 Q3: マイナカード担当の市民課は、全国的な誤交付発生に対して吹田市の現状報告を、市長さんにいつ、どのような内容をされましたか?。市長さんの指示内容は? Q4: 今回の誤交付の報道は、新聞・TV・ネットのニュースで広くされており、このような中で市民課に対して関連する知見を有しておられる、法制室(個人情報保護法)・危機管理室(安心安全の都市づくり宣言)・広報課・情報政策室の夫々の部署はどのようなアドバイスをされましたか? ※市民が求めている情報・タイミングは、吹田市としての考え方であり、市民課だけの情報・タイミングでは有りません。 ※吹田市は、「協働」という言葉をよく使われます。役所の業務運営で「縦割り行政」もよく使われます。相互チェックでより良い吹田市にして頂きたいです。 ・格言に「努力は、足し算。協力は、掛け算」があります。⇒協力の状況により「0」にも「マイナス」にもなりません。 ※人事室へ供覧願います。</p>	<p>●7月11日に報道された不具合については、富士通 Japan社 から、本市には影響がないことの報告を受けました。なお、不要な混乱を避けるため市ホームページには掲載しておりません。</p> <p>●公表して おりますとおり、本市コンビニ交付システムには問題がないことを確認しているため、個人情報の漏洩はないと考えております。</p> <p>●一連の不具合については、本市のコンビニ交付システムには影響がないことを確認した旨、最高情報セキュリティ責任者である副市長へ報告を行っております。</p> <p>●今回情報漏洩やその他事故は発生しておりません。市民の方へのホームページ等での周知については、広報課や情報政策室と協力しながら迅速かつわかりやすくするように努めました。</p>	市民課	R5.7.24	R5.8.7

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
180	南金田公園樹木剪定の件	家の近所にある南金田公園の件ですが、夏になる前に樹木に多くの葉っぱが茂っていたのですが、5月頃に木の剪定があり、木が丸坊主になっていました。夏の暑い日が続く中、今では子供が遊んで日陰で涼むところがありません。何のために木が植えてあるのですか、夏の日差しを遮ってくれる葉っぱを切ってしまう心境が分かりません。夏が過ぎて木を選定するのは解りますが、行政はいったい何を考えているのか意見を聞きたいです。我々の税金を無駄遣いするのですか？	南金田公園の樹木の剪定につきまして、全体的に樹木が大きくなっており、道路にはみ出している枝や下枝が下がり公園の利用に際し支障があり、また、見通しも悪くなっていたため、5月11日から22日にかけて剪定を行ったものです。ここ数年の猛暑もさることながら、今年は特に暑さが厳しく、熱中症の危険性も高まっていることから、可能な限り剪定の時期についても配慮してまいります。	公園みどり室	R5.8.1	R5.8.7
181	市議会議員のすいたん無断使用について	You Tubeで市議会議員が無断ですいたんを使用してご自身の政治活動を行っていますが、市のシティプロモーション推進室は「あれはパロディの二次使用である。二次使用を取りしめるガイドラインはない」と説明しています。当該映像を見て、あれは本物ではない、パロディだと認識する人はどれほどいるでしょうか？市長もこのすいたんの利用を何ら問題ないとされているのでしょうか？市の公式キャラクターを一議員の政治的主張に利用されて、それを放置していること、大きな問題です。市の公式見解でないかと判別できません。早急に削除するようにしてください。	ご指摘のYouTubeチャンネルの動画に登場するキャラクターは、「すいたん」を称していますが、吹田市が市のイメージキャラクターとして、管理しているものではなく、パロディとして二次創作されたものです。従って、市がその内容を推奨しているものでもありません。しかし、市の見解と誤認される可能性につきまして、多数の市民からご心配の声をいただいたことを受け、当該動画の削除・修正をお願いしたところです。	シティプロモーション推進室	R5.7.26	R5.8.8
182	北千里駅周辺での喫煙について	またまた喫煙事案です。7月24日と26日の18時～18時半過ぎに藤白台のピアノ池の休石に座った60～80代くらいの高齢男が喫煙していた。公園は禁煙ではないのか？ここは喫煙している者が多い場所なので職員の巡回強化、合わせて張り紙の強化をお願いします。休石の上に張り紙をすることも検討ください。	職員巡回について 御指摘のピアノ池周辺につきましては、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区ではありませんので、立ち止まった喫煙行為は条例違反にはなりません。いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。 (担当:環境政策室) 公園の管理について 藤白公園のピアノ池周囲の公園フェンスには、多くの啓発看板が設置されていますが、傷んできているものも多く、付け替えを準備しているところです。以前から休石周辺での喫煙に対する要望をいただいていることから、重点的に啓発看板を設置する予定としております。 (担当:公園みどり室)	環境政策室、公園みどり室	R5.7.27	R5.8.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
183	図書館について	<p>1)図書館で本を借りる時、自動貸し出し機で作業します。佐井寺の図書館をよく利用しますが、すぐ隣で同じタイミングで借りている方がこちらが借りたことに勝手にになっている事が多々あります。その方がもし本を返却しなければこちらの責務にされかねません。また本の貸し出し上限にも影響します。気づいたたびに図書館に連絡するのも手間です。どうかしてください。</p> <p>2)江坂の図書館の障害者用駐車場のすぐ後ろにホームレスの女性が私物を放置したり、本人が寝そべています。市として市の敷地を占有していることへの注意はないのですか？江坂の障害者用駐車場が使用されている場面をあまり見ないのですが、そのホームレス女性の存在が心理的に利用を制限していませんか？(わたしなら停める権利があっても、その方に物を壊されたとか、体に当たったなどのクレームを付けられるリスクを考えてその駐車場を利用しません)</p>	<p>1)について 自動貸し出し機で他利用者の借出資料を読み込んでしまうという事例が多々発生しているとのこと、誠に申し訳ございません。 今後、設置事業者に機器の調整を依頼し、当該事例の発生を低減できるよう務めてまいります。 ○O様におかれましては、恐れ入りますが、貸出手続きが完了した時点で、レシートにて、貸出された資料の書名、冊数等を御確認いただけましたら幸甚でございます。 (担当:中央図書館)</p> <p>2)について 江坂図書館施設管理業者グリーンホスピタルサブライ江坂公園より、下記のとおり回答いたします。 いつも吹田市立図書館をご利用いただきありがとうございます。 お問い合わせの件について、回答させていただきます。 江坂公園及び吹田市立江坂図書館を管理する指定管理者として昨年7月以降、再三にわたり、当該女性にはアプローチしております。 また、吹田市生活福祉室や社会福祉協議会とも連携し、生活保護や施設の話も伝えておりますが、本人にその意思がなく、対応に苦慮しているところです。 過去の強制権は持っていないため、対話による説得を続けるしかないので現状です。 今回の○O様からのご意見を生活福祉室と共有し、より連携を深めて対応していきたいと思っております。 今後とも吹田市立図書館をよろしくお願いたします。 (担当:中央図書館)</p> <p>同女性につきましては、市の福祉担当部署からも定期的に声掛け等をしてしながら住居などの生活支援について説明し、その受け入れを説得しているところですが、受け入れていただけないのが現状です。 市民の皆様へ、御心配をおかけしておりますことは承知しておりますところですが、今後も公園管理者と連携し、引き続き定期的な声掛けにより、御本人の健康状態を確認しながら生活支援の受け入れについて働きかけてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。 (担当:生活福祉室)</p>	生活福祉室、中央図書館	R5.7.28	R5.8.8
184	続-39-3.吹田市HP.7月12日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』についての疑問および提言。	<p>7月12日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』は、当日朝に北朝鮮がミサイル発射により、中止になりました。Q10:もし、このミサイルが大坂方面や上空通過の場合は、「Jアラート」は吹田市民にどのように危険周知をされるのでしょうか。速やかに整備と周知が必要。 1)内閣官房 国民保護ポータルサイトの「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国同時警報システム(Jアラート)による情報伝達に関するQ&A ⇒Q&A18.Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として「国民保護サイレン」が鳴ることになっています。 ⇒添付画像10-内閣官房 国民保護ポータルサイト「国民保護サイレン」 ⇒吹田市の危機管理のサイトには、「国民保護サイレン」についての記述がありません。 2)添付画像11(豊中市HP.サイレン音速エリアマップ)。防災情報など非常事態における緊急情報をサイレンと音声で伝達するエリア。 添付画像12(吹田市HP.屋外拡声器設置場所)。スピーカー設置場所の備前が見られ、また音速エリアの図示ならびにサイレン音が市民全員に届くかの確認が必要。 Q11.Jアラート訓練は、ミサイル発射および地震時を想定した訓練ですが、北朝鮮のミサイル発射が昨年、70発余りの記憶があります。19日未明にも北朝鮮から弾道ミサイルが2発、発射された。⇒ミサイル対応の訓練および本番の場合は、避難行動や避難場所などが地震時と異なる事からミサイル対応の単独のサイトを設ける必要があると考えます。 ⇒添付画像13(吹田市HP.弾道ミサイルによる武力攻撃等事態の発生時の行動等)についてのサイト。 ⇒添付画像14-Jアラート発出時の行動、認知度。 ※全く知らない33%。統計に基づく世論調査ではありません。 Q12.弾道ミサイル発射時の避難施設について、吹田市HP-Jアラートのサイトの関連情報にリンクが貼られていますが、疑問点と意見。 1)吹田市の一時避難施設は、学校・公民館・体育館などが指定されており、内閣官房の説明文では、「毎年4月1日時点のデータを公表」となっていますが、2020年3月に撤去された施設が載っています。再確認されたし。 2)指定された学校の場合、教室と体育館では体へのダメージ度が大きく異なるので、注釈・補記が必要。 ⇒「避難施設のうち弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造りの堅ろうな建築物や地下施設の指定を推進」...となっていますが、教室の窓は全面がガラスで有り、爆風によるガラス破損の場合は人体へのダメージが大きいです。体育館はまだ窓が少ない事から、被害の軽減が期待できます。 [参考]内閣官房の説明図(屋内)⇒「できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください」。 ⇒添付画像15(内閣官房の避難行動図) 3)一時的な避難施設の位置図の吹田市版の作成を要望。⇒現在は、内閣官房 国民保護ポータルサイトからしか見る事が出来ず、市民への意識醸成が必要だと思います。 ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。</p>	今後の取組や情報発信の参考とさせていただきます。	危機管理室	R5.7.19	R5.8.9

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
185	続-39-4. 吹田市HP。6/15の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』についての疑問。	<p>7月10日の投稿について7月27日に回答を頂きましたが、追加の疑問点です。 Q1[再掲-6月19日、7月10日]:6月15日に『Jアラートを使った全国一斉に「緊急地震速報想定」した訓練』が行われましたが、吹田市のHP(Top頁)には、市民への周知・啓蒙がされませんでした。 ⇒添付画像-1【再掲-6/19、7/10】。上: サイトでの予告。下: 吹田市のHPの到着更新情報に掲出無し。 A1[概略-7月3日]: 訓練実施については、[中略]訓練当日には、HP到着情報欄にリンクを掲載していました。 A1[概略-7月27日]: 今回、確実にトップページに掲載されるよう午前9時から到着情報欄に再掲する設定としておりました。なお、現在は7月12日の試験放送実施のお知らせに更新されていることから到着情報欄に6月15日実施のお知らせ掲載は確認いただけません。 ⇒7月3日および7月27日の危機管理室の回答では、6月15日の『Jアラートを使った全国一斉の訓練』については、「吹田市HPの到着更新情報に掲出しました」…との事ですが、掲出されていないから私は、投稿をしたのであり、市が掲出をされていたら私は、投稿はしません。 ⇒添付画像1のプロパティの撮影日時は、「6月15日23時39分」であり、確認されたし。Jアラートのタイトルは見当たりません。これを確認されていれば直ぐに判断ができます。 ⇒私は、「吹田市HPの到着更新情報」のサイトを毎夜に保存しています。⇒添付画像2を参照願います。 ⇒「吹田市HPの到着更新情報サイト」の6月15日のファイルを別メールで送信しますので、開いて見て下さい。Jアラートのタイトルは見当たりません。 ※[結論]危機管理室は、「吹田市HPの到着更新情報」のサイトに掲出されていません。 反論されるのであれば、サーバーの吹田市HPの到着更新情報サイトの6月15日の更新履歴の画像を回答時に、添付願います。 ※人事室・広報課・秘書室へ供覧願います。 ※添付画像およびファイルは別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>到着情報欄への掲載については、Jアラート訓練実施を事前にお知らせする趣旨であったことから、当日の終了後、閉庁時間に掲載を終了しました。そのため深夜にはご確認いただけなかったものです。 なお、サーバーのログについてはお出しすることができません。</p>	危機管理室	R5.7.31	R5.8.10
186	図書館カード延長手続きの件	<p>7月28日に山田駅前図書館へ家内の代理で図書カードの期限延長の手続きを申請したが委任状の提出を求められた。個人情報保護法による本人意思確認の為に必要との図書館司書の主張が余りに市民の便益を無視した高圧的で一方的な対応であった。例えば市役所出張所で身内の住民票を申請するケースでは、本人意志の確認などは要求されず、代理申請者の本人確認書類の提示のみの対応であり、住民票と図書館カード(たかが延長!)の個人情報上の重要性に鑑みても、図書カードの延長に委任状を要求するのは全く時代錯誤且つ無意味である。図書館司書の猛省と規定変更を強く求める。</p>	<p>この度は、山田駅前図書館の職員の対応につきまして、ご不快な思いをさせてしまったこと、申し訳ございませんでした。 図書館では、個人貸出しに関するお手続きにつきましては、ご本人様の申込を原則としております。 ただし、ご本人様がやむを得ない理由によりご来館いただけない場合は、借出しカードに関しましては、委任状及びご本人様と代理の方の住所確認書類を提示いただき、お手続きさせていただいております。</p>	中央図書館	R5.7.28	R5.8.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
187	続-45。吹田市HP。7月21日の『企画室オープンデータ(令和5年度)を公開』のタイトルの改善提案。	<p>このタイトルでは市民は、どの部局の“企画室”なのかが分かりません。</p> <p>⇒添付画像-8月7日時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトを見ると、水道部でした。 ⇒[仮案]『企画室オープンデータ(令和5年度)を公開【水道部】』 ・水道部では、市HPへの掲出前に上席者の決済は受けておられないのでしょうか？ <p>7/21の掲出から2週間余りが経過。誰も気付かれられないのでしょうか？</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市HPの新着更新情報のタイトル「企画室オープンデータ(令和5年度)を公開」に関する御意見につきまして、HPに情報を掲載する場合は、必ず上席者の決裁を受けた上で掲載しているところです。また、どの部局の新着更新情報が分かりにくいとの御指摘をいただき、部局名を含めたタイトルに変更いたしました。</p> <p>引き続き、分かりやすく、丁寧な情報発信に努めてまいります。</p>	企画室	R5.8.7	R5.8.14
188	府営吹田藤白台住宅3棟周辺での自転車タバコについて	<p>8月11日18時15分頃、府営吹田藤白台住宅3棟の駐車場から40～50代くらいの女が自転車に乗りながらタバコを吸っていた。</p> <p>いったいこの住人への喫煙の回覧はどうなっているのか？禁煙についての回覧が全く来ないが行政は何をやっているのか。早く回覧で周知してください。</p> <p>まあそもそもこの住人がわからないが、ここ最近の有り様は本当にひどい。そもそも吹田市全域が禁煙であることが全く周知されておらず大阪市内と同じように吸っている者がいる(大阪市内も受動喫煙に関する条例があるので大通りや公園では吸えないはずだが現状多くが吸っている)。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.8.14	R5.8.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
189	オーガニック給食について(情報提供・依頼)	<p>子どもの環境(発達障害、虐待等)に係る無償ボランティアをしています。元国家公務員です。親戚が吹田市で子育て中です。いつもありがとうございます。大事な事なのでお伝えします。</p> <p>先日、東京の世田谷区内で開催された元農林水産大臣のトークイベントに参加しました。</p> <p>他にも国会議員や世田谷区議の方々が多数出席されていました。全国各地が有機無農薬給食に向け動き始めています。全国オーガニック給食協議会(元農林水産大臣達の集会で、このまま解散しては勿体ないという事でその場で協議会を作る事になり発足したそうです。ご参考まで。)</p> <p>もし、ご存じでなければ市長及び皆様で映画「食の安全を守る人々」の本編をぜひご覧になってください。深刻さが分かります。</p> <p>映画にも出てきますが、食(農薬、遺伝子組換え)がもたらす人の後世への遺伝子への影響を早急に食い止めなければなりません。この点、核問題と全く同じです。(また、映画には出て来ませんが会場で様々な方々の口から出た話では、コオロギはその毒性を利用して漢方薬では堕胎に処方されている物で、食用に販売されているコオロギは遺伝子組換えコオロギ、つまり遺伝子組換え食品とのこと。私も調べたところそれらの理由からイタリアや北欧では既に販売を規制する法律が成立しています。)</p> <p>そして、有機無農薬にしたところ近年急速に増加を見せている発達障害の症状も改善したそうです。(浸透系農薬が脳にもたらす影響が大きな要因)</p> <p>また、オーガニック給食が導入されれば地方公共団体が農家と契約してタッグを組むことから第一次産業を守る事にも繋がります。自給率の向上=国力向上への貢献にもなります。子どもたちの心身の健康と後世の命と健康を守るため、どうかオーガニック給食にしてあげてください。(韓国は既に全国オーガニック給食です)</p> <p>切にお願い申し上げます。</p> <p>皆様と皆様の大切な方々のご健康とお幸せを祈っております。</p>	<p>現在、小学校給食において、有機野菜の使用は、安定した供給が困難で割高となることから、毎日の給食での提供は難しい状況ですが、確保可能な場合には、週1〜2回程度使用している状況でございます。</p> <p>今後も引き続き安心して安全な学校給食の提供になるよう取り組んでまいります。</p>	保健給食室	R5.7.28	R5.8.15
190	北千里駅周辺での喫煙について	<p>北千里駅の不動産屋ミニミニの奥の向かいの飲食店前には喫煙所があるが、最近その喫煙所の向かい側のトイレ前の禁煙の張り紙の前で喫煙している者が数人おり、バス停まで匂いがたどよんでいる状況だ。</p> <p>この状況を一刻も早く改善してください。</p>	<p>ご指摘の箇所につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考にさせていただき、不定期ではありますが巡回を実施いたします。</p>	環境政策室	R5.8.1	R5.8.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
191	続-43. 吹田市HPの『新型コロナウイルス発生状況』サイトの充実化が早期に必要。	<p>・コロナ感染者の状況について、厚生労働省は、全国約5000の定点医療機関から報告された新型コロナの患者数は5類移行後、11週連続で増加の報道が。</p> <p>・大阪府に於いても8月3日付けのHPでは、「(7/24～7/30)の定点医療機関あたりの新規患者数が14.66となり、11週連続で増加の表記。</p> <p>⇒添付画像-1大阪府定点=14.66</p> <p>⇒ブロック別地図では、大阪府全域が注意報レベルで、真っ赤です。⇒添付画像-2大阪府ブロック別地図参照</p> <p>・吹田市の新型コロナ感染者対応の部署は、大阪府のサイトの内容を確認し、吹田市民に速やかに広報すべき…と思います。</p> <p>・吹田市は豊能医療圏域に含まれ、定点あたり患者数は、12.40ですが、山間部の(池田市・箕面市・能勢町・豊能町)を含めた平均値で有り、実態は大阪市北部の15.85に近い値と考えます。</p> <p>⇒豊中市では、豊中市域の定点あたり患者数の推移グラフをHPに掲載されており、実態に近く非常に分かり易いです。吹田市でも吹田市域の定点あたり患者数の推移グラフが必要と思います。</p> <p>⇒添付画像-3吹田市HP-感染者発生状況。グラフなし。大阪府のリンク先のみ。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染者発生状況については、5類感染症移行後、都道府県が指定する定点医療機関からの報告を基に把握していくこととなりました。</p> <p>本市では、市内の医療機関に他市の市民が受診する場合や本市民が他市の医療機関を受診する場合は想定されるため、市内13か所の定点医療機関からの報告数だけでは、感染状況の推移を正確に伝えることは難しいと考え、吹田市を含む豊能医療圏域での感染状況について公表しております。また、感染の状況や予防対策を含めた情報の発信については、市ホームページに加え、市報や市の式SNSを活用し、感染拡大防止に向けた注意喚起を行っているところです。引き続き、必要な情報発信に努めてまいります。</p>	地域保健課	R5.8.7	R5.8.15
192	ふじのき公園での危険な花火について	<p>8月7日19時30分～45分頃、ふじのき公園で線香花火のような花火をしている集団がいました。</p> <p>子どもだけでなく大人も一緒になってやっているようで非常に危険です。大人が一緒ならやめさせないといけない立場。というか、常識的に考えて公園内は火気厳禁でしょう。もし花火がいいならバーベキューもいいことになります。このようなことが二度と起きないよう職員の巡回をお願いします。</p>	<p>吹田市内の公園では、以下のようなルールを守れば、手持ち花火などの花火は許可しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くに家がないか確認する。(煙やにおいが届かない場所を選ぶ) ・花火の火の後始末をする。(水を張ったバケツの用意) ・火事になるような行為しない。(打ち上げ花火のような危険なもの) ・花火の後始末をする。(ゴミ等は持ち帰る) ・大声を出さない。(夜ですので、近所迷惑になります) <p>以上のルールを守らない状況が見受けられるようであれば、啓発等を行ってまいります。</p>	公園みどり室	R5.8.7	R5.8.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
193	建設指導課及び環境保全課職員の対応について	<p>8月8日に自宅前で行われている工事の騒音が以前よりひどくて、前から患っているうつ病が悪化し体調を崩しているため建設指導課の方に電話で問い合わせたところ、指導してほしいとお願いしました。</p> <p>応じた男性はできるかどうかわからないという感じできちんとした対応をしてくれず、私は逆上してしまいきつい口調になってしまいましたが、それでも誠意ある対応はしてくれず名前を聞いても教えてくれず、一方的に切られてしまいました。</p> <p>その後上司の〇〇氏に苦情の電話をして、事情を話している途中で笑いながら返事をしたりとても真剣に話を聞いてくれているように思えませんでした。</p> <p>吹田市が建設許可した建築工事のせいでこちらは苦痛な日々を過ごしているのにそのお二人の方は本当に市役所の職員なのか疑問です。対応が悪すぎます。</p> <p>騒音の件は環境保全課の〇〇氏に相談しました。前日も相談して対応して頂きましたが、「建設業者に聞きますが、同じ説明を聞くことになるかもしれませんが」や「結果はお知らせした方がいいですか」と言われこちらに相談してもどうにもならないという感じで違和感を覚えました。建設現場の防音シートが外され鉄骨や足場がむき出しになり、風で夜中でも部品が当たって騒音になるので8日に再度電話して相談しても、また法的な事があると言われ車で10分ぐらいしかかからない現場でも「人手が少ないからいついけるかわからない」と不誠実な対応をされるわ、キツイ口調になると「録音します」と脅すように言われました。</p> <p>一番驚いたのは吹田市環境保全等に関する法令第2章10条「苦情処理」の要項を〇〇氏も上司の方も私が聞いても調べもせず「知らない」と言われた事です。自分の仕事に関わっている法律を知らず税金で給料もらっているのは信じられません。対応態度も最悪でした。</p> <p>苦情の件を電話した時に対応して頂いた女性の〇〇氏はとても親切で真摯に対応して頂きました。8日に対応してくれた男性4人は女性の〇〇氏を見習った方がいいと思います。</p> <p>上記の2課は何の行政役割をしているのかわかりません。存在するのは税金の無駄遣いだと思います。環境保全の法令第2章第10条をちゃんと遂行して最低限の説明をお願いします。</p>	<p>このたびは職員の電話対応で大変ご不快な思いをおかけし、まことに申し訳ございませんでした。</p> <p>吹田市環境の保全等に関する条例第10条の規定に基づき、公害に関する苦情の申し出がありました場合には対応いたします。</p> <p>今回のことは環境保全指導課及び開発審査室の職員で共有いたします。</p>	環境保全指導課、開発審査室	R5.8.9	R5.8.15
194	阪急山田駅2番乗り場バス停での喫煙について	<p>8月2日18時10分頃、阪急山田駅ロータリー2番乗り場のバス停付近では白のカッター、下は黒のズボン、肩掛けの青っぽいカバン所持の30～40代くらいの男が喫煙していた。</p> <p>当該場所とは禁煙の張り紙があるところであり、呼吸器の持病持ちとしては大変腹立たしい。</p> <p>阪急バスや駅なども連携の上、注意等をお願いします。</p>	<p>ご指摘の駅周辺で指導員活動を不定期に実施いたします。引き続き今後の指導員活動の参考にさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.8.3	R5.8.17

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
195	教科書採択時の市民パブコム配布について	<p>6月頃に電話で「教科書採択時に配布されるパブコムについて、持ち帰りはできますか」と電話した者です。</p> <p>回答は「持ち帰りはできないが、後日ホームページに載せる」というものでした。ところが、出席してみると、市民パブコムは配布されませんでした。現地でもおたずねしましたが、「担当が違うので」とのことでした。</p> <p>傍聴は市民の立場からも、行政としても、市民の意見を知り、教科書に関心を深めるよい機会でもあります。しかし、会議では、残念ながら、それはほとんどわからず、スクリーンを使うなどの市教委のご努力にもかかわらず、傍聴者の側からは、もう一つ具体性のない会議に見えました。</p> <p>さて、1. 配布されなかった理由はなんですか。経過も含め、教えてください。また、2. 来年度の中学校教科書選定の際は配布していただけますか。ぜひおねがいたします。</p>	<p>教科書採択に関わる教育委員会会議において、市民の方々のご意見に関する資料等を配布しなかったことについては、担当者及び担当室での確認不足により、傍聴者の方々に配布することができておりませんでした。</p> <p>教科書採択に伴う市民の方々のご意見は、選定委員会において、参考にしただうえで教育委員会への答申を行っており、教育委員会会議当日においても教育委員は市民の方々のご意見も参考にして、教科書採択を行っておりますが、傍聴者の方に対しては、不透明な形となってしまいました。</p> <p>来年度の中学校用の教科書採択につきましては、開かれた教科書採択となるよう資料配布させていただきます。</p>	学校教育室	R5.8.1	R5.8.18
196	続-42.吹田市HP(Top頁)に『“熱中症”対応』の記述が早期に必要。	<p>・連日、“熱中症”についての記事や報道がされており、8月5日には福島県伊達市で全国で今年初の40℃以上…も。</p> <p>・吹田市では、HP・市報への掲載は皆無です。隣接の豊中市のHPでは、6月15日に注意喚起ならびに“給水ポータルサイト”の掲出がされています。</p> <p>⇒添付画像-豊中市HP-熱中症</p> <p>・吹田市は「安心安全まちづくり宣言」をしておられます。主管部署の危機管理室は、自然災害以外の事案についても、関係部署への意見具申が必要と考えます。</p> <p>・広報課においても、今年は5月でも最高気温25℃以上の夏日や各地方で30℃以上の真夏日となる日も多くなっているとの報道があり、日常の社会変化に対応した広報活動が必要と考えます。</p> <p>・消防署は、熱中症による救急搬送の実態も把握しておられることから、市民に対しての注意喚起の姿勢が必要。</p> <p>※人事室へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ホームページについて</p> <p>8/10より、市トップページの「トピックス」に熱中症の項目を追加し、熱中症関連のページにアクセスしやすくしました。</p> <p>市報につきましては、本年7月号の裏表紙で、暑さ指数や熱中症警戒アラートについて掲載し、市民への注意喚起を行っております。</p> <p>また、今夏初めて熱中症警戒アラートが出た7/16前後にはLINE、Twitter(現X)、Facebook等SNSに掲載する等、関連情報の発信に努めております。</p> <p>(担当:環境政策室)</p> <p>安心安全まちづくり宣言について</p> <p>お見込みのとおりです。</p> <p>(担当:危機管理室)</p> <p>消防署からの注意喚起について</p> <p>熱中症による市民に対しての注意喚起を促す広報として、現在、消防が行っている対応は、ホームページやSNSを使用していますが、より注意喚起を促すため、消防本部のトップページにトピックスとして掲載するほか、SNSでの掲載頻度を増やすなど対応させていただきます。</p> <p>(担当:警防救急室)</p>	危機管理室、環境政策室、警防救急室	R5.8.7	R5.8.18

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
197	続-40-2. 吹田市HP. 7月21日の『情報ライブラリー蔵書点検のお知らせ(8月21日~27日)』のタイトルの改善提案他。	<p>・7月24日投稿の回答が8月2日有りましたが、下記のQについて回答が頂けておりません。</p> <p>Q:「8月21日~27日は、蔵書点検のため情報ライブラリーを休室」ですが、男女共同参画センターが休館になるのか否か?記載無し…サイトに明記要。</p> <p>男女共同参画センター(デュオ)のHP(Top頁)にも、休館日の表記が有りません。⇒探すと貸室のサイトの中に“休館日”の記述がありました。</p> <p>⇒HP(Top頁)の最下段の男女共同参画センターのケ所に記載をされたら分かり易い。</p> <p>⇒添付画像HP(Top頁)の最下段 参照</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>前回は、回答に漏れがあり失礼いたしました。</p> <p>蔵書点検期間中も男女共同参画センターは開館しております。</p> <p>「情報ライブラリー蔵書点検のお知らせ(8月21日~27日)」に追記しました。</p> <p>また、休館日の表記について御提案ありがとうございます。</p> <p>休館日・開館日時等を記載した施設案内を男女共同参画センターのページに追加しました。</p>	男女共同参画センター	R5.8.7	R5.8.21
198	続-44. 吹田市HP(Top頁)の大切なお知らせ欄に『2023年4月25日 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給』の削除または変更が必要。	<p>サイトを開くと『7月31日【ひとり親世帯分】令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について』であり、タイトルと内容が異なります。</p> <p>⇒添付画像-吹田市HP-大切なお知らせ</p> <p>※広報課は、「定期的にHPのチェックを行っている」との事ですが、3か月余りが経過しています。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市HP(Top頁)の大切なお知らせ欄につきましては、文字数に限りがあるため、市民の方に必要な情報を容易に検索いただけるよう内容を完結に表現しているものです。また、日付が2023年4月25日の表示となっておりますのは、すでに御覧になった市民の方に新たな給付金の支給が始まったと誤解を与えかねないことを考慮し、当初に掲載した時点の表記としているものでございます。</p> <p>次に、当該給付金は対象が「ひとり親世帯」と「ひとり親世帯以外」となっており、それぞれに申請内容が異なるため、各々でページを作成しております。</p> <p>そのため、トップページからのリンク先は、「ひとり親世帯分」ではありませんが、制度全体を確認いただけるように相互にリンク先を設定しているものです。</p> <p>また、各ページは更新日が表記される仕様であり、当該給付金は現在も申請受付中で支給日を随時更新していることから、御指摘の状況となっているものです。</p> <p>この度の御意見等を踏まえ、今後も市民の皆様に、より分かりやすいホームページとなるよう努めて参ります。</p>	子育て給付課	R5.8.7	R5.8.21

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
199	市報8月の表紙等について	<p>以前から市報の表紙について意見していますが、8月について意見します。表紙に浜屋敷と言葉があり、吹田のどこかがすぐわかるようになり以前より改善されたと思います。</p> <p>ただかき氷は必要でしょうか？夏だからと涼しさを云々と反論されるかもしれませんが、他にアイデアはなかったのでしょうか？去年の子供のアップ顔みたいな無駄な表紙よりは吹田らしさが出てました。</p> <p>ただ、納得できないのは目次の女性とかき氷です。なぜ女性が必要なのでしょうか？誰かほかしていますが身内等ではないですよね？市のイベントの写真は女性がなぜが多いです。</p> <p>前からお願いしていますが、表紙に人を使用するなら公募してください。当日お願いしてると言い訳を以前されてきましたが、締め切り云々関係なく広く市民から公募してください。表紙は広報課のものではないのですよ。市民みんなの物です。思い違いしないよう市民から意見されないようくだらない表紙はやめ、市民から公募してください。</p> <p>下らない表紙を作る職員のために私は税金を払っていません。何回話しても理解したくないのか分かりませんが改善を求めます。</p> <p>市報の中身も縦書きで読みにくいです。市のホームページみたいにアンケートで意見を求めるべきです。</p>	<p>1. 8月号の表紙は20周年を迎える「浜屋敷で過ごす夏」をテーマに撮影しました。季節感を出すためにかき氷を用いて、夏らしさを演出させていただきました。</p> <p>2. 来場者の方にお声かけをして、モデルとして撮影させていただきました。女性をモデルとして撮影したことについては、特に意図はありません。</p> <p>3. 表紙の作成にあたり、ご意見として検討させていただきます。</p> <p>4. 毎月市報の「アンケート&プレゼント」のコーナーで、ご意見を頂戴しております。</p>	広報課	R5.8.9	R5.8.21
200	公園トイレについて	<p>公園トイレがLGBTに配慮したジェンダーレストイレになるとYouTubeで見ました。新宿の歌舞伎町タワーのトイレは問題が頻発し、廃止に動いています。なぜ吹田市ではこのような問題の多いトイレを設置するのでしょうか。今まで特に苦情はなかったようですが、犯罪が起こってからでは遅いと思います。</p> <p>今の時代、どのトイレがジェンダーレストイレであるか、すぐに、日本中どこか世界中の性犯罪者に知られてしまいます。</p> <p>土木課の方が男性の利用が9割と仰っていましたが、女性は不安だから使わないだけです。生理現象であり、女子児童が使う場合はあると思います。</p> <p>男性も使えるトイレで性犯罪者が待ち伏せしたりカメラが設置されていたり、女子児童にはそんなことは予想もできないと思います。</p> <p>どうか、女子児童がそんな危険な目に遭う可能性のあるジェンダーレストイレは辞めて欲しいです。</p>	<p>公園トイレにつきましては、公園規模に応じたトイレ規模にする必要があると考えており、吹田市の多くの小規模公園に設置するトイレも、小規模なものにする必要があると考えています。結果、昔からの小規模な公園トイレのように、男女共用のものを基本に選定してはいますが、現在、多機能便房を除き、男女別トイレへの変更を検討しております。</p> <p>なお、ジェンダーレストイレについては、まだまだ未成熟で検討の余地があり、基準等も定まっているものではございませんが、ジェンダーレスという考え方は、バリアフリーと同じく、基本的な考え方となっていくものと考えており、今後の動向に注視しなければならないと考えております。</p>	公園みどり室	R5.8.14	R5.8.25
201	佐井寺町のせせらぎの道に設置されている遊具の破損について	<p>せせらぎの道の小川に設置されている手動のポンプが8年前から破損したまま放置されています。</p> <p>修理していただけないでしょうか。</p> <p>ご検討よろしく申し上げます。</p>	<p>平素は、本市道路行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>御指摘のアルキメデスポンプ(手動式ポンプ)につきましては、修理をさせていただきますと考えておりますが、遊具が古く部品の調達に期間を要するため、今年度末までの工事完了を予定しております。</p> <p>何卒、御理解の程よろしく願いいたします。</p>	道路室	R5.7.18	R5.8.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
202	吹田市内のタバコ対策について	<p>吹田市内のタバコ対策は以下のとおりです。とてもスモークフリーを標榜しているとは思いません。それぞれご対応願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月21日14時43分、JR岸辺駅北口で喫煙する男がいた(写真参照)。この日に限らず、同所付近やデッキ上でタバコの吸い殻を見かける。喫煙紫煙ブースなど意味がないのではないかと、きっちり取り締まるべきだ。 ・歩きタバコする男が南吹田駅前の横断歩道でタバコを投棄し駅へと入っていった。以前も似たような光景を見たことがある。ここにも監視員を派遣して巡回すべきだ。 ・モノレール万博記念公園駅前の車道に車を止めた運転手が歩道で路上喫煙する姿をよく見かける。条例違反なので禁煙を徹底させて欲しい。 ・江坂公園に設置されたJT奇蹟の煙ダダ漏れ受動喫煙所の周囲で多人数が路上喫煙していた(写真参照)。過料を徴収して欲しい。財政が潤うと思う。違反の温床になっているので喫煙所は撤去すべき。 ・JR吹田駅北口に設置された喫煙支援ブースの周辺歩道でタバコ臭がしていた。ブースから煙が漏れてないか確認して欲しい。 ・吹田市南高浜町24 かすが遊園に灰皿が設置されているのを見かけました。子どもの受動喫煙防止条例に反すると考えます。撤去して下さい。 ・〇〇の店内で喫煙しているのを見かけましたが、喫煙可能店の標識はなかったです。健康増進法違反なので是正を指導願います。 ・〇〇旭町店の横に灰皿が設置されていた(写真参照)。ここはアーケード商店街の中(屋内)なので健康増進法30条違反である。撤去を指導されたい。 ・国立民族学博物館の屋内喫煙所が再開したようだが、標識の掲示が博物館の主たる出入口に見当たらなかった。是正を指導されたい。 ・市ウェブサイト「たばこによる健康への影響」の内容に誤りがある。「未成年者の喫煙は未成年者喫煙禁止法により禁止されています。」とあるが、民法の改正に伴い二十歳未満者喫煙禁止法に改正されている。訂正されたい。 ・喫煙支援ブースの内で上映されている動画について意見するが、インタビュー「禁煙専門家に聞く禁煙のススメ」の1分30秒あたりから、ここでも「未成年」という言葉が使われていた。20歳未満に訂正すべきではないか。「加熱式タバコは大丈夫」について、ニコチン以外の有害物質がかなり少ないと説明しているが、仮にそうだとすると健康リスクが同様に低減するかは分かっていないのであるから、その旨きちんと説明すべきだ。タバコ産業の悪い文句のような説明のみに留めるべきでない。吹田市長は二度と来たくなくなる喫煙所にする。とスモークフリーフェスタで息巻いていたが、そんな風には到底見受けられない。ホイホイ喫煙者が吸い込まれていくのを見かける。もっと海外のタバコパッケージに見られるようなグロテスクな病巣の写真を全面に出すとよいと思う。そういった写真警告付きのタバコパッケージの拡大写真を壁面(内にも外にも)に貼るとより注意喚起の効果があると思う。 	<p>項目1～5について JR岸辺駅北口、南吹田駅、モノレール万博記念公園駅前、江坂公園のほか、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区での喫煙、ホイ捨て等の行為については、路上喫煙防止啓発員が適宜巡回を行い、指導・啓発を実施しています。罰則につきましては、吹田市環境美化に関する条例に定める通り、指導・勧告に従わない場合に過料を行うこととしています。卒煙支援ブース周辺でのタバコ臭につきましては、職員が確認を行いました。特に異常は発見できませんでした。上記の対応を含め、引き続き対応していく予定ですので、御理解、御協力くださいますようお願いいたします。(担当:環境政策室)</p> <p>項目6について 御指摘を受けまして、現地確認を行いましたところ、当該灰皿の設置場所は、かすが遊園ではなく〇〇の敷地内であったことから、管理権原者に対し、設置場所について検討いただくよう連絡をいたしました。(担当:健康まちづくり室)</p> <p>項目7について 御指摘を受けまして、当該店舗に対し、現地確認及び聞き取りを行い、喫煙可能店の標識を提示するよう指導いたしました。(担当:健康まちづくり室)</p> <p>項目8について 改正健康増進法におきまして、「屋内」とは「外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ側壁が概ね半分以上覆われているものの内部としています。御指摘の商店街のアーケードにつきましては、側壁が概ね半分以上覆われていないため「屋内」に該当しないため、法の規制の対象外となります。(担当:健康まちづくり室)</p> <p>項目9について 御指摘を受けまして、国立民族学博物館に対し、聞き取りを行い、主たる出入口に標識を提示するよう指導いたしました。(担当:健康まちづくり室)</p> <p>項目10について 御指摘を受け、「未成年者喫煙禁止法」の部分で「二十歳未満者/者/喫煙/禁止二開スル法律」に訂正いたしました。(担当:健康まちづくり室)</p> <p>項目11について 卒煙支援ブース内で上映している動画「未成年」の表示につきましては、注釈を掲示する等の対応を検討します。また、ブース内での効果的な啓発につきましては、御提案をいただきました内容も含め、引き続き検討してまいります。(担当:健康まちづくり室)</p>	健康まちづくり室、環境政策室	R5.8.16	R5.8.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
203	後期高齢者医療被保険者証等送付先変更の件	<p>吹田市千里山に老親が在住しており、わたくし自身もいずれ転入したいと考えております。</p> <p>このたび、標記書類の送付先変更方法について本サイトを検索したところ、それらしいフォームがありませんでした。</p> <p>担当課に電話で質問したところ、書類を郵送するので、記入の上返信してほしいとのこと。送られてきた書類を見たところ、ハンコ欄がありません(今時当たり前ですが)。</p> <p>このような申請は、本サイト上に申請フォームを設置して入力すれば事務が電子化できますし、申請者にとっては即時性が担保できます。</p> <p>昨年度、郵送にかかったコストを算出し、申請フォーム設置費用と比べた上で、フォーム設置をお願いいたします。</p> <p>本申請以外にも「紙による申請」がたくさん存在し、膨大な郵送費がかかっていると推察します。すべての申請書類の電子化につき、点検(コスト比較)を希望します。</p>	<p>後期高齢者医療被保険者証について</p> <p>後期高齢者医療被保険者証等送付先変更申請の電子化につきましては、本市では現在他の業務も一部開始していることから導入の検討ができるものとなっております。</p> <p>後期高齢者医療制度は大阪府後期高齢者医療広域連合と吹田市とで事務分担を行っており、その運営主体は大阪府後期高齢者医療広域連合となっております。</p> <p>今回電子申請の可否について同連合に確認をしたところ、後期高齢者医療被保険者証等送付先変更申請は申請者からの相談を伴うものであり、電子申請になじまないものとのことでした。</p> <p>つきましては、申請フォームを郵送又は電子メールにて送付させていただきますので、郵送での申請をお願いいたします。</p> <p>(担当:国民健康保険課)</p> <p>すべての申請書類の電子化について</p> <p>「紙による申請」について、情報政策室では「吹田市行政手続の電子化取組方針」を策定し、手続等を「原則電子化」する全庁的な取組を進めております。</p> <p>法令などの制約により、電子化できない手続等も一部ございますが、市民の利便性向上のため、電子申請可能な手続の増加に一層努めてまいります。</p> <p>(担当:情報政策室)</p>	情報政策室、国民健康保険課	R5.8.16	R5.8.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
204	続-49. 吹田市HP。8月9日のタイトル『8月10日は健康ハートの日です』の改善提案他。	<p>・個人的には、このタイトルを見て、心の健康⇒精神的な疾患?。発達障害・もしかしたら自死?を考えてしまいました。</p> <p>・サイトを見ると、「心不全と予防(健都循環器病予防プロジェクト)」のタイトルで、循環器病の予防で、将来への自分の健康を守りましょう…でした ⇒[仮案]『8月10日は健康ハートの日です。高血圧、糖尿病、肥満、動脈硬化について注意を』</p> <p>・健康医療部成人保健課は、タイトルに具体性をもたせて市民のHPのクリック率を高めて、健康寿命の延伸が必要と考えます。</p> <p>・サイト内の「吹田市の75才以上の医療費の内訳グラフ」では、循環器疾患が第一位ですが、吹田市から見れば、医療費が気になるかもしれませんが、私(市民)から見れば、件数(患者数)の方が気になります。 ⇒添付画像参照願う。</p> <p>⇒内訳グラフで医療費別に加えて、件数(患者数)別のグラフをサイトに掲載して頂けませんでしょうか? ⇒疾患により、検査費用・手術費用が異なり、医療費グラフと異なったグラフになるかも…です。</p> <p>・サイト内の記述では、「8月10日の健康ハートの日で心臓病の多発する冬に備える日」ですが…7月・8月のニュースで、夏は「脳梗塞」の発症数が最も増える季節。夏も冬と同じくらい発生。脳梗塞と熱中症は初期症状が似ているため、正しく見分ける事がとても大切。発症を未然に防ぐ方法とは?…の記事の掲出をお願いします。 ※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>・今回のホームページについては、厚生労働省と日本心臓財団が制定した「健康ハートの日」の周知を主な目的として期間を限定して掲載しています。 いただきました御意見は、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>・今回につきましては、健診の大切さを伝えるために、医療費という観点から国保データベースシステムを活用し、75歳以上の医療情報についてのデータを掲載させていただきました。 ご要望のあったデータの掲載は致しかねますが、いただいた御意見を参考に、必要に応じた情報提供に努めてまいります。</p> <p>・いただいた御意見を参考に熱中症の予防とあわせた啓発を今後考えてまいります。</p>	成人保健課	R5.8.21	R5.8.29
205	北消防署の署員が私の玄関ドアを間違えてガンガン叩いた。本当は1個上の住人だった。	<p>8月24日か25日の16時過ぎだったかどうか、吹田市北消防署の署員が府営住宅3棟の私の玄関ドアをドンドン叩いた。</p> <p>何かかと思えばスコープを覗くと物々しい雰囲気です。誰だこれ警察でもないし、、、とっていると玄関を背にしたので消防署の署員であることを確認。しかし119番なんてしてないし、発信記録もない。</p> <p>家族に聞いても心当たりがないので玄関を出ると警察も3棟手前の歩道に止まった。</p> <p>しばらくすると署員は私の家の1つ上の階に上がって行った。</p> <p>勘違いだったということだ。</p> <p>署員は私の部屋の玄関を背にするときに私の部屋番号を何度も復唱していたことを確認している。とんでもない勘違いだ。</p> <p>このような勘違いは絶対起こしてはならない。</p> <p>もしこのようなことが起きると要救助者の救助が遅れるからだ。</p> <p>北消防署に対し厳重指導と再発防止策の徹底をお願いします。</p>	<p>今回の「市民の声」にていただきました災害現場の指揮を執らせていただきましたので、内容について回答させていただきます。</p> <p>令和5年8月25日15時17分に建物内での安否確認の指令を受け、大阪府営吹田藤白台住宅3棟に出動いたしました。</p> <p>指令場所は8階であったため、現場到着後8階に向かいました。しかし、指令場所の玄関扉は施錠されていたため、隣接住戸のバルコニーから指令場所のバルコニーへ進入するために、隣接住戸の在宅確認を実施しましたが不在であったため、その次の手段として、上階及び下階のバルコニーに設置されている避難器具(避難ハッチ)を使用して、指令場所のバルコニーへの進入を試みようとしたもので、指令場所を間違った訳ではございません。</p> <p>〇〇様のお宅についてもインターホン及びノックにて在宅確認を実施させていただきましたが、室内に要救助者がいるかもしれないという情報もあり、緊急を要していたため、在宅確認のノックや呼びかけに力が入り、〇〇様に不安を感じさせてしまい申し訳ございませんでした。</p> <p>緊急時とはいえ、近隣住人の方の気持ちを配慮した行動がとれるように各隊員に周知徹底させていただきます。</p> <p>今後とも消防活動へのご理解とご協力をくださいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>今回は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p>	北消防署	R5.8.28	R5.8.29

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
206	市政に対するご意見・ご要望(市民の声)の回答について	<p>「ご指摘のYouTube チャンネルの動画に登場するキャラクターは、「すいたん」を称していますが、吹田市が市のイメージキャラクターとして、管理しているものではなく、パロディとして二次創作されたものです。従って、市がその内容を推奨しているものでもありません。</p> <p>しかし、市の見解と誤認される可能性につきまして、多数の市民からご心配の声をいただいたことを受け、当該動画の削除・修正をお願いしたところですが、回答がありました。</p> <p>当該市議会議員に削除・修正を依頼したとのことですが、現在まで、動画は削除されていません。</p> <p>このままの状態ですと多数の市民の心配は払拭されないままで、市の見解と誤認される可能性が消えてもいません。</p> <p>このような現状について、吹田市の公式キャラクターの使用を管理担当する貴室のお願い止まりの対応が十分なものとお考えですか。</p> <p>こちらの質問についても、公開を希望します。ずっと市民の心配は払拭されません。なるべく早いご対応をよろしくお願い致します。</p>	<p>二次創作に関するガイドラインを定めていなかったこともあり、本市の対応といたしましてはお願いする立場であると認識しております。</p>	シティプロモーション推進室	R5.8.10	R5.8.30
207	続-50. 吹田市HP. 8月14日のタイトル『令和5年台風7号に備えた対策について』の改善提案他。	<p>・予報では、大阪を通過…との事でサイトを開くと、吹田市からの情報と思っただけ、期待外れの内容。</p> <p>・サイトを開くと、水道部から「台風による停電に伴い、マンション等でポンプが停止し断水が発生することが」…でした。</p> <p>⇒[仮案]『水道部から令和5年台風7号に備えた断水対策について』 [関連情報・災害に備えて]</p> <p>1) 災害時給水拠点と災害時給水所の違いを、市民からの視点(開設の優先度)で教えて下さい。</p> <p>2) 片山浄水所での給水場所は、正門側なのか、片山坂側なのかHPで分かるようにしてほしい。現地へのルートが全く異なります。</p> <p>3) 健都給水拠点の場所が、レールサイド公園内…との事ですが、広大な公園内の為場所のイメージがつかめません。目印となる目標物又は画像での説明が必要。</p> <p>4) 「組立式給水タンク」…の記事が有りますが、学校敷地内の保管場所ならびに保管場所の鍵の取扱いなどについて吹田市・自治会などからの回覧・周知がされていませんが、いざ組み立て・使用時の取り扱いのルールについて市民への周知が必要と思います。</p> <p>5) 給水車から住民が持参のポリタンクやバケツに給水時に、ポリタンクを地面に直置きでは無く、台としてパレットの用意が必要かと思えます。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>8月14日付で更新した吹田市公式ホームページのページタイトルにつきまして、想定されていた内容と異なり、混乱を招いてしまった点お詫び申し上げます。頂いた御意見を参考にさせて頂き、今後は内容の明確なページタイトル構成とするよう留意いたします。</p> <p>1) について 災害時給水拠点は浄水所や配水場等の平時においては常に浄水を貯水している水道施設であり、応急給水のための設備のほか、非常用飲料水袋等を備蓄している施設です。 災害時給水所は避難所である小学校等に組立式給水タンクや大阪広域水道企業団のあんしん給水栓を使用して応急給水を行う施設で、災害時給水拠点よりも身近に応急給水を受けることができる施設です。各施設の開設につきましては、被害状況により順次開設することになります。 開設の優先度につきましては、特段優先順位は設けておりませんが、被害状況を把握の上、応急給水の必要がある所から開設します。災害時給水拠点については水道施設であり一定量の貯水量があるため、比較的スムーズに応急給水が可能となります。 災害時給水所については、本市水道部や他自治体からの応援による給水車により組立式給水タンクに補水するため、災害時給水拠点と比較すると開設までに一定時間を要することが考えられます。</p> <p>2) について 片山浄水所は、市道朝日が丘片山線(片山坂)側にある応急給水栓が給水場所となります。御指摘の通り、ホームページでも分かるように修正させていただきます。</p> <p>3) について 現在、現地には「耐震性貯水槽について」という看板はございますが、御指摘の通り目印となるような看板ではないため、今年度に視認性向上となるような看板を設置する予定です。ホームページ上でも設置後の看板の画像を掲載する予定です。</p> <p>4) について 組立式給水タンクの取扱いにつきましては、現在、主に地域の防災担当者様に御協力をいただき、組立式給水タンクの設置並びに応急給水訓練を順次実施させていただいており、その際に、タンクの設置方法や保管場所等について御説明させていただいているところです。 また、タンクの設置方法につきましては、ホームページでもタンクの組立方法に関する説明動画を掲載させていただいているところでございます。</p> <p>5) について 御指摘の内容につきましては、これまでの他市への災害派遣等の経験から、本市水道部内でも同様の声があり、昨年度パレットを購入いたしました。</p>	水道部総務室	R5.8.21	R5.8.30

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
208	JR吹田駅周辺の屋外広告物の指導状況などについて	<p>中核市移行により、屋外広告物法による事務権限が吹田市に移行されています。そこで、指導状況などについて質問します。</p> <p>1.屋外広告条例違反について 道路上の広告物以外の違反を確認した件数と指導状況を教えてください。</p> <p>2.片山町〇〇の屋外広告について JR吹田駅前のバスロータリーに面する巨大な屋外広告は、市として認識し許可を出したのでしょうか？</p> <p>3.片山町〇〇の自動販売機の屋外広告について 自動販売機直上に黄色く巨大な屋外広告が掲示されているが、市として認識し許可を出したのでしょうか？</p> <p>4.LINEの通報機能の対象について LINEから道路上の立看板・広告旗・はり紙・はり札を通報する機能があります。これは、とてもよい機能です。しかし、条例違反の壁面広告などを通報する方法がありません。これら条例違反の通報を可能にする改修をお願いいたします。</p>	<p>1)について 道路上の広告物以外の違反件数につきましては、把握できておりません。屋外広告物に関する指導状況につきましては、平成30年度に市域の一部において屋外広告物の実態調査を行った際に、許可申請がなされていない屋外広告物が多く確認されたことから、当室では令和2年から、国が定める「屋外広告物適正化旬間」などの機会を捉えて、屋外広告物の設置者に対し、申請に関するチラシの配布などの啓発活動を行っております。引き続き適正な屋外広告物となるよう取り組みを行ってまいります。</p> <p>2及び3)について 個々の屋外広告物の許可申請の有無については回答いたしかねますが、ご指摘の屋外広告物が未申請である場合には、設置者に対し指導を行ってまいります。</p> <p>4)について いただいたご意見を参考にさせていただきます。 お手数ですが、条例違反の屋外広告物等につきましては、メール等で情報を当室にお寄せいただけますようお願いいたします。</p>	都市計画室	R5.8.21	R5.9.1
209	続-51。吹田市HP。『平和祈念資料館のアクセス他の表記が必要』	<p>・平和祈念資料館のサイト(Top頁)の最下段には、住所・電話番号・休館日・開館時間・地図などの情報がまったく有りません。</p> <p>・千里ニュータウンに居住されている方は、知っておられるのかもしれませんが… ⇒添付画像参照願う。</p> <p>・吹田市に転入された方、新しく吹田市に通勤される方・大学生から見れば、サイトの最下段の市民部 人権政策室の吹田市泉町1丁目3番40号を訪ねられるかもしれません。</p> <p>・また車で来られる方の事を考えた場合、地図が必要。</p> <p>・来館者の人数を教えてください。2023年1～8月。定期的な映画への来館者を再掲で教えてください。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>・平和祈念資料館の所在地、開館時間等の項目を追加し、わかりやすく改善いたします。今後とも、わかりやすいホームページとなるよう努めてまいります。</p> <p>・平和祈念資料館の来館者数につきましては、集計済の令和5年1月から7月までが3,172人です。うち、定期的な映画への来館者は把握しておりませんが、映画会入場者数は1,045人です。</p>	人権政策室	R5.8.21	R5.9.1
210	府営吹田藤白台住宅3棟付近での喫煙について	<p>8月27日14時05分頃、府営吹田藤白台住宅3棟の近くのベンチ(ロータリーの近く)で60～80代くらいのタンクトップの男が喫煙をしていた。 おそらく恰好からここに住んでいる者と思われるので、特定して指導し、さきほどの案件と同様、エントランス掲示板と回覧でも周知徹底お願いします。 府営3棟には現在、禁煙についての回覧が全く来ておりません。これでは意味がありません。自治会が率先して禁煙活動に尽力し、スモークフリーすいたを実現すべきです。</p>	<p>御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただきました。 議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうかについては、自治会で判断していただく内容となります。</p>	市民自治推進室	R5.8.28	R5.9.1

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
211	続-46。吹田市HP。8月18日のタイトル『【5月15日開店】チャレンジショップ9期生「麺や山下」』の改善提案他。	<p>・このタイトルでは、地域経済振興室の方が、なぜ市HPに掲載されたのかが分かりません。冒頭に掲出目的(メニューの追加なのか、再掲での利用促進なのか)を記載されたら分かり易い。</p> <p>・5月10日に開店案内をHPに掲載されており、タイトルに変化が無く新鮮味が無ければ、スルーされる可能性が大。</p> <p>・吹田市に転入された方、新しく吹田市に通勤される方・大学生から見れば、「チャレンジショップって何?」「【5月15日開店】って今頃の掲出に何?」⇒[仮案]『起業家を支援。チャレンジショップ9期生「麺や山下」。出店者のコメント、メニューの追加』</p> <p>・地域経済振興室の方のチャレンジされている方への応援の姿勢が私には、見えて来ません。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>新着更新情報のタイトルにつきましては、以前の更新内容を掲載してしまっていたため、更新内容がわかるよう修正いたしました。</p> <p>分かりづらいタイトルとなつてしまい、申し訳ございませんでした。</p> <p>また、御指摘いただいた通り、当該ページにチャレンジショップとは何かという説明が無く、分かりづらい状態となつていたため、当該ページ内にチャレンジショップの概要説明ページのリンクを掲載いたしました。</p>	地域経済振興室	R5.8.21	R5.9.4
212	続-48。吹田市HP。8月10日のタイトル『障害者総合支援法による障がい福祉サービス』のタイトルの改善提案他。	<p>・サイトを見ると、「サービス等利用計画」「障がい児支援利用計画」「サービス利用負担」「利用するサービスと相談支援」「手続き」…など多くの項目がありました。</p> <p>⇒[仮案]『障害者総合支援法による障がい福祉サービスの概要、利用案内』</p> <p>・サイトの右上に「更新日 2023年8月10日」の表示が有り、またサイトには多くの項目が有り、“更新”…であるので有れば、以前との変更点の概要をサイトの冒頭に記載してあげれば、利用者・支援者は分かり易いと思います。</p> <p>⇒現状では、更新内容の把握をするには、全ての項目のチェックが必要です。</p> <p>※障がい者の関連事業所、対象となる市民の方は、このサイトの内容ではサービスの変更点の把握が困難です。</p> <p>・福祉部障がい福祉室は、「再周知」ならば、“再掲(再周知)”の文字が必要。⇒変更点が無く従前通り…と分かり易い。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>御指摘がありました「障害者総合支援法による障がい福祉サービス」のタイトルにつきましては、御提案いただきました「障害者総合支援法による障がい福祉サービスの概要、利用案内」の方が記載内容を理解していただけやすいと考えましたのでタイトル変更をいたします。</p> <p>また、今回のページ更新につきましては、追加で記載した箇所が発生した更新でしたので、該当箇所に追記と記載いたします。</p> <p>今後も、市民の方が分かりやすいホームページの作成に努めて参ります。</p>	障がい福祉室	R5.8.21	R5.9.4
213	続-47。吹田市HP。8月18日のタイトル『令和5年度吹田市地域防災総合訓練』の改善提案他。	<p>・このタイトルでは、訓練の計画内容の紹介なのか、実施済みなのか、訓練への体感参加の案内なのか…が分かりません。</p> <p>⇒[仮案]『令和5年度 吹田市地域防災総合訓練(千里北公園で消防、自衛隊、警察などと)。9月2日(土)体感型防災アクションなど』</p> <p>・子どもさん達は、動く車に非常に興味が有ります。タイトルの具体化により親子連れによる参加者増が考えられ、市民の防災意識の高揚が期待できます。</p> <p>・多くの関連団体の参加もあり、来場者が多く張り合いが有ります。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、情報発信の参考とさせていただきます。</p>	危機管理室	R5.8.21	R5.9.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
214	吹田市は、地域における節目となる出来事の広報はどのようにされるのでしょうか？	<p>2023年の8月がもうすぐ終わります。今年も残り4か月余り。下記の節目となる出来事についてのニュースやイベントの情報が有りません。 一般的に10年を節目として、関連するニュースが発せられます。8/26に市報9月号が届きましたが、何の記述も有りません。 私の若い頃には、毎月の市報に吹田市の歴史の写真と記事が掲載され、歴史に興味をもちました。</p> <p>1) 1873(明治6)年-第一番小学校(千里第一小学校の前身)が開校。⇒150年目 2) 1923(大正12)年-吹田操車場が操業開始 ⇒100年目 3) 1953(昭和28)年-初代市民病院開院(出口町) ⇒70年目 4) 1953(昭和28)年-新田村下新田区域が吹田市へ合併 ⇒70年目 5) 1963年(昭和38年)吹田市役所-新庁舎(低層棟)完成。※木造庁舎の一部が焼失(1955年)。⇒60年目 6) 1963年(昭和38年)京阪神急行電鉄(阪急)の千里山駅-新千里山(南千里駅)間が開通。⇒60年目 ※1973年、それまで略称だった阪急電鉄に社名を変更。 ・身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。 ・吹田市は、近代史を含めて子々孫々伝える役目が有ると思います。また定年退職をされた方々の散歩のコースにも、健康年齢の延伸にも効果があるかも…。 ※人事室へ供覧願います。</p> <p>関連画像は、別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市報には、主に市政情報など市民の皆様が発信すべき内容を限られた紙面のなかで掲載しています。 いただきました要望をはじめ、市民の皆様のニーズを踏まえながら、今後も様々な情報発信に努めてまいります。</p>	広報課	R5.8.28	R5.9.11
215	府営吹田藤白台住宅3棟エントランスから藤白台1丁目交差点の歩道にかけての歩きタバコについて	<p>8月27日6時40分頃、府営吹田藤白台住宅3棟エントランスから藤白台1丁目交差点付近までの歩道にかけて上は黒のタンクトップ、下は青の半ズボンの20〜30代くらいの若者が歩きタバコをしていた。 3棟から出てきたので住人と思われる。 その後歩道で犬を連れた人など数人がいたがみんなこの非常識な若者の行動をじろじろ見ていた。 歩道から道路を渡ったので北消防署方面に歩いて行ったと思われる。 最近、このような者は見たことがない。もし新規入居でさらに独居なら若者は基本的に障がい者しか入居できないはずだからすぐに特定出来る。そうでなくとも若者の入居は少ないので3棟を中心に入居者情報から当該行為の人物を特定、嚴重注意をお願いします。 最近本当に違法迷惑喫煙が多くて困っている。 エントランスの掲示も先日の台風で飛んでしまったので張り紙の再掲示、また吹田市内全域で歩きタバコ禁止ということを3棟の住人への回覧で周知徹底お願いします。</p>	<p>ご指摘箇所付近の公道につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.8.28	R5.9.11

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
216	新芦屋と山二の連合(防災)自治会看板の件	<p>私は定年退職後に朝等時間を、みつけ新芦屋で花管理等の自主ボランティアを開始して約2年ほど中々、協力が募れません。</p> <p>市の認める5人以上の活動団体は地域背景か、困難状況です。</p> <p>現在まで、今夏は吹田市のシンボリックな花、草木の中に開墾し、向日葵とか花壇整備中。</p> <p>今回、新芦屋と山二の連合(防災)自治会看板が新芦屋上〇〇のこの空地に8月30日突然設置され、驚いています。量1量位の遠方でも自立つ物です、市の景観条例の適合は？大丈夫なの？</p> <p>近頃、クレーマー的に、市が、窓口にしている新芦屋の〇〇自治会長には何時も私の話は透かされるようになり、道路室の、〇〇さんには勝手な事はしないでと何時も不法占拠等の脅しを私が受けているのに、市側との談合的な自治会とは密約的に事を進めているにはがっかりしました。</p> <p>当該地、新芦屋上〇〇付近の空地、消防署からも向日葵が咲いた途端に防火水槽用の水栓である事で元を止められ、市の内部的な理由で花壇管理も邪魔され、(水道事業は有料で消防も負担)以前もホースがあり、マンション管理組合等が使用されていた形跡私が通りがかりの老人に頼まれたりして、ボランティア募集ラミネートや置いたベンチとかも不法占拠だからとものもらしい理由で道路室から直ぐに撤去の命令。(喜んでいた人も、結構いたのに必要なら、市民の寄付よりも市で設置が優先？！)</p> <p>峠の休憩 要望のあるベンチでなく、談合的に天下り自治会と役所で相談した物は、断りも必要無いからと優先設置するやり方には不満はありますが、設置された大看板は非常に自立つ位置にあるので、皆さんが望む形で防災や里親募集(草刈、清掃、花等)の看板に使用されるならば納得はいくものです。</p> <p>私も、同じ市民、人間であるので、まともな対応をお願い致します。(誠意は見せなくとも)私の相談は無視して、自分たちの仕事は勝手に進めても何の悪意も感じなさそう。</p> <p>道路室で、管理しているマンション管理から官民境界暫定の空地だからと、こんなやり方を、此れからも続けられたらたまりません。</p> <p>後藤市長や土木部幹部にも宜しくお伝えください。</p> <p>吹田市はこれから万博公園の再開発にも、力を入れ、再開発の千里丘駅～スタジアム方面へのサポーターや観光客の利用増も、期待されている所もあると思います。</p> <p>何卒、昔は毎日放送、ヤマハ、今は、ミリカに繋がる道の対応にご理解を宜しくお願い致します。</p>	<p>個別の看板(屋外広告物)に関する各法令等への適合についてはお答えいたしかねますが、お尋ねの自治会看板につきまして、景観まちづくり条例をはじめとする関係法令への適合を確認いたします。</p>	都市計画室	R5.9.1	R5.9.11
217	市民体育祭への参加方法	<p>王子住宅自治会は本年度より西山田地区自治団体協議会への参加を見合わせております。</p> <p>本年度の市民体育祭が開催予定とのお話は連合自治会への参加見合わせの為か、王子住宅自治会への連絡がありません。</p> <p>市民体育祭は市民が全て参加可能なイベントと認識しております。どちらに連絡を入れれば参加可能となるのかお教え下さい。</p>	<p>西山田地区市民体育祭は、10月15日(日)(予備日:10月22日)8時30分～13時に西山田小学校運動場で開催予定です。</p> <p>西山田地区市民体育祭運営委員会では、連合自治会にご参加されていない方に対して、フリーという枠を設けているとのことです。受付をして、ご参加ください。</p> <p>また、今月末までに体育祭のプログラムが配布予定と聞いております。</p>	文化スポーツ推進室	R5.9.11	R5.9.11
218	ゆらら藤白台バス停の車道に段差ができていて危ない、自転車で転倒しそうになった	<p>本日、ゆらら藤白台の自販機に飲み物を買いに自転車で行くとロータリーの車道がガタガタでバス停のところに段差があることに気づかず転倒しそうになった。</p> <p>写真を撮影したが、写真で見ると限り1cm弱ありそうな段差。</p> <p>危険なので早急に補修をお願いします。</p>	<p>ご指摘いただきました段差の箇所ですが、補修作業を実施いたします。</p>	道路室	R5.9.4	R5.9.12

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
219	続-52. 吹田市HP。『令和5年住宅・土地統計調査他』の掲出が必要	<p>国が行う統計調査で「9月上旬に、国が指定する地区内の全世帯に、統計調査員が調査のお知らせを配布」との事ですが、吹田市HPへの早期掲出が必要。 9/10現在未掲出。 ・吹田市報の9月号に概略の案内記事がありますが、1/6頁の少スペースの内容では不十分。 ・Yahooで「住宅・土地統計調査」を検索すると、全国の多くの市町村がHPに掲出。 ・土地調査員証・立入検査証を紛失している自治体が、既に4市有ります。統計調査員を装った「かたり調査」に悪用の恐れも考えられます。 世帯の構成や年間収入。住宅に関すること等、個人情報記載項目が有り、調査対象者以外にも速やかな情報提供・周知が必要。 ・統計局ホームページの調査内容・提出方法(ネットでも可)お知らせ(動画)のリンクの貼付けもされたら・・・ ・吹田市の調査対象世帯数を教えて下さい。概数でも可。 ※危機管理室、広報課へ供覧願います。</p>	<p>市ホームページへの掲出が遅れており、申し訳ございません。 令和5年住宅・土地統計調査のページを公開させていただきました。当該ページの作成は行っておりましたが、未公開状態であったため公開が遅れたものです。御指摘いただきありがとうございます。 ページ作成後の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。 また、市報による広報につきましても、わかりやすく周知ができるよう紙面の確保に努めてまいります。 本調査の調査対象世帯については、概ね7,000世帯となります。 また、調査員証の紛失については、調査員へ注意喚起を行い、調査員証や調査書類の紛失や事故等がないように努めております。</p>	総務室	R5.9.11	R5.9.13
220	続-53. 吹田市HP。『「救急の日」及び「救急医療週間」』の掲出が必要(来年から)。	<p>【A】9月9日は「救急の日」とされており、多くの自治体でHPに掲出ならびに救急医療について正しく理解し知識を深めてもらおうと救命処置(AED取扱いを含む)などを学ぶ救急フェアを開催されています。 ⇒添付画像-1。藤沢市では市民160人参加。 ⇒添付画像-2。大分市では小学生がペットボトルで救急救命措置を学ぶ。 ・吹田市HP(Top頁)の到着情報の8/25～9/10の間に掲出されていません。 ・吹田市HPで「救急の日」を検索すると、9月1日に消防本部のサイトに掲出されていた。 【探査手順】吹田市HP(Top頁)⇒安心・安全⇒消防本部⇒消防本部からのお知らせ⇒救急に関するお知らせ⇒救急の日及び救急医療週間 ※全国的な節目となる日は、吹田市HP(Top頁)に掲出をされて、市民の目に触れ易くされたら良いと思います。 【B】救命講習会【令和5年度】について ・サイトの更新日は9月1日となっておりますが、吹田市HP(Top頁)の到着情報に掲出されていません。 ・サイトを見ますと、多くの講習を開催・企画されていますが、現状では市民の目に触れる機会が少ないです。 ⇒[提案] 月度単位で講習日程を吹田市のHPに掲出。加えて吹田市のHPのイベントカレンダーにも掲載をされたら良いかと思います。 ※吹田市は2008年に「安心・安全まちづくり宣言」をされて、15年が経過しております。市の幹部・職員、企業、市民などの救命の知識・意識・技術の向上のためにも周知方法の改善を要望。 ・吹田市は、吹田市の職員の救命講習の受講済み者の把握・管理をされていますか。 私がサラリーマン時代には、消防署の協力を得て講師の派遣要請。労務管理の中で個体把握、未受講者の勤務配慮も考えて受講の促進をしていました。 PS;吹田市は全国的な節目の「救急の日」には、市民参加型の講習会を企画されませんか。 ※危機管理室、広報課、人事室へ供覧願います。</p> <p>関連画像は、別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>・「救急の日」「救急医療週間」等消防が発出する内容につきましては、各行事等ごとに内容を検討し、既存のホームページへの適切な掲載を図るほか、「救命講習会」の開催日程も併せて、イベントカレンダーや到着情報に適宜掲出し、市民の皆様・市職員の目に触れる機会を増やすよう改善させていただきます。 ・吹田市職員の救命講習受講済み者の管理はしていません。 なお、令和5年度から令和6年度にかけて、吹田市全職員を対象とした簡易救命講習を実施する予定です。 ・吹田市では「救急医療週間」の時期に「みんなの健康展」が開催されており、消防本部の展示ブースでは、誰でも簡単に救命処置を模擬体験できるよう訓練人形を配置し、消防職員による実技指導を行っています。 また、令和4、5年度は「救急の日」に受講者公募による救命講習会を開催いたしました。</p>	警防救急室	R5.9.11	R5.9.13

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
221	王子公園への防災倉庫設置に関する建築確認申請	王子住宅自治会では王子公園に防災倉庫を設置する計画を起てていまして、危機管理室に申請書を提出しました。 また、同地点は公園みどり室も立ち会って場所が特定しております。 倉庫は一般販売している既製品で10㎡以下の面積の物ですがこの設置に関しては建築確認申請が必要と開発審査室への電話問合せで口頭で回答を得ています。 住民に対して、どのような規約でその様な手続きを経なくてはいけないのか説明が必要ですので。文書で回答をお願いします。	建築基準法第6条により、建築主が建築物を新築しようとする場合は、確認申請書を提出して、確認済証の交付を受けなければならないとされています。建築物の定義としては奥行が1mを超えるのもの又は、高さが1.4mを超えるものが該当します。	開発審査室	R5.9.11	R5.9.13
222	片山町1-7 JR西日本敷地内の産業廃棄物保管について	片山町1-7 JR西日本の管理下にある敷地内で産業廃棄物と思われる物品の保管が確認されております。場所は、ブーメランストリートの横断歩道の正面です。廃棄物は、動物の檻やガラ袋のようにみえます。この物品が公道からも視認可能であり、景観への影響が懸念されます。 まず、この場所が産業廃棄物の一時保管場所として正式に届け出られているのか、確認をお願いいたします。届け出がない場合や、不適切な方法での保管が確認された場合には、他の場所でも不法な廃棄物の持ち込みが増加する可能性が考えられます。このような事態を防ぐため、適切な指導と改善の推進をお願い申し上げます。 また、これらの廃棄物がJR西日本が搬入したものでない可能性も考慮し、第三者による不法投棄の疑いも排除できない状況です。そのため、府警等の関連機関との連携を強化し、定期的な見回りや取り締まりの実施をお願いしたく存じます。	9月12日、通報現場にて敷地内に小型動物用のキャリーケース、ブルーシート及び廃棄物の入った土のう袋を確認しました。当該敷地の所有事業者である西日本旅客鉄道株式会社の担当部署に連絡したところ、当該敷地への不法投棄であることがわかりました。当課からは、土地所有者として当該廃棄物の処分及び外部からの投棄を防止する対策を指導しました。その後に廃棄物の処分、今後は投棄防止に係る看板等を立てるなどして対応するとの回答がありました。 事業者から当該廃棄物を処分した連絡を受けた後に再度現場へ赴き、廃棄物はなくなったことを確認しています(9月13日)。 なお、本案件については吹田警察署へも情報共有しています。	環境保全指導課	R5.9.11	R5.9.14
223	子供の塾習い事に関して	隣の大阪市は、塾代助成所得制限撤廃だそうです。吹田市は塾代助成もありません。塾代に13,000円はかかります。3人子供がいます。とても下の子達には塾に行かせてあげる余裕はありません。 どうか塾代助成を考えていただけませんか？住んでいる場所によって、子育て支援が違うのはいかがでしょうか。大阪市だけの子供たちだけが優遇され、習い事ができるなんて。なんだか辛いです。 吹田市は子育てに優しいということで住んでいたのですが、これでは大阪市に引越そうかと思います。周りの保護者も言っています。検討宜しくお願いします。	大阪市習い事・塾代助成事業とは対象範囲等は異なりますが、本市においても令和6年度からの習い事(学習塾含む)の費用に対する助成事業の実施に向けて、準備しているところです。 なお、本事業での助成対象は、生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯の、小学5年生から中学校3年生までの習い事に係る費用となります。 これは、令和4年に実施した「吹田市子供の生活状況調査」において、「経済的な理由で子供を習い事に通わせることができなかった」と回答した割合が困窮世帯ほど高く、学校外での体験活動について世帯収入による格差が見られたことを踏まえ、助成対象を設定したものです。	子育て政策室	R5.9.11	R5.9.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
224	マイナンバーカードの表記について	<p>いつもお世話になっております。職員の姿勢に疑問があり、メールしております。先日作成したばかりのマイナンバーカードに電子証明書の期限をマジックで書きさされたことについて質問があり、フロア担当の方に口頭で案内された申請窓口に向いました。その場の方に説明したあとお一人出てこられ、予めクレームをガードするようなましく立ての話と、質問を確認せずひたすら制度について説明し続ける態度に閉口しましたが、一旦伺いたい内容と違う旨を伝えました。</p> <p>私は怒っていませんでしたが、あまりにも自分たちは間違っていない、言ってくることのほうがおかしいと言わんばかりの言い方に嫌な気持ちがおさまりません。これから何年も使用する新しいカードに、私としてはマジックで書いてなどほしくなかったが勝手に書かれた。</p> <p>その方の(〇〇氏、名前は言いたくないが当該者以外には関係ないことでもあるため記入します)説明では、他の行政は書いてないこともあるが吹田市では書くのが当たり前、他の人にも書いてある、きれいに書いてある方だという主観、消したいなら今から消しますよ、消しますか、自分でも消せますよ、とのこと。そもそも書いたのは忘れる方が多いからという理由らしいが、更新は通知で来るでしょうと伺うと、それでも忘れる方が多いからとの理由。もうとにかく、吹田市のやり方にケチつけるなど言っておられるようで、何がしたいのか理解しようしないのがわかったので、もう結構と伝えらると、ここで申し訳ありませんでしたの言葉。謝るとこ違えますね。とにかく本人に正確に話も聞かず、間を繋いだ人から聞いていないから私にはわかりませんとおっしゃるところが、もう結構なところだとなぜわからないのか。自分は悪くないオーラを放って気持ちが悪いです。立たせたまま(防犯カメラみてください)、まるでクレマーの扱い方をされ、寄り添いも何もない(御本人にもいいました)。嫌な気持ちになりましたよね、の一言は言っただけと聞かれましたが、言ってくる私がおかしいと、ご自分の主観のみでこの方はおっしゃっておられませんか。同居している人のマイナンバーカードにはそんな雑な記載はないと伝えらると、吹田市民じゃないからですとおっしゃる。</p> <p>吹田市民です、同居し、税金も払っています。同居していると伝えてるのに、不法に住んでいても言いたいのでしょうか。</p> <p>来月から市内に勤務が決まっていますが、とにかく今後は可能な限り行政窓口に関わらない方法で手続きしたいと思いました。世の中も人手不足でそういう流れになっているけど、最後は人ですよ。</p> <p>このメールは、読み返さず送ります。</p> <p>ありきたりの文章で回答されてもいい気分にはなりませんが、SNSなどで問わず、正式に苦情を申し上げます。</p>	<p>本日は、マイナンバーカードのお受け取りにご来庁いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本来、市民の方に寄り添い、お話をきちんとお聞きした上で、親切・丁寧な対応をさせていただかなければならないものと考えております。お話をきちんとお聞きしないまま、一方的に説明を続けるような対応により、不快な思いをさせていただきましたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>今回は、委託事業者による対応でしたので、委託事業者に伝え、周知と指導いたしました。また職員についても、市民の方に寄り添う姿勢と市民の方にご満足いただけるような窓口対応となるよう、指導・研修を徹底して参ります。</p>	市民課	R5.9.15	R5.9.15
225	北千里駅の路上喫煙禁止区域での迷惑喫煙について	<p>9月3日15時50分頃、北千里駅のアルカ薬局前の花壇の前のベンチ付近で上は白、下はベージュのスボンで黒いカバン所持の白髪で眼鏡をかけた60〜70代の男が喫煙していた。</p> <p>北千里駅周辺は路上喫煙禁止区域であり、この男はたまに見る常習迷惑喫煙男だ。</p> <p>私が動画を回すと男が喫煙をやめたことから、やっちはいけないことという認識があるようだ。</p> <p>当該ベンチ付近に通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。</p>	<p>ご指摘の箇所につきましては、引き続き今後の指導員活動の参考にさせていただきます。不定期ではありますが巡回を実施いたします。</p>	環境政策室	R5.9.4	R5.9.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
226	ゆらら藤白台やピアノ池付近での常習的な速度違反について	<p>ゆらら藤白台ロータリーから藤白台1丁目方面に下る制限40キロの市道と北千里駅方面から来てピアノ池に並行する制限30キロの市道(北千里高校の生徒がよく利用する道路)は、車やバイクの速度違反者が後を絶たない危険な道路である。</p> <p>まずロータリーの方は抜け道ができてからほぼ利用していないが、利用するときは時速35~40キロほどで下っていても後ろから猛スピードで車が迫ってきてクラクションで煽ってきたり、ときには暴言を吐いてきたりとめちやくちやだ。</p> <p>ロータリーを下ってくる時点で、1丁目の元B-35棟などの府営住宅の住人であることは明らか。このあたりの住人の質は悪い、最悪だ。数年前にも意見しているが400ccくらいのバイクがとんでもなくゆっくり走行していてその後1台の車が猛スピードでバイクを追い越していったことがあった。私も以前、通勤時間帯にこの道路を下っていて自動車からあおり運転を受けて暴言を吐かれている。</p> <p>ピアノ池の方は私が自転車で時速30キロほどで走っていると追い越されることが日常茶飯事。制限速度が30キロなのにだ。</p> <p>道路事情についても、子どもを乗せた大人自転車や小学生くらいの子供が単独で車道を走っていたりするので非常に危険。</p> <p>もともとピアノ池の道路は歩道がなかったこともあり、歩道が狭く自転車の通行に適さない。</p> <p>さらにロータリーの方は下り坂になっていて特に車が飛ばしている。</p> <p>警察は点数稼ぎしやすい府道119号ばかり重点的に取り締まりをしているようだが、生活道路の違反も重点を置いて取り締まってほしい。ちなみに余談だが、ピアノ池の方の道路は警察のバイクでさえ速度違反をしている。白線の動きから見ておそらく時速50キロほど。</p> <p>吹田警察は認めようとしませんが、私のドラレコにははっきり映っている。</p>	<p>ゆらら藤白台やピアノ池付近での常習的な速度違反について、吹田警察署に頂戴したご意見を申し伝えるときに、取締り及びパトロール等について要望いたします。</p>	総務交通室	R5.9.4	R5.9.19
227	北千里高校の生徒の自転車マナーについて(また昔に戻った)	<p>最近、北千里高校の生徒の自転車マナーが本当にひどい。日常的に指導しているレベルとは到底思えない。</p> <p>以前意見を送った後は指導を行い、基本2列以下になって走っていたが(違反に変わりはないがまだマシ)最近4~5列で並走するのを頻繁に見るようになった。</p> <p>しかもその状態では対向車線にはみ出し逆走もしている。</p> <p>女子はまだマシに思えるが、男子が本当にひどい。あまりにひどいので最近動画を撮影したがこのときは5列で並走していたようだ。</p> <p>北千里高校の生徒に再度自転車マナーの徹底指導をお願いします。</p>	<p>北千里高校の生徒の自転車マナーについて、北千里高校に頂戴したご意見を申し伝えるときに、自転車の運転マナーについて指導するようにお伝えいたします。</p>	総務交通室	R5.9.4	R5.9.19
228	16日12~13時頃ゆらら藤白台付近での事故?について	<p>いったい何だったのでしょうか?16日の12時~13時(正確な時間は忘れましたが)車がドリフトするようなタイヤが鳴る音がしてその後バーンという音が聞こえました。ゆらら藤白台あたりかと思うのですが、ドリフト族による事故なのでしょうか?もしそうだとしたら危険極まりないので警察による検挙をお願いします。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.9.19	R5.9.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
229	千里山の歩道脇のキノコについて	いつも市民の意見を聞いてくださりありがとうございます。 スギ薬局千里山店の道路挟んで向かいのフェニックスの、向かって右手の大きな木(階段右側の木)の下に、白い大きなキノコが2本生えているのを見ました。 危険なキノコかわかりかねますが、地域の子供達がよく通る場所ですので、点検と、除去や対策をお願いしますと幸いです。	本件は、国に係る事案ですので、総務省へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.9.19	R5.9.19
230	北千里駅周辺の府営吹田藤白台住宅3棟敷地内での歩きタバコについて	9月18日16時24分頃、府営吹田藤白台住宅3棟敷地内エントランスからスロープにかけて上は白Tシャツにグレーの上着、下は黒で黒い肩掛けかばんを所持、白い靴を履き、眼鏡をして帽子をかぶった60~80代くらいの男が歩きタバコをしていた。 この男は私がエントランスにいと掲示板をじーっと見て怪しかったのでマークしていたところ突然歩きタバコを始めたので証拠動画を撮った。 最近本当にひどいので、このような事案が1件も起きないようにスモークフリーすいたに向け広報活動等していただきたい。 府営3棟の掲示板は掲示物がほとんどはがされた状態であり、この男は喫煙についての掲示がないので喫煙してもいいと解釈して喫煙を始めたと思われる。 府営住宅内禁煙(市内全域歩きタバコ禁止)の旨の再掲示をお願いします。 集合住宅内で歩きタバコが今月2件だ。本当にひどくモラルも低下している。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.9.19	R5.9.19
231	公務員の仕事内容	先日、国民健康保険課より督促状が届きました。内容は1年以上前の保険料で分割払いでの残りの金額が支払われていない、という内容。私にはその支払いに関する「納付書」も渡されておらず、督促状が届くまで何の連絡も全くなかった為、未納金額があるとは夢にも思っていませんでした。 「どうして1年以上たってからじゃなく未納がわかった2~3ヶ月で何らかの連絡くれなかったのですか?」と尋ねると「こちらは忙しいから2~3ヶ月で調べるのは無理」と3回くらい返答あり。 はっきり言って呆れました。民間では絶対に考えられないことです。 こちらは「未納金を支払いたくない」で電話したのではなく「どうして1年以上たってからしか連絡できないのか?」のクレームだったのですが「忙しいから無理」との回答が余りの常識はずれの為、あきれた「もういいわ」になりました。 公務員さん、しっかり仕事して下さい。その回答は「私は仕事してません」と言ってるのと同じで民間企業では考えられない回答ですよ。 とりあえず未納金は本日、振り込みました。	国民健康保険料につきましては、吹田市国民健康保険条例により納期限が定められており、納期限までに納付されないときは、吹田市債権管理条例により納期限後30日以内に督促状を発送することとなっております。 督促状の発送から10日を経過しても納付されない場合には、徴収職員は滞納者の財産を差押えなければならないこととなっております(国税徴収法第47条)、職員の裁量による納付書の分割や、納付書の期限伸長は本来できないこととなっております。 しかし、納付義務者様におかれましては諸般の御事情が有られることから、状況によっては、御本人様の申出による分割納付を便宜上の処理により承っている場合がございます。 〇〇様につきましては、御本人様の分納誓約に基づき納付書を発行させていただいたものであり、お渡しした納付書を全て納付された後の残額について御本人様から再相談いただくこととなっておりますが、再相談がなかったため催告を行ったものです。 なお、分納の納付書は、その時の状況に応じた暫定的な金額としているため、一般的に半年分以内の納付書発行とさせていただきます。納付もなく再相談もされていない方につきましては、順次確認し催告や滞納処分を行っている次第です。	国民健康保険課	R5.9.8	R5.9.22

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
232	JR吹田駅周辺の屋外広告物調査の件	<p>先日、JR吹田駅周辺の屋外広告物の許可状況についてお問い合わせさせていただきました。</p> <p>下記回答、ありがとうございます。</p> <p>>個々の屋外広告物の許可申請の有無については回答いたしかねますが、ご指摘の屋外広告物が未申請である場合には、設置者に対し指導を行ってまいります。</p> <p>今回の問い合わせをきっかけに、未申請かどうかの調査、および、未申請であった場合の設置者に対する指導と罰則を進めていただけることと存じます。</p> <p>市民の1つ1つの意見に対して真摯にご回答いただけていること、暮らしやすい市のために不適切な広告物の排除の活動を進めていただけていることに、感謝申し上げます。</p> <p>今後も、景観維持のために、積極的な活動を期待しております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	<p>本市の景観・屋外広告物行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。良好な景観の形成と風致の維持、また公衆に対する危害の防止のために今後も努めてまいります。</p>	都市計画室	R5.9.11	R5.9.22
233	続-56。9/11掲出の吹田市HP。『マイナンバー(個人番号)カード出張申請サポートを実施』の確認が必要。	<p>・サイトを開くと、10月に2カ所の会場に出張し、マイナンバーカードの新規登録のみの受付でした。</p> <p>ネットのニュースでは、マイナンバーカードの新規の受付手続きよりも、9月末の市民の来庁による混雑が予想される・・・。</p> <p>1)9月1日と9月17日。総務省が、マイナポイント未申請2千万人超 9月末期限、殺到の恐れ…の報道が。</p> <p>9月12日。マイナポイント申請は今月末まで”松本総務大臣呼びかけ…2000万人程度が未申請。</p> <p>⇒参考に吹田市の未申請者は、何人ですか？</p> <p>2)9月8日。マイナカード申し込んだのに取りに来ない人、松戸市(人口48万人)で1万6657人。</p> <p>⇒参考に吹田市の未受取り者は、何人ですか？</p> <p>3)吹田市のマイナポイントの支援ブースのサイトの記述に疑問点が。私には、開設日が理解出来ません。</p> <p>・実施期間が、令和5年9月30日まで(祝日を除く)の記述。</p> <p>⇒開設は、第2・第4土曜日ですが、9月30日(第5土曜日)は、支援ブースは開設されますか？</p> <p>・開設は、第2・第4土曜日ですが、9月23日(第4土曜日・祝日)は、(祝日を除く)の記述が有り、開設されますか？</p> <p>⇒添付画像</p> <p>※総務省が、「マイナポイント申請期限9月末」…と何度も発信しているのに、吹田市の対応が何も見えません。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p> <p>※画像については、公表しておりません。</p>	<p>お問合せいただいた件について回答させていただきます。</p> <p>1)について、10月の出張申請サポートについては、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が進められており、マイナンバーカードの申請を希望される方の利便性向上のために実施するものです。</p> <p>2)について、マイナポイント対象者で、マイナンバーカード未受取りの方の人数については、市町村ごとの人数が国から公表されておりませんので不明ですが、9月末申込期限のマイナポイント対象者の方へは、8月中旬までに勧奨通知を送付しており、臨時交付窓口の開設、窓口体制の強化を行っております。</p> <p>3)について、9月30日(土)は第5土曜日ですので、マイナポイント支援ブースは開設されませんが、9月23日(土・祝日)は開設されるため、「9月23日(土・祝日)は開設します」と追記いたしました。</p>	市民課	R5.9.19	R5.9.22

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
234	東佐井寺公園(トンネル公園)の樹木伐採について	<p>当方の住宅が公園の前にあります。ボール遊び禁止の公園にも拘らず毎日毎日、当方の住宅にボールが飛んで来ます。車にも壁にも当たり傷がつく事もあります。</p> <p>以前より、どうか対策して欲しいとご相談していると思います。なぜ、何の連絡も無しに家の前の樹木を2本も切ってしまったのですか？前にも増してボールが飛んでくる様になりました。車や壁もより一層傷が着く確率が上がりました。なぜこんな事をするのですか？これが吹田市の考えた対策ですか？1市民の1住宅など少々傷ついてもどうでも良いのですか？毎日とてもストレスです。</p> <p>何故私が声を荒げて毎日毎日、子供達に注意しなければならないのですか？どうか対策を考えて下さい。</p>	<p>今回伐採しました樹木につきましては、樹木健全度調査という専門家による調査の結果、腐食による倒木の可能性が高いとの診断結果が出たため、急遽伐採したのですが、2本の樹木を伐採したことにより、家の前が大きく開けてしまいましたことから、早急に対策を検討してまいります。</p>	公園みどり室	R5.9.12	R5.9.25
235	北千里駅ロータリーのバス停に救急車が止まっていたことについて	<p>9月20日17時15分頃、北千里駅のロータリーのバス乗り場(3番乗り場)前に救急車が駐車していました。</p> <p>バトカーや救急車等の緊急自動車はバス停に駐車していいのか？一般の人はバス運行時間にバス停の周り半径10m以内に駐車すると違反となるはずだが？もし救急車が特別扱いされるとしても、現にバスは運行しているからバスの運行の妨げになるはず。10分以上駐車していた。23分くらいにバスが来るようだが25分になってもまだ止まっていた。おそらくバスは救急車の前後に停車して乗降扱いをしたと思われる。</p> <p>この様子を動画撮影もしているが、吹田北1と書かれた救急車であった。</p> <p>交通違反であれば担当の消防署に厳重注意、また違反でないならバスの運行に支障をきたすことについてどう考えているのか見解をお願いします。</p> <p>動画は写真は後ほど提供します。</p> <p>※動画及び写真については、公表しておりません。</p>	<p>救急自動車がバス停に駐車することは、大阪府道路交通規則で駐車禁止の規則等の対象から除外されており交通違反ではありませんが、バス乗り場以外に駐車可能な場所がある場合は、可能な限りバス運行の支障がない場所に駐車するよう努めるべきと考えております。ただ、特に緊急性がある救急事案の場合は、バス乗り場付近に駐車する場合がありますこと、御理解のほどお願いいたします。</p>	警防救急室	R5.9.22	R5.9.25
236	府道119号での迷惑なバイクの暴走行為について	<p>またまた迷惑なバイクの暴走行為です。</p> <p>9月24日23時頃、府道119号付近でバイクの暴走行為が発生しました。ブンブンブン、ブンブンブンという感じのコールの切り方でこの音だけで同じ人物であることはすぐにわかります。最近減ったのにまたやっています。</p> <p>吹田警察のバトロールの強化の上、検挙をお願いします。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.9.25	R5.9.25

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
237	JR吹田駅北口ロータリーの密閉式喫煙所から漏れる臭気について	<p>私は吹田市在住の市民として、JR吹田駅前に設置されている密閉式喫煙所についての懸念を持っており、その内容を申し上げる次第でございます。</p> <p>当該の喫煙所は吹田市が運営しているとのことですが、近頃その密閉式喫煙所からたばこのにおいが漏れていることに気がついております。この状況は、所定の性能を満たしている密閉式の喫煙所としての機能が不足しているのではないかとの疑問を持っております。</p> <p>もしこの喫煙所が性能基準を満たしているとの確認が取れるのであれば、その旨のご回答を頂きたく存じます。そして、万一性能を満たしていない場合や確認が取れていない場合は、再度の性能確認や改善の取り組みをお願い申し上げます。</p> <p>たばこのにおいが漏れているということは、非喫煙者の市民も副流煙を吸ってしまいうリスクが考えられます。これは、私たち非喫煙者市民の健康を害する可能性があります。市民の健康を最優先に考える立場から、もし性能を確保できないのであれば、密閉式喫煙所の撤去を検討していただくと幸いです。</p> <p>公共の場での喫煙に関して何度か意見を申し上げておりますが、市のご担当者様への不満を持っているわけではございません。どうかその点、ご理解いただけますと幸いです。公共の場での喫煙を減少させ、スモークフリーな吹田市の実現を目指す取り組みには、心から賛同し、応援しております。</p>	<p>卒煙支援ブースのプラズマ脱臭機につきましては、毎月清掃、保守作業を委託しており、9月8日に実施の際に異常のない旨の報告を受け、職員でも確認を行いました。特に異常は発見できませんでした。</p> <p>上記の対応を含め、引き続き対応していく予定ですので、御理解、御協力くださいますようよろしくお願いいたします。</p>	環境政策室	R5.9.11	R5.9.26
238	府営吹田藤白台住宅3棟の自転車駐輪場で自転車カバーに油のようなものがかけられた器物損壊事件について	<p>9月15日早朝、府営吹田藤白台住宅3棟の駐輪場を見に行ったら、クロスバイクを見に行くとかバーに異変が。</p> <p>なんと自転車カバーにまた油のようなものが付着しているではありませんか！</p> <p>2年ほど前にも家族に言われ室内から下の駐輪場に置いていたところ、1週間ほどで油をかけられる被害に遭ったばかりです。</p> <p>今回も先月家族が室内の自転車が邪魔だと言い強制的に下に降ろされたので様子見をしていたのですが、また同じ被害に遭いました。</p> <p>不思議なのは私が持っている他の自転車2台には被害がないことです。おそらく3台の中で一番高価(時価10万円前後)なので嫉妬か個人的な逆恨みでしょうか？</p> <p>これははっきりとした器物損壊事件なので、吹田市側からも警察に通報の上、自治会に回覧やこのような事件があったという張り紙(バイクへのいたずらなどの張り紙は駐輪場に貼られています)そして自治会や行政が協力して予算をつけて駐輪場とエントランスに防犯カメラを設置してください。カメラの設置については何回も言ってます。でも一向に話が進みません。</p> <p>早期に防犯カメラの設置をご検討ください。本当にガラが悪く事件も頻発しています。</p>	<p>御連絡いただいた内容について、自治会に報告させていただきました。</p> <p>議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうか及び防犯カメラの設置については、自治会で判断していただく内容となります。</p>	市民自治推進室	R5.9.19	R5.9.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
239	路上喫煙禁止地区における認知度が低い問題に対する対策のお願い	<p>JR吹田駅周辺は路上禁止地区に指定されており、違反者に対し過料を徴収できることが定められていることは、市民にも周知されています。</p> <p>しかし、市外からの来訪者や一部市民には十分認知されていないようです。9月の平日夜に観察したところ、10名以上の人間が禁止地区内で喫煙していました。条例を知った上での違反者も多くいると考えられますが、ご存じない方も含まれるかと思えます。</p> <p>そこで、条例に基づき路上禁煙であること、過料を徴収することの2点が十分伝わるように改善をお願いしたい。喫煙者の流入地点と、周知・警告のための表示を追加する位置を提案します。</p> <p>1. JR吹田駅地下道出口 路上にプリントされていますが、階段を登り切った直後にあるため、下を向いて表示に気が付くものは少ない。出口目の前のガードレール上に掲示してはどうか。</p> <p>2. 駅北口バス停付近の円形ベンチ 円形ベンチで喫煙するものが多い。植え込み、ベンチ上、座った状態で目に入る位置に掲示してはどうか。</p> <p>3. バス停付近のベンチ 目の前のガードレールや、ベンチ上、街路樹付近に掲示してはどうか。バス停時刻表の下部に小さな表示があるが、はがれかけており、到底伝わるとは思えない。</p> <p>4. プーマンストリート入り口 片山3丁目交差点の大通りに並行する横断歩道手前の路上にはプリントされている。</p> <p>しかし、問題はプーマンストリートへ流入する喫煙者に対する警告である。プーマンストリート方面の路上、および、街灯支柱に掲示してはどうか。</p> <p>5. 北口前バス停近くのコンビニエンスストア前 自動車で吹田市に入り、コンビニで煙草を買った後に禁止地区内で喫煙するものがある。コンビニ前の横断歩道付近の目線の高さに警告看板を立ててはどうか。</p>	<p>公共サインはその場所を訪れる人々の多くの目にとまるものであり、公共サインの無秩序な設置は、時間が経過するにつれて情報の伝達、景観との調和、安全性、維持管理等の点で問題が生じる可能性があります。</p> <p>また、サインは利用者の見やすさに配慮することはもちろんのこと、安全面にも配慮する必要があります。</p> <p>看板等の啓発掲示の次回更新の折には、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.9.19	R5.9.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
240	続-54。7/4掲出の吹田市HP。『金婚夫婦の方へお祝状を贈ります』の簡便な申請方法を要望。	<p>1) サイトを見ると、「金婚祝状申請書」の用紙は、市役所または各出張所(千里、千里丘、山田)で配布…との事。また申請書のダウンロードがサイトからでもできる…との事ですが、ご夫婦の年齢は80才前後。歩行が体力的にもしんどい方がおられます。またプリンターを保有されていない方もおられます。 →近隣の公民館で「金婚祝状申請書」のプリントアウトのサービスをされませんかでしょうか。</p> <p>2) 提出先は、市役所の高齢福祉室または各出張所の窓口、または郵送で提出。※ファクス、メールでの提出は不可…との事。 提出時は上記に加えて、郵送用の封筒・切手の用意が必要。誰か頼める方がおられたら良いのですが… →近隣の公民館での受付、または吹田市の電子申込みシステムの利用を考慮して頂けませんでしょうか。 ※吹田市は、デジタル化を進めている中、少しでもネットの活用を導入して市民の方にデジタル化に慣れていただくのが良いと考えます。 ロコミ効果も期待できます。また電子データの場合は、一覧表の作成時にコピーが可能であり入力ミスが軽減。</p> <p>3) 【案】他市では、電子申込システムに加えて、申請者が市役所に電話⇒申請書と返信用封筒を申請者に郵送⇒申請者は記入後返送…の2つの方法。 ⇒市民からすると、この方法が利便性あり。</p> <p>4) 「金婚祝状」の昨年の実績数を教えて下さい。</p> <p>5) デジタル化は、早くから言われている中、情報政策室は全部局に対してどのような指針・方向性を示されていましたか。</p> <p>6) 18日は「敬老の日」です。後藤市長様の選挙公約が、『幸齢の日』の実現だった記憶が有ります。高齢者に配慮した市政運営を要望。</p>	<p>1～4及び6について 昨年度の高齢祝状の申請数は149件でした。 また、いただいた【案】のとおり、次年度募集より電子申込システムの導入及び電話での申請書送付依頼受付を実施する形で検討して参ります。 以上、引き続き高齢者に配慮した対応に努めて参ります。 (担当: 高齢福祉室)</p> <p>5について 情報政策室では全部局に対してデジタル化の実施を働きかけております。 (担当: 情報政策室)</p>	高齢福祉室、情報政策室	R5.9.19	R5.9.26
241	南千里駅前広場での鳩への餌やりと虐待について	<p>9月11日16時35～40分頃、南千里広場に鳩が5羽ほど集まっており、見ると上は白の柄物、下は青いズボンの70～80代くらいの老婆が餌やりをしていた。それだけならともかく、餌目当てに集まってきた鳩を足で蹴ったり追いかけてたりして虐待していた。当方、証拠動画を撮影している。 インコを飼っているので絶対許せない。鳩がかわいそうだ。このように餌を与えられた鳥は人間を信用しているのに虐待とはひどすぎる悪行。 鳥は見た目以上に知能が高い。知らない人も多いがインコなんかだと嫉妬もするほど知能があるのだ。 これは明らかな動物虐待なので、このような事案が起こらないよう警察の捜査の上検挙をお願いします。 後ほど動画は提供します。 ※動画については、公表しておりません。</p>	<p>鳩の餌やり等につきましては、その行為を規制する法令等がない状況であり、環境政策室として環境美化の観点からも対応が限定的となります。関係機関に情報共有いたします。</p>	環境政策室	R5.9.14	R5.9.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
242	南千里のこまれば通りの歩道が狭すぎて危ない。ここはヨーロッパか。	最近、南千里の佐竹台に用事があったのですが、帰りに山田から帰ろうと新小川バス停まで歩いて行ったのですが、この佐竹台6丁目バス停から新小川バス停までのこまれば通りの歩道がとんでもなく狭かった。 しかもこの狭さのところを通る自転車までいて危険極まりない。危ないから自転車は広い車道を走ってくれ。見たところ車道を走っていた自転車は1台しかいなかった。 ほかはみんな5台ほどは歩道を走っており、私をストレスで追い越していった。なんでこんなヨーロッパみたいに狭いのか。ヨーロッパの街並みを参考にしないところを参考にしてほしい。悪いところを参考にしてもどうしようもない。歩道の拡張など検討をお願いします。	御要望いただきました件について回答させていただきます。 当該道路の歩道を拡幅するためには、用地取得等が必要となることから、困難と考えております。 自転車につきましては、「吹田市自転車利用環境整備計画」において、当該道路は自転車通行空間の整備(自転車の車道走行を促すために車道左側端に矢羽根の路面表示を設置)を行う路線となっております。現在、対象路線の整備を順次進めているところです。	道路室	R5.9.19	R5.9.27
243	自主防災組織活動支援について	吹田市では自主防災組織に活動補助制度があると伺いました。 王子住宅自治会でも自主防災組織を立ち上げ、防災訓練や本年度は、吹田市消防本部から可搬式消防ポンプの借り受けをいただけることとなりました。 また現在、王子公園内に防災倉庫の設置を進めております。 王子住宅は連合自治会には参加しておりませんがこの場合どのような補助がいただけるのか、また、連合自治会に参加していない自治会は、なぜ補助を受けれないのか、ご説明下さい。	本市では自主防災組織への補助制度として、自主防災組織活動支援補助金と防災資機材給付を実施しています。 この2つの補助制度は対象が異なり、活動支援補助金は連合自治会単位で結成された自主防災組織、防災資機材の給付については、単一自治会単位で結成された自主防災組織となっております。 王子住宅自治会様におかれましては、本補助制度を御活用いただき、令和元年度の自主防災組織の結成時に資機材を給付しております。	危機管理室	R5.9.13	R5.9.28
244	北千里駅周辺での歩きタバコについて	9月14日18時30分頃、上は白と黒の縞模様、下は黒の40~60代くらいの男が北千里駅前の公社1棟からピアノ池方面に歩きタバコしていた。 公社2棟と4棟の間くらいで歩きタバコしていたが、最初は駅前の東第二自転車駐輪場でタバコの匂いがしたので、どこで吸っているか探していたところだった。すると、少し行ったところで男がタバコの煙を周囲にまき散らしながら歩きタバコしていた。	ご指摘箇所付近の公道の歩きタバコにつきましては、引き続き今後の喫煙マナー啓発活動の参考にさせていただきます。	環境政策室	R5.9.15	R5.9.29
245	続-57.吹田市HPに『秋の全国交通安全運動』の掲出が必要	・令和5年秋の全国交通安全運動は、9月21日(木)から30日(土)です。 ・吹田市HP(Top頁)の到着情報の9/1~9/18の間に掲出されていません。全国的な運動は、吹田市のHPに掲出されたら良いかと思えます。 他市では、日没の時間が早くなると、自動車の運転手による歩行者の把握が遅れて死亡事故となるケースが増えることから、運転手に対して早めのライト点灯や前照灯を上向きにする「ハイビーム」の活用、歩行者には反射材を身に付けることを呼び掛けの取組が、また学童保育の下校時刻は18時頃になり、危険度が増します。 ※吹田市は、「安心・安全のまちづくり宣言」をされています。 ※人事室・広報課へ供覧願います。	項目1について、ホームページ上では、8月31日より掲載されておりましたが、到着情報には掲載されておませんでした。今後は、「全国的な運動」に関しては到着情報に掲載させていただきます。ご意見ありがとうございました。	総務交通室	R5.9.19	R5.9.29

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
246	続-58。9月4日掲出の吹田市HP、『認知症支援に関する展示を行います』の改善提案(今後)。	<p>・サイトを開くと、『1994年、「国際アルツハイマー病協会」が、世界保健機構(WHO)と共同で、毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、世界各地で様々な認知症の啓発活動が展開』…の記述が。</p> <p>・日本では、今年6月16日に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、広く認知症についての関心と理解を深めるため、第九条で9月は認知症月間、9月21日は認知症の日と定められました。</p> <p>⇒吹田市福祉部高齢福祉室は、認知症についての関心と理解を深めるため、日本の法律で決められた「認知症月間」「認知症の日」の行事名を採用されるのが良いかと思えます。</p> <p>他市では、全国的に既に採用されています。</p> <p>⇒第五条に、地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。…の記述が有ります。</p> <p>・9月4日掲出の『認知症支援に関する展示を行います』の内容は、ピエラ岸辺健都での認知症の啓発活動が行われますが、日本での法律制定の背景・目的・概要などの紹介を吹田市全域に周知(含む市報9月号)をされたら良かった。</p> <p>・法制室は、行政に関わる法律の制定がされた時には、関係部局への通知が必要と思えます。</p> <p>※人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>行事の名称について 貴重な御意見ありがとうございます。本市では、厚生労働省や大阪府のホームページ等を参考に世界的な取組である「世界アルツハイマーデー」及び「世界アルツハイマー月間」の名称を表記いたしました。本年6月16日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されたことを受け、今後は「認知症月間」及び「認知症の日」の名称の併記についても検討してまいります。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>認知症の法律制定の背景・目的・概要などの紹介について 頂戴いたしました御意見を踏まえ、市民の皆様に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の概要等も含めた認知症施策の周知・啓発に取り組んでまいります。 (担当:高齢福祉室)</p> <p>法律が制定された際の通知について 法律が制定された場合、その情報収集は当該法律に関する業務を所管する部署が行うものであり、法制室が法律の制定の情報収集を行い、関連する部署に通知を行うものではありません。 (担当:法制室)</p>	法制室、高齢福祉室	R5.9.21	R5.9.29
247	学校行事の移動	<p>今、阪急山田から千里山まで小学生が乗った。この時間、電車はガラガラ。同行の先生は「人が乗ってきたら、座れないから、座席の前は空けなさい」とばかりいっていましたが、誰が乗ってきたら、席を譲る事、お行儀良く座らせる事を教えては？ちなみに、つり革にぶらさがる行為は注意せず。急停止等もある訳だから、空いてる席には座らせていいと思います。先生、もっと現状にあった臨機応変な指導しては如何ですか？</p>	<p>今回お寄せいただいた電車内における教職員の指導につきまして、確認の結果、本市小学校における学校行事の移動中の出来事であることが判明いたしました。乗車マナーと他の乗客の方や児童の安全を考慮した上で、状況に応じた対応をするよう、当該小学校へ指導しております。</p>	学校教育室	R5.9.26	R5.9.29

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
248	路上喫煙禁止地区の警告看板の視認性とデザインの改善について	<p>市内には路上喫煙禁止地区が設定されており、看板による警告がされております。しかし、十分に喫煙者に理解されていないようです。その証拠に、禁止地区内で複数の喫煙者や、ポイ捨てされたタバコを見つけることができます。</p> <p>以下3点検討願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 禁煙のマークを大きく表示する 2. 禁煙の文字を大きく表示する 3. 過料を徴収することを大きく表示する <p>JR吹田駅地下駐輪場出口付近には、禁止地区を案内する看板が設置されております。禁止地区の範囲と条例を説明するために、細かい字で書かれており、一見して過料を徴収される地区であることが伝わりません。正確に禁止地区を表示することは大切ですが、地図は数か所にとどめ、禁止地区である看板を増やしてはどうか。簡易な立て看板や紙の張り紙では、景観を損ねるので、しっかりとした看板の作成をお願いしたい。</p>	<p>吹田市屋外広告物ガイドラインに基づき、地域の景観特性との調和や、周辺環境への配慮に努め、啓発活動を実施してまいります。看板等の啓発掲示の次回更新の折には、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.9.19	R5.10.2
249	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>9月17日5時34分頃、北千里駅の公社1棟からピアノ池にかけて上は黒、下はグレーでベージュっぽい肩掛けかばんを所持、白い靴の20代くらいの若い男が歩きタバコをしていた。</p> <p>この男は私が清掃活動を終えると、ちょうど阪急千里線を北千里で降りてきた男でこちらがボランティアでポイ捨ての掃除とかもしているのにこのような事案が最近増加してきて非常に悲しい。</p> <p>最近本当にひどいので、このような事案が1件も起きないようにスモークフリーすいたに向け広報活動等していただきたい。</p>	<p>いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。今後も引き続き粘り強く啓発活動に取り組み、喫煙マナー向上への意識の醸成を図ってまいります。</p>	環境政策室	R5.9.19	R5.10.3

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
250	統-55。9/13掲出の吹田市HP。『さつまいも掘り農園』の改善提案。	<p>1)タイトルからのイメージは、江坂公園で時々朝市をされているので、時節柄芋ほり農園の紹介かな?と思いました。 ⇒[仮案]『さつまいも掘り農園の紹介。日にち・場所・費用・予約の要否など』にされたら分かり易い</p> <p>2)下記のようにHPからタイトルを削除されるのなら、何らかの説明(修正・変更・取り消し)のタイトルの掲出が必要。⇒無視はダメ。 ・9月16日(土)の朝にタイトルをクリックすると、エラー表示でサイトの内容が分かりませんでした。 ⇒添付画像 ・9月18日(祝)、吹田市HP(Top頁)の新着情報の9/13のタイトルがいつの間にか、削除されていました。 ※もしかしたら、3連休に計画をされていた方がおられたかもしれません。 ※人事部・広報課・情報政策室へ供覧願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)標題につきましては、名称のみのシンプルなものとし、ページに入ってから詳細な必要事項を掲載しているものでございます。 2)この度は御不便をおかけしてしまい、申し訳ございませんでした。 ご指摘の内容につきましては「さつまいも掘り農園」ページの情報を更新した際に、一部作業の誤りがありエラー表示となったものと思われまます。 今後、このようなことが無いよう努めてまいります。</p>	地域経済振興室	R5.9.19	R5.10.4
251	条例違反の路上喫煙	<p>8月31日、JR岸辺駅の南北口周辺で路上喫煙をみかけた(写真参照)。喫煙支援ブースがあるのだから、そこに誘導すべきだ。 そして違反は罰則を適用すべき。人員が足りないのであれば、刑事罰を導入し警察官の活用を考えるべきだ。 また、南千里駅周辺でも路上喫煙していた(写真参照)。こども取り締まるべきだ。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>いただきました情報につきましては、指導員活動の参考とさせていただきます。 ご指摘いただきました2駅に関しましては、今後も不定期になりますが、路上喫煙防止啓発員により、引き続き巡回を実施いたします。なお、現在のところ、路上喫煙禁止地区での喫煙については、理由を説明し喫煙を止めていただくよう指導すれば速やかに喫煙を止めていただいていることから、勧告及び過料の徴収には至っておりません。</p>	環境政策室	R5.9.21	R5.10.4
252	家の周辺にゴキブリが大量発生している	<p>仕事で夜遅くに帰ってくるのが多々あるのですが、帰り道にゴキブリを見ない日はありません。 先日家に帰宅する際に、玄関や窓、壁等にゴキブリが張り付いていたり、3、4匹家の前を彷徨っていたりして家に帰れない日が増えています。 今もとても困っていますので、周辺のゴキブリの駆除をお願いしたいです。</p>	<p>私有地内のゴキブリに関しましては、市として直接対応はいたしかねます。下水道のマンホールなど、市の管理責任がある箇所でのゴキブリが発生している場合は、当該部門による確認を実施いたします。発生場所等の詳細がわかりましたら、当該箇所の管理部署へご相談いただけますよう、お願いいたします。</p>	環境政策室	R5.9.26	R5.10.4
253	北千里駅周辺での迷惑喫煙について	<p>9月27日午後0時頃、北千里駅近くの公社2棟のベンチで青のセニアカー所持の高齢男がタバコを吸っていた。 ベンチで喫煙など言語道断。多くの通行人を副流煙の二次喫煙に晒している。 公社2棟や4棟のベンチ付近に通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。 また、ピアノ池に新設の禁煙立て看板確認しました。ありがとうございました。</p>	<p>啓発看板による効果が出ることを期待しております。 なお、北千里駅近くの公社2棟のベンチでの喫煙につきましては、広聴事案として、大阪府広報広聴課へも回付しているとのこととです。</p>	公園みどり室	R5.9.28	R5.10.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
254	コロナワクチン予約が取れない	<p>コロナワクチンの予約が取れない。 空気がない。 Webサイトみても空気がなく、コールセンター電話しても解決せず(気長に待ってくださいとのこと)。 3ヶ月しか期間がないと聞いているので、どうしたら良いのかご教授ください。</p>	<p>接種予約が混雑しており、御不便をおかけし大変申し訳ございません。 現在、国から各自治体への新型コロナワクチンの配給量が限られているため、各医療機関では予約枠を絞って接種を実施しております。 接種予約に関しまして、医療機関によって予約枠を開放する時期が異なります。 接種を希望する方すべてが接種できるように、国から段階的にワクチンが供給される予定です。国からのワクチン供給に伴い、医療機関の予約枠も増えていく見込みのため、今しばらくお待ちください。 御面倒をおかけいたしますが、引き続き御希望の医療機関の予約方法に従って、御予約いただきますようお願いいたします。 なお、令和5年秋開始接種につきましては、国の方針変更により、令和5年9月20日から令和6年3月31日まで期間が延長されております。 接種券を一括で発送するため本市が印刷委託業者へ依頼を行った後に、国の方針変更が行われたため、お手元の接種券と同封の案内チラシの内容と期間が異なる場合がございます。 御迷惑をおかけいたしました、申し訳ございませんでした。 令和5年秋開始接種の詳細につきましては、以下の吹田市ホームページを御参照ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/coronavirus/1020194/1028839/1028842.html</p>	地域保健課	R5.10.2	R5.10.4
255	<p>続-49-2。吹田市HP。8月9日のタイトル『8月10日は健康ハートの日です』の改善提案他。</p>	<p>8月20日に投稿してから、1ヶ月余りが経過しておりますので、速やかに回答をお願いします。 Q1;市民からの投稿の受付窓口である“市民総務室”は、当該の“健康医療部 成人保健課”へ投稿内容を送信されましたでしょうか？ Q2;投稿から回答までの期間は、一般的に2週間との事ですが、今回は1ヶ月余りが経過しており、“市民総務室”はどのような進捗管理をされているのでしょうか？ 過去に3回ほど遅れた事が有り、内1回は送信漏れでした。 Q3;当該の“成人保健課”は、市民からの投稿があった場合はどのような進捗管理をされているのでしょうか？</p>	<p>Q1について 8月21日に、市民総務室から成人保健課へ内容を送信しております。 (担当:市民総務室) Q2について 市民総務室では、担当課等からの報告書を持ちまして、申出人への回答が完了していることを確認しております。 この度の〇〇様から8月20日にいただいた当該市民の声につきましては、成人保健課から、8月29日に回答が済んでいると報告を受けたことから、申出人への回答が完了したものと認識しておりました。 (担当:市民総務室) Q3について 市民の声への回答の依頼があった場合は、質問内容に応じて担当を決め、期日までに回答するよう、また、対応の漏れが起きないように職員間で進捗の状況を把握するために作成したカレンダー等を活用し進捗管理に努めています。 今回の御質問に対する回答につきましては、8月29日には、課内で決裁を完了し、同日に市民総務室には回答書を送付しておりましたが、担当の職員が市民総務室から取りまとめて回答するものと誤った認識をしていたため、御本人へのメールでの回答が漏れてしまったものです。 回答ができていなかったことについて、深くお詫び申し上げますとともに、課内の職員に対応の流れを改めて周知し、再発の防止に努めてまいります。 (担当:成人保健課)</p>	市民総務室、成人保健課	R5.9.26	R5.10.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
256	府営吹田藤白台住宅3棟駐輪場での喫煙について	10月4日17時45分頃、府営吹田藤白台住宅3棟駐輪場で白と黒の縞模様の服を着た30～50代くらいの男が喫煙していた。 男はバイクの横で喫煙。何か資料らしきものを見ていたので住人ではなく業者の可能性もある。 3棟のエントランスや駐輪場に住人や通行人から苦情がきているので禁煙の張り紙をお願いします。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.5	R5.10.5
257	続-59。9月25日掲出の市HPタイトル『機械警備開始のお知らせ』の改善提案。	・このタイトルでは、どの施設の警備なのか意味不明瞭です。サイトを開くと、10月から学校等施設の機械警備の開始でした。学校管理課は、タイトルに具体性を持たせた方が市民の対象外の方は、クリックをしなくて済みます。 ⇒[仮案]「10月から学校等施設の機械警備の開始」にされたら分かり易い。 Q1:機械警備開始時間以外は、警備員等を配置します…との事ですが、学校等施設の機械警備の開始に伴う“校務員の勤務態様”についての記述がありません。 Q2:“学校等施設”の“等”の学校以外の施設には、どのようなものが有るのでしょうか？ Q3:政府はデジタル化・DX化を促進しています。吹田市の業務を市民に周知するには、市のHPが最も有効な手法です。 しかし吹田市HPの現状は、このタイトルのような意味不明瞭な事例が数多くあります。DX化に取り組んでおられる情報政策室は広報課との協議をお願い致します。 ※人事室・広報課へ供覧願います。	学校の機械警備につきまして、御意見をいただきましてありがとうございます。タイトルに関しましては、御意見を参考に市民の方にわかりやすい表現を心がけてまいります。 機械警備の開始に伴って、校務員の勤務に変更はありませんので、記述しておりません。 学校以外の施設につきましては、幼稚園・認定こども園、留守家庭児童育成室(プレハブ棟)になります。	学校管理課	R5.10.3	R5.10.6
258	続-60。9月25日掲出の市HPタイトル『令和5年10月より、対象年齢が拡大します』の改善提案。	・このタイトルでは、何の対象年齢なのか意味不明瞭です。サイトを開くと、吹田市民の歯科健康診査でした。健康医療部 成人保健課は、タイトルに具体性を持たせた方が市民の対象外の方は、クリックをしなくて済みます。 ・サイトの冒頭の項目が「歯科健康診査」であり、個人的には、日常会話で使われている「歯科健診」の方が受け入れ易い。 ⇒[仮案]「令和5年10月より、吹田市の歯科健診(無料)の対象年齢が拡大します」にされたら分かり易い。 ※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。	新着情報のタイトルやサイト内の標題につきましては、いただいた御意見を踏まえ、わかりやすいホームページの作成に努めてまいります。	成人保健課	R5.10.3	R5.10.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
259	RE:JR吹田駅周辺の課題について R5.7.6	<p>以下の回答を頂いておりますが、自転車搬送コンペアで小学生や幼児を連れての移動がどれだけ大変か。ご老人が自転車をコンペアに乗せられずにお困りになっているさまをご認識されているかは存じませんが、とても利便性が高いとは言えません。手は打ったので行けないことはないでしょ、ということでしょうか？ 地下道の新設が大変なのは理解できますが、長期的にでも改善を頂ければ幸いです。</p> <p>〉御指摘事項の2つ目について JR吹田駅の南北を結ぶ交通(地下道)の利便性(歩行者と自転車)について、回答いたします。歩行者に関しましては、地下道の出入口にエレベーターが設置されています。自転車につきましては、令和2年度に斜路付き階段部分に自転車搬送コンペアを設置しました。現在のところ、歩行者や自転車の利便性は一定確保されていると認識しているため、新たに地下道を設けるなどの予定はございません。 (担当:道路室)</p>	<p>現時点では、利便性は一定確保できていると考えていますが、今後さらなる利便性の向上について、注視してまいります。</p>	道路室	R5.10.4	R5.10.6
260	いつ行ってもひどい、岸辺駅付近での喫煙について	<p>9月23日12時20分頃、岸辺駅近くのパチンコ店の前で禁煙の張り紙があるにも関わらず喫煙している50〜70代くらいの男がいたので証拠動画を撮った。 岸辺駅周辺は特にガラが悪く、いつ行っても大抵違法な歩きタバコや迷惑喫煙に遭遇する。こんなのが健都とか笑えるんだけど。健都(ケント)じゃなくて煙都(エント)だろ。 市職員やパチンコ店店員の巡回、注意、通行人から苦情が来ているので禁煙と張り紙の文言強化をお願いします。</p>	<p>当該箇所はパチンコ店の敷地内のため、環境政策室で直接の対応はいたしかねます。JR岸辺駅周辺の公道に関しましては、不定期ではありますが啓発員による巡回を実施しております。いただきました情報は今後の活動実施の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.9.25	R5.10.10
261	続-62。9月25日掲出の市HPタイトル『男性のための相談』の改善提案。	<p>・このタイトルでは、身体の相談？心の相談？結婚・恋愛？両親・妻の介護&仕事の両立？女性からのDV？仕事や職場の相談？(バフハラ・セクハラ・人間関係・経営・本社からの年長の出向者の部下への対応)…と誤ってしまいました。 ・サイトを開くと、男性が暮らしの中で感じている悩みや疑問を専門の男性相談員がお聞きします。一人で悩まずにご相談ください。 ⇒[仮案]「男性の暮らしの中で感じている悩みや困りごと、疑問などの相談」にされたら分かり易い。 ・相談員の対応可能な程度具体的な概略の例示をされたら、市民は「こんな相談にのって頂ける」…と思われ、相談がし易くなると思います。 ※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>男性のための電話相談につきましては、内容を限定せず様々な相談を受け付けております。 いただきました[仮案]も参考にさせていただきながら、市民の方によりわかりやすい表記となるよう検討してまいります。</p>	男女共同参画センター	R5.10.3	R5.10.10

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
264	続-56-3。9/11掲出の吹田市HP。『マイナンバー(個人番号)カード出張申請サポートを実施』の確認が必要。	<p>Q4[再掲]:吹田市のマイナポイントの支援ブースのサイトの9月23日(第4土曜日・祝日)、9月30日まで(第5土曜日)の支援窓口の記述内容が不明瞭。 9月22日に回答を頂きましたが、疑問点他があります。 A:9月30日(土)は第5土曜日ですので、マイナポイント支援ブースは開設されませんが、9月23日(土・祝日)は開設されるため、「9月23日(土・祝日)は開設します」と9月20日に追記いたしました。 ⇒1:9月23日(第4土曜日・祝日)の記述について、今確認をしたところ「開設します」に追記済み。 ⇒2:9月30日(土)の記述について、今確認をしたところ、支援の実施期間が「9月29日まで」に修正されていました。 ※上記の2件の追記・修正について、市HP(Top頁)の新着情報に掲載されていませんでした。加えてこの「マイナポイント」のサイトの冒頭・右側の更新日が“2022年12月21日”のままです。現状では、市民に正しい情報が伝わりません。 ⇒サイトの冒頭に「新着情報欄の枠」を設けて、サイト内の情報を追加・修正をされた場合には市民に概要がわかるように願います。 もう間に合わないと思いますが、市民が9月30日(土)に来られない事を祈っておきます。数日前に市役所へ行った時に、1Fフロア全体に聞こえるほどのクレーム?!の大声が響いていました。 ※広報課へ供覧願います。</p>	<p>市のホームページの新着情報に掲載できる記事の上限が100件であるため、記事の一部修正や追加の場合は、新着情報には掲載しておりませんが、今後必要に応じてサイト冒頭に表記する等、市民の方に分かりやすく作成させていただきます。</p>	市民課	R5.9.28	R5.10.11
265	ジャニーズ事務所の性犯罪問題について	<p>最近テレビやインターネットで、ジャニーズ事務所元社長の性犯罪問題について話題になっています。 そこで、以下に提案を書きます。 1.市の公共施設にジャニーズ事務所のタレントを起用した国省庁、公益団体、自治体のポスターを掲出拒否する。また、すでに掲出しているポスターについては撤去する。 2.吹田市のイメージキャラクターにジャニーズ事務所のタレントを起用しない。 3.学校では、男性の性犯罪について授業で扱う。 4.吹田市が男性の性犯罪に関する相談窓口を開設する。 以上です。 担当者様よろしく申し上げます。</p>	<p>1について 御意見として関係所管に共有させていただきます。 (担当:市民総務室)</p> <p>2について 現在市のイメージキャラクターにジャニーズのタレントは起用しておりません。今後のイメージキャラクターの起用等については、御意見を踏まえ検討します。 (担当:シティプロモーション推進室)</p> <p>3について 小・中学校において、学習指導要領解説(保健体育編)の内容に基づき、性暴力を含む性に関する指導については、児童・生徒の発達段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得ることや集団指導や個別指導を行う等、計画性を持って実施しております。 (担当:学校教育室)</p> <p>4について 男性の性犯罪に関する専門の相談窓口はございませんが、男女共同参画センターで「男性のための電話相談」を第3火曜日19時~21時、第4日曜日13時~17時に行っており、その中で男性の性犯罪に関する相談もいただけます。 (担当:男女共同参画センター)</p>	市民総務室、男女共同参画センター、シティプロモーション推進室、学校教育室	R5.9.28	R5.10.11

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
266	続-61。9月26日掲出の市HPタイトル「吹田市内郵便局との包括連携協定」の改善提案。	<p>・このタイトルでは、集配?・市税などの納付?...意味不明瞭です。サイトを開くと、市内38の郵便局と特殊詐欺被害防止などの協定でした。 ⇒[仮案]「吹田市内郵便局との特殊詐欺被害防止などの包括連携協定」にされたら分かり易い。 ※吹田市は「8月1日より、“吹田市特殊詐欺集中対策本部”を設置し、特殊詐欺被害撲滅に向けて取組を進めています。」...との事。⇒今回の協定の主な目的が「特殊詐欺防止」であることから、吹田市の取組が市民の安心感に伝わります。 ・行政経営部 企画財政室は、タイトルに具体性を持たせた方が市民には、関心を持たれます。 ※情報政策室・人事室・広報課へ供覧願います。</p>	<p>本協定につきましては、協定締結当初の主な取組として、特殊詐欺被害防止の啓発を予定していますが、今後も様々な分野での連携を想定しています。そのため、市ホームページのタイトルには、「特殊詐欺被害防止」を入れていないものです。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	企画財政室	R5.10.3	R5.10.11
267	江坂公園の遊具について	<p>江坂公園で水が流れている遊具がありますが、水が汚く触らせたくないという保護者が多数います。まだ小さく一歳前後の子どもなんかは水を触らないようにするだけでとても疲れてしまいます。綺麗な水にすることが無理ならば水自体を無くしてほしいです。</p>	<p>江坂公園は、令和4年7月より指定管理者による管理運営を行っております。いただきました御要望等は指定管理者へ共有し、対応を検討させていただきます。後日改めて指定管理者より回答させていただきますので、今しばらくお待ちください。 なお、検討内容のお問い合わせなど、指定管理者の連絡先につきましては、以下のとおり御案内させていただきます。 指定管理者グリーンホスピタルサプライ江坂公園 電話 06-6388-8604 FAX 06-6388-8604 メール esaka-park@ghs-inc.co.jp</p>	公園みどり室	R5.10.5	R5.10.11
268	移動販売業者(ケーキ)のチラシの件	<p>昨日、ポストに投函されていたチラシにつきまして、①山田下第3遊園 南側道路付近(AM11:00~11:30)、②佐竹台幼児遊園 北側道路付近(PM11:45~12:15)、③吹田市佐井寺小学校 西側道路付近、~略~ ⑥千里山たかつか遊園 南側道路付近(PM15:15~15:45)等で、各30分毎に移動して、チーズケーキやデザート等を移動販売することを広告する記載がございました。「木曜日10/5一日限定! 売り切れしだい終了!」といった記載があり、本日10/5に販売を実施する予定のようです。「¥1650(取消線)→¥1300」といった二重価格表示も見受けられます。 業者名(販売元)は、「株式会社〇〇」と下部に記載されています。こちらの業者の上記販売について、営業許可は出ているのでしょうか。また、二重価格表示については、景品表示法上の問題があると思いますが、過去の金額を比較対照している場合、最近相当期間に渡って販売した実体がなければ、不当表示に該当するおそれがあるかと思いますが問題ないでしょうか。</p>	<p>①ケーキ等の菓子類の移動販売における営業許可について 移動販売中に製造を行わず、製造されたケーキ等の菓子類の販売のみをする行為は、食品衛生法に基づく許可は不要であることを説明しました。 ②二重価格表示について 景品表示法に係る内容であり、保健所では所管していないため答えられないことを説明し、当案件を担当している大阪府消費生活センターを案内しました。(吹田市消費生活センター及び大阪府消費生活センターに確認済み)</p>	衛生管理課	R5.10.5	R5.10.12

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
269	府営住宅3棟エントランスに座っている若い不審者について	たまに見る男と同一人物かわかりませんが、午前10時10分頃、吹田藤白台住宅3棟エントランスのベンチに20~30代くらいの上下黒の若い男がスマホをいじって座っている。 数分するとどこかへ消えたが、最近同じくらいの時間に若い男がベンチに座ってやはり数分すると消えていることが多いので不審者対策の徹底をお願いします。 住んでいる者ならなぜいつもこんなところでいじっているのか、自分の部屋でやればいいじゃないか。明らかに怪しい。 府営3棟エレベーターには吹田警察より不審者通報の旨の案内が貼られております。ありがとうございます。	本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.12	R5.10.12
270	北千里駅の公社2棟前のベンチでの喫煙について	10月12日11時50分頃、北千里駅の公社2棟前のベンチで上下スーツ姿の50~60代くらいの眼鏡をかけた身長170cmくらいの男が喫煙していた。 一体どうなっているのか。夕方に限らず昼間も無法地帯ではないか。 毎回指導員が巡回し〜という回答が来るが、それだけではどうにもならない状況となっている。 ベンチ前のポールや市道にある公社掲示板に禁煙の張り紙をお願いします。ここはよく吸っている人がいる。	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.12	R5.10.12
271	府営吹田藤白台住宅3棟の雑草がひどいので駆除してほしい	府営吹田藤白台住宅3棟の雑草がひどいので駆除してほしいです。 エントランス側の花壇の方の歩道(なかよし道)に通称ひつつきムシが大量に自生しており、花壇への水やりのときに自治会の許可を得て使っている水栓の周りの草刈りをしてはいますが、ちょっと触れただけで何個もひつついてきて本当にいらします。前は自生してなかったのにどこから来てこんなに増えたのか。 除草剤で枯らしたいくらい腹立ちます。こいつのせいで草刈りに異常に時間がかかる。 当然勝手に枯らせば器物損壊となるのでできません。だから困っているのです。 自治会でなんとか対応してください。自治会でできないなら大阪府で対応をお願いします。	府営住宅に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。 自治会は任意団体ですので、本市が自治会活動について指導・監督することはできません。	市民自治推進室	R5.9.29	R5.10.13
272	藤白公園とピアノ池横の狭い車道の危険な右左折について	以前から何度も言っていますが、藤白公園とピアノ池横の狭い(北千里駅方面に右折するT字路)車道ではこの道路に右左折して入ってくる車が、車道中央を超えて侵入してきて右折時に中央に寄っているとぶつかりそうです。今日も夕方18時くらいに2台侵入して来てぶつかりそうになりました。 しかしマップで車道の幅を測ると5.2m。つまり片側2.6mです。 普通車の幅は1.7mなので通れるはず。 相当下手クソなドライバーが運転しているのでしょうか？だとしたら危険だからやめてほしい。 車道の拡幅か、右左折のナビラインを引いてはみ出したり逆走しないよう注意喚起をお願いします。 このままではいずれ大きな事故が起きます。しかもこの交差点は見通しが悪いにもかかわらず一時停止しない車も多いです。	藤白公園とピアノ池横の狭い車道の危険な右左折について 当該箇所における一時停止違反等の交通規制違反については、本市から吹田警察署へ取締りの強化を要望してまいります。 (担当:総務交通室) 車道の拡幅及びナビラインについて 現地にて当該箇所を確認した結果、車道としての幅員は十分にあるため、ナビラインや車道の拡幅を行うことはできません。但し、交差点に進入する車両に対しては、減速を促す注意喚起等を検討してまいります。 (担当:道路室)	総務交通室、道路室	R5.10.2	R5.10.13

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
273	府営吹田藤白台住宅3棟周辺の早朝の歩きタバコについて(本当に迷惑!)	<p>何度も意見している事案ですが、また最近同じ男が早朝に藤白台で歩きタバコして大迷惑を被っています。</p> <p>最近、朝5時30分頃府営吹田藤白台住宅1棟からスロープや3棟集会所を抜けて府営吹田藤白台3棟へ向かう道で同じ男が毎日歩きタバコをしていて家族が非常に迷惑しています。</p> <p>家族は重度の呼吸器疾患で、タバコの副流煙などもつてのほか。市の職員や有志は早朝は巡回していないのですか？</p> <p>早く注意して二度と歩きタバコしないようにしてください。</p> <p>市側で解決できないなら、吹田警察の警察官を巡回させて注意してください。</p> <p>いつも同じ時間に同じ場所で吸っています。</p> <p>確か数か月前は日曜日の早朝にも吸ってました。このときは北千里駅の清掃ボランティア活動の帰りでしたが、吸っているのを確認しています。</p> <p>タチが悪いのはこの男、家族は元々ここを5時37分くらいに通るのですが、最近自転車で自損事故を起こしてバスに切り替えたのですが、早朝はバスがないので仕方なく駅まで歩いている状況です。そして歩きだと当然自転車より遅いため、早めに出ています。</p> <p>そして5時半には当該場所を通行するのですが、この男も早めに来て同じ時間に吸っているようです。いつもかち合っているようです。嫌がらせかと思うくらい。</p> <p>家族は早く行くのはしんどいと言ってます。かといって遅く出ると電車に乗り遅れます。本当に迷惑しています。一刻も早くやめさせてください。</p> <p>最近喫煙案件が非常に多くなってきているので本当に迷惑しています。</p> <p>特に最近府営住宅敷地内での歩きタバコが激増しました。</p> <p>いつもの回答にある、巡回の強化をしますという回答は必要ありません。市側で対処できていないことは明らかなので警察の介入など公権力で強制的にやめさせてください。</p>	<p>早朝に市の職員による巡回は実施しておりません。</p> <p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	環境政策室	R5.10.2	R5.10.13
274	うるさい暴走バイクについて	<p>10月7日0時30分頃、府営吹田藤白台住宅3棟付近の路上で、バイクがブンブンうるさかった。吹田警察とも連携の上、検挙をお願いします。</p>	<p>本要望内容につきましては、吹田警察署に伝えてまいります。</p>	総務交通室	R5.10.10	R5.10.13

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
275	すいたんの無断使用は著作権法違反です	<p>市民の声 令和5年度8月分の9.34 で、市議会議員がすいたんを無断で使用していることについて、市は「二次創作に関するガイドラインを定めていなかったため取り締まれない」と法的根拠不明の説明をしています。</p> <p>当該市議会議員はすいたんの絵を独自に作成しているため二次的著作物になりますが、二次的著作物を創るには著作権者(吹田市)の許可が必要です(著作権法第27条 翻案権)。</p> <p>また二次的著作物は、二次的著作物の著作者(当該市議会議員)だけでなく、原作の著作者(吹田市)も利用の権利を有します(28条)。</p> <p>従って当該市議会議員の行為は明白な著作権侵害であり、吹田市は当該市議会議員に対してすいたんの利用を停止させる権利があります。差止請求や法的措置を執るべきです。ガイドラインは必要ありません。</p> <p>ちなみにパロディという単語も出されていますが、日本の著作権法にパロディの規定はありませんし、当該市議会議員の場合はすいたんを3Dっぽくしたただけなので明らかにパロディには該当しません。</p> <p>この程度の法律知識はネットで調べればすぐわかることです。業務を怠って誤った回答をしたことについて、元の問い合わせをした市民に謝罪してください。</p> <p>とはいっても、過去の市とのやり取りの経験から「ご意見は今後の参考にさせていただきます」といった定型文で誤魔化すと予言しておきます。</p>	<p>すいたんにつきましては、吹田市が著作権を有しており、その翻案権につきましても独占的に有していると認識しております。すいたんの二次創作につきましては、すいたんを広く使ってほしい思いから、利用許諾を求めず、そのルールも定めておりませんでした。本市といたしましては、お願により対応すべきものと認識しております。</p>	シティプロモーション推進室	R5.10.2	R5.10.16
276	「非核平和宣言都市40周年」	<p>吹田市は今年、「非核平和都市宣言40周年」のイベントは、されないのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田市は今年、昭和58年(1983年)8月1日に表明した「非核平和都市宣言」が40周年になり、節目になる年であります。 ・R4年3月にロシア連邦がウクライナへの軍事侵攻に伴い、吹田市長名でロシア連邦大使あてに、抗議文を送付されていますが、現状はロシアがウクライナの原子力発電所を占拠したままで、安全管理が不安視されています。 ・R4年4月には米国が、R3年6月と9月に行った臨界前核実験に対して、核兵器のない真の恒久平和の世界にするために在日アメリカ合衆国大使宛てに、抗議文を送付されています。 <p>吹田市は、「平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。」…との事ですが、8月に市役所の玄関ロビーで、「原爆パネル展」を開催されただけで、「非核平和都市宣言40周年」という節目の年である今年、市民に対しての積極的な活動がされていません。</p> <p>⇒添付画像-1。「非核平和都市宣言40周年」で検索をすると、市議会議員さんの発言の2件のみで、吹田市の取組は0件でした。</p> <p>⇒添付画像-2。「原爆パネル展」</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「非核平和都市宣言40周年記念事業」として、市内在住・在学の中中学生を中心とする17名の「平和大使」を広島市へ派遣しました。8月6日に開催された平和記念式典への参列や平和記念資料館の見学、被爆体験伝承者の講話などを通じ、戦争の悲惨さと命の大切さを実感し、平和の尊さを改めて知る貴重な機会となり、大変有意義な活動となりました。現在、平和祈念資料館において、活動報告の一部を展示しております。また、感想文集を作成し、市内小中学校や市施設に配付予定です。</p> <p>また、平和祈念資料館において、夏の企画展「ヒロシマを伝える 原爆の絵」を開催し、講演会も実施しました。</p> <p>今後とも、平和祈念資料館における平和映画会や企画展、講演会を通じて、戦争の惨禍及び平和の尊さを後世に伝えてまいります。</p>	人権政策室	R5.10.10	R5.10.16

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
277	ピアノ池に並行する制限30キロの市道がガタガタで補修してほしい	ピアノ池に並行する制限30キロの市道(北千里駅側に向かって左側)がガタガタです。 この前工事をしたようですが、その後の補修作業が稚拙で車道真ん中の両側にふくらみができています。 自転車を通るときはふくらみの上を通行するのは転倒のリスクがあり危ないので車道中央を走行しています。早急に補修をお願いします。	現在、水道部の方で水道管の撤去及び新管を布設しております。 現状の舗装は仮復旧状態であり、本復旧(舗装に凹凸状態がなくなる状態)は令和6年6月～7月と水道部から聞いております。 本復旧まで、かなりのお待ちいただくことになり、ご迷惑をおかけますが、何卒ご理解頂くようお願い致します。	道路室	R5.10.3	R5.10.17
278	RE:吹田市民病院跡地について	いまだに進展がなさそうですが今年度も進展なく終わるのでしょうか？ どのような議論が進められて検討が進んでいるか透明性の観点で提示はされないのでしょうか。 また前回の問い合わせで、「防犯面等の対応として、市民病院の職員が毎週現地の見回りを行うなど、適切な管理に努めております。」とありますが、これにも経費が掛かっており、結果的に国民の税金が使われていることになる認識であってまずでしょうか。	旧市民病院跡地については、これまで市立吹田市民病院が売却に向け建物の解体や開発に必要な造成工事に関する費用の調査や、今般の物価高騰の影響を受け、対象不動産の再鑑定を行うなど、各種費用の精査に取り組んできたところです。 当該跡地の活用につきましては、同病院が適切に対応するものでありますが、売却に要する期間が長期化しており、本市といたしましても、改めて地域のまちづくりという観点から再度の検討が必要と考えております。 同病院との協議内容につきましては、今後の公募の実施等に影響を与える恐れがあるため、詳細な情報提供は困難ではありますが、適切な時期に売却できるよう、引き続き同病院と連携を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。 同病院は地方独立行政法人であり、御質問の防犯面に関する経費につきましては、同病院が独自で負担しております。	健康まちづくり室	R5.10.4	R5.10.17
279	職員の対応がとても残念です。	戸籍窓口は、国際婚姻について知識不足と想っています。私達復婚の件で、今回3回目に市役所に行きました。国際復婚はいろいろ手続きがいるのはわかっていますが、頑張ってこっちそっち行ったり、証明の書類を用意しました。しかし、戸籍窓口の職員からえらそうな対応に失望した。彼女たちは処理が面倒だと思っているかもしれないので、何度も困った気持ちを示していた。私達は再婚を決め、幸せな結婚生活に入るつもりですが、少し疲れを感じました。市政職員は市民の幸せのために働いているのではないのか。どうして面倒だと思うの。今年は吹田市に来て4年目です。今までずっと吹田市が大好きでした。でも今日の私たちの気持ちはとても悲しくて、私たちはこれからここに住みたくないかもしれません。	このたびは窓口対応において不快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。 国際結婚に関しては、国籍ごとに必要書類が異なることに加え、ご結婚される方の状況によっても必要書類が異なることから、職員の知識習得には相当な時間を要しております。研修等を通じて日々研鑽を重ねてはおりますが、すべての職員が高い知識レベルに達するという状況には至っておりません。市民課ではこうした状況で市民の方々にご迷惑をお掛けしていることは喫緊の課題と捉えており、自治体DX推進の一環として情報システムの導入等によって、婚姻届を含めた戸籍届全般について、職員の習熟度によらず、迅速かつ正確なご案内ができるような取組みを進めているところでございます。また、職員の接遇態度につきましても指導を行い、改善に努めてまいります。	市民課	R5.10.4	R5.10.17
280	続-57-2。吹田市HPに『秋の全国交通安全運動』の掲出が必要。	市総務交通室からの回答が10月5日に有りましたが、メールを開くと欄外上に「注意—電子メールの添付ファイルはウイルスに感染している可能性があります。」の表記が有りました。 ⇒添付画像参照 ⇒確認を一度して頂ければ・・・と思います。 ・私のPCには、ウイルスソフト(ウイルスバスター)が入っています。 ・市の9月からの受信メールで添付ファイル付きの5件(PDFファイル)には、上記のような注意のメッセージは有りませんでした。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「電子メールの添付ファイルはウイルスに感染している可能性があります。編集する必要がなければ、保護ビューのままにしておくことをお勧めします。」のメッセージは、添付ファイルがウイルスに感染している、感染していないに関わらず表示されることがあるようです。こちらで当該ファイルをスキャンしましたが、ウイルスの検知はされませんでした。吹田市においては、様々なウイルス対策をしていることから、ウイルスに感染しているファイルを送付する可能性は低いと思います。よろしくお願いたします。	総務交通室	R5.10.10	R5.10.18

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
281	続-64。9月27日 掲出の市HPタイトル【西消防署】ポンプ車操法訓練】	<p>「【西消防署】令和5年度ポンプ車操法訓練を実施しました」…の訓練画像を見て気になった事。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水銃を操作している3人の足元が、安全靴では無く、スニーカーでした。 ⇒添付画像-1。スニーカーでの放水訓練。 ・忙しい中での訓練、ご苦労様です。訓練といえどもやはり実動に近い安全靴の着用が良いと思います。訓練時の体感が異なります。 ・もしかしたら、消防職員の受験者が見ておられるかもしれません。 ⇒添付画像-2。街の掲示板に貼られていた消防職員の募集案内のポスターを見ていた学生3人。 <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ポンプ車操法訓練時の靴の件でございますが、全国消防操法大会 操法審査要綱で操法に支障のないものと定められており、それに準じた靴を着用し実施しております。通常の訓練と異なる点をご理解いただきたいと思います。</p>	西消防署	R5.10.10	R5.10.18
282	続-65。9月29日 掲出の市HPタイトル【消防署開放デー2023秋】	<ul style="list-style-type: none"> ・このタイトルでは、消防署の見学かな？。イメージが湧きません。また吹田市内の4か所の消防署すべてかな？…と思いました。 ・サイトを開くと、「【西消防署】での消防車の乗車、ミニ消防車の運転、放水、救急救命などを体験して、楽しく防火防災の事を学びましょう」…でした。 ⇒クリックされた方の中には、「何や、西消防署や！」…と“がっかり感”の人。または「西消防署や！」近くやし行ってみよか～の人が。 ・市民がクリックしてみよか、行ってみよか…の為に具体的な内容を含めたタイトルにされたら… <p>⇒[仮案] 「【西消防署】防火防災の体験イベント。10月29日(日)【要申込み】」にされたら分かり易い。</p> <p>PS: 西消防署の地図があれば、更に分かり易い。または「開催場所」の欄に“江坂駅南口から徒歩〇分”の記載でも良いと思います。</p> <p>※広報課へ供覧願います。</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。今後は御指摘内容を参考に、より見やすい、わかりやすいホームページ作りを心掛けますので、よろしく願います。</p>	総務予防室	R5.10.10	R5.10.20
283	深夜に暴走バイクがまたうるさい	<p>10月20日0時15分頃、府道119号の北千里～コーナン千里山田付近でたまに暴走しているバイクがブンブンとコールを切つて暴走していて大迷惑。窓を開けていても聞こえてくる。</p> <p>本当にうるさいので吹田警察による検挙をお願いします。</p> <p>この前は警察による巡回のおかげか減っていたのにまたやっています。</p> <p>吹田警察におかれましては、いつも暴走族の撲滅に協力いただきありがとうございます。</p> <p>早く複数回の暴走行為で免停にしてください。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.10.20	R5.10.20

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
284	公明党坂口議員の当て逃げについて	先日、報道で坂口議員が当て逃げをしていたこと、またそのことを記者に問われても、よくわからない言い訳をして、申し訳ないだけ言っている報道を見ました。議員としてどうなのでしょう。吹田市議会議員として、市民の代表の人として、ふさわしくないとと思いますが、その後、どうなったのかわかりません。市議会として何も処分等はなされないのでしょうか。	この度、御指摘いただいた報道の内容については、民事事件などであり、また、本会議での審議の際に議場などで発生した事案ではないため、議会で懲罰などの処分を科す権限はございません。議員としてふさわしくない等の思いを持たれたとのことで、誠に恐縮ではございますが、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。	議会事務局	R5.10.6	R5.10.23
285	府道119号でスポーツカーがタイヤを鳴らして暴走していたことについて	10月21日11時15分頃、北千里駅～山田駅間の府道119号線の藤白台1丁目交差点から北千里駅にかけてスポーツカーらしき車がタイヤを鳴らしながらもすごいスピードで走り去っていった。 詳細を述べると、信号待ちからフンブン吹かす音がしたので嫌な予感がして動画を撮ろうとスマホを出すや信号が青になってしまい、ものすごいスピードで車は走り去った。北千里方面へ北進していった。 なので動画は撮れなくて、ナンバーは不明。 ちなみに私が自転車で運動を終えたときにもまだ遠くの方でタイヤが鳴る音がしていたので15分以上暴走行為を続けていたことになる。 府道119号では以前から暴走する車が多く危険なので警察に対し取り締まり強化を要望しています。そのためか最近吹田警察による取り締まりも強化されていて取り締まりのサイレンが鳴っていることも多いですが、吹田警察によるより一層の速度違反の取り締まり強化をお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.23	R5.10.23
286	府道119号に並行する市道での速度違反について	10月21日11時25分頃、北千里駅からピアノ池にかけて〇〇の黒色の軽自動車速度違反していた。 私が自転車を追いかけると30キロ出しても追いつけなかったため40キロは出しているとと思われる。 ここは生活道路で歩行者や自転車の通行も多いので速度違反は非常に危険。にもかかわらず私が30キロ前後で走っていると後ろから煽られることも日常茶飯事。なぜかというと、府道119号は取り締まりが厳しいので裏道であるこの道を飛ばしているものと思われます。 この道路では以前から暴走する車が多く危険なので警察に対し取り締まり強化を要望しています。でも、一向に取り締まりをしていない様子だ。 119号だけでなくこちらの方も速度違反の取り締まりをお願いします。またこの車の運転手の検挙をお願いします。 なお、この車は私が撮ったドラレコに映った映像から見るにドライブレコーダーを搭載しているので証拠の押収は容易だと思われます。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.23	R5.10.23

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
287	山五小学校学校規模適正化	<p>10月14日(土)山五小学校における学校規模適正化についての保護者説明会があると聞きました。</p> <p>山五小学校が無くなり、山三小学校に行くことになるという話。一旦白紙になったはずなのに急に決められ怒りを感じます。</p> <p>前回初めていただいた資料の中に、同じ中学校に通うことになる西山田小学校に関する記載がありませんでした。</p> <p>西山田中学校に関してもありませんでした。</p> <p>当たり前ですが、子どもたちは小学校で終わりではありません。</p> <p>山三小学校、南山田小学校、岸部第二小学校のデータがあったように、西山田小学校、そして西山田中学校に関するデータをいただきたい。</p> <p>西山田小学校、西山田中学校に関しては把握されていませんでしたし、私たち保護者も情報をほとんど得られません。</p> <p>これは前回の9月16日の保護者説明会でお願いしています。</p> <p>今回はあるはず、と思いつつ念押しです。</p>	<p>西山田小学校及び西山田中学校に関する資料は、令和5年10月14日(土)に開催しました保護者説明会にて配布させていただきました。なお、当日の資料及び議事録については吹田市ホームページ上で公開する予定です。</p>	教育未来創生室	R5.10.10	R5.10.24
288	山五小学校に関する教育委員会会議議事録公表	<p>山五小学校学校規模適正化の方向性を決められたという8月16日に行われた教育委員会会議の議事録をホームページ上で公開すると、9月9日の保護者説明会でありました。</p> <p>しかしまだまだ公開される気配さえありません。対応が遅すぎます。今、見たいのです。</p> <p>会議から約2ヶ月、説明会から1ヶ月も経っています。</p> <p>一般企業と違う、やっぱりお役所仕事だ、とってしまいます。</p> <p>すぐにホームページ上で公開できないのなら印刷して山五小学校の保護者にすぐに配って下さい！</p>	<p>教育委員会会議録につきましては、会議開催後2か月を目途にホームページに掲載しております。</p> <p>8月教育委員会会議録につきましては、10月18日(水)にホームページ上に掲載しております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、事務局で周知を図ってまいります。</p>	教育総務室	R5.10.10	R5.10.24
289	続-66。9月28日掲出の市HPタイトル『保育スタッフ養成講座を開催』	<p>男女共同参画センターは、タイトルに具体性をもたせて市民が参加し易くされませんか。</p> <p>⇒[仮案]「保育スタッフ養成講座を開催。(全6回連続講座)[一時保育付き。無料][11月20日締切]</p> <p>⇒添付画像-他市の新着情報例-2枚 ※市民目線で見ていただけますでしょうか。</p> <p>※広報課へお願い。このような投稿を2年ほど、行っており、広報課へも要望をしております。市の監査からも後藤市長に報告がされています。マニュアルが制定されていることから。再度、全部局に周知を願います。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>ホームページのタイトルについて</p> <p>新着更新情報のテキストにつきましては見やすさを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。</p> <p>いただきました御意見を参考に、分かりやすいホームページの作成に努めてまいります。具体的には、ページタイトルに合わせて、「●●●を開催します【●月●日締切】」としていきます。</p> <p>(担当: 男女共同参画センター)</p> <p>マニュアルの周知について</p> <p>頂戴いたしました御意見を踏まえ、より良いホームページの運営に努めてまいります。</p> <p>(担当: 広報課)</p>	広報課、男女共同参画センター	R5.10.11	R5.10.24

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
290	続-61-2。9月26日掲出の市HPタイトル『吹田市内郵便局との包括連携協定の改善提案。』	<p>10月11日に回答を頂きましたが、サイトの内容に疑問が有ります。</p> <p>1)サイトの項目の中の「吹田市内郵便局包括連携協定を“締結しました”」の中に“特殊詐欺被害防止の啓発や(中略)事業連携を進めています。”の記述が有ります。 →添付画像 サイトの画像</p> <p>2)回答は「協定締結当初の主な取組として、特殊詐欺被害防止の啓発を“予定”していますが、今後も様々な分野での連携を想定しています。 “予定の事”は、「締結しました」の項に含めるべきでは無いと考えます。 →“予定の事”を「締結しました…」の項目内に入らずに、下段の「連携協定の内容」の項目内に、“今後の予定”として“特殊詐欺被害防止の啓発”を追記される方が、市民は錯誤しません。 または、「安心・安全な暮らしの実現に関すること」の後段に括弧書きで(特殊詐欺被害防止など)を追記されるのも一案と思いますが、但し協定書の文言の変更が伴うと思います。</p> <p>3)ニュースでは、「郵便局・銀行・信用金庫などで特殊詐欺を未然に防いだ」をよく見ますので、市民はこのサイトを見る限りでは、勘違いをされたままです。 高齢者の中には、郵便局が前向きに特殊詐欺防止に取組まれるのなら、詐欺の被害に遭わないために今、銀行の預金 or タンス預金を郵便局に預けてみようか…と早や合点される方がおられるかも…。 →吹田市が“特殊詐欺被害防止の啓発”についてどのような事を考えておられるのかわかりませんが、吹田市と吹田市内郵便局との間での調整・確認が必要かと思われま</p> <p>4)“包括連携協定”は一般的に、〇〇について包括連携協定をしました…になり、⇒〇〇が必要。行政経営部 企画財政室は、タイトルに〇〇などの追記をされて、市民に誤解を与えないようにされたら良いかと思ひます。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「吹田市内郵便局との包括連携協定を締結しました」の項目内には、本協定の締結につき、その主旨の説明をしています。どのようなことを実施していくものか、市民の方がイメージしやすいよう主な取組を挙げていますが、その取組については、「事業連携を進めています。」と、これから取り組んでいく予定であることがわかるような表現にしています。</p> <p>また、包括連携協定は、個別の連携協定とは異なり、複数の分野で取組を進める連携であるため、タイトルには特定の取組を記載しておりません。 今後もより一層、市民の方へわかりやすいようなホームページとなるよう努めてまいります。</p>	企画財政室	R5.10.12	R5.10.25
291	続-67。『令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始しました』の改善要望	<p>10月2日掲出の市HPタイトル『令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始しました』の改善要望。 →このタイトルでは、対象者が誰なのかわかりません。 ・保育幼稚園室は、タイトルに具体性をもたせて対象者に分かり易く、また申請漏れが無いような周知方法が必要。加えて、Hpに掲出後の確認をされたし。 ・市民に無駄なクリックをさせないためにも…。 →[仮案]「保育士サポート給付金。令和5年度上半期分(4月～9月分)の申込受付を開始。【10月20日(金)締切】」 ※広報課へ供覧願ひます。 ※市民総務室の方へ、「供覧先への転送でお手数をお掛けしております。」</p>	<p>ホームページ(トップ画面)の新着情報欄の表記につきまして、ご指摘のとおり不十分な点がございましたこととお詫び申し上げます。今後は、対象者や更新内容が判別しやすい記載へと改めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R5.10.13	R5.10.25

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
292	山田駅のコーヨーで輩風の男が文句を言ってきたことについて	10月22日18時30分頃、山田駅のコーヨーの牛乳売り場付近で人が集まっていたところ、突然夫婦と思われる2人組のうちの一人の輩風の男が私の母に向かって、邪魔なんだよドケよババアと暴言を吐いてきました。 最初は中年の女性は他にたくさんいたのでまさか母に言っているとは思わずびっくり。コーヨーも最近は変な奴が増えました。 コーヨー側には株主として苦情を入れてあるので市側からも警備強化のお願い等お願いします。 この前も変な人に絡まれたときに店長が警備体制を強化すると言っていました。が、またこんなことになるとは。	当該箇所の警備については、行政に関わる事案ではありませんので、市として対応いたしかねます。	市民総務室	R5.10.25	R5.10.25
293	北千里付近の府道119号でまた暴走族が迷惑をかけています！	10月24日23時35分頃、山田駅から北千里駅に向かう府道119号線で1台のバイク(いつも同じ音なので同じバイク)がブンブンブンとすごい音を立てて走っていました。違法改造していることは明白。こんなのじゃ当然車検も通らないだろうから250cc以下のスクーターバイクと思われる。 うるさいし、本当に迷惑。 吹田警察は私たちの提供する情報を元に、もっとパトロールと取り締まりを強化してほしい。 こんなやつさっさと免許取り消しにしないと同じ奴がまた出てくる。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.10.25	R5.10.25
294	藤白台1丁目交差点付近での道交法違反となる”ながらタバコ”について	10月12日11時40分頃、藤白台1丁目交差点付近で、〇〇の車の50~60代くらいの運転手(白髪交じりで眼鏡をかけていてTシャツ姿)が道路右側に手を出しながらタバコを吸っていた。 条例違反と道交法違反のダブルで違反となるので吹田警察の捜査の上、検挙をお願いします。証拠動画は後ほどお送りします。 ※動画については、公表しておりません。	吹田市環境美化に関する条例では、車輦内での喫煙については、対象としておりません。ご理解いただけますようお願い致します。 今後も粘り強く啓発活動に取り組み、喫煙マナー向上への意識の醸成を図ってまいります。	環境政策室	R5.10.12	R5.10.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
295	統-65-2。『消防署開放デー2023秋』の改善要望	<p>10月11日掲出の市HPタイトル『消防署開放デー2023秋』⇒9月29日掲出のタイトルと同じです。</p> <p>・開催日が10月29日であり、再周知なのか?…と思い、下へスクロールをすると、「申込みは終了しました」でした。</p> <p>⇒添付画像-1。サイトの内容 ⇒スマホの場合は、下へのスクロールが多くなり分かりにくい。</p> <p>⇒[仮案] タイトルを「消防署開放デー2023秋【募集を終了しました】」にされたら分かりやすい。</p> <p>また、サイトの申込み締め切り日の項に追記するのではなく、冒頭に【募集を終了しました】を表記をすれば、市民の勘違いが防げます。</p> <p>⇒添付画像-2。【募集を終了しました】の表記例</p> <p>・情報政策室へ。DX時代に取組んでおられる吹田市にお願い。吹田市が市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。</p> <p>⇒広報課と、協議願います。</p> <p>※広報課へお願い。広報課へも要望をしており、市の監査委員からは“分かり易いHpを”…後藤市長に報告がされています。マニュアルが制定されていることから。再度、全局局に周知を願います。</p> <p>⇒添付画像-3、4。他市の新着情報例-2枚 ※市民目線で見ていただけますでしょうか。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。先日(10月29日)いただいた御意見も含めまして、今後ホームページを作成する上で御参考にさせていただきます、市民の皆様に見やすく、わかりやすいホームページ作りに取り組みますので、よろしく申し上げます。</p>	総務予防室	R5.10.13	R5.10.26
296	学校教育について	<p>過去5年間の小学校における教育内容で人権問題と感ずることがあるため意見を出させてもらいました。</p> <p>学校でいじめ防止の授業がされていますが、友達に悪口を言われる・蹴られる・たたかれる・物を投げられる・見て見ぬふりをすることがまだ見受けられます。先生に伝えても「自分たちで何とかしなさい」と言われるようです。</p> <p>また、先生方の対応としても人権侵害と感ずる様な内容が見受けられます。(口にゼロテープを貼る、たたかれたと感ずることをする、呼び捨てにする、本人に何も言わず黙って物を取り上げる、立ち話や連絡帳の一言ですませる、壁にドンと押し付ける、威圧的な態度をとるなど。)</p> <p>市としてこどもに関する施策を大事にされていますのでテキスト状の理想ではなく、一人ひとりの人権を大切に授業、教員への啓蒙をしっかりとい行い実践として積み上げていってほしいと思います。</p>	<p>教職員がいじめに対する感度を高く持ち、適切に対応することは大変重要なことであると考えております。</p> <p>いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けての様々な取組を進めるとともに、教職員の指導力向上や適切な子供理解が不可欠であると考えます。引き続き、児童・生徒一人ひとりの人権を尊重した教育実践をしていこう、各校へ指導・助言及び教職員研修の充実を図ってまいります。ご理解の程、よろしくお願いたします。</p>	学校教育室	R5.10.20	R5.10.26
297	ゴミ収集車の運転について	<p>江坂駅より西側を走るゴミ収集車の運転が荒すぎてとても怖い思いをしました。江坂のダスキンビルの西側にある公園の西側の道路を、10/21土曜日の朝8時20分頃、自転車で通っていたらゴミ収集車がものすごい勢いで曲がって来て、私が段差のある歩道と車道の間にさっと自転車ごと避けて倒れそうなのに、全く減速せずギリギリを走り抜けて行きました。事前の丁字路の一時停止もせず、走り抜けたあとにさらに右手(西へ続く)に道路があるのに全く気にすることなく走り抜けて行きました。子供だったらぶつかってたと思います。</p> <p>鉄の塊を運転してる自覚がないのでしょうか。どれくらい怖いのか、ぶつけてしまったらどうなるのか研修等すべきだと思います。</p>	<p>お問い合わせの件につきまして、吹田市が許可をしている一般廃棄物収集運搬業者に聴き取り調査を行いました。いただいた意見の内容に該当する収集車両が認められませんでした。また、市内を走行しているゴミ収集車両は、本市の一般廃棄物収集運搬業者とは別に、資源化物や産業廃棄物を収集している車両も多数あることから、そのすべてを把握することは困難です。</p> <p>しかしながら今回のご指摘を重く受け止め、本市における一般廃棄物収集運搬業者に対し改めて交通法規の遵守及び安全運転を心掛けるよう指導いたしました。</p>	事業課	R5.10.23	R5.10.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
298	続-68.『吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望』	<p>吹田市民病院は、1953(昭和28年)年7月に初代市民病院開院(出口町)から70年目になり節目の年です。当時の人口は83,000人の時代で記念すべき年です。 ⇒吹田市民病院のHPならびに吹田市のHPには、何の情報発信のサイトがありません。加えて片山町に有った市民病院の歴史も何の記事がありません。 私は、小学生時にお世話になりました。また肺結核の病棟があった？記憶があります。身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが湧きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。 1)吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒“吹田市の沿革”のサイトが、10年間毎の記述しか無く市民病院に關した変遷の情報(含む画像データ)は皆無です。 2)記念式典などのイベントの開催の要望。 ⇒地方独立行政法人 市立吹田市民病院は、吹田市が地方独立行政法人法に基づいて設立。また運営については、吹田市の市長が議会の議決を経て事業が行われます。また理事長及び監事は吹田市の市長が任命。 ⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をされる事を願っております。 3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。 ※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市民病院について 市立吹田市民病院は地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は市民病院が主体的に行っています。 本件は御要望として吹田市民病院へ共有させていただきますとともに、〇〇様のように、長年にわたり市民病院を御愛着を持って御利用いただけますよう、市民病院と連携を図ってまいります。 (担当:健康まちづくり室)</p> <p>吹田市の沿革について いただきました要望をはじめ、市民の皆様のニーズを踏まえながら、ウェブサイトの内容の充実に向けてまいります。 (担当:広報課)</p>	広報課、健康まちづくり室	R5.10.16	R5.10.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
299	府営吹田藤白台住宅5棟周辺(ピアノ池横の公園)での歩きタバコについて	<p>10月12日11時55分頃、府営吹田藤白台住宅5棟周辺のピアノ池の横の公園でリーバイスのトラックージャケットのようなGジャンを着て下は緑のスボンで眼鏡をかけた50～60代くらいの男が歩きタバコをしていた。</p> <p>この男の行動からして確か前にも歩きタバコをしていたはずだ。公園内はカラスが占拠しているにもかかわらず公園内を歩いて歩きタバコをする人はこの男くらいだからだ。</p> <p>この男は府営3棟、4棟方面から出てきたので近所に住んでいると思われる。運動がてら自転車で北千里駅周辺を巡回していたが、今日だけで3件の喫煙案件だ。</p> <p>職員の巡回のみでは効果がなくなっているので張り紙の強化などしてほしいが、ピアノ池は最近張り紙が刷新されている。公園内にも近隣住民や通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙をお願いします。</p> <p>苦情が来ているのでいう文言は非常に効果的です。</p> <p>前にも言いましたが大阪市内で勤めていた会社のビル前では以前から何をやっても喫煙をやめない小太りの男がいた(私がビル前を通るときに限って吸っていて非常に迷惑だった)のですがビル管理会社に苦情を言ったところ、禁煙の張り紙ではなく、近隣住民や通行人から苦情が来ているので禁煙の張り紙に変わり、その紙が貼られた日からその男が喫煙することがなくなったのです。</p> <p>吹田市側は張り紙だらけになるのもいかがなものかとは思っているかとは思いますが、マナーやモラルが低下するよりは100倍マシです。これを放置するとさらなる治安悪化につながります。</p> <p>この男についても証拠動画を撮影しているので後ほど提供します。</p> <p>※動画については、公表しておりません。</p>	<p>啓発看板につきましては、これまでも掲示場所や文言など、試行錯誤を繰り返しながら設置しており、ご意見いただきました内容も検討してまいります。</p>	公園みどり室	R5.10.12	R5.10.30
300	大井池公園でセアカゴケグモを見ました。	<p>日時、10月19日、14時半頃。大井池公園の背もたれがあるブランコのほうの背中側の板と板の間に、セアカゴケグモのメスと、たまごを5個程見つけました。(写真を撮ればよかったです。)一緒にいた者が駆除してくれましたが、大分市でのニュースでセアカゴケグモの記事を見たので、こちらに連絡致します。回答は特に希望ではありませんが、公園に注意書きなどしていただけたらなと思いました。よろしく願い致します。</p>	<p>駆除にご協力いただきありがとうございます。セアカゴケグモにつきましては、注意看板の設置は致しておりませんが、発見された場合はご連絡いただければ駆除いたします。なお、市販の殺虫剤で駆除できますことから、逃げられてしまう前に駆除に協力していただけると助かります。</p>	公園みどり室	R5.10.23	R5.10.30

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
301	北千里小学校跡地の北東部分の活用における近隣への配慮について	<p>北千里小学校跡地の北東部分の活用について、近隣住民からの意見をお伝えできたと思います。</p> <p>検討の一つとして広場やカフェ等が検討されているとのことですが、この開発される地域は最近新たに建設された向かいのマンションを含め閑静なマンションが立ち並んでおりますので、不特定多数の人が出入りする場所として、以下の点に十分配慮をいただきたくお願い申し上げます。</p> <p>1騒音 2臭い 3防犯・プライバシー 4景観 5路駐や渋滞</p> <p>1 騒音について、昼間はもちろんですが、特に深夜早朝も出入り可能となると溜まり場となり騒がしくなったりしないかを懸念しております。深夜早朝の出入りは禁止し施設するなど、適切な運用管理をお願いします。</p> <p>2 臭いについて、特に飲食店が建つ場合、異臭が発生しないような配慮をお願いいたします。広場や飲食店での活用の場合、ゴミが散乱しカラスが飛来するようなことがなきようゴミの管理はしっかりお願いいただきたく思います。</p> <p>3 マンションへの覗きや視線が社会上問題となっております。建設される建物の向きや距離を遠く取るなど、近隣マンションへの防犯・プライバシーへの最大限の配慮をお願いします。</p> <p>4 景観・環境を著しく損なうような建物(高層建物等)や状態(ゴミが散乱している等)は避けていただけますよう検討・対策をお願いします。</p> <p>5 今現在においても開発地の周辺道路には路駐が散見されます。広場や飲食店等ができることで更なる路駐の増加や交通渋滞などで周辺環境が悪化しないよう対策をお願いします。</p> <p>以上、近隣住民の生活や閑静な住環境へ十分配慮いただけますよう検討・対策をお願いするとともに、開発が終わった後も近隣住民へ配慮した運用管理をお願いいたします。</p>	<p>当該土地の一部につきましては、一般開放できる広場として市が必要な整備を行い、管理していく予定です。広場における騒音やゴミの散乱等がないよう、適切な運用管理をまいります。</p> <p>また、残りの部分につきましては現在事業者公募中ではありますが、募集要項におきましても、周辺との調和や近隣への配慮に関する基本的な考え方を定めており、今後整備される施設におきましても、徹底した運用管理を行うよう、事業者に対し求めてまいります。</p>	資産経営室	R5.10.16	R5.10.31
302	放置自転車	<p>以前も送信しました。予想通り岸辺ピエラの吉野家の前付近、放置自転車が益々増えて来ましたが、本今朝9:30の時点で6台。ピエラの入り口を塞いでしまうほどの自転車が停めてあることもあります。強制撤去するなり、何らかの強い方法を実施しないと益々増え、以前の吹田駅の前の違法駐輪場状態になります。早く手を打って下さい。景観をそこねています。写真とも撮りました。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>当該場所は、ピエラの敷地であり吹田市の放置禁止区域には指定しておりません。</p> <p>施設管理者には、現在の状況を改善するよう協力を求め、改善する意向を確認いたしました。</p>	総務交通室	R5.10.23	R5.10.31

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
303	続-69.『吹田市のHPに吹田市庁舎の建設記録を要望』	<p>・吹田市庁舎の低層棟は、1963年(昭和38年)吹田市役所-新庁舎(低層棟)完成から60年目(還暦)になり節目の年です。これは、木造庁舎の一部が1955年(昭和30年)に焼失によるものです。昭和38年頃の人口は18万人?の時代で記念すべき年です。</p> <p>・吹田市庁舎は、吹田町が周辺の町との合併により吹田市が発足しましたが、市制施行当時の市庁舎は吹田町の役場だったと記憶が有り(後に済生会吹田病院?)、最初は泉町に木造の庁舎建設⇒低層棟⇒中層棟⇒高層棟の建設と変遷。</p> <p>・吹田市庁舎の低層棟の計画は、当初は5階建て(エレベーターも設置)が3階建てに変更。これは、財政的な問題でやむなく3階建てに変更されたものと推測します。</p> <p>⇒吹田市のHPには、何の記録が有りません。市庁舎の建替え計画のみです。</p> <p>市HP⇒吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒吹田市の沿革のサイトには、市庁舎建設の記述が皆無です。</p> <p>・吹田市で生まれ育った私は、身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。歴史を大切に作る吹田市になって欲しいです。</p> <p>1)吹田市のHPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの掲出位置を繰り上げて、市民の目に触れ易くするためにも、“吹田市の紹介”のサイト内をお願いします。</p> <p>2)記念式典などのイベントの開催の要望。</p> <p>⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をお願いします。</p> <p>3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。</p> <p>※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>回答が遅くなり申し訳ありません。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本庁舎につきましては現在改修工事を実施しており、市ホームページにおきまして、そちらの進捗状況を掲載しています。今後、当該ホームページの充実につきましては、検討をいたします。</p>	総務室	R5.10.16	R5.11.1

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
304	【再依頼】証明書等の証明書欄の削除	<p>吹田市シティブロモーション推進室以下のやりとりを行いました。</p> <p>10月18日 ○○→吹田市シティブロモーション推進室 知り合いがずいたんの着ぐるみやデザインの申請の際に、書類が手書きであり苦労したと聞きました。ホームページを確認したところ、それぞれの申請書にボールペンでの記載や捺印について書かれていますが、本当に必要なのでしょうか？ 要領には記載がみあたらないです。ボール申請可能な点と矛盾しています。 無駄な手間がかかるだけなので、必要ないでしたら、様式を差し替えてほしいです。 必要なのでしたら、どのような理由からなのか知りたいですし、要領にも明記してほしいです。</p> <p>10月19日 吹田市シティブロモーション推進室→○○ お問い合わせありがとうございます。 吹田市シティブロモーション推進室です。 吹田市イメージキャラクターすいたんの着ぐるみ貸出申請書およびデザイン申請書の記入例に關しまして、ご意見いただきありがとうございます。 誤解を招く内容となっております、大変失礼いたしました。 下記の内容で対応させていただきます。 ・ボールペンでの記載に關しまして、「手書きの場合は」と追記いたします。 ・捺印に關しまして、文言を削除させていただきます。 今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>10月19日 ○○→吹田市シティブロモーション推進室 吹田市役所 都市魅力部シティブロモーション推進室 御中 早速な返答ありがとうございます。 ・ボールペンでの記載に關しまして、「手書きの場合は」と追記いたします。 ・捺印に關しまして、文言を削除させていただきます。 まだホームページが修正されていないようですが、いつ修正されるのでしょうか。 修正が完了次第、お知らせください。 ボールペンの記載を残す必要があるかどうか疑問は残ります。 吹田市全体でボールペンでの記載するように申請書に明記されているのでしょうか。 また、以前に「申請書等の証明書欄の削除」を依頼しておりましたが、本件も誤解を招く表現が残っていたと思いますので、市民の声にも投稿します。 関係部門との連携をお願いします。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default/project/_page/001/024/212/R5.2.pdf</p> <p>以前に捺印に關して誤解を招く表現はやめていただくように全庁的に見直しを依頼しましたが、本件は対象外なのではないかと、見直しがされていないのかご説明をお願いします。 再度、全庁的な見直しをおこなってください。</p>	<p>本件に関するホームページの修正等について ホームページの修正につきましては、本日完了いたしましたのでお知らせいたします。お問い合わせから修正までにお時間を頂戴し申し訳ございません。 手書きでの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明なることを防止するために、お願ひしているものです。 (担当:シティブロモーション推進室)</p> <p>押印欄の全庁的な見直しについて 令和5年2月9日に押印見直し後の申請書様式等の確認について全庁的な依頼があり、当室でも確認いたしました。捺印までに認識が及ばず、修正ができていなかったものです。 (担当:シティブロモーション推進室)</p> <p>申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。 本件につきましても、既に捺印を廃止した書類であり、対象でございます。 以前いただきました御意見を受け、捺印不要などの見直しを行った申請書等につきまして、見直し内容の反映や記載方法の丁寧な説明など、見直しの趣旨に沿った御案内となるよう庁内に周知しましたが、今一度確認を行うよう、全庁的に周知いたします。 (担当:企画財政室)</p>	企画財政室、シティブロモーション推進室	R5.10.20	R5.11.1
305	北千里周辺のピアノ池付近での歩きタバコについて	<p>10月15日17時20分頃、北千里駅からピアノ池に向かう制限30キロの市道で英字プリントのTシャツを着た上下黒の20～30代くらいの若い男がアイコスのようなものを吸っていた。 市職員のみ巡回だけではもはやモラルや治安の悪化は防げない。 市道に数枚目立つようにデカデカと禁煙の看板を貼るべき。 そして、巡回して注意するときになぜ吸っていたか聞くべきだ。 禁煙であることを知っていたかどうか重要。</p>	<p>ご指摘の道路付近にはガードレールがなく、路上喫煙防止を呼び掛ける看板を設置することは困難ですが、今後も粘り強く啓発に取り組み、不適切な喫煙の防止活動に努めてまいります。</p>	環境政策室	R5.10.19	R5.11.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
306	続-71。『読書週間』での取組を吹田市に要望	<p>「読書週間」10月27日から11月9日までの2週間にわたり、全国で読書を推進する行事が集中して行われます。</p> <p>吹田市では春に、こどもの読書週間として取組が行われましたが、秋の行事は皆無です。図書館だけでは無く吹田市としての取組が必要と思います。</p> <p>⇒添付画像。吹田市の「読書週間」検索結果、秋の取組は皆無。</p> <p>・私が小中学生時代には、「読書の秋」の言葉もよく聞き、学校でも「読書週間」が言われ、街には関西発祥の「貸本屋さん」がありがたく利用しました。</p> <p>・今日のニュース、「小学生～高校生の読書行動実態、2万世帯」⇒1日の読書時間が「0分が49%」。本が少ない家庭では、この傾向が…。逆に5割の人は本を読んでいる。</p> <p>【他市の多彩な催し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館のバックヤード見学、職業体験、資料や情報の探し方、調査・相談、 ・0歳児から小学生とその保護者。絵本講師や図書館司書による絵本の読み聞かせ。 ・やさしい手作り絵本講習会 ～お話作りから製本まで～世界で1冊だけのオリジナル絵本作成。 ・小学生以下～ちいさい秋みつけた～図書館内に隠されたお宝探しゲーム。 ・おたのしみ工作。「いろいろがね」。「牛乳パックを使ったびっくり箱」。 ・物語りの読み聞かせと、その物語りに関連する工作。対象：中学生以下 ・布でできた「さわる絵本」や点字図書、障がいのある方が書いた本などの展示。 ・点字名刺作り、視覚障がいを持つ方や高齢の方が読書をする際に役立つ補助機器用品の展示。 ・読書バリアフリー講演会。テーマ「知的障害者の読書を支援する分かり易い図書と代読ボランティアの養成活動」 ・誰もが楽しめるバリアフリー映画上映会。聴覚障害者用日本語字幕・視覚障害者用音声ガイド対応の2021年作品「コーダあいのうた」を上映。手話通訳、磁気ループもあり。 ・大人の本の福袋。スタッフが選んだ大人向けの図書を中身が見えないよう袋に入れ、一言コメントを添えて貸出し。 ・例年好評の「大人向け読書手帳」を配布。 ・本と雑誌のリサイクルブック市。図書館での役目を終えた本・雑誌を無償で提供。 ・府立高等学校の図書委員会より1500冊の寄贈。家に眠っている本を活かしたいという思いから、呼びかけ集めた本を図書館に寄贈。 <p>※広報課へ供覧願います。</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市立図書館では、毎年「読書週間」にあわせ、その期間の前後に「子どもと本のまつり秋の講演会」及び「図書館講座じゅずつなぎ」を行っております。今年も10月21日から11月26日にかけて、吹田市立図書館各図書館において上記の講座を開催しております。</p> <p>しかしながら、上記の企画の広報物に「読書週間」の文言を記載しておりませんでした。来年度からは記載するよういたします。</p>	中央図書館	R5.10.30	R5.11.4
307	北千里駅周辺での歩きタバコについて	<p>10月21日11時05～10分頃、北千里駅に向かう市道のピアノ池付近から公社1棟にかけて上は黒のインナーに灰色の上着、下は薄いグレーのズボンを履いた60～80代くらいの高齢男が歩きタバコをしていた。</p> <p>当方証拠動画を撮影している。</p> <p>来た方向からおそらく府営住宅の住人と思われる。</p> <p>このような事案が特に昼間に増えているので、職員の巡回頻度を増やしたり、看板や張り紙の増設、HPやその他の場所での路上喫煙禁止の広報をお願いします。</p>	<p>いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R5.10.23	R5.11.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
308	山五小学校と山三小学校の統合による自転車通学要望	<p>学校規模適正化で、山五小学校と山三小学校が統合することにより、山五小学校の子どもたちが山田中学校ではなく、西山田中学校に通うことになる、とのこと。</p> <p>9月16日の説明会では、かなり遠くなるため自転車通学を要望したところ、他市では2km以上で自転車通学を可能としている所が多いのでそれは考えておりません、という市からの回答でした。</p> <p>10月14日の説明会でもらった資料には、山五小学校校区から西山田中学校まで1.4km～1.9kmであり、徒歩での通学が困難とは言えないこと、又、他にも通学距離が長い地域があることから、徒歩通学で自転車通学はできない、とありました。</p> <p>実際は2km以上の所があります。 自転車通学をさせたくないからといって資料に虚偽内容を載せるのは許せません。</p> <p>その事を直接、市の方に伝えたら「直線距離の所もあるので…」と言い訳をされました。</p> <p>人は直線距離ではなく道なりを歩くものでしょう！ 他の学校との兼ね合いがあるのなら、そこも自転車通学を認めてあげたらいかがですか？</p> <p>中学生は毎日約10kgの荷物を背負って通学しています。 定期テスト前後になると置き勉(学校に置いて帰ってもOKな教科書類)も持って帰り、また持っていかなければなりません。 雨が降れば傘もさささなければならぬ。 昔とは気温も花粉などの環境も体力も(コロナ禍で)違います。 2km以上で可能としても、そんなに多くの人数にはならないのではないのでしょうか？ 不登校も増えてきている中、負担を軽くしてあげて欲しいです。</p>	<p>今回の統合に伴い、中学校区が変更になり、学校までの距離が相対的に遠くなることについては、保護者の皆さんがご懸念されていることと認識しております。この距離的な面に配慮し、経過措置として当分の間、西山田中学校、山田中学校のいずれかを選択できることとしています。なお、通学路につきましては、現地調査を行うなど状況把握に努めているところですが、通学距離についてはルート検索サイトを用いて距離を算出したものとなっています。</p> <p>説明会においても同様のご意見がございましたので、自転車通学につきまして再度検討をしましたが、山五小エリアからの距離、市内の他の中学校の通学距離等を総合的に判断し、現時点では徒歩通学とする予定です。</p> <p>ご指摘のとおり、昨今の気温等については、検討課題として認識しておりますので、市全体の通学の在り方については、今後検討させていただきます。</p>	教育未来創生室	R5.10.23	R5.11.6
309	ピアノ池から府営吹田藤白台住宅3棟周辺での歩きタバコについて	<p>10月22日18時55分～19時00分頃、北千里駅近くのピアノ池から府営吹田藤白台3棟集会所と3棟駐輪場を抜け、エントランスにかけて緑色の帽子をかぶった50～70代くらいの男がアイコスを吸っていた。</p> <p>この男は私が上がった後に見ると府営吹田藤白台住宅3棟の〇〇階で降りたので〇〇階に住んでいる住人だ。</p> <p>該当人物の特定の上、吹田市より戸別訪問し嚴重注意をお願いします。</p> <p>一体今月何件の喫煙案件が出てると思ってるんだ。今月。</p> <p>私が把握しているだけで7件も出ている。</p> <p>行政は職員の巡回を強化しますばかりでやる気あるのか。</p> <p>職員の巡回だけではもはや効果が薄いからこの現状だ。</p> <p>それに以前からもっと抜本的な対策をしてほしいと言っている。</p> <p>私たちの通報活動と行政の巡回活動などの効果で去年？はほぼ0になっていたのに、今年に入ってまた激増している。これからも違法喫煙を撲滅するために活動を続けていく。</p>	<p>いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。</p> <p>今後も粘り強く啓発活動に取り組み、喫煙マナー向上への意識の醸成を図ってまいります。</p>	環境政策室	R5.10.23	R5.11.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
310	山五小学校、山三小学校に統合について	<p>一昨年、引っ越してきました。(元々、私は地元です) 子どもが生まれたので、小学校が少人数、小学校と中学校が近い。という理由が魅力的でこちらに家を買いました。今はまだ未就学児です。 山五小学校の人数が少なすぎる為の統合、という理由、なんとか理解しました。山三と統合、も致し方ないところがあるかもしれない。と理解しました。 しかし、中学校が西山田中学校というのが全くもって理解できません。 山三小の児童でも遠いのに、さらに遠い山五小の児童がそこへ通うのは現実的にあり得ません。考えられない。遠すぎます。 今の夏の温度、熱中症などを考えると、子どもにこの遠い通学路を通わせる、そんな大人が居ていいのか。 中学校にもなれば部活もある。 運動して疲れて帰るとい時もあるでしょう。 以前、他のところで部活帰りに倒れて亡くなった女の子が居ました。 そんな子をまた出すつもりでしょうか。 遠い通学路、今のご時世、なにか事故、事件に巻き込まれないか。危険が高すぎます。 山五山三ともに西山田中学校より山田中学校が近い。(山三地区の児童も山田中学校の方が近い子が多い)山五地区なんて山田中学校の横。徒歩2.3分から10分が、西山田になると子どもの足では30分くらいかかるのではないかと。 統合された山三全体を山田中学校へ進学にすれば、山田中学校の児童は多くなるが、それに対して何か対策をしていく。通学路の危険度ははるかに上げるより、よほど良いと思います。 このまま統合を進め、中学校が西山田になり山五地区の児童の通学時になにかあった時、統合を進め最終決定した、今の教育未来創生室室長並びに、後藤市長はどう責任を負って下さるのか。 ご意見をお聞きしたいと思います。</p>	<p>子どもたちにとってより良い教育環境を実現するため、学校規模適正化に現在取り組んでいるところです。今回の統合に伴い、中学校区が変更になり、学校までの距離が相対的に遠くなることについては、保護者の皆さんがご懸念されていることと認識しております。 今回、この距離的な面に配慮し、経過措置として当分の間、西山田中学校、山田中学校のいずれかを選択できることとしています。 説明会においても同様のご意見がございましたので、自転車通学につきまして再度検討をしましたが、山五小エリアからの距離、市内の他の中学校の通学距離等を総合的に判断し、現時点では徒歩通学とする予定です。 ご指摘のとおり、昨今の夏の気温等については、検討課題として認識しておりますので、市全体の通学の在り方については、今後検討させていただきます。</p>	教育未来創生室	R5.10.24	R5.11.6
311	職員の対応	<p>納税課の〇〇さん。 何なんですか？あの高圧的な物言い。 弱い市民へ対してのイジメですか？ それとも自分のストレス発散ですか？ もう疲れました。 死にたいです。 後藤市長はどうお考えですか？</p>	<p>市税の納付相談につきましては、相談者の生活状況・収入状況等の聞き取りを行い、その内容を基に分割納付等の相談に応じさせていただいております。 今後とも納税者の立場に立った、納付相談に努めてまいります。</p>	納税課	R5.10.25	R5.11.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
312	JR吹田駅近くの噴水の維持管理について	<p>噴水の維持管理についての質問と意見です。</p> <p>JR吹田駅前の噴水(メロード吹田二番館、駐輪場出入り口の裏)について、いつ見ても水が出ておりません。それどころか、タバコの吸い殻が捨てられていることもあります。</p> <p>噴水制御盤には電源が入っていますが、異常表示のままです。</p> <p>吹田市として管理、点検されているのでしょうか？</p> <p>すぐに修理できないとしても、せめて電力の無駄や故障による事故を防ぐために一時的に電源を切ってはいかがでしょうか。</p> <p>現在計画されているブーメランストリートの一帯整理の時期でもよいので、ぜひ綺麗に修理して欲しいです。</p>	<p>平素は本市道路行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見について以下のとおりご回答申し上げます。</p> <p>ご指摘の噴水については、排水が円滑に機能しないことによる、道路上排水が発生するなどの問題から運用を停止しております。</p> <p>また、道路清掃については定期的なパトロールのなかで必要に応じて実施しておりますが、市内全域の範囲では、行き届かないこともあるのが現状となっております。</p> <p>なお、電源の遮断については機能上可能であるか確認してまいります。</p> <p>維持管理業務のなかで、街の美観が保たれるよう努めてまいります。</p>	道路室	R5.10.23	R5.11.7
313	分割納付中の差押	<p>国民健康保険の分割納付につき、分割納付計画書及び分納誓約書に、納付計画通りに履行している場合でも常に財産調査を行う旨及び差押を行う旨を記載下さい。現に交付されている分割納付計画書及び分納誓約書では、計画書通りに履行していれば差押はされないものと考えてしまいます。</p>	<p>現在お電話や窓口で分納の御相談をいただいた際に、分納中であっても財産調査を行い、財産が判明した場合には差押も行うことについて説明しているところでございます。</p> <p>しかし今回頂戴しました御指摘のように、分割納付計画書(控)及び納付誓約書(返送用)に財産が判明した際は差押を行う旨を記載することで、より一層御理解いただけるものと考えております。</p> <p>今後、御指摘のように、分割納付計画書(控)及び納付誓約書(返信用)に財産差押の件につきまして記載するよう検討してまいります。</p> <p>貴重な御意見ありがとうございました。</p>	国民健康保険課	R5.11.2	R5.11.8
314	職員の伝達ミス	<p>保育園の新年度申込年月の締切について、窓口で間違った日程を回答されたため締切に間に合わなかった。後日電話してその旨お伝えしたところ、絶対言っていないの一点張り。特にファーストコンタクトの方は、横柄な態度、名前を聞いてもなかなか名乗らず。その後、別の人と話を詰めて行くと応援の人もいたのど曖昧な答えで、最後は担当者本人が覚えていたらという回答。誠意も感じない上に、あくまでこちら側の誤認という姿勢を崩されなかったことが非常に残念です。</p>	<p>はじめに、電話対応時に不快な思いをさせてしまったことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。今後の丁寧な電話対応について、改めて室内で周知徹底を図ってまいります。</p> <p>また、窓口対応につきましても、引き続き、市民の方に誤解を招くことがないように、丁寧な対応に努めてまいります。</p>	保育幼稚園室	R5.10.27	R5.11.9

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
315	続-73. 10月27日 掲出の市HPタイトル『インフルエンザに注意しましょう』の改善要望	<p>10月4日のHP(Top頁)に掲出のタイトルが全く同じ。サイトを開くと更新日が10月27日ですが、追加・変更点の有無の記載がありません。⇒“再周知”と判断されます。 ⇒添付画像-1。タイトルが同じ。</p> <p>1)健康医療部 地域保健課は、このサイトを掲出された目的は何ですか。 2)[追加・変更点]がある時は、タイトルに概略の付記を願う。またサイトの冒頭に「新着情報欄」の枠を設けて[追加・変更点]の内容が市民に分かるように願います。 ⇒添付画像-2。サイトのタイトルが10/4掲出と10/27掲出時で変化、 ・サイトの冒頭記述「[前略]患者報告数が流行期入りの目安となる1人/週を超えて…」は同じですが、タイトルが、10/4は「流行警報レベル」⇒10/27は「流行中です」に変化。 ⇒吹田市の感染者は、メディアの感染拡大報道と異なり、減少傾向と受け止められます。 ⇒追加・変更がある場合で、HP(Top頁)のタイトルが同じであれば、スルーされる可能性があり、周知漏れの懸念が。 3)10月17日のニュース「飛び降り」など子どもの「異常行動」に注意を ⇒留意点の注記が必要。 厚生労働省では、万が一の転落等の事故を防ぐために、発熱から少なくとも2日間は、特に小児、未成年者が容易に住居外へ飛び出さないために、「玄関や窓を確実に施錠する」「ベランダに面していない部屋で寝かせる」「一戸建てに住んでいる場合は、できる限り1階で寝かせる」などの対策を呼びかけ。 4)10月19日のニュース「早くも流行！インフルエンザ 深刻な医薬品不足で年内絶望的」 ⇒インフルエンザに罹らない事が重要。マスクの着用が大切。先日、梅田から20時の通勤時間帯の電車に乗りましたが、マスクをさせていない方が多いです。 ※広報課・情報政策室へ供覧願います。</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>【ご質問(1)の回答について】 大阪府内のインフルエンザ患者の定点報告数が増加傾向であったため、市民に広くインフルエンザの注意喚起及び感染予防策を啓発する目的で、10月4日にホームページへ掲載したものです。また、10月27日は、その関連リーフレット等を新たに追加掲載したものです。 御指摘のとおり、タイトルが同じであり、どの情報が更新されたか分かりにくいため、掲載内容については、修正いたします。</p> <p>【ご質問(2)の回答について】 ホームページの新着情報欄のタイトルを追加・修正・変更と市民に分かりやすいように修正いたします。また、サイトのタイトルも同様に分かりやすい表記に努めます。インフルエンザの流行状況については、大阪府感染症情報センターが示す表現を使用することとします。</p> <p>【ご質問(3)の回答について】 ホームページへの掲載方法について改善を行ってまいります。</p> <p>【ご質問(4)の回答について】 情報発信を必要な時期に行うよう努めていきます。インフルエンザの流行状況を発信するとともに、マスクの着用、咳エチケット、こまめな手洗い、ワクチン接種等、有効な感染予防策についても引き続き、ホームページや市のSNS等を通じて発信いたします。</p>	地域保健課	R5.10.31	R5.11.9
316	せせらぎの道と総合運動場について	<p>せせらぎの道について。南側の歩道(きじま歯科の向かいあたり)で葉っぱが詰まっているのか歩道はもちろん車道にまで水が溢れています。大きな水溜まりができていたので対応をお願いします。 総合運動場について。陸上競技大会などで夜までスタートの際のピストルが鳴っているので、せめて夜はピストルの使用をやめて欲しいです。それ以外の時間でもピストル音は驚くのでポスティングで開催予告をお願いします。また、夕方から夜にかけてサッカーなのか分かりませんが、ボールの音と一緒にコーチか監督が怒鳴るような声が聞こえます。言葉遣いが良くなく、聞こえてくるとかなり嫌な気持ちになるので市の方からも言葉遣いの指導をお願いします。</p>	<p>せせらぎの道について 当該箇所について清掃を行いました。御連絡ありがとうございました。 (担当:道路室)</p> <p>総合運動場について 陸上競技大会のスタート時におけるピストルの使用については、競技の特性上必要となりますが、現在は電子ピストルを使用し、音量を抑えています。近隣の皆様には御理解いただきますようお願いいたします。 また、利用者の言葉遣いにつきましては、施設管理を行っている指定管理者へ共有し、利用団体へ周知いたします。 (担当:文化スポーツ推進室)</p>	文化スポーツ推進室、道路室	R5.10.30	R5.11.10

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
317	<p>続-70。10月27日 掲出の市HPタイトル 『医療機関向け ページ』の改善要望</p>	<p>10月1日のHPに掲出とタイトルが同じ。サイトを開くと、新型コロナウイルス感染症に係る内容でした。⇒添付画像-1参照。 サイトの冒頭には、「令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に伴い〔後略〕…の文言が。 ⇒医療機関には、内科・整形外科・眼科・歯科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科…いろいろ有ります。このタイトルでは、全ての医療機関が対象になります。 1)健康医療部 地域保健課は、タイトルにコロナ関連である事の具体性をもたせて対象者に分かり易くされて、医療機関に無駄なクリックをさせないためにも…。 2)サイトの更新日が10月27日であり、文書量が非常に多く変更点・追加点がかかるようにサイトの冒頭に“新着・更新情報”の枠が必要と思います。 ⇒現状では[再掲][再周知]の場合のルールが策定されておらず、[更新]の表示がされており他のサイトを含めて対象者の方は、サイト内の情報の全ての変更の有無の確認が必要となります。 ⇒加えて、変更点がある場合は、医療機関への周知漏れを無くすためにもタイトルに変更点の付記が必要。 3)DX時代に取組んでおられる情報政策室にお願い。事業者・市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が事業者・市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。 ⇒広報課と、協議願います。 ※この項は、10月13日投稿の[続-65-2]でお願いをしましたが、回答が有りませんでした。 ※広報課へ供覧願います。 ※市民総務室の方へ、「供覧先への転送でお手数をお掛けしております。」 ⇒添付画像-2。[再掲]の表記</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1及び2について 新着更新情報にある10月1日更新分の医療機関向けページは、すでに表示しなくなっていますが、10月27日分については、御指摘のとおり、関係機関が分かりやすい表記へ修正しました。 (担当:地域保健課)</p> <p>3について 情報政策室にて回答希望とのことですが、広報課から回答いたします。 市HPではさまざまな市政情報を発信しており、日々、市民のみなさまから様々な観点の御要望をいただいております。引き続き、多様な御意見、ニーズを参考にしながらわかりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	<p>広報課、地域保健課</p>	<p>R5.10.30</p>	<p>R5.11.10</p>
318	<p>北千里駅前再開発事業について</p>	<p>タイトルの件について、説明会に参加させてもらいました。 そして意見したいことや提案、要望等微細なことも含めるととてもじゃないですが、あの場で挙手することは出来ず、また、こちらも字数制限があるようですのでひとまず、字数制限の無い北千里駅前再開発事業に特化した、意見投稿フォームを整備してもらえませんか？ 説明会、意見交換会には今後毎回参加させてもらいたく、都度、質問や意見は増えるかと思われれます。 是非とも専用のフォームの整備、よろしく願います。 フォームが完成し次第、20でも30でも意見提案させてもらいたく、重ねてよろしく願っています。</p>	<p>市政に対するご意見・ご要望については、今回ご利用いただきました「市民の声」送信フォームのほか、各室課への直接のお問い合わせについては、各室課専用の問い合わせフォーム(2000文字以内)も設置しておりますので、ご利用を検討いただくと幸いです。 北千里駅前の再整備につきましては、民間施行の市街地再開発事業として、都市計画決定等の法的手続きの支援などに取り組む予定ですが、事業の計画につきましては、事業検討主体である北千里駅前地区市街地再開発準備組合が検討を進めていくものです。 ご意見いただきました北千里駅前市街地再開発事業に特化した意見投稿フォームにつきまして、本市として設置する予定はございませんが、北千里駅前の市街地再開発事業に関する本市へのご意見につきましては、担当部署であります都市計画部計画調整室への「専用お問合せフォーム」(「北千里駅前の再整備」に関する市ホームページの最下段)をご利用いただくか、計画調整室のメールアドレスに送付いただきますよう、お願いいたします。</p>	<p>計画調整室</p>	<p>R5.10.30</p>	<p>R5.11.10</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
319	続-72。『市報の正誤表』の周知方法の改善要望	<p>吹田市報に誤り(今年は14件)があった場合の周知は現在、市のHP⇒広報紙「市報すいた」⇒市報すいたの訂正とお詫びのサイトに掲載のみであり、市HP(Top頁)の新着更新情報ならびに翌月の市報に掲載がされた記憶がありません。</p> <p>⇒1:市報に誤りがあった場合は、市HP(Top頁)の新着更新情報のサイトに速やかに掲出されますように。 添付画像。吹田市の正誤サイト。他市のHPへの掲出例。 ⇒2:翌月の市報に掲載されますように。</p> <p>Q:市報のデジタル版は月末に掲出されますが、判明している誤りヶ所は掲出時に訂正済みなのでしょうか? ※現状での市民への周知方法では、ネット環境に縁の無い方には正誤について周知されていない事になります。 ※情報政策室へ供覧願います。</p> <p>※添付の関連画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>市報に掲載している情報に誤りや変更があった場合、市民生活に大きな影響を及ぼすものについては、ホームページでの掲載や翌月の市報で周知するなど、内容に応じて適宜効果的な方法にて周知しております。</p> <p>デジタル版については、PDFデータは納品物になるため、未修正の内容になっています。</p> <p>HTML版については、修正済みの内容を掲載しております。</p> <p>今後PDFデータにつきましても、修正箇所がわかるようホームページ上に掲載するなど、検討してまいります。</p>	広報課	R5.10.30	R5.11.10
320	うるさい暴走バイクについて	<p>11月9日20時40分頃、府道119号線でまた違法改造のバイクが爆音を撒き散らして走っていた。 迷惑なので警察による取り締まりをお願いします。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.11.10	R5.11.10
321	府営吹田藤白台住宅3棟の自転車駐輪場で自転車カバーに油のようなものがかけられた器物損壊事件について(またですよ!)	<p>11月8日、府営住宅3棟駐輪場に置いてあるママチャリのカバーにまた油のようなものをかけられました。 今回で3度目です。吹田警察はいったい何をしているのですか? 捜査して早く逮捕してください。 軽犯罪すら捕まえないようでは話にならない。 自治会はこの件について回覧も回さないし、防犯カメラについて全く動こうともしないので私から自治会に直接投書をしようと思っている。 この件に関する吹田警察への通報をお願いします。早く捕まえるべき。</p>	<p>本件は、大阪府及び警察に係る事案ですので、大阪府及び警察へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.11.10	R5.11.10

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
322	川岸公園について	<p>このたび公園が綺麗に整備され、毎日気持ちよく使わせていただいております。ありがとうございます。</p> <p>時々、せっかく植えられ成長を楽しみにしていた植物が抜き取られていて残念な思いをしておりますら、住民がご自分の好みの植物を植えておりました。</p> <p>花壇用フェンスも付けられたりして、日に日に公園の出入り口が変貌していきそうです。</p> <p>その方はご自分の家の前の市道に面した街路樹の麓にも植え込みをさせます。</p> <p>直接、注意したいのですが近所だけに角がたつし、聞き入れてくれる方でないのもわかっているのに、然るべき部所から嚴重注意と植物撤去、元に戻すよう指導いただけないでしょうか。</p> <p>我々の税金で整備された市民みなさんの共有エリアです。</p> <p>私物化されるのは おかしいです。</p>	<p>無断で公園内で草花を植えている者に対して指導していく旨を、お電話で伝えました。</p>	公園みどり室	R5.11.6	R5.11.14
323	南千里駅周辺の路上喫煙について	<p>南千里駅前の広場のような場所、バス停やセブンイレブスタバなどの前の広場の段差に座ってタバコを吸う人が多くどこかお店の中に避難したとしてもタバコ臭が入って来るので逃げられず最悪です。</p> <p>バス停にいる人たちにも受動喫煙させていますし、小さな子供たちも多い場所なので禁煙と分かりやすく大きく複数掲示して頂けませんか？</p> <p>禁煙と掲示するのと同時に、喫煙所(とはいえ煙ダダ漏れなので構造には問題大有りではありますが…)はあちら！などと喫煙者を喫煙所へ誘導することも必要だと思います。せっかく近くに喫煙所がある意味がありませんし、受動喫煙をなくすために喫煙所は密室にしてほしいです！</p> <p>広場前のカフェで外のテーブルを利用しているお客さんたちも受動喫煙させられ可哀想ですし、今朝も複数喫煙者が居て風もあったので私はコンビニに行きたかっただけに煙を浴びて本当に臭くて苦しかったです。どうか対策をお願いいたします！</p>	<p>禁煙の掲示について及び喫煙所の密閉化について</p> <p>南千里駅前の禁煙掲示につきましては、管理者と設置場所について検討いたします。</p> <p>また、南千里駅の喫煙所につきましては、現在のところ密閉化の予定はございませんが、既に設置しておりますJR岸辺駅及び吹田駅に設置しております卒煙支援ブースの効果を検証のうえ検討してまいります。</p> <p>歩きたばこや路上喫煙の相談は多々いただいているため、不定期にはなりますが路上喫煙防止啓発員により都度現場確認を行い、喫煙マナー向上に向けて啓発活動を実施してまいります。</p> <p>(担当: 環境政策室)</p> <p>公園内の掲示について</p> <p>公園での喫煙につきましては、南千里駅前の広場に限らず色々要望をいただき、看板の内容や設置場所等、試行錯誤しております。南千里駅前の広場につきましても、啓発看板の設置について関連部局と連携して検討いたします。</p> <p>(担当: 公園みどり室)</p>	環境政策室、公園みどり室	R5.11.1	R5.11.15
324	理容店における健康増進法30条違反2件	<p>10月19日、市内理容店の店内における喫煙器具の設置を2件見かけた。</p> <p>健康増進法30条違反であるので是正を指導されたい。</p> <p>特にうち1件はこれまで何何何何何何でも指摘しているところである。</p> <p>早く違反を吹田市民に公表して市民等が誤って同店に入店しないよう受動喫煙を防止する措置を吹田市は講ずるべきである。それとも吹田市においては理容店内は喫煙が可能なのであろうか？</p> <p>(1) ○○</p> <p>(2) ○○</p>	<p>○○について、通報を受けまして現地確認を行い、健康増進法等の趣旨・内容を説明した上で、喫煙器具を撤去し、改善するよう助言を行いました。</p> <p>また、○○につきましては、8月8日付けで施設の管理権原者に対し、法令の規定に基づく指導を書面にて行ったところです。</p> <p>このたびの通報を受け、現地確認を行ったところ、喫煙器具が撤去されていなかったため、再度書面等による改善に向けた助言・指導を行います。</p>	健康まちづくり室	R5.11.1	R5.11.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
325	マンション工事について	マンション工事ですが祝祭日は禁止のはずですが、吹田市垂水町三丁目では朝8時過ぎより大音量が響いております。特例?。賄賂?。何故工事が出来るのでしょうか? マンション住民を代表して質問します。	現地を確認しましたところ、重機等を使用する作業である特定建設作業ではありませんでした。 法令では、特定建設作業に関しては、日曜日・祝日の作業を規制しておりますが、その他の作業については規制はございません。 ただ、施工業者には近隣住民の生活環境に配慮して作業するよう指導しております。	環境保全指導課	R5.11.6	R5.11.15
326	自転車の危険運転に関して	過去に同様の問い合わせも多々あるようですが、自分自身も2週連続で危険な思いをしたため意見させていただきます。 江坂駅や江坂公園周辺の歩道、江坂公園内、及び内環状沿いの歩道上で異常なスピードで運転する自転車に轢かれそうになりました。また、去り際に暴言を吐かれたこともあります。 市としても運転マナーの向上のための啓蒙活動や、または警察と連携しての取り締まり等、対策していただくことはできないでしょうか。 今後も家族ともども、安心して暮らすためにご検討いただけると大変有難いです。宜しくお願いします。	自転車は道路交通法上の「軽車両」に該当し、原則車道の左端を走行することが法律で定められています。また歩道走行が認められる場合についても、歩道の車道寄り部分を徐行し、歩行者優先で徐行しなければなりません。 しかしながら、交通ルールや運転マナーの認知度や遵守意識は依然として低く、一部の利用者による危険な運転が見受けられるのが実情であります。 本市におきましては、吹田警察署と連携して、春秋の交通安全運動期間中の街頭啓発、市内全小学校を対象とした交通安全教育の実施、また吹田警察署では中学校・高等学校・大学及び事業者などに交通安全講習を実施し、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底と運転マナーの向上に取り組んでいるところです。 今後も様々な機会を捉えて、自転車安全利用の推進に努めるとともに、吹田警察署にも本要望を伝えてまいります。	総務交通室	R5.11.6	R5.11.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
327	「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めます	<p>・シティプロモーション推進室 御中 シティプロモーション推進室のホームページを確認しました。 記入例を修正いただきありがとうございます。 「書き添いの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明なることを防止するためお願いしているものです。」とありますが、吹田市にあるすべての書類に記載されていないのであれば、記載が必要なのか疑問が残りますが、記入例のみに記載してあり、申請書自体には記載されていないので、書き添いが必要であるか間違う可能性も低いことから、これ以上、意見は申し上げません。</p> <p>・企画財政室 御中 以下の回答をいただきましたが、以前に「全庁的な周知を行う」を行うと回答があったことに対して、全庁的な周知が行われていませんでした。 https://www.city.suita.osaka.jp/res/projects/default_project/page/001/024/212/R5.2.pdf 再度「全庁的な周知を行う」では、以前と同様の対応であり、改善されないと考えます。 全庁的な調査を行い、調査結果を公表するなど、さらなる改善策を求めます。 本来必要のない押印行為によって、市民に負担を強いた事を踏まえ、改善してください。 今後、このような問い合わせを繰り返さなくて済むように、うやむやにせず、本腰を入れてのご対応をお願いいたします。</p> <p>〇〇様 5吹市総第 8597-2号 令和5年11月1日 (2023年) 吹田市長 後藤 圭二(公印省略) 「【再依頼】証明書等の証明書類の削除」について(回答) 平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 令和5年(2023年)10月20日に送信いただきました標題の件につきまして、別紙のとおり回答させていただきます。 ・本件に関するホームページの修正等について ホームページの修正につきましては、本日完了いたしましたのでお知らせいたします。お問い合わせから修正までにお時間を頂戴し申し訳ございません。 書き添いの申請時にボールペンでの記載につきましては、申請書の改ざんや書類保管時に申請内容が不明なることを防止するために、お願いしているものです。 (担当:シティプロモーション推進室) ・押印欄の全庁的な見直しについて 令和5年2月9日に押印見直し後の申請書様式等の確認について全庁的な依頼があり、当室でも確認いたしました。捺印までに認識が及ばず、修正ができていなかったものです。(担当:シティプロモーション推進室) 申請書等につきまして、御意見いただきありがとうございます。 本件につきましても、既に押印を廃止した書類であり、対象でございます。 以前いただきました御意見を受け、押印不要などの見直しを行った申請書等につきまして、見直し内容の反映や記載方法の丁寧な説明など、見直しの趣旨に沿った御案内となるよう庁内に周知しましたが、今一度確認を行うよう、全庁的に周知いたします。 (担当:企画財政室)</p>	<p>全庁的な周知に際しましては、再度、各室課においてホームページに掲載されている様式等について押印不要となるものは修正が正しく行われているかどうかを確認するとともに、確認結果についても報告を提出するよう求めました。 今後とも、市民の皆様によりわかりやすい表記となるよう努めてまいります。</p>	企画財政室	R5.11.2	R5.11.16
328	青山台中学校部活動について	<p>数年後に青山台中学校に進学予定の娘がいます。 青山台中学では女子の運動部が水泳部、バドミントン部、陸上部しかありません。 知り合いの方が色々学校に働きかけてくださりましたが、移行期の現在、新しい部活動を創設するとはできないという回答だったようです。 吹田市として、中学校の部活動の方向性はどのようになっているのでしょうか。 外部委託に移行するにしても、受け皿を作ってから部活動を減らしてほしいです。 保護者は先生でなくても民間委託でも隣の中学と合同でもいいので、興味のある部活動をさせたいと思っています。中学生にとって民間クラブでは、なかなか塾との両立が難しく、授業後すぐに活動できるクラブ活動はとても貴重な場です。 吹田市としての方針を教えてくださいませんか。</p>	<p>本市教育委員会としては、生徒の部活動の活動機会を確保するための手法として、令和6年度より顧問の不在により存続が困難な市内中学校5校5部活動に外部委託による指導者の配置の試行実施を予定しております。 試行実施の検証をしつつ、自校に部活動が無い場合でも他校の部活動に参加ができるような手法等、持続可能な部活動を目指し、今後の生徒の活動機会を確保できるような「部活動のあり方」を模索してまいります。 今回いただきましたお声も貴重なご意見として承り、よりよい環境構築を目指してまいります。</p>	教育未来創生室	R5.11.9	R5.11.17

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
329	<p>続-69-2。『吹田市庁舎建設60周年記念行事ならびに市HPに吹田市庁舎の建設記録を要望』</p>	<p>10月16日に投稿(下記に再掲)。⇒11月1日に総務室 庁舎管理担当からの回答は「本庁舎につきましては現在改修工事を実施しており、市ホームページにおきまして、そちらの進捗状況を掲載しています。今後、当該ホームページの充実につきまして、検討をいたします。」 ⇒回答内容が、投稿内容に対して噛み合っておりません。 Q1: 後藤 吹田市市長様へ、吹田市庁舎の低層棟が60周年を迎える年であり、何らかの記念行事が必要だと思いますのでご見解を、お聞かせ願いますでしょうか。よろしくお願致します。 Q2: 現在の泉町の吹田市庁舎(木造⇒低層棟・中・高層棟)の建設記録が市HPに皆無です。市民として恥ずかしく、また吹田市の業務運営が残念に思えます。 ※市民総務室 広聴担当の方へ。この投稿は、市の儀式に関する業務を行っておられる秘書課長様に転送をお願い致します。 -----【10月16日に投稿(再掲)】----- 吹田市庁舎の低層棟は、1963年(昭和38年)吹田市役所-新庁舎(低層棟)完成から60年目(還暦)になり節目の年です。これは、木造庁舎の一部が1955年(昭和30年)に焼失によるものです。昭和38年頃の人口は18万人?の時代で記念すべき年です。 吹田市庁舎は、吹田町が周辺の町との合併により吹田市が発足しましたが、市制施行当時の市庁舎は吹田町の役場だったと記憶が有り(後に済生会吹田病院?)、最初は泉町に木造の庁舎建設⇒低層棟⇒中層棟⇒高層棟の建設と変遷。 吹田市庁舎の低層棟の計画は、当初は5階建て(エレベーターも設置)が3階建てに変更。これは、財政的な問題でやむなく3階建てに変更されたものと推測します。 ⇒吹田市のHPには、何の記録も有りません。市庁舎の建替え計画のみです。 市HP⇒吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒吹田市の沿革のサイトには、市庁舎建設の記述が皆無です。 吹田で生まれ育った私は、身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。歴史を大切に吹田市に於て欲しいです。 1)吹田市のHPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの掲出位置を繰り上げて、市民の目に触れ易くするためにも、“吹田市の紹介”のサイト内をお願いします。 2)記念式典などのイベントの開催の要望。 ⇒後藤 吹田市市長様は、何らかの指示をお願いします。 3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。 ※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。</p>	<p>総務室におきまして、本庁舎等の市の建築物に関する記念事業は実施を予定していませんが、本市では市制施行に関する周年記念事業を実施しており、近年では、令和元年度から令和2年度にかけて、市や吹田市制施行80周年プロジェクト会議等が市制施行80周年を記念して様々な行事の開催などに取り組みました。 また、市のホームページにおいて、本庁舎における建築物の変遷に特化した内容を掲載する予定はございませんが、「市の沿革」ページにおいて、市政施行当時からこれまでの歴史を様々な出来事に触れ紹介しております。</p>	総務室	R5.11.13	R5.11.17

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
330	<p>続-74. 10月31日 掲出の市HPタイトル【ひとり親世帯分】令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金』の改善要望</p>	<p>1)市HP(Top頁)の「大切なおしらせ」には、「4月25日」の表記で、サイトの更新日の「10月31日」との整合性が有りません。更新日に合わせる必要あり。 ⇒添付画像-1 子育て世帯給付。大切なおしらせ 加えて、更新日の「10月31日」には、市HP(Top頁)の「新着情報欄」には、掲出されていません。参考:「新着情報欄」初回掲出は4月21日で10月31日の間のサイトの更新時(約10回)には掲出されていなかった…と思います。 ⇒添付画像-2 子育て世帯給付。新着情報欄10月31日 ⇒「大切なおしらせ」欄の日付が変更されないと、市民はサイトの更新に気がつかれません。 ⇒現状では、対象者に情報が伝わっていないように思えます。 2)サイトの「対象者-2の2行目の「令和3年中の収入」の記述が有りますが、何故「令和4年中の収入」で無いのか、教えて下さい。 3)サイトの「対象者-3の2行目の「基準日以降」の語句が有りますが、サイト内には「基準日はいつ?」についての説明が有りません。記述が必要だと思います。 4)「DV等の被害を受けて児童と避難中の方へ」…の項について、【ひとり親世帯以外分】のサイトには記載がありますが、【ひとり親世帯分】のサイトには記載がありません。なぜですか? 5)他市からの転入者の取扱いは、対象となるのでしょうか? 6)支給手続きの項に「対象者の方には、令和5年5月上旬に案内を送付します。(4/21初回掲出)」の記述が。⇒サイト内には、「給付金のお知らせの通知」を5月9日～9月15日まで毎月送付されていますが、どのような方なのか教えて下さい。 7)広報課への質問、サイトの更新時の市HP(Top頁)の「大切なおしらせ」欄の日付の更新ならびに「市HP-新着情報欄」への掲出ルールはどのようになっていますか? 8)「大切なおしらせ」欄への掲出は、今回、投稿の内容よりも対策本部が設置されている「特殊詐欺に注意」の掲出が優先されるものと思います。誰が判断されるのでしょうか?。基準を教えてください。 9)DX時代に取組んでおられる情報政策室への質問。事業者・市民に発信する情報はHPが大切です。発信する情報が事業者・市民に正しく、分かりやすく届く事が求められます。見解をお願いします。 ※添付の関連画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。</p>	<p>1)について 吹田市HP(Top頁)の大切なおしらせ欄の日付が2023年4月25日の表示となっておりますは、すでに御覧になった市民の方に新たな給付金の支給が始まったと誤解を与えかねないことを考慮し、当初に掲載した時点の表記として記載しております。更新日の10月31日については、支給時期に於いてのみ随時更新していることによるものです。新着情報への掲出は給付金の内容が変更になったと誤解を与えかねないため控えておりますが、対象者の方へは支給日を随時ホームページに掲載する旨を別途お知らせしております。 (担当:子育て給付課) 2)について 対象者-2の方は、公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当が支給されない方であり、令和5年3月分の児童扶養手当は、令和3年中の収入を基に決定しているため、「令和3年中の収入」となっております。 (担当:子育て給付課) 3)について 基準日につきましては、御指摘いただきましたとおり、改めて、ホームページに記載させていただきます。 (担当:子育て給付課) 4)について 【ひとり親世帯分】の給付金の支給資格については、児童扶養手当の支給資格に準拠しているため、【ひとり親世帯以外分】のように、給付金の支給資格として「DV等の被害を受けて児童と避難中の方」を対象としていないためです。 (担当:子育て給付課) 5)について 転入元市区町村で本給付金を受給しておらず、かつ支給要件に該当する方は対象となります。 (担当:子育て給付課) 6)について 児童扶養手当の不足書類の提出等により、遡って令和5年3月分の児童扶養手当の支給対象者となった方が対象となります。 (担当:子育て給付課) 7)について 「大切なおしらせ」の日付の更新ならびに「市HP-新着情報欄」への掲出については、発信する内容に応じて発信元の各室課が判断しています。 (担当:広報課) 8)について 「大切なおしらせ」につきましては、広報課にて市民生活に影響が大きい内容を掲出するよう運用しています。 (担当:広報課) 9)について 情報政策室にて回答希望とのことですが、広報課から回答いたします。 5吹市総務部623-2号で回答しましたとおり、市HPではさまざまな市政情報を発信しており、日々、市民のみならず様々な観点の御要望をいただいております。引き続き、多様な御意見、ニーズを参考にしながらわかりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	<p>広報課、子育て給付課</p>	<p>R5.11.8</p>	<p>R5.11.20</p>
331	<p>府営住宅3棟花壇への不法投棄について(犯罪です)</p>	<p>府営住宅3棟エントランスにある花壇にチラシが頻繁に不法投棄されています。回収してもまた不法投棄されていたちごっこ状態です。数年前までは植木の枝を折られたりタバコの吸い殻を不法投棄されてましたが(当然タバコは動植物には有害で特にそのままの状態でも雨が降るとタバコが水に染み出して草花が枯れる原因に)今はその行為者が引越したのか枝を折られたりタバコの不法投棄はありません。ただ知らないチラシが捨てられているので警察のパトロールや、エントランスへの張り紙等お願いします。</p>	<p>本件は、大阪府及び警察に係る事案ですので、大阪府及び警察へ情報提供させていただきます。</p>	<p>市民総務室</p>	<p>R5.11.20</p>	<p>R5.11.20</p>
332	<p>府営住宅1棟ゴミステーション前への不法投棄について(犯罪です)</p>	<p>11月15日19時24分頃、府営住宅1棟のゴミステーションに住人でないと思われる者が自転車に乗って開いていないゴミステーション前にゴミを置いてそのまま不法投棄していきました。そのときのゴミの写真は遠くから撮っています。犯人は40～50代くらいの男で自転車で市道を山田駅方面に逃走。警察による捜査、検挙をお願いします。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。</p>	<p>市民総務室</p>	<p>R5.11.20</p>	<p>R5.11.20</p>

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
333	南千里駅前広場で無許可で路上ライブをしていたことについて	11月11日16時頃、南千里駅前の広場でギター片手に路上ライブしているおじさんがいました。 無許可だと思われるが、無許可での路上ライブは道路の占有にあたり禁止です。 演奏行為の禁止も明確に張り紙で禁止してください。	公園区域内であれば、道路とは違い、音量や時間帯など、他の公園利用者や周囲の迷惑とならない範囲であれば、ギターを弾くこと、歌を歌うことは禁止しておりません。しかし、程度によっては指導や許可が必要な場合もあることから、注視して参ります。	公園みどり室	R5.11.14	R5.11.22
334	北千里駅ロータリーでの歩きタバコについて(路上喫煙は禁止です)	11月9日17時54分頃、北千里駅の〇〇の前からイオン北千里店にかけて上は薄いグレー、下は黒で白のスニーカーを履いた50~70代くらいの男が歩きタバコをしていた。 本当にモラルが低下している。他に誰も吸っていないのにおかしいとも思わないのか。 ロータリーに路上喫煙禁止の張り紙をお願いします。	いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考にさせていただきます。	環境政策室	R5.11.10	R5.11.24
335	市報について	市報について市広報課に問い合わせた時、市民意識調査で特に問題ないので改善する必要はないと言われました。市民意識調査は誰を対象にしているのですか？一部の結果だけで市政を決めるのはおかしくないですか？市民に聞くなら全員に聞くべきではないですか？市政は一部の人間で決めるのではなく幅広く聞けるようにしてください。別にあなた方に市政を任しているわけではありません。今の市のやり方には税金を1円も払いたくない心境です。	市民意識調査につきましては、18歳以上85歳未満の吹田市在住者のうち、無作為抽出した2000人を対象に行っております。 全数調査につきましては、誤差なく正確な結果が得られる反面、膨大な費用や手間がかかるという欠点があるため、当市の市民意識調査では、「対象となるもの一部を調査して、全体を推定する方法」である、標本調査を採用しているものです。 今回、前述の条件を満たす2,000人の対象者に調査をしたところ、有効回答件数1,176件(回収率58.8%)と十分信頼できる市民の御意見を集めることができたと考えております。	市民総務室	R5.11.13	R5.11.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
336	続-68-2。『吹田市民病院の70周年記念行事ならびにHPにアーカイブのサイトを要望』	<p>10月16日に投稿(下記に再掲)⇒10月27日に健康まちづくり室からの回答は「地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は市民病院が主体的に行っています」[要望について市民病院へ共有させていただきます]</p> <p>Q1:後藤 吹田市長様へ市民病院が70周年を迎える年であり、何らかの記念行事が必要と思わずにご見解を、お聞かせ願いますでしょうか。よろしく願い致します。</p> <p>Q2:1953年に開院されてから2014年に地方独立行政法人化されるまでは、吹田市の所管事業であり、その間の市民の医療を担ってこられた記録は吹田市のHPに何らかの記録が必要だと思います。※市民総務室 広聴担当の方へ。この投稿は、市の儀式に関する業務を行っておられる秘書課長様に転送をお願い致します。</p> <p>――【10月16日に投稿(再掲)】――</p> <p>吹田市民病院は、1953(昭和28年)年7月に初代市民病院開院(出口町)から70年目になり節目の年です。当時の人口は83,000人の時代で記念すべき年です。</p> <p>⇒吹田市民病院のHPならびに吹田市のHPには、何の情報発信のサイトがありません。加えて片山町に有った市民病院の歴史も何の記事がありません。</p> <p>私は、小学生時にお世話になりました。また肺結核の病棟があった?記憶があります。身近な歴史・出来事を知る事により、先人の苦勞・努力・功績が分かり、吹田市への愛着の気持ちが沸きます。記録は後世に引き継ぐ必要があると考えます。</p> <p>1)吹田市民病院-HPにアーカイブのサイトを要望。加えて、吹田市のHPの吹田市の紹介⇒市のプロフィール⇒“吹田市の沿革”のサイトが、10年間毎の記述しか無く市民病院に関した変遷の情報(含む画像データ)は皆無です。</p> <p>2)記念式典などのイベントの開催の要望。</p> <p>⇒地方独立行政法人 市立吹田市民病院は、吹田市が地方独立行政法人法に基づいて設立。また運営については、吹田市の市長が議会の議決を経て事業が行われます。また理事長及び監事は吹田市の市長が任命。</p> <p>⇒後藤 吹田市長様は、何らかの指示をされる事を願っております。</p> <p>3)イベントの開催時には、当時の写真等のパネル展示などの開催を要望。出来れば、開発前の写真 or 地図がありましたらお願いします。</p> <p>※今回の投稿は、後藤市長様が10月21日に済生会千里病院の創立20周年記念式典・祝賀会に出席される事を知った事によるものです。</p>	<p>Q1について</p> <p>前回の回答のとおり、市立吹田市民病院は地方独立行政法人であり、その経営や事業運営は同病院が主体的に行っていますことから、本件は御要望として同病院へ共有させていただきました。</p> <p>このような御提案を再度いただきましたことは、同病院が開院以来取り組んできた、市民に寄り添った医療の提供が実を結んだ賜物と感じています。</p> <p>70周年という節目を迎え、これまでの歩みを振り返ることは意義あるものと考えますが、一方で、同病院には地域の医療機関では担うことができない医療提供を行う、二次医療機関としての役割を日々適切に果たす責務がございます。</p> <p>また、今般の医師の働き方改革推進等の医療現場を取り巻く情勢を鑑みますと、市といたしましては、記念行事の開催は困難と考えています。</p> <p>この度の〇〇様の御提案は、医療現場を支える医師や看護師等の支えになるものであり、厚くお礼申し上げます。引き続き、市民に心ある医療が提供できるよう、同病院と連携してまいります。</p> <p>(担当:健康まちづくり室)</p> <p>Q2について</p> <p>いただきました御意見を参考に、ウェブサイトの内容の充実に努めてまいります。</p> <p>(担当:広報課)</p>	広報課、健康まちづくり室	R5.11.13	R5.11.27
337	万博の花火がうるさすぎる!	<p>万博記念公園の花火がうるさすぎて迷惑!</p> <p>吹田市の1番南部に居るのに振動まで感じる。</p> <p>夏の一回とかであれば風物詩としてとらえられるが、万博は頻りに花火をしていて本当に迷惑!</p> <p>動物も人にもストレス。</p> <p>なぜ迷惑をかけられる市民の声は聞かず自分たちの利欲のためだけにここまで頻りに開催するのか!</p> <p>年に何回してる?</p> <p>10回近くしてる!</p> <p>一分の人間が愉しめばいいと考えてるらしいがいい加減にしてほしい。</p> <p>市による嫌がらせとしか思えない!</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R5.11.27	R5.11.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
338	京阪バスのJR吹田から守口市間について	京阪バスのJR吹田から守口市間が12月16日で廃止することになりました。しかしながら、吹田から上新庄や守口市に行くのは貴重でたまにはあります。利用者はたしかに朝夕でも空いてるのですが必要なお客さんがいるのもたしかです。阪急バスか大阪シティバスが朝夕だけでもいいので引き継いでほしいのと大阪シティバスがやっているオンデマンドバスを吹田市と東淀川区、守口市にもしてほしいです。よろしく願いいたします。	阪急バス(株)にお聞きしたところ、慢性的な運転手不足のため当該路線を引き継ぐことは困難であるとの回答を受けております。大阪シティバスについても同様の回答を受けております。バス事業者につきましては、全国的に慢性的な運転手不足があり、本要望等のご対応が困難であることをご理解いただきますよう、よろしく願い申し上げます。	総務交通室	R5.11.13	R5.11.28
339	北千里駅周辺のピアノ池付近での歩きタバコについて	11月11日17時55分頃、藤白台のピアノ池に並行する制限30キロの市道でタバコの匂いがしました。ピアノ池付近では2人の男が歩いていましたが、該当する人物は特定できず。知られていない条例など意味がない。もっと広報活動等していただきたい。阪急電車と協力して車内に禁煙の広告を貼るとか。	いただきました情報につきましては、引き続き指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.11.14	R5.11.28
340	歩道舗装のお願い	歩道を舗装していただきたく、ご連絡いたしました。ちょうど「レストランかもしま」を出てすぐの歩道の切れ目(歩道から車道に切り替わるところ)で、カーブになっているあたりのブロックがせり出しています。昨日、私の母(70歳)が足をひっかけて転びました。その前にも、同じく高齢の女性が転んでいるを知っています。この付近の道路については、令和6年以降に舗装工事の予定があるとHPで拝見いたしております。しかし、道路幅を広げて快適に通行できるようにするよりも先に、歩行者にとって転びやすい場所を平らにならすなどの危険を減らしていただきたくお願い申し上げます。	御要望の場所を確認させていただき、インターロッキングブロックに段差があり、つまずき転倒の可能性がありますので補修させていただきました。今後も、転倒の可能性がある場所につきましては、順次、補修作業をさせていただきますと考えております。	道路室	R5.11.20	R5.12.1
341	まちなかりビングでの自習について	まちなかりビングの学習室兼会議室1・2は会話マークがついていますが、内容定着率向上のため声を出しながらの自習はできますか？	ご質問の中の「会話マーク」につきましては、指定管理事業者の「まちなかりビング北千里」ホームページでフロアガイドをご覧になられたと推察いたします。指定管理事業者を確認しましたところ、当該のマークは「会話マーク」ではなく、会議室・集会室等を示すものとして使用しているものでございます。まちなかりビング北千里1階の図書館エリアにあります学習室兼自習室1・2につきましては、静かに学習できるスペースとして、ご利用いただいております。館内の他の閲覧席につきましても、声を出しての自習につきましては、他の方の読書の妨げになりますのでご遠慮いただきますようご理解の程、お願いいたします。今回、いただきましたご質問につきましては、指定管理事業者にも共有させていただきます。	中央図書館	R5.11.21	R5.12.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
342	12月3日朝6時前、府道119号線で無灯火の車が速度違反と信号無視	12月3日朝6時前、北千里駅の府道119号交差点で無灯火の車が速度違反と信号無視をして今宮方面に走り去っていった。 この道路は飛ばす車が多いので監視カメラの設置等をお願いします。 また警察による取り締まり強化も合わせてお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R5.12.5	R5.12.5
343	続-75。吹田市民病院の患者送迎用バスの停留場移設について市民への周知が必要。	1) 市立吹田市民病院の患者送迎用バス・垂水町3丁目のバス停が12月1日(金)から北東方向へ270m移設されます。⇒速やかに市HPに掲載が必要。 2) 市民病院のHPも、バスの停留場移設について市民に周知が必要。 ・市民病院のHP(Top頁)には、表記されていません。⇒添付画像-バス停-1 ・同HPの交通アクセスのサイト(バスのルート)にも、表記されていません。⇒添付画像-バス停-2 ・同HPの時刻表のサイトにも、表記されていません。⇒添付画像-バス停-3 ・垂水町3丁目のバス停(現在)には、バス停の移設についての掲示がありますか？ ・垂水町3丁目のバス停(新)には、バス停の停車位置についての掲示がありますか？ ・市民病院の院内には、10月末時点で掲示がされていませんでした。⇒入院されていた方が退院時に利用された場合、降車場所が異なります。 ・同HPの交通アクセスのサイトのバス停の案内画像に、垂水町3丁目のバス停のみが表記されていません。※他の3か所は表記あり。⇒添付画像-バス停-2 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	(1)、(2)、(3)について トップページの「お知らせ」に10月15日・11月29日付けで変更に関するお知らせを掲載しています。なお、(2)(3)につきましては、ルート変更前にページの差し替えを行うと混乱を招く可能性があるため、ルート変更後に掲載いたしました。 (4)、(5)について 現地に変更のお知らせを掲示しております。 (6)について 市民病院のバス乗り場に掲示しております。また、バス車内にも掲示していません。 (7)について バス停変更後に現地の画像とともに、掲載する予定です。	健康まちづくり室	R5.11.27	R5.12.6
344	路上喫煙について	南千里のトナリエアネックスの前の道路は、歩きタバコも自転車タバコもバイクタバコも車の窓からタバコを外に出しての走行も多すぎて本当に迷惑です。 たった今も、信号待ちの時に歩きタバコの男性がいて、逃げ場もなく信号待ちの間ずっと受動喫煙させられました。頭痛吐き気動悸で苦しくて辛いです。 火のついたタバコを持ったまま片手運転しているこの辺は車やバイクも本当に頻繁に見かけますし、その度に苦しいです！ 通行人も多く、子供連れも多い場所です。 もっと掲示や啓発、取り締まりを強化してください！！よろしくをお願いします！	ご指摘の箇所近辺で歩きタバコ禁止及びポイ捨て禁止の看板の設置を検討いたします。今後も引き続き、喫煙マナーへの意識醸成に向けて粘り強く啓発活動に取り組んでまいります。 なお、条例上車に乗っての喫煙は禁止されておりませんが、運転中の喫煙マナーにつきましては、当該内容の管轄である警察へ情報を提供いたしました。	環境政策室	R5.11.22	R5.12.6
6	成人式への市長家族出演について	今年の成人式に続き来年も市長の家族に出演依頼するのは、親族優遇にあたらないのでしょうか。吉本興業の芸人さんは、他にも沢山いらっしゃるのになぜそうなのかわかりたいです。	吹田市二十歳を祝う式典のゲスト選定につきましては、対象者で構成する実行委員会の要望も参考にしながら選定しています。ジャルジャルにつきましては、吹田市に所縁のある著名人から候補を選定する中で、各年の実行委員から毎年、強い要望があり、出演依頼しているものです。 ゲストの出演については「二十歳を祝う式典」の業務として、正式な手続きで所属事務所へ依頼しています。 また、市長は例年、公務として出席しているので、問題ないと考えています。	青少年室	R5.12.4	R5.12.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
345	分割納付中の差押	1月以上返信等がありませんので再送信します。 国民健康保険の分割納付につき、分割納付計画書及び分納誓約書に、納付計画通りに履行している場合でも常に財産調査を行う旨及び差押を行う旨を記載下さい。現に交付されている分割納付計画書及び分納誓約書では、計画書通りに履行していれば差押はされないものと考えてまいります。	回答については令和5年11月10日に回答書を郵送している。 念のため回答書の内容を返信メールに記載し、更に11月10日と同じ内容の回答書を特定記録郵便でお送りし、対応。	国民健康保険課	R5.12.4	R5.12.7
346	吹田市役所職員の皆さまへの感謝	吹田市に住み、13年となります。 その間、市役所職員の幾つかの部署の方々と接する、お会いさせて頂く機会がありました。 子ども育成室、シティプロモーション室、議事事務局、市民課の皆さまは仕事に対しても誠実で真摯に取り組まれ、丁寧に御対応いただいていることに感謝の気持ちで一杯です。 皆さまが、その仕事に対し誇りを持ち、その責任もしっかりとお持ちなのだと思います。これは吹田市民として嬉しく、この街で生活することに、暮らしを続けることに安心感を提供してくれています。 暮らす街への安心感が愛着を生み育み、そのことを通じ日常の普通のことを幸せと感じる充実した暮らしの「礎」となるのだと思います。 職員の皆様、お体に気をつけ頑張ってください。これからもよろしく願いたします。	本市職員に対する感謝のお言葉を頂戴し、誠にありがとうございます。 職員にとって今後の励みになるものと思います。 頂戴しました御意見につきましては、お申出いただきました部署と共有させていただきます。	市民総務室	R5.12.4	R5.12.8
347	北千里駅付近での迷惑な喫煙について	11月19日14時20分頃、アルカ薬局とイオンの間の通り抜け禁止スペースで40～50代くらいの男が喫煙していた。 隠れるようなしぐさをしたのでバス車内から見ていたところ喫煙を始めたものである。 20年前よりは10分の1以下にはなったものの、未だにロータリーではタバコの匂いがすることが多々ある状況だ。 市職員の巡回に加え、張り紙の強化等お願いします。	阪急北千里駅周辺に関しましては、不定期ではありますが啓発員による啓発活動を実施いたします。	環境政策室	R5.11.27	R5.12.11
348	北千里駅周辺での喫煙について	11月26日14時35分頃、高橋脳神経外科の向かいの歩道で上下黒い服の男が喫煙をしていた。 市職員の巡回のみでは効果が薄くなってきているので通行人や住民から苦情が来ている旨の張り紙をお願いします。	いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.11.27	R5.12.11

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
349	散水栓の設置の件	吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の件です。吹田市佐井寺〇〇丁目〇〇番地開発の件で、開発にあたって、前もって、新設擁壁の水抜き穴には、生活排水は流さないとの合意書を結んでいます。合意書に定めない事項も、誠実に協議のうえ解決を図るものをする〇〇(社名)の〇〇社長と結んでいます。しかし、現実には新住民の方から、洗車の水を流したいとのこと。〇〇社長、〇〇建設〇〇取締役から、訴えろといわれる始末です。さらに、〇〇(社名)の〇〇さんからは、建築時の汚水を確認と、散水栓の削除を求めたところ、11月28日に現地確認どころか一気に工事をする始末です。前もって我が家の敷地に水が流れると伝えてのにもかかわらず、平気でしろないとのこと。〇〇社長を訴えろ、汚水の確認もしない始末です。〇〇さんは、吹田市で建築実績が大きく影響力がある企業さんですが、分流地域かどうかもしらないで新築を建てていて、問題はないでしょうか？知らないで、建ててるとなると環境汚染会社です。吹田の環境はもちろん、地球環境に良くないです。道路の側溝に汚水を流すと直接河川に流れます。〇〇さんは、散水栓は設置必須と聞き、外さないとの回答です。ドイツでは、自宅で洗車すると罰金です。各企業SDGsを掲げられていますが、〇〇(社名)、〇〇建設はSDGsと違うことをされてます。他の地公体では、道路側溝に汚水をながさないでくださいと注意喚起があります。特に、我が家の場合は、道路側溝に流れたものが、一度我が家の敷地に入り込み、また雨水管に流れこみます。せめて、我が家の敷地に流れる地域だけでも、散水栓の設置をなくしていただくように指導、道路側溝に汚水はながさない注意喚起をお願いできないでしょうか。そもそも、分流地域では、道路側溝の水は、直接河に流れます。SDGsと真逆の行為です。一般市民の方は致し方ない面はありますが、開発業者や、政治家の方までも認識がないと思われます。そして、今回の、我が家敷地の排水溝の掃除をお願いします。道路を拡張して、道路側溝を吹田市さんが造られ、新築工事をされるたびに我が家に汚水が流れます。よろしくお願いします。	<p>汚水対策について 当該物件について現地確認をさせていただきました。現在、散水栓の使用目的及び排水設備の計画について事業者へ確認中であり、基準に適合しない場合は指導を行ってまいります。 (担当:管路保全室)</p> <p>排水溝の掃除について 道路排水に起因する堆積物であれば清掃いたしますが、今回は他に原因があるため清掃出来ません。 (担当:道路室)</p>	道路室、管路保全室	R5.11.29	R5.12.12
350	ピアノ池に並行する市道における歩きタバコについて	11月28日11時10分頃、ピアノ池に並行する市道のピアノ池付近で北千里駅方面から藤白台1丁目方面に上は黒、下は青っぽいジーパンのようなズボンで眼鏡をかけた50~70代くらいの男がアイコスの様なものを吸いながら歩いていた。ここは禁煙の張り紙があるのに本当にひどい状況だ。冬になっても、まだまだ違法喫煙者が後を絶たない。さらなる喫煙の防止に向けた対策をお願いします。いつもの指導員活動の参考というテンプレ回答はいりません。もっと市側でも対策を考えてご返答ください。	ご指摘の市道付近につきましては、不定期ではありますが路上喫煙防止啓発員による巡回を実施しております。今後も継続的に啓発活動を実施してまいります。	環境政策室	R5.11.29	R5.12.13

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
351	児童部子育て給付課の対応について	<p>1.児童扶養手当現況届未提出のお知らせが届きました。 あて先の住所氏名の下段に〇〇様と個人名が記載されていたので個人宛の文章と理解しています。その内容の中に令和6年1月期以降の支払いを一時差し止めますという文言がありました。現在私は手当は支給されていません。「各位」なら該当する、しないがあるのはわかりますが個人宛の文章でなぜもらっていない手当がさも支給されているかのように記載されているのでしょうか。またその件を電話で確認したところ、この文章は国が作成しているの自分たちには責任はないという回答でした。そもそも現況届の申請は義務なのでしょうか。申請するしないはこちらの意思かと思っていたので申請していません。そしてさらにその電話が途中で切れた(切れたのが切ったのかはわかりませんが)のですが、時間外でこちらからかけられないのをいいことに折り返しの電話がかかってくるまででした。</p> <p>2.奨学金の申請について 以前、奨学金の申請でアポをとりお伺いした際、突然来庁したわけではないにも関わらずサンダル履き、手は10本すべて色の違うマニキュアで対応されました。さらに当時すでに離婚して10年以上経過しているにもかかわらず離婚理由を尋ねられました。 奨学金の申請に10年以上前の離婚理由がなぜ必要なのか理解できません。しかも子どもも同席なのに。困っている人の対応とはとても思えませんし、キラキラのマニキュアで対応され、神経を逆なでされているのでしょうか。 上記の対応に対して、納得のいくご説明をお願いします。</p>	<p>この度は、児童扶養手当等の手続きに係る当課職員の対応により、御不快な思いをさせてしまいお詫び申し上げます。</p> <p>1.児童扶養手当現況届未提出のお知らせが届きました。 児童扶養手当の現況届につきましては、児童扶養手当法施行規則第4条に「受給者(全部支給停止者を含む)は現況届を毎年提出しなければならない。」と定めがあり、未提出の方には国の通知に基づいた督促文書を送付いたしております。なお、新たな年度(令和5年度)の手当支給額は現況届を御提出いただいた後に前年所得に基づき審査するものでございます。 御指摘の文言につきましては、令和5年度(令和5年11月から令和6年10月分)において手当の支給が発生する方であっても、期限までに現況届の御提出がない場合は、令和5年度の初回支給月である令和6年1月期以降の支払を一時的に差し止めることを教示しているものであり、現在の児童扶養手当の支給状況に関係なく送付させていただいております。 また、電話の件につきましては、御説明の途中で電話が不通となりましたのを、お切りになられたものと思い、折り返し電話を控えたことにより御不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。</p> <p>2.奨学金の申請について 当時の対応において御不快な思いをさせてしまい申し訳ございませんでした。 以前のこととなりますため詳細はわかりかねますが、母子父子寡婦福祉資金の貸付の際には、その必要性を確認するためにひとり親になられたからの生活状況等を聞き取りさせていただいております。また、聞き取りの中で個々の状況に応じて必要な情報提供などに努めているところでございます。 職員の身だしなみにつきましては、日頃から来庁された方に不快感を与えないよう指導しているところでございますが、この度の御意見を受け、改めて身だしなみと接遇について指導いたしました。</p>	子育て給付課	R5.11.30	R5.12.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
352	卒業証書の生年月日表記について	<p>吹田市には「吹田市在日外国人教育指針」があります。国籍を明かせない人や差別を避けるため日本国籍を取得する人やその子孫も大勢いることを指摘し、差別をなくすべきとしています。</p> <p>学校から配られた卒業証書の生年月日記載については、目を疑いました。「住民基本台帳」(日本国籍は元号、外国籍は西暦となっています。)に基づいて記載しますので、表記通りに記入してください。その他の表記を希望される方は、希望の表記を記入してください。</p> <p>とありました。生年月日はその子個人が記載を選べるのに、どうして、国籍により、表記を決めつけられないといけないのでしょうか。</p> <p>住民基本台帳がその表記方法を採用しているのは、分かりましたが、それをそのまま学校の卒業証書の生年月日に転用する点が理解できませんでした。国籍による区別が学校現場でされることに驚きと憤りを持ちました。</p> <p>この点について、確認しようと校長とも話し、教育委員会にも連絡しましたが、担当の〇〇さんからは、校長会の出す文書なので、「答えられない」との回答でした。</p> <p>校長会に聞いてくださいと回答を待ちましたが、「公的文書にありますので」という回答。なぜ住民基本台帳の区分をそのまま転用するのかは、「答えがない」とのことでした。</p> <p>また、〇〇さんからは、様々な意見が寄せられているとのことでした。表記は国籍により区別すべきなどの意見があったのでしょうか。具体的にどのような意見が何件あったのか、教えてください。</p> <p>私の家族にも外国籍の者がいます。なぜ個人1人ひとりの選択を聞くだけでなく、国籍により区別を明示する必要があるのか、当事者として、回答をいただきたいです。なぜ住民基本台帳の区分をそのまま転用するのですか？</p> <p>また、「吹田市在日外国人教育指針」との整合性についても、ご説明いただきたいです。</p>	<p>「卒業証書の記入」については、先日回答させていただきましたように、各校の校長が作成している文書となります。卒業証書は公的な証書であり、吹田市の住民基本台帳に基づいて作成され、保護者がその他の表記を希望される場合は希望どおり記載することになっています。</p> <p>あくまで原則としており、保護者の意向を最優先し、各校が確認するための文書であると認識しております。</p> <p>「卒業証書の記入」に対するご意見につきましては、教育委員会には1件、各校には数件寄せられてると聞いていますが、教育委員会としては件数等については把握しておりません。</p> <p>いただいたご意見については、吹田市立学校校長会と共有させていただいています。公立小・中学校は市の施設であることから、住民基本台帳に基づく記載を原則としているものと教育委員会と同校長会とで共有しております。</p> <p>また、「吹田市在日外国人教育指針」につきましては、「民族的偏見や差別をなくすよう努めていくことが必要」であるとともに、「在日外国人児童・生徒が民族的自覚や誇りをもち、日本での生活を円滑に送り、教育を受けるために必要な支援や指導を行う」ともあります。</p> <p>各校においては、指針に基づき、互いに違いを認め合い、ともに生きる社会を築くことを目標としています。</p>	学校教育室	R5.11.30	R5.12.14
353	紫金山公園 遊具(ローラ滑り台)について	<p>本日、子どもと紫金山公園の遊具で遊んでおりましたが、ローラ滑り台の 登り階段の踏み台(木製)の劣化が著しく、17キログラムの子どもが登るだけで踏み板がしなっている、所々欠けている部分があり、使用に対して恐怖を感じました。</p> <p>子どもは保育園の散歩でも皆んなと訪れて遊ぶ公園のようです。高さもある遊具です、命にも関わる事案ですので、確認をしていただけないでしょうか？</p> <p>必要時補修をお願いしたいと思っております。</p>	<p>公園遊具については、紫金山公園のローラ滑り台も含め有資格者による年1回の安全点検を実施して状態を確認しておりますが、木製遊具は劣化の進行が早く、現場確認したところ、ご指摘のとおり一部劣化が見られましたので補修等の対応をいたします。</p>	公園みどり室	R5.12.4	R5.12.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
354	歩道橋	下高川西詰(芳野町遊園)付近坂道が階段のまま、車イス移動が非常に難しいです。移動の自由が出来ません。 豊中市側は早い時期から階段から、スロープ式に変わっています。 何度か吹田市にお願いしていますが、10年前からお願いしただけなど何度も無視されています。自転車も坂を通り危険です。車イスも危険です。 市民の自由な移動人権を真剣に考えて欲しいです。	現在ある階段をスロープ(傾斜路)にするためには、縦断勾配を5%以下、やむを得ない場合でも8%以下の勾配にする必要があります。当該箇所の高低差では、縦断勾配を8%以下のスロープにしたとしても延長として50m~60m程度必要となります。また、現地も確認しましたが、隣接地は民有地で建物があること、北側については、多少スペースがありますが、土中に大口径の水道管(基幹管路)が埋設されていることから、スロープの設置に必要なスペースが確保できないため、現状ではスロープの設置は困難です。何卒、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。	道路室	R5.12.11	R5.12.14
355	青山台小の児童数の急増への対応について	藤白台5丁目の通学区域が青山台小へ変更となり、今後藤白台5丁目の大規模開発により、青山台小の児童数が大きく増える試算を出されていたかと思えます。 これにより、それを受け入れる青山台小ではハード面・ソフト面ともに様々な対応が必要と考えられますが、何か検討や対策は進められているのでしょうか？ 以下、考えられる問題点・懸念事項とその対策について質問させていただきます。 ・共働き世帯が多く流入すると考えられ、学童保育が不足することへの懸念。共働き世帯を考慮した受け入れ体制の強化(場所や建物、指導員の人数、夏春冬休み期間の弁当の提供など)は検討されているのでしょうか？ ・児童数の急激な増加に伴い教育体制は低下しないか？児童数急増に対する教員の確保や教育カリキュラムの対応は計画的に検討されているのでしょうか？ ・教室不足。そもそも、校舎などの建物の老朽化が目立ちますが、耐震性は大丈夫なのでしょうか？建て替えや増築、補強や運動場の拡大などの予定はありますか？ ・その他老朽化した和式トイレの洋式化等。 ・学校外の児童の憩いの場の不足。例えば青山台近隣センターはかなり老朽化が目立ちますが、児童が安心して集えるような一つの場所になるようリニューアルなどは検討されていないのでしょうか？ 特に共働き世帯の急激な増加により、現在の学童不足の受け入れ数から考えると受け入れ不足に陥ることが想像でき、これがまずは一番の課題かと感じております。 外部委託等であれば市から別途働きかけていただくなど対応が必要かと思えます。 藤白台5丁目の販売は好調のようで、入居が開始される2024年秋ごろには一気に児童数が急増する将来はすぐそこにきております。 迅速かつ適切な対応をお願いするとともに、何より子供たちにとって未来につながるより良い環境作りをお願いできればと思います。	学童保育について 留守家庭児童育成室への入室児童数の推計につきましては、毎年学校の児童推計とともに算出しており、御指摘の開発なども見込んだ推計としています。入室希望児童の受入れに当たっては、教室と指導員が必要となるものですが、教室については、これまで小学校や関係部局との調整を経て、必要に応じて空き教室などの活用や敷地内の増築などを行っています。 また、指導員については、青山台育成室は運営業務を民間に業務委託している育成室であり、児童数の見直しなどは、委託事業者とも情報共有しているところです。合わせて、小学校の長期休業期間中の昼食提供などについても、保護者の就労支援、負担軽減の観点から、吹田市内の一部の委託育成室において独自の取組として行っており、市としても事業者に対して積極的な導入を呼びかけています。 今後も吹田市の人口動向や保護者のニーズを的確に捉えて、事業実施を進めてまいります。 (担当:放課後子ども育成室) 教育体制について 公立小・中学校に配置される教員数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により定められており、学級数に基づいて決定されます。児童数の増加に伴い、学級数が増加すれば、当然教員数も多くなります。加えて、現在当該校は小規模校であることから、市独自で教員を配置しております。また、教育課程等のカリキュラムについては、児童数の増減に関わらず、学習指導要領に則り、各校の児童の実態に応じて、年度当初に計画的かつ適切に編成しております。 (担当:学校教育室) 教室不足について 校舎などの建物の耐震性につきまして、平成22年度に本校の耐震化は完了しており、所定の耐震性能を満たしています。なお、耐震化のため、必要に応じて耐震補強工事を実施しました。 老朽化した和式トイレにつきましては、洋式化することを検討しています。 (担当:学校管理課) 教育委員会において、住宅開発による児童増加も考慮した児童数推計を毎年作成しており、その推計をもとに、教室不足にならないよう事前に教室改修等を実施しております。なお、青山台小学校につきましては、今後も児童が増加する見込みとなっていることから、児童数推計を注視しながら適切に対応してまいります。 (担当:教育未来創生室) 学校外の児童の憩いの場について 昨年11月から古江台に児童センター、公民館、図書館が一体となった、まちなかりびんぐ北千里を開設しました。小学生の方をはじめとして広く御活用いただいておりますので、ぜひ御活用いただければと思います。 (担当:子育て政策室)	子育て政策室、学校管理課、教育未来創生室、学校教育室、放課後子ども育成室	R5.11.29	R5.12.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
356	最近の市政について	<p>ときどき市議会を傍聴しています。山三・山五の統廃合について市長が「子どもの声は聞かなくてもいい」とおっしゃったと思いますが、子どもこそ当事者です。社会契約論のルソーが「子ども」という概念を初めて発表したことは既にご存知だと思いますが、彼は子どもは子ども、意思と人格を持つ一つの主体だと言っています。ぜひ、当事者である子どもたちの声に耳を傾けてください。</p> <p>またすいたん問題で、市に責任があるとおっしゃったにもかかわらず、部下を処分しただけで、いちばん責任があると思われる市のトップであるご自分は謝罪もされないとは、どういうことでしょうか。</p> <p>27年前に、いい街だと思って、京都から転居してきました。ですが、最近の吹田市にはとてもがっかりしています。</p>	<p>山三・山五の統廃合について</p> <p>統合の議論については、考えや意見の違いにより、人や地域における対立や分断が発生するリスクを伴うことから、そこに子供たちを巻き込むべきではないと考え、教育委員会の責任において検討を進めてまいりました。なお、パブリックコメントや手紙等を通じて、子供たちの切実な思いや意見を正面からしっかりと受け止めさせていただいているところです。</p> <p>様々な御意見がある中で、教育委員会としては、統合後に学校が楽しみになるような取組を実施し、子供たちが笑顔で学校に行くことが大切であると考えております。統合が正式に決定しましたら、こうした取組に係る御意見を子供たちにも十分にお聞きし、前向きに検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>(担当:教育未来創生室)</p> <p>すいたん問題について</p> <p>すいたんの件につきましては、吹田市として、著作権に関する誤った法解釈により、適切な管理ができておらず、市民の方々に御心配をおかけいたしましたことを、重く受け止め深く反省しております。</p> <p>(担当:シティプロモーション推進室)</p>	シティプロモーション推進室、教育未来創生室	R5.12.4	R5.12.18
357	還暦祭行事について	<p>おはようございます。今年是我的の干支、兎年でした。そして間もなく60歳の誕生日、還暦となります。皇后陛下様と同じ生年月日です。世の中、世間や吹田市様では毎年、成人祭や敬老の日などの行事開催はよく聞きますが何故か還暦祭だけは聞いた事はありません。私も一生に1度の事ですので何か還暦祭行事があれば嬉しいです。チャンチャンコを着ると言われていますが私もチャンチャンコを着てみたい気持ちです。何卒よろしくお願い致します。</p>	<p>現在、本市では敬老事業として、地域で75歳以上の方を対象とした敬老行事を開催することを支援する地区敬老行事開催事業、100歳の方を対象とした祝金を贈呈する長寿祝賀事業を実施しております。</p> <p>御意見のような行事開催の予定はございませんが、これら事業の実施により、多年にわたり社会に貢献された高齢者に対し敬愛を表するとともに、長寿を祝い福祉の向上を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>御理解くださいますようお願い致します。</p>	高齢福祉室	R5.12.8	R5.12.18

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
358	社会福祉協議会の融資条件に落胆した。誰のための融資だ。	<p>12月初めに社会福祉協議会(以下、社協)に新規事業の融資のための福祉資金の借り入れの相談に伺いました。</p> <p>女性の方が対応してくださったが、3人世帯の場合に借りられるのは世帯の月収が生活保護基準の1.8倍まで。つまり16万5000円から29万7000円までで、さらに開業資金の2割の自己資金が必要と言われました。世帯自体は世帯分離をしていて別ですが、同居しているので同じ世帯とみなしますと言われました。そして融資を受けられる月収の要件に自分の収入以外に親の収入も加えるとのことでした。</p> <p>私は障がい者で将来親が亡くなっても安定してお金を稼いで生活していくために新規事業の融資を受けたかったのに、なぜ親の収入まで申し込みの要件にするのか疑問です。</p> <p>自分だけなら年収は200万円にも満たないが親を含めると月収は30万円を優に超える金額になる。返せるかどうかの審査に親の収入を含めるとは理解できるが、なぜ申し込む条件に親の収入を加えて審査するのが理解できません。</p> <p>障がい者などの自立をと言っている割に自立させる気はありますか？</p> <p>ちなみにこの条件の上限である月収30万円の3人世帯では預金はほぼ0円が普通です。なぜならうちでは毎月約30万円の支出があるからです。これでも団地に住んでいて家賃段階は一番下。民間に比べ格段に安い方です。社会的に言ってもまぎれもない低所得者層、俗にいう底辺なのに低所得世帯ではないと言ふような発言もされました。</p> <p>これでは貸す気がないのは明らかです。自己資金があれば月収がオーバーで申し込みができず、月収がなければ今度は自己資金が要件を満たさなくなります。</p> <p>なお私は資産が数百万円あるため自己資金の要件は満たしていましたが、月収の要件で申し込みができませんでした。さらに言えば詳細は言えませんが、私が行おうとしている事業では融資ができないと言われたのもおかしいと感じます。反社会的な事業やいわゆる夜職関係でなければ融資すべきだと思います。</p> <p>最後にこの担当の方からは政策金融公庫の創業融資を受けてはどうかと言われたが、事業の経験のない障がい者に融資するところなど福祉関係以外では存在しないと思います。</p> <p>ちなみに吹田市では障がい者などの事業のための融資制度はありますか？</p> <p>社協にあってはこれからは反社会的な事業以外はどんな事業であっても融資を受け付け、さらに月収に関しては本人の給与収入のみを要件とし、返済できるかの審査のときのみ同居の親族の収入を加えて審査するよう変更をお願いいたします。</p> <p>このようにすれば借りられる人が圧倒的に増え、自立できる人が増えていくものと思います。社協できないのなら吹田市でこのような制度を作っていただきたいです。</p>	<p>社会福祉協議会での対応について 今回頂きました御意見は、吹田市社会福祉協議会へお伝えさせていただきます。 (担当:福祉総務室)</p> <p>障がい者向けの融資制度について 障がい福祉室では、障がい者を有する方が地域で安心して暮らすためのグループホーム運営補助、福祉サービス等を提供する人材を確保するための補助、重度障がい者の日中活動の場の利用促進を図るためのサービス事業者向け補助等の事業を行っておりますが、障がい者などの事業のための融資制度はございません。 (担当:障がい福祉室)</p>	福祉総務室、障がい福祉室	R5.12.4	R5.12.18

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
359	続-76。「ロービジョン者」に対する福祉施策の要望	<p>12月4日掲出の市HPタイトル「令和5年度障がい者週間記念事業」での要望 吹田市で11月11日に開催されましたシンポジウムの基調講演のプレゼンテーションの資料の中に「ロービジョン」の用語がありました。シンポジストには、土木部総務交通室参事が出席。 1)吹田市HPのサイトで「ロービジョン」で検索結果は1件。医療・福祉関係では皆無の状態。 ⇒吹田市の福祉部署は、情報提供、相談窓口、障がい者認定・手帳交付、医療相談機関、訓練・・・など福祉行政の取組を要望。 ・[公益社団法人 日本眼科医会] ⇒ロービジョン(low vision)とは、WHO:世界保健機関の定義では、矯正視力が0.05以上0.3未満とされていますが、日本では視力・視野のみでなく、病気やけがなどの原因により視覚に障がいを受け、「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて歩きにくい」など、日常生活で不自由がある状態のことを「ロービジョン」と総称しています。 ⇒大阪のロービジョンケア施設は、大阪大学医学部附属病院のみです。 ・[国立障害者リハビリテーションセンター病院]⇒眼科(ロービジョンクリニック)が設置されています。 ・[枚方市]⇒ロービジョンひらかたサポート「見えにくい・見にくい方々のために」の講演会が関西医科大学附属病院眼科医を講師に開催。 ・[さいたま市]⇒視覚障がいやロービジョンへの理解を深めようと、市長ら幹部職員約40人を対象に研修会を開催。 2)ロービジョン者にも障がい者手帳の交付が可能ですが、吹田市の障がい者認定のサイトでは、視力での判定のみです。認定の医療機関は多く記載されていますが、ロービジョン者対応が出来ているのでしょうか？ ⇒吹田市民病院の眼科は、対応可能なのでしょうか？ 3)「ロービジョン」については社会的にまだ認知度が低いですが、視覚障がいの原因疾患の4割が緑内障。40歳以上の20人に1人、70歳以上の10人に1人が罹患。高齢化社会が進む事から「誰もが視覚障がいになる可能性がある(含む失明)」、同行支援サービスなどを知らない人も多いと考えられます。 ⇒吹田市の障がい者福祉計画に反映が必要と考えます。 4)吹田市役所では現在、増築工事がされていますが、検討・対応がされているのでしょうか？ 5)吹田市「バリアフリー懇談会現地点検報告[JR 岸辺駅周辺]⇒点検は令和元年10月31日に行われており、報告書の②南駅前広場・表示・案内⇒Q:点字ブロックと床材のコントラストはロービジョンに分かりにくいのか。⇒市A:今後、検討してまいります。 ⇒市の検討結果を教えてください。 6)「ロービジョン」については、福祉行政以外にも道路行政・都市整備、市の公的施設への考慮などが必要となります。 ⇒「安心安全のまちづくり」と「健康医療都市」を宣言されている吹田市。後藤吹田市長様におかれましては、速やかに全部局長様を含めて、専門医・視覚障がい者団体からの研修会を開かれる事を要望致します。 ※秘書課長様に供覧をお願い致します。</p>	<p>1)について 相談窓口の対応としましては、それぞれの障がい者に合った対応を心掛けております。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>2)について 指定医師の診断により、視覚障がいに係る障がい程度等級表に該当すれば、身体障がい者手帳は交付されます。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>3)について 障がい福祉計画では、同行支援について、サービスの内容及び利用実績と今後の見込量を記載しています。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>4)について 現在建築中の増築棟につきましては、大きくわかりやすいサインや点字による案内、また、トイレへの音声案内の導入等、ロービジョンの方を含め、視力の低下や障がいのある方にも利用しやすい施設となるような設計としています。 (担当:総務室)</p> <p>5)について 現状、市内歩道に点字ブロックを新設する場合においては、インターロッキングブロック等の特殊舗装の場合、既設の舗装と新設する点字ブロックの輝度比を一定数確保するよう検討し設置しております。 (担当:総務交通室)</p> <p>6)について 各局局と連携を図り、庁内において周知できるよう、「ロービジョン」についての広報誌等を活用し、啓発に努めてまいります。 (担当:障がい福祉室)</p>	総務室、障がい福祉室、総務交通室	R5.12.7	R5.12.18
360	北千里駅前の不法投棄が多すぎる。監視カメラや見回り等できないか？	<p>11月19日と12月3日朝、北千里駅周辺の清掃ボランティアを行いました。 相変わらず不法投棄のゴミが多い状況です。りそな前のベンチ、ロータリーの右側(イルミネーション側)にはタバコの吸い殻や空き缶、レシート等あらゆるモノが落ちています。19日に困ったのは白い高齢者のオムツでしょうか？ 大きくて重たかったのですが回収する人がいないと判断し、トンクで回収しました。こういう汚物を不法投棄するの本当に迷惑なのでやめてほしい。しかも黒いハエのようなものがびっしり。 アルカの前の横断歩道を渡ったところのベンチもタバコなどが捨てられています。 そしてその先の2車線道路の中央分離帯も空き缶が4つ、タバコの吸い殻が数十個あったりと本当にひどいです。 北千里駅前ロータリーではいつも違法駐車している車があり、そこからポイ捨てをしています。中央分離帯も同様に信号待ちの際にポイ捨てをしていると感じています。 監視カメラの設置や見回り、ポイ捨て禁止等の看板を周辺に立ててくださいますようお願いいたします。</p>	<p>市内の環境美化にご協力を賜り、誠にありがとうございます。 いただきましたご意見につきましては、貴重なご意見として参考にさせていただきます。 違法駐車等、車両のマナーに関しましては、広聴担当から吹田警察へ情報提供を行いました。</p>	環境政策室	R5.12.5	R5.12.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
361	北千里駅のアルカ北千里前で外国人の喫煙について	12月4日17時15分頃、アルカ北千里の前で黒い服を着たスキンヘッドで白い髭を伸ばした外国人の男が禁止区域にもかかわらず喫煙していた。 日本語のみならず英語での張り紙もお願いします。	いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.12.6	R5.12.20
362	車の貸出しについて	最近、吹田市社会福祉協議会の軽トラックを時間帯関係なく利用している団体を頻繁にみかけた。驚くことに軽トラックの車体文字(吹田市社会福祉協議会)の上に、(災害支援車両ダッシュ隊)のマグネットを覆い隠すように貼っている。不都合で隠しているのであるのか、もしくは、使用時に吹田市社会福祉協議会の車体文字を隠せば借りることができるのか。小生は福祉の活動をしており、以前、地域イベントで運搬できないものがあり、利用をお願いしたが局長より許可がおりず断念した。 社用車を貸し出す基準と貸出し方法を知りたい。	市所管外の他法人が所有する車両に関する問い合わせのため、当該法人に対して、直接問い合わせ者に回答していただく旨、依頼の上、問い合わせ者御本人に対しては、上記のとおり社会福祉法人吹田市社会福祉協議会から回答がある旨連絡をさせていただきました。	福祉総務室	R5.12.6	R5.12.21
363	山田駅ロータリーでの喫煙について	12月8日15時59分頃、阪急山田駅の駅を出たすぐのところ(バスロータリー側)で上は濃い茶色、下はジーパンで青いリュックをかついで上着と同じ色の帽子をかぶった60～80代くらいの男が喫煙していた。 ここは禁煙の場所だ。何で吸っているのか。 当方、証拠動画を撮影している。 阪急電車の駅員や市職員の巡回、効果的な文言の張り紙。 動画は後ほど提供します。 ※動画については、公表しておりません。	ご指摘の駅周辺は路上喫煙禁止地区ではございませんが、市内全域で歩行喫煙を禁止としているため、指導員活動を不定期に実施しております。 いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R5.12.12	R5.12.25
364	保育園の利用調整基準について(改善要望)	来年、3人目を出産予定で保育園の入園を希望しています。3人目が入所希望を出す頃には上の子供2人は小学校1年生と2年生になりますが、同じ兄弟でも保育園利用児がいる場合には8点加点されるのに、吹田市立留守家庭児童育成成室を利用する幼児児童がいる家庭であっても利用調整ポイントが1点しか加点されないのは何故ですか？5年生以上の小学生の場合は1人で留守番ができたり理解できますが、せめて吹田市立留守家庭児童育成成室を利用する小学生がいる家庭は、保育園児と同じく8点の加点にしてもらえないでしょうか？仕事復帰したくとも、点数が足りなく激戦区のため、仕事復帰ができません。 24年度から2人目以降は0歳児から保育料無償化にしてくださったことで、4月の一斉申し込みの人数が例年の倍以上になっていると聞きました。仕事復帰を希望している保育園が必要な人が、今まで以上に希望の保育園に入れなくなると危惧しています。 どうか、小学生以上の兄弟の加点方法の見直しをお願いいたします。	本市の保育所等利用調整基準におけるきょうだい(在園・同時申込加点(+8点))の趣旨は、就労中等の保護者の負担が大きい、「在園児(申込児)とのきょうだい分園」の回避を目的としていることから、加点の適用範囲を保育所等の利用調整の及ぶ範囲に設定しております。そのため、留守家庭児童育成成室を利用されている方も含めた小学校6年生までのきょうだいがいる場合と、加点において差を設けております。 利用調整基準につきましては、その時々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有した上で、より公平・公正な利用調整ができるよう、引き続き調査・検討を進めてまいりますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。	保育幼稚園室	R5.12.18	R5.12.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
365	非課税世帯の給付金について	均等割り世帯は、非課税世帯とあまり収入が違いません。7万円と0円ではとても不公平です。 去年の収入が非課税で、今年は充分に収入がある世帯にも7万円が給付されています。 一部の市民にだけの給付なら、不公平を感じるので、やらないほうがいいのに。	住民税非課税世帯支援給付金につきましては、国の交付金を活用して、全国で行われているものです。 この度、国で住民税均等割のみ課税世帯につきましても、住民税非課税世帯と同水準の10万円程度の給付を令和6年2～3月以降を目途に実施することが決定されました。 本市といたしましても、迅速に給付できるよう体制を整えているところでございます。 お待たせして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。	生活福祉室	R5.12.25	R5.12.26
366	続-78。12月8日掲出の市HPタイトル「教育センター」の要望	12月8日(金)掲出で、12月11日(月)には、タイトルが削除されていました。何らかの更新 or 訂正をされるのかと15日(金)まで待ちましたが掲出されていません。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。下;12/8。上;12/11なし ・削除されるのには、何らかの要因がある筈。 Q1:タイトルをこそと削除せずに、新着情報欄で削除の理由を市民に周知すべきと考えます。 ・12月10日(日)にタイトルをクリックしましたが、項目が多かったので後日に見ようか…と判断。他にも同様の考えの市民が居られるかも… ・サイトの内容がもし間違っているのであれば、12月8日～11日に閲覧された方は、間違った内容を記憶されている事になります。 Q2:タイトルが「教育センター」のみでは、市民に何を周知したいのかが分かりません。 ⇒タイトルに具体性を持たせて分かり易くして下さい。 Q3:広報課への質問。「HPに掲出後の取消・削除について、HPのマニュアルでのルールはどのようになっていますか？ルールが無ければ速やかに制定&全部局への周知を願う。」 Q4:DX時代に取組んでおられる情報政策室への質問。「事業者・市民に発信する情報はHPの役割が大切です。発信する情報が正しく、分かりやすく届く事が求められます。見解を願います。」 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 教育センターのホームページのトップページに残っていた古い情報を削除し、12月8日(金)に更新した際、誤って新着情報欄に「教育センター」と掲載してしまいました。このことにつきまして、12月11日(月)に気づき、新着情報から削除したということが今回の経緯となります。本来であれば、市民の皆様にとって新たな情報にアクセスしていただきやすいよう新着情報欄があると認識しておりますので、今回の件につきまして、削除理由を新着情報欄に掲載することは考えておりません。 (担当:教育センター) Q2について 今回は誤って新着情報に掲載してしまいましたので、タイトルにつきましても具体性に欠ける表記になっておりました。今後、教育センターのホームページに新たな情報を掲載し、新着情報として掲出する際には、具体性を持たせ、分かりやすく表記するよう努めさせていただきます。 (担当:教育センター) Q3について HP掲出後の取消・削除につきましては発信する情報の内容に応じて各室課で行うよう運用しております。 (担当:広報課) Q4について 情報政策室にて回答希望とのことですが、広報課から回答いたします。 5吹市総第8623-2号で回答しましたとおり、市HPではさまざまな市政情報を発信しており、日々、市民のみならず様々な観点の御要望をいただいております。引き続き、多様な御意見、ニーズを参考にしながらわかりやすい情報発信に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、教育センター	R5.12.18	R5.12.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
367	続-79。吹田市役所他公共施設の電力引込の高圧ケーブルの点検状況についての質問。	<p>先日12月に飯能市の図書館と西条市役所のサービスセンターで高圧電力引込ケーブルの不具合で停電が発生。数か月前には某市の高圧電力ケーブルが埋設されているマンホール内で爆発事故が発生。</p> <p>・上記事故関連で電線工業会が現在、一部電線の新規受注停止中「納期に余裕を持った発注を」の報道が。</p> <p>⇒飯能市の場合、5日に事故発生。17日から業務開始との事。</p> <p>Q1:吹田市は、高圧の電気での受電施設が多くありますが、ケーブルの対電圧試験は定期的実施されているのでしょうか？点検頻度は何年に1回でしょうか。</p> <p>・吹田市役所本庁の直近の点検は、何時されましたでしょうか？</p> <p>・ケーブルの対電圧試験を行うには、庁舎他公共施設の停電が必要ですが、吹田市のHPで施設の停電に伴う休館についての周知は、見た事があります。また入札の案件でも見た事があります。</p>	<p>経済産業省の「電気設備の技術基準の解釈」(第15条)において、高圧又は特別高圧の電路が有するべき絶縁性能が定められておりますが、当該性能を確認するための耐電圧試験はケーブルへの高い負荷を伴うことから、一般的に新設時や増設時にのみ実施することになっており、定期的な耐電圧試験の実施に関する法の定めはありません。本庁舎においては、平成30年度に高圧電気設備を更新した際に耐電圧試験を実施しております。</p> <p>なお、庁舎における停電を伴う絶縁抵抗試験や接地抵抗試験については毎年度実施しておりますが、閉庁日に実施していることから、ホームページ等での周知は行っておりません。</p>	総務室	R5.12.19	R5.12.27
368	続-80。吹田市には「竹筋(ちっくん)コンクリート」の技術資料は残っているのでしょうか？	<p>先日、山形県米沢市の企業と日本大学工学部を中心に構成する竹筋(ちっくん)コンクリート協議会が、鉄筋の代わりに竹材を利用した竹筋コンクリートを開発したとの報道がありました。</p> <p>・吹田市では、江坂地区の区画整理事業で「鉄筋の代わりに竹材を利用した」…と吹田市の土木技術者のOBの方(他界)から5年ほど前に聞きました。</p> <p>⇒【推測】江坂地区の区画整理事業は、新大阪駅周辺の開発事業、千里の万博関連での新御堂筋の工事、地下鉄御堂筋線の延長工事などが重なる時期で鉄筋の入手が困難な時期…かな？とも考えられます。</p> <p>Q1:吹田市には「竹筋(ちっくん)コンクリート」の技術資料は残っているのでしょうか？</p> <p>⇒もし、有りましたら竹筋コンクリート協議会に技術資料の提供をされたら…</p> <p>Q2:吹田市は、当時の「竹筋コンクリート」の施設場所を把握されているのでしょうか？</p> <p>⇒江坂地区には、上町断層が南北に通っており、気になります。</p> <p>Q3:「竹筋コンクリート橋」で検索すると、多くの実績があり、遺跡も有ります。もし吹田市に資料が残っていましたら、市HPに掲出をお願いします。</p>	<p>本市では、江坂地区の土地区画整理事業で「竹筋コンクリート」を利用した事実は把握しておりません。</p> <p>また、改めて当該土地区画整理事業に関する資料等も確認致しましたが、「竹筋コンクリート」に関して記述はございませんでした。</p>	計画調整室	R5.12.20	R5.12.27

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
369	<p>続-77. 12月12日 掲出の市HPタイトル「フードドライブ」での要望。</p>	<p>私はこのタイトルを見た時、“ドライブスルー”関連?⇒ネット検索で「フードドライブ」の認知度は4割弱です。 ・市HPのサイトを開くと、家庭で余っている食品を持ち寄り、まとめて子供食堂や福祉団体等に提供する活動。 ・このタイトルでは、「フードドライブ」についての説明なのか、寄贈品を求めるとの…説明不足。 ・個人的には、「フードバンク」の方が適切な気がします。⇒SDGsのサイトには、寄贈してもらい(フードドライブ)、食べ物に困っている施設や人に提供する活動。 ・認知度がまだ低い事から、市民がクリックしてみよか、寄贈してみよか…の為に具体的な内容を含めたタイトルにされたら… ⇒[仮案] 環境政策室は、「フードバンク。余剰食品提供のお願い」にされたら… Q1:持ち込める食品の項で「5.各回で指定される賞味期限以前の食品」の“各回で指定される”の意味が理解出来ません。⇒分かり易い表記をされたら… Q2:開催期間が令和6年1月12日～1月26日となっていますが、例年「歳末助け合い運動」という言葉が昔からあります。 ⇒来年は、1ヶ月余り早められたら良いかと思えます。</p>	<p>今般は市ホームページ「フードドライブ」に貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございます。 【タイトル[仮案]につきまして】御提案いただき、ありがとうございます。 環境省ホームページにおいて、「フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。」と記載されております。 本市では、環境省作成の「フードドライブ実施の手引き」を参考に、食品ロス削減の啓発を目的として、家庭で余っている食品を環境政策室等で受け取り、市内子ども食堂、社会福祉協議会に所属する福祉団体、ふーどばんくOSAKAIに提供するフードドライブを実施しております。 環境省ホームページは、こちらから御覧いただけます。 https://www.env.go.jp/press/110697.html また、「具体的な内容を含めたタイトルに」との御指摘につきまして、仰るとおりだと思われましたので、市ホームページのトップページにありますが新着更新情報のタイトルを「フードドライブ(家庭で余っている食品を集めます)」に修正させていただきます。 【Q1につきまして】 持ち込める食品「5.各回で指定される賞味期限以前の食品」が分かりづらいとの御指摘につきましては、今後の実施予定の「令和5年度第2回フードドライブ」において、提供できるのは「賞味期限が令和6年4月1日以降の食品」と具体的に記載しており、そちらを御覧いただくのが最も分かりやすいと考えられます。 そのため、持ち込める食品の部分を大幅に修正し、「提供できる食品等の詳細は、各回の実施内容をご確認ください。」と記載することにいたしました。 修正後の市ホームページ「フードドライブ」は、こちらから御覧いただけます。 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1018080/1018423/1002853.html 【Q2につきまして】 本市環境政策室では、先ほども申し上げましたとおり食品を必要としている方への支援ではなく、食品ロス削減を目的として、家庭において余剰食品が発生しやすいお中元・お歳暮の時期に合わせ、贈答品等の整理期間も踏まえて実施しております。 「歳末助け合い運動としてフードドライブに参加したい」「食品を必要としている方に寄付したい」というお問い合わせをいただいた際には、市内子ども食堂や社会福祉協議会へ直接持参されることを御案内させていただいております。 また、市内スーパー等の事業者でフードドライブを実施しているところもございます。店舗によっては常時回収しているところもございますので、市のフードドライブの期間外でしたらそちらを御活用いただきたいと思いますと考えております。 市内子ども食堂・社会福祉協議会の御連絡先や、市内事業者が実施するフードドライブにつきましては、市ホームページ「フードドライブ」に掲載しております。 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018079/1018080/1018423/1002853.html</p>	環境政策室	R5.12.18	R5.12.28
370	<p>埋蔵文化財包蔵地の照会の窓口・FAX限定での受付対応について</p>	<p>なぜメールやWEB入力での照会ではなく現在でもFAXと窓口での受付に限定されているのでしょうか？</p>	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地の照会につきまして、FAX以外の通信手段での対応を行ってならず、御不便をおかけし、誠に申し訳ございません。 FAX又は窓口のみの対応としておりますのは、確認漏れ等を防ぐのに最も適した方法であると考えたものであり、その他の通信手段での対応には本市として確実に対応する上で課題があると判断したためです。 御不便をおかけしていることは本市としても十分認識しており、現在本市においてもホームページ上で包蔵地の範囲等を確認できるよう遺跡地図の電子化に取り組んでいるところです。なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。 なお、大阪府のホームページにおいて、府内の埋蔵文化財包蔵地の情報を公開しておりますので、併せて御活用くださいますようお願いいたします。</p>	文化保護課	R5.12.19	R5.12.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
371	相談時のプライバシー確保の改善要望	<p>保育幼稚園室で要配慮保育の面談中、同じ部屋に別の保護者が入室し面談を開始しました。私にはその保護者の顔が判別でき、始まった会話も聞こえる状態でした。</p> <p>会話内容はもちろん、「誰が対象なのか」もプライバシーに深く踏み込んだ情報です。よって、このように面談場所を重ねることはあり得ないと考えます。お忙しい業務だとは思いますが、1人1部屋を確保するか、場所の確保が出来ない場合は日程を伸ばしてご対応ください。</p> <p>当日は場所を変えていただき、配慮不足についてご担当者様から謝罪がありました。今後は再発させず、確実にプライバシーを確保していただきたく、改めてお送りする次第です。</p>	<p>12月に実施させて頂きました要配慮保育の面接においては、こちらの配慮不足により、大変御迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。面接の日時に関しては、保護者様からの御希望を反映できるように実施しておりましたが、お知り合いの方と重なった時間に御案内してしまったことに関しては、こちらが十分に確認し配慮すべきことでありました。要配慮保育の面接は配慮すべき内容が多く含まれておりますので、今後の面接の実施方法を十分に検討し、すべての方に安心して面接を受けて頂けるように取り組んで参りたいと思います。</p>	保育幼稚園室	R5.12.27	R5.12.28
372	市政に対するご意見・ご要望について(「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めます)の続き	<p>以下の回答がありました。2点確認したいことがあります。</p> <p>1、確認結果の報告内容の公表はいつされるのでしょうか？ https://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1018811/1019052/1019068/1008166.html こちらのホームページにも記載が見当たらなかったため、ご教示ください。</p> <p>2、これまで公文書で担当課長名で回答があったと思いますが、本件のみ担当者からのメールになっているのは、なぜでしょうか？ これまでと取り扱いにどのような違いがあるのかご教示ください。</p> <p>吹田市 企画財政室 &lt;kikakubu@city.suita.osaka.jp&gt; 2023/11/16 10:40 ○○ 様</p> <p>平素は市政発展のために御協力いただき、厚くお礼申し上げます。 令和5年(2023年)11月1日付けでお問合せいただきました市政に対するご意見・ご要望につきまして回答させていただきます。</p> <p>全庁的な周知に際しましては、再度、各室課においてホームページに掲載されている様式等について押印不要となるものは修正が正しく行われているかどうかを確認するとともに、確認結果についても報告を提出するよう求めました。 今後とも、市民の皆様にはわかりやすい表記となるよう努めてまいります。</p> <p>(以下、お問い合わせ内容) ・企画財政室 御中 以下の回答をいただきましたが、以前に「全庁的な周知を行う」と回答があったことに対して、全庁的な周知が行われていませんでした。 https://www.city.suita.osaka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/024/212/R5.2.pdf 再度「全庁的な周知を行う」では、以前と同様の対応であり、改善されないと考えます。 全庁的な調査を行い、調査結果を公表するなど、さらなる改善策を求めます。 本来必要のない押印行為によって、市民に負担を強いた事を踏まえ、改善してください。 今後、このような問い合わせを繰り返さなくて済むように、うやむやにせず、本腰を入れてのご対応をお願いいたします。</p>	<p>前回御意見いただき、市ホームページに掲載されている様式等における押印要否の適切な表記につきまして、全庁的な照会を実施いたしました。その結果、全ての室課において正しい表記となっていることを確認した旨の報告を受けています。</p> <p>なお、誤り等を見直した正しい様式で掲載することが第一義と考えており、詳細な本照会結果をホームページ等で公表することは予定していません。</p> <p>また、回答方法につきまして、いただいた御意見に対する回答は基本的に担当室課から回答するものとなっています。その際、回答における発信者名及び回答方法は、各室課が判断しております。</p> <p>10月20日にいただいた【再依頼】証明書等の証明書欄の削除に対する回答は企画財政室及びシティプロモーション推進室の2室課からの回答であったため、市民総務室が取りまとめのうえで回答させていただきましたが、11月1日にいただいた「全庁的な周知を行う」以上の改善策を求めますに対する回答は、企画財政室が担当室課として回答させていただいたものです。</p> <p>以上のことから、今回の2つの回答で発信者名及び回答方法が異なる形となったものでございますが、どちらの回答に関しましても企画財政室長による決裁を得ており、市として正式な回答であることに相違はございません。</p>	企画財政室	R5.12.19	R5.12.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
373	続-85。12月19日掲出の市HPタイトル「読書時間のプレゼント【A日程1月29日締切・B日程2月22日締切】」での要望	<p>このタイトルからは、図書館の企画…かな?とってしまいました。 ⇒添付画像-1。タイトル新着情報。 ・サイトを開くと、毎日子育てに追われて、ゆっくり本を読む時間がない…。そんな方のために、子供たちは、保育室で保育スタッフと一緒に遊びます。 ⇒[仮案]「デュオから子育て中の方に、保育支援で読書時間のプレゼント【A日程1月29日締切・B日程2月22日締切】」 ・対象が、“子育て中の人”になっていますが、“1歳未満の乳児を除く”の補記が必要(対象外)。 ・受付開始時刻の表記を要望。⇒受付手続きから子供の引継ぎに時間を要するため。 ・男女共同参画センター(デュオ)へのアクセス地図がありません。阪急・JR吹田駅からの徒歩・写真はありますが、自転車・車の方はイメージし難いです。 ⇒読書時間のプレゼント⇒男女共同参画センター⇒デュオについて⇒「アクセス」…に辿り着きませぬ。※分り難い。 ⇒男女共同参画センター(Top頁)サイトの【デュオについて】のタブ⇒【デュオについて(アクセス)】に補記されたら、初めてのの方は、探しやすい。 ・初めての参加者の事を考えて、アクセスのサイトの充実化を要望。添付画像-2。 ⇒雨天・降雪時は幼児を連れての移動は、大変です。バス情報の充実化を。 ・[阪急吹田駅東改札口または西改札口より徒歩約10分]⇒文言の後ろに(北千里方面の車両に乗車が便利)を追記されたら。※思い違いを無くすため。 阪急電鉄は、線路の方向を現在は、南北とされていますが、地図上では東西のイメージのため、具体的な表現を補記。 ・*阪急電車の吹田駅は、昔は「西吹田駅」、JRのガードを50mほど越えた所に有った駅名は「東吹田駅」と呼び、1964年に廃止され現在は公園に…の経緯有り。 ・[JR吹田駅東改札北出口より徒歩約10分]⇒ホーム端～改札口～北出口まで約100mあります。改札口からの所要分にされたら…。 ・[阪急バスアサヒビル会社前から徒歩約2分]⇒阪急吹田駅前やJR吹田駅南改札からであれば、バス乗り場も近い。本数は1時間に5本ほどあります。 ・広報課、情報政策室へ供覧を願います。</p> <p>※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>新着更新情報のテキストにつきましては見やすさを考慮し、発信する内容の要点を具体的かつ簡潔に表すようにしております。いただきました御意見を参考に、分かりやすいホームページの作成に努めてまいります。 対象者の記載について、誤解を与えるものになっていないか再度内部で協議し、必要に応じて修正いたします。 一時保育の受付時間や持参するもの、センターへの案内地図などは、受講者に個別に御案内しております。センターへの案内地図は、各講座ホームページに掲載のちらしに記載しておりますが、「男女共同参画センターへのアクセス」のページには記載していませんでした。いただきました御意見を参考に、アクセス方法が分かりやすいホームページ作りに努めてまいります。</p>	男女共同参画センター	R5.12.25	R6.1.4
374	府営吹田藤白台住宅3棟集会所での歩きタバコについて	<p>2023年12月27日10時05分頃、府営吹田藤白台住宅3棟集会所付近で黄色の服を着た60～80代くらいの男が歩きタバコをしていた。 年末にこれはひどい。 このような者は徹底的に排除をお願いします。 巡回や張り紙だけでは効果は薄くなってきている。</p>	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.1.4	R6.1.4
375	府営吹田藤白台住宅3棟エントランスでの喫煙について	<p>2023年12月23日11時00分頃、府営吹田藤白台住宅3棟エントランス(駐車場入口)付近で男が喫煙をしていた。 12月だというのにこれはひどい。おそらくこの住人でしょうからエントランスへの掲示の強化をお願いします。 なお、市職員の巡回や張り紙だけでは効果は薄くなってきている。新たな対策を考えてほしい。</p>	本件は、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.1.4	R6.1.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
376	ピアノ池付近での危険な煽り運転について	2023年12月26日16時頃、ピアノ池付近の市道(一時停止がある側)の府営吹田藤白台住宅1棟付近で〇〇の車が後ろからクラクションを鳴らして煽り運転をしてきた。当該道路は一時停止が必要な道路でこちらは右折、あおり運転の犯人は左折であったが犯人は一時停止もせずに、さらに停止線を超えて止まっており、私がナンバーを見ようと止まっているとこちらをじっと凝視してきたものである。このような運転は一時不停止のみならず煽り運転という厳罰に値する行為なので吹田警察の厳正な捜査の上、検挙をお願いします。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.1.4	R6.1.4
377	何度も自転車やバイクにガソリンをかけられる被害に遭っています！バイクにかけるとか下手すると人殺しだぞ！	表題の通りです。今回で7回目くらいなのですが、今度は納車したばかりの新車の高級バイク(時価数百万円)のカバー(数万円相当)にガソリンをかけられる被害に遭いました。 以前から何度も自転車にガソリンをかけられそのたびに警察に通報しているのですが一向に警察は動かず犯人は逮捕されません。 それどころか犯行はエスカレートするばかりです。動いていれば今頃捕まっています。 しかも今回の被害は高級バイクです。バイクは当然ガソリンを爆発させて動いているのでガソリンをかけられるとエンジン始動の際に爆発、炎上の可能性もあります。 これはれっきとした殺人未遂罪です。 当然人が死傷すれば故意犯ですから殺人罪となります。 昨日もJAL機が炎上する事故がありましたから知らないでは済まされないう。 ガソリンを携行缶に入れて持ち帰ることは京アニの事件以来できなくなりましたから、犯人は車やバイクを所有していることは明らかです。 それなら当然バイクにガソリンをかければ最悪引火し所有者である私や通行人などの第三者が死傷することは容易に想像がつきます。 吹田警察の捜査の上、逮捕してください。お願いします。 まさか新車のバイクにやるとは絶対許せません。捜査には全力で協力します。 どんどんエスカレートしているところを見ると今度は放火、最終的に人に火を放つてもおかしくありませんよ。 早く逮捕して終わらせてください。 もしそれでも吹田警察が動かなければYouTuberとして動画投稿の活動もしているので、証拠動画をネットに拡散させてもらい炎上させて各局でニュースに取り上げてもらいます。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.1.4	R6.1.4

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
378	何度もチラシなどの不法投棄に遭っています。今度は花壇にタバコです!!	<p>表題の通りです。今回で数え切れないくらいなのですが、府営吹田藤白台住宅3棟エントランスの花壇にタバコが不法投棄されていました。当然タバコは有害物質なので雨などで濡れてタバコが染み出せば植物は枯れます。人なら死にます!!!</p> <p>れっきとした犯罪ですよこれ!!!</p> <p>証拠となるタバコは私が押収して保管してあります。近日中に吹田警察に証拠品として持って行こうと思います。唾液や指紋から犯人の特定は容易でしょう。</p> <p>証拠写真は後ほどお送りします。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>本件は、警察及び大阪府に係る事案ですので、警察及び大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R6.1.4	R6.1.4
379	続-81.吹田市内のバス・タクシーの利便性が低下。市の交通行政の取組について教えてください	<p>最近、運転手不足ならびに"2024年問題"でいわれている時間外労働規制で、全国で地方・都市圏関係なくバス路線の減便・路線廃止のニュースが多いです。</p> <p>[吹田市の現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先日、京阪バスが路線廃止。阪急バスが路線変更・路線廃止の報道。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒先日、JR線を利用して吹田駅に行くために阪急バスの時刻表を見ると、9時台には1本も無し。やむなく阪急電車で梅田へ⇒JR大阪駅に。 ・加えて吹田市内にあったタクシー会社(日本交通)が数年前に営業所の廃止。阪急豊津駅前。阪急タクシー乗り場の待機車は最近見たことが無いです。向かい側のバス停には3年前迄は常に2〜3台が客待ちのタクシーがいましたが、最近は何も見ません。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒添付画像-1。駅前の客待ちタクシーの状況。上:バス停前-2019年。中:2022年。下:阪急タクシー乗り場-最近。 ⇒所用(含む市民病院)で阪急タクシーに予約を10日前に電話すると「予約は1週間前からです」⇒朝に電話をすると、8回電話を掛けるも話し中。⇒日本タクシーに電話をするも「9〜11時は予約で一杯」との事。 ・市民病院正面玄関前の客待ちタクシーも激減。3年前には、常に6台位⇒現在は0〜1台。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒添付画像-2。病院前の客待ちタクシーの状況。上:2020年時。下:2022年時。 ・市民病院に通院されている方は、西宮市在住の子供さんに送迎依頼。 ・2024年4月からの時間外労働規制で、更に今後バス路線の減便・路線変更が進むのではないだろうか。 ・高齢者の免許返納も躊躇せざるを得ない状況。通勤・通学・日常生活にも影響の懸念。 <p>Q1:吹田市は、運転手不足ならびに"2024年問題"で現状の阪急バスの今後の動向把握、タクシーの台数把握と予想、市民病院や吹田市の公共施設への脚の確保、非常災害時(夜間・休日)の職員の確保など、どのように取組まれておられますでしょうか?</p> <p>Q2:DX時代に取組んでおられる情報政策室への質問。上記のような吹田市内の交通事情の中で来庁しなくても良いように、速やかなデジタル化の推進が必要と考えます。</p> <p>※今日の朝刊に「ライドシェア部分解禁」の報道が有りましたが、制度設計がまだできていない事から個人的には、疑問点が多すぎの感。</p> <p>※添付の画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p> 	<p>Q1について</p> <p>阪急バスでは、現状でも運転士の確保に苦慮しており、2024年問題についても対応方針を検討されているとお聞きしております。また、本市ではタクシーの台数把握等は行っておりません。</p> <p>市民病院や吹田市の公共施設への脚の確保、非常災害時の職員の確保につきましては、本市域においてはJR、阪急電鉄、OsakaMetro、北大阪急行、大阪モノレール、阪急バス、近鉄バス、コミュニティバスであるすいすいバスにより公共交通利用圏(駅勢圏:半径800m以内、バス停勢圏:半径300m)によって、市内のほぼ全域がカバーされている状況であることから、現状の公共交通で賄えているものと認識しております。本市としましては、現状の公共交通を維持できるよう、様々な施策を実施、検討しているところでございます。</p> <p>(担当:総務交通室)</p> <p>Q2について</p> <p>本市では電子申請システム等の活用により来庁しなくても自宅から申請等が可能な手続の整備を着実に進めているところでございます。</p> <p>(担当:情報政策室)</p>	情報政策室、総務交通室	R5.12.21	R6.1.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
380	続-82。12月22日 掲出の市HPタイトル「啓発や研修事業」での要望	<p>このタイトルからは、「何の啓発や研修事業」なのか、「対象者が個人 or 事業者向けなのか」。または「啓発や研修事業を運営の事業者募集」なのか…説明不足。</p> <p>⇒添付画像。タイトル新着情報。</p> <p>・市HPのサイトを開くと、「アフターコロナにおけるこころの健康づくり」の講演会であり、具体的な内容を含めたタイトルにされたら…</p> <p>⇒[仮案] 健康医療部 地域保健課は、『講演会「アフターコロナにおけるこころの健康づくり」[要申込]』にされたら…</p> <p>・市HP(Top頁)のイベントカレンダー(2月15日)に掲載が必要。</p> <p>・広報課の方へ。同様の投稿を数多くしております。市民が市のHPを見て分かり易いように、再度、全部局に周知徹底を願う。</p> <p>・DX時代に取組んでおられる情報政策室へ供覧を願います。</p> <p>※添付の画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>「HPタイトル」について 市のホームページの新着情報欄のタイトルを市民にわかりやすいように修正いたしました。今後わかりやすい表記に努めます。 (担当:地域保健課)</p> <p>「広報課の方へ」について 引き続き、ガイドラインの充実などを図り、見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)</p>	広報課、地域保健課	R5.12.25	R6.1.5
381	続-84。12月21日 掲出の市HPタイトル「すいた環境教育フェスタ2024」での要望。	<p>このタイトルからは、「2024年度」と勘違いをしてみました。</p> <p>1)市HPの他の部局がHPに掲出される時は、“実施年2024”ではなく、“年度表記”が殆どだと思います。市民の勘違いを防ぐ事から、吹田市として統一表記が必要だと思います。</p> <p>⇒添付画像-1。タイトル新着情報。2024年表記</p> <p>・環境政策室は、実施内容に、リユースおもちゃ広場などの体験型ブースもあり、子どもさんの参加も期待出来る事から、具体的な内容を含めたタイトルにされたら…</p> <p>・市民、事業者、行政の協働により実施する参加型事業であり、参加事業者・大学・団体など17があり、多くの市民にクリックして頂き、参加協力される方々の顔をたてられたら…</p> <p>⇒[仮案] 「すいた環境教育フェスタ(2024年2月3日(土))。おもちゃ広場などの体験型あり」</p> <p>2)開催場所は住所表記のみ。⇒“くるくるプラザ”のアクセス図-リンク先の貼付けが必要。</p> <p>吹田市は、人口増加で他市からの転入者も。“くるくるプラザ”を知っておられない方も多いです。</p> <p>⇒添付画像-2。-場所・問合せ</p> <p>3)問い合わせ先は、環境政策室のみで電話番号の記載なし。 「リユースおもちゃ広場」で使うプラスチック製の電車のおもちゃとレールを市民からの提供を求めているのであれば、電話番号は必要。</p> <p>4)寄贈された、プラスチック製の電車のおもちゃとレールは、イベント後はどうされますか？。</p> <p>[提案] 健都ライブラリーでの活用を検討されませんかでしょうか。大人の都合では無く、子育て世代・子どもさん達の視点で判断願います。</p> <p>現状は、初代の新幹線車両の先頭部のみが展示。内部は、展示パネルのみで子供さんが行ってみようか…と思いません。子育て世代の方からは非常に不評です。</p> <p>・広報課、情報政策室、中央図書館へ供覧を願います。</p> <p>※添付の画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、わかりやすい情報提供に努めてまいります。ありがとうございました。</p>	環境政策室	R5.12.25	R6.1.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
382	続-83。12月22日 掲出の市HPタイトル「土日納付相談・夜間納付相談(要予約)」での要望	吹田市への納付には、水道・下水料金、健康保険料、税金などがあります。 ⇒このタイトルからは、「何の納付」なのかが不明。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ・市HPのサイトを開くと、「国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の納付相談」。 加えて、来庁窓口相談。電話相談で対応されるとの事。 ⇒[仮案]『土日納付相談・夜間納付相談(要予約)』『国民健康保険料や後期高齢者医療保険料』(来庁窓口相談。電話相談)』 ・広報課の方へ。同様の投稿を数多くしております。市民が市のHPを見て分かり易いように、再度、全部局に周知徹底を願う。 ・DX時代に取組んでおられる情報政策室へ供覧を願います。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	「HPタイトル」について 吹田市ホームページの令和5年12月22日に掲出の「土日納付相談・夜間納付相談(要予約)」のタイトルにつきまして検討をさせていただき、令和5年12月27日付けで「国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の窓口・電話納付相談に係る土日納付相談・夜間納付相談(要予約)」に修正致しました。 この度は貴重な御意見を賜りましてお礼を申し上げます。 (担当:国民健康保険課) 「広報課の方へ」について 引き続き、ガイドラインの充実などを図り、見やすくわかりやすいHPの運営に努めてまいります。 (担当:広報課)	広報課、国民健康保険課	R5.12.25	R6.1.9
383	続-86。11月16日 掲出の市サイトのタイトル「ビレッジマート吹田」の開催の有無について	予定では、2024年1月7日(日曜)に開催予定となっておりますが、主催者の“じゃない吹田”のリンク先のサイトには、2024年の開催予定日の記載がありません。 1)主催者の“じゃない吹田”の確認が必要。 ⇒添付画像。左:市HP。右:主催者のHP 2)「ビレッジマート吹田」の開催について、都市魅力部 地域経済振興室のサイトの更新が11月16日にされていますが、市HP(Top頁)新着情報に掲載されていませんでした。 ⇒“江坂の朝市”は、毎回、市HPに掲載されており、「ビレッジマート吹田」も同様に市HPに掲載されたら良いかと思えます。 3)市のタイトルが「ビレッジマート吹田」では、私は、内容がイメージ出来ません。 ⇒[仮案]「ビレッジマート吹田。JR吹田駅前のさんくす夢広場にてマーケット開催:1月7日(日曜)」…にされたら、行ってみようか…になると考えます。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	SEOの観点も踏まえながら、よりわかりやすいタイトルにできるよう努めていきます。	地域経済振興室	R5.12.28	R6.1.9
384	片山公園のたまり池について	夏場限定の依頼。 子供が水遊びできるようにたまり池の掃除を行なってほしい。	片山公園の池につきましては、6月から夏場を中心に年7回の清掃を実施しております。水遊びは禁止していませんが修景池ですので、池に落ちている落葉や生物、いたずらなどによる池への異物の投げ込みの恐れもあり、安全に子供たちが水遊びできるだけの維持管理は出来ないのが現状です。	公園みどり室	R6.1.4	R6.1.10

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
385	電動自転車補助金	<p>電動自転車購入時の補助金はありますか？ 地方は補助金があります。子供が多いこの吹田で補助金はなぜ無いのでしょうか？保育園いれて働かないといけないのにその電動自転車が原付よりも値段が高いです。 低所得には厳しい値段です。早急に検討してください。</p>	<p>電動自転車購入時の補助金について、本市では実施しておらず、今後も実施予定はございません。</p>	総務交通室	R6.1.9	R6.1.11
386	ひとり親	<p>国が決定した住民税非課税世帯への給付金についてとても怒りがあり、各自治体が始めている独自の給付金の有無について知りたいです。 ひとり親で子供達を育てています。仕事をしていてももちろん住民税も支払っています。 住民税非課税の知り合いは、精神科からの診断書があり生活保護を受けていて、毎日ママ友と喫茶店でお喋りしたりと、とても楽しそうに過ごしています。 子供達との時間を削り、必死で働いて税金を払っている人には何もなく、楽しめている人に給付金。おかしくないですか？ 吹田市独自の政策として、ひとり親やしっかり税金を払っている人たちにもっと目を向けた政策を打ち出してくれませんか？</p>	<p>各自治体が始めている独自の給付金の有無と税金を払っている人に向けた施策について 本市では、今般の物価高騰を受け、小中学生の給食費の負担軽減やキャッシュレス決済ポイント還元事業など、様々な形で多くの市民の皆様にご活用いただける独自施策を実施してきたものです。 今後のさらなる取組の必要性につきましては、社会情勢や国の動向等を注視しつつ、状況に応じて適切に判断してまいります。 (担当:企画財政室)</p> <p>ひとり親に向けた給付金の有無について ひとり親に向けた本市独自の給付金はございませんが、国の給付金として令和5年度子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付を行っております。物価高騰の影響により家計が急変した方等も対象となりますので、よろしければ吹田市ホームページで詳細を御確認いただき、要件に該当し未受給の場合は申請期限までにお手続きいただければと存じます。 この度の御意見につきましては、今後のひとり親施策推進の参考としてまいります。 (担当:子育て給付課)</p>	企画財政室、子育て給付課	R6.1.4	R6.1.12
387	公休と有休について	<p>2023年7月21日からの契約社員で、週5日勤務、公休2日。7時~16時。休憩60分の契約であるが、月の勤務日は月22日であると言われ、2024年2月の勤務日が21日になるので、2024年1月に与えられる有休から、公休の1日を有休に充てるように指示されたが、これは合法か教えてください。</p>	<p>この度はお問合せいただき、ありがとうございます。 お問合せいただいた内容についてですが、雇用条件等を詳細に聞き取りした上での判断となるため、本市の社会保険労務士による、労働相談を御利用いただけますと幸いです。 本市では毎週水曜日の午後に社会保険労務士による労働相談を実施しておりますので、御予約いただいた上で、御利用いただければと存じます。(対面もしくは電話での御相談となります) 予約方法等の詳細については、下記を参照願います。 【吹田市 労働相談】 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018560/1018565/index.html ※第1・3・4・5水曜日は社会保険労務士、第2水曜日は弁護士となります。 なお、水曜日ではご都合が悪い場合は、大阪府でも労働相談を実施しておりますので、ご参考に下記にURLを参照させていただきます。 【大阪府 労働相談】 https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/soudan/</p>	地域経済振興室	R6.1.9	R6.1.12

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
388	道路上での宗教活動について	最近山田駅や千里南公園付近で、ものみのとう?の方が、本を並べて立ってらっしゃる姿をよく見かけます。子どもたちには、あいさつの声かけ等して下さるようなのですが、本人たちには少し不気味で怖いと感じるそうです。 山田駅に関してはDEWの駐輪場への曲がり角でもあり、通行の邪魔とも言えなくもありません。 信仰は自由ですが、道路に立って活動することは、特に問題ではないのでしょうか?	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.1.19	R6.1.19
389	続-87。新年1月1日の能登半島の巨大地震による被災地への吹田市の救援・支援活動について教えてください	元日の午後4時10分ごろに能登半島で発生した、阪神淡路大震災の数倍の地震により被災された地域では、救出・救命活動が行われており、捜索が進むにつれ新たな不明者・死者の増加。 また余震が続く中、寒く雨が降る中での避難生活や救急活動が行われており、停電・断水、道路の通行止めによる食糧他生活必需品の不足。数多くの報道が… 上記の状況の中で、消防庁からの要請を受け、緊急消防援助隊大阪府大隊が編成され、合計54隊212人が輪島市で活動中(1/4発表) ⇒添付画像 [大阪府下の派遣状況]…全てでは無くピックアップの市 ・大阪市消防局、石川県能登地方へ派遣。1月1日 午後7時5分に2隊12人。午後8時40分に大阪府15隊52人。午後10時45分に大阪府3隊10人が出発、 ・池田市-消防援助隊派遣。箕面市-2日午前2時に出動。豊中市-救助隊1隊と救急隊1隊の合計8名。 ・摂津市-(第二陣)に消防職員を派遣。茨木市-消火隊1隊5人。高槻市-救助隊1隊および後方支援隊1隊。 ・堺市-1月1日 午後8時48分 5隊21名(指揮隊、消火隊2隊、救助隊、救急隊)。1月2日 午前2時45分1隊6名(後方支援隊)。 ・八尾市-1月2日 AM2時00分 後方支援隊1隊。 [日本水道協会からの派遣要請]…全てでは無くピックアップの市 ・豊中市-1月3日、被災地に向けて職員4名を派遣。高槻市-応急給水活動に向けて給水車を待機中。 ・堺市-給水車両2台と指揮車1台、職員6名を石川県へ派遣 ・その他-令和6年市消防出初式【中止】がHPに。会場が支援物資の輸送基地となるため、消防署員の派遣のため…他。 ・その他-市HPに義援金募集を掲出の市も。 [電力会社からの応援] ・関西送配電と中部電PGの2社が3日に派遣している第1陣と合わせて、要員434人(協力会社160人含む)高圧発電機車、工事車両、高所作業車、サポート車両。東電PG・協力会社も。東北も準備。 Q:他市の被災地への派遣状況の中で、吹田市のHPからは能登半島の地震に対しての情報発信が見られませんので、教えてください。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	令和6年能登半島地震に係る本市からの支援等については、市ホームページ「令和6年能登半島地震の支援等について」(トップページ>安心・安全>防災>災害支援>令和6年能登半島地震の支援等について)にて発信しておりますので、そちらからご確認ください。 また、随時情報を更新してまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。	危機管理室	R6.1.5	R6.1.22

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
390	吹田市市営住宅について	<p>養育費もない母子手当もないひとり親の方々を優先に、市営住宅や公営住宅に住まわしてもらえないのでしょうか？</p> <p>賃貸の家賃では困ってるから、または実家住まいだと母子手当も支給されないから、引っ越しを検討してるが、家賃が高い。そういった理由があり、府営住宅や市営住宅に希望をかけてるのです。</p> <p>ひとり親、子育て世帯の項目があるのであれば、まず優先すべきは困ってる親子ではないのでしょうか。</p> <p>養育費も貰っておらず母子手当も貰ってないなど、そういった事情の親子を優先に入れるべきではないでしょうか？</p> <p>ひとり親に関しては抽選ではなく、その生活状況で判断して当選させてもらえませんか。</p> <p>恵まれてる方が当選して困ってる親子が当選しないのは、悲しいと思います。吹田市はどんどん新しくなってますね。その分住民も増えた気がします。子育て世帯も増えて、保育園や幼稚園、住宅の倍率も増えました。</p> <p>それならば保育園を増やすとか、市営住宅の増加とか考えられませんか？</p> <p>どれだけ私たち親子は市営や府営を応募したら当選されるのでしょうか。</p>	<p>市営住宅は、住宅にお困りの所得の低い方を対象にしているため、住宅に困っている理由や高齢・障がい・ひとり親等の収入要件や優先要件に関わる状況について申込時に確認させていただいているところです。</p> <p>入居者の決定に当たっては、公募のうえ、応募が多い場合は公正な方法で決定することと法で定められており、本市では、抽選により入居者を決定しています。</p> <p>住宅困窮度に関わる御事情は申込者それぞれであり、生活状況で判断するよりも抽選のほうがより公正であると考えております。</p> <p>なお、市営住宅、府営住宅とも、募集案内で、住宅ごとの過去の応募倍率をお示していますので、申込みの際の参考にしてください。</p>	住宅政策室	R6.1.19	R6.1.22
391	吹田市共催スポーツ弓道の指導員について	<p>1月6日土曜日の朝9:50ごろ、洗心館の弓道教室の指導員である〇〇さんの指導方法や言動について2名で改善を求めたところ、「覚えのないあなたたちが悪い、あなたたちはできない。」後に、これからどうするといひ辞めさせるような対応がありました。10月から週1回のペースで練習参加してきましたが、できない時の嘲笑、他の人に聞こえるようにこんなもできないのという言葉、これらが積み重なりました。本日はほぼ教えてもらっていない事が出来なかった事に対し、「忘れたん？」の連呼。ハラスメントまたは侮辱行為とみなし、申し入れしましたが、本人は謝罪や改善の意思もなし。</p> <p>このような指導員を放置すべきでないと考え報告します。</p> <p>市の範囲外かもしれませんが、市の募集をもって参加し、信頼しましたので管理監督は必要と考えます。</p> <p>最終的に道場の責任者である〇〇先生に話を聞いていただき、一定の理解をいただき、継続の要請もいただきましたが、このような関係の後、継続困難につき私含め2名は退会することとなりました。</p> <p>行政でない細かいところの監督まではきついでしょうが、教室を任せるについてのルールやガイドラインは必要です。</p> <p>私たちが受けた侮辱的行為は許し難いものと考えます。</p>	<p>この度は共催スポーツ教室である弓道教室の指導員において不快な思いをさせてしまったこと、誠に申し訳ございません。御回答が遅くなったことについてもお詫び申し上げます。</p> <p>御指摘いただいた点に関して、弓道連盟理事長から事実確認を行い、今後の対応について下記のとおり報告を受けております。</p> <p>今回の件について、当該指導員は受講生が固くならないよう声掛けをし、指導するよう心がけておりましたが、今回のような言動が、小馬鹿にされた、侮辱された、パワハラだと受け止められることもあり、受け止め方は個人により違うということ当該指導員も反省し、指導員全員が確認いたしました。</p> <p>今後教室の指導員において、次の点を遵守することを確認しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受講生で指導員への不満等があれば相談できる窓口を設置し周知する。 2 指導員各自がより一層言動に注意して受講者に不快な思いをさせないように配慮する。 3 指導員の相互研修(年に3回実施)の際に都度確認する。 <p>本市といたしましても市民の皆様が気軽に楽しくスポーツができる環境を整えてまいりたいと考えておりますので、今後このような事案がないよう指導してまいります。何卒御理解のほどよろしくお願いたします。</p>	文化スポーツ推進室	R6.1.9	R6.1.23

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
392	火災の被害者に対する対応への感謝と提言	<p>いつも市民のためにありがとうございます。</p> <p>私は、24年1月2日に火災被害に見舞われました。出火元の隣の隣の部屋が全焼し、私の自宅に煙と煤が大量に混入し、家財すべてが台無しになり、自宅に住めなくなりました。</p> <p>消防から煙損等による災証明を頂き、福祉協議会からもお見舞金を、福祉総務課から日用品の支給を頂き、とても助かりました。本当にありがとうございます。</p> <p>その後、市営住宅への入居を相談するように勧められました。自宅に住むことができなくなったためです。住宅政策室でお話を伺ったところ、希望する住戸がないため、諦めました。</p> <p>寝る場所すらがない状態でしたので、これには大変がっかりしました。是非とも改善をお願いします。</p> <p>また、生活福祉課によると、煙損は災害見舞金制度の対象外とのことで、支給していただけませんでした。しかしながら、私の家の家財はすべて使えなくなり、形はとどめているものの全焼同然なのです。</p> <p>説明しようと思いましたが、すでに満身創痍だったため、帰るしかありませんでした。</p> <p>現在、まだ次の住居が決まらず、友人宅やホテルを転々としています。</p> <p>ご回答いただきたいのは、次の2点です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市営住宅に、速やかに優先的に入らせていただくことはできないのでしょうか。 2. 私の状況は、本当に災害見舞金制度の対象外になるのでしょうか。 <p>お忙しいところお読みくださりありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>	<p>1について</p> <p>市営住宅への入居者は、公営住宅法で政令に定める特別の事由がある場合を除き、公募しなければならないと定められており、火事のり災者であることを理由に優先的に入居することはできません。</p> <p>しかしながら、火事のり災者は、新たなお住まいを探されるまでの間、一時的な避難先が必要となるケースが多いため、3か月に限り、市営住宅を一時的に御利用いただけることを御案内しております。</p> <p>なお、り災者向け住戸は、建物や設備が古く、お住まいであった住戸に比べ、住環境として御不満に感じられることもあるかと思いますが、り災者の方が一定の期間、安心して過ごしいただけるよう、必要な整備を行った住戸を案内しておりますので、御理解のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>(担当:住宅政策室)</p> <p>2について</p> <p>別途御説明したとおりです。</p> <p>(担当:生活福祉室)</p>	生活福祉室、住宅政策室	R6.1.16	R6.1.23
393	北千里小学校跡地複合施設の計画概要・ワークショップなどの書類が市のウェブサイトから削除されています	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような意見があったか、意見が反映されたかを検証するために必要です。 ・市の判断の透明性を損ないます ・公民館と図書館を一体化させたことによる不都合を懸念する意見など、現在起きている問題を指摘している意見もあります。市にとって都合の悪い意見を隠蔽しようとしていると捉えられます ・何の連絡もなく削除するのは不親切です ・ファイルサイズは微々たるものであり、削除する理由になりません ・市民の意見を尊重していません ・市民の知る権利を損ないます <p>書類を再アップしてください。他の同様の書類も、単に時間が経ったら消すという運用をしているのであれば、市民の知る権利を阻害していますので、見直しください。</p>	<p>北千里小学校跡地複合施設の計画概要等につきましては、市ホームページの<市政>—<市の政策と計画・行政運営>—<市の主な計画>—<産業・まちづくり・環境>のページに記載しておりましたが、当該施設が令和4年11月に供用開始し、計画が完了したため、ホームページから令和5年6月に削除いたしました。</p> <p>また、再度同じものを掲載する想定はしておりません。</p>	まなびの支援課	R6.1.15	R6.1.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
394	吹田市障がい者福祉年金の廃止についてのお知らせ	市のホームページにある吹田市障がい者福祉年金の廃止についてのお知らせについての質問です。 「令和6年(2024年)9月期の支給を最後に」とあります。そして「この財源を活用し」とあります。 この場合の「この財源を活用し」とは、「令和6年(2024年)度3月期相当分を使って」ということになるとは思いますが、令和6年度に令和6年(2024年)度3月期分と相当規模の障がい者(児)福祉にかかる新たな事業が立ち上がるという理解でいいですか。 市は単年度会計ですので、そうでない(令和7年(2025年)度以降になる)と、「この財源を活用して」というのは無理があり、安易なごまかしのように入ります。 ゆえに、令和6年(2024年)度予算はまだ決まっていないと思しますので、令和6年(2024年)度中に立ち上げようとしている事業内容をご説明していただくことはできないと思ひますが、いつごろの予定であるのかそのスケジュール案をお示しください。	御指摘の「この財源を活用し」とは、令和5年(2023年)11月議会における「吹田市障がい者福祉年金支給条例を廃止する条例」の可決に伴い、今後、当該財源相当額を持続可能な障がい福祉サービスの構築に資するよう有効に活用していくという趣旨であり、令和6年度(2024年度)中に新たな事業を立ち上げるということではありません。 なお、令和6年度当初予算におきましては、障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化に向けて、優先順位等を検討のうえ予算要求を行っているところであります。	障がい福祉室	R6.1.22	R6.1.26
395	続-90。1月19日掲出の市HPタイトル「令和5年度第2回吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会」での要望。	このタイトルでは、委員会を開催されるのか、開催済みなのか分かりません。 ・サイトを開くと、2023年11月29日に開催済み。 ⇒[仮案]「令和5年度第2回吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会」<会議要旨> ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの福祉部 障がい福祉室に指導を願います。	この度は貴重な御意見ありがとうございました。吹田市のホームページに掲載の新着情報のタイトルにつきまして、いただきました御意見も参考にして、今後とも市民の皆様にとって分かりやすい表記となるよう努めてまいります。	障がい福祉室	R6.1.22	R6.1.29
396	続-91。R5年12月28日掲出の市HPタイトル「障がい者差別」での要望。	このタイトルでは、「差別を無くしましょう」と、受け取りました。 ・サイトを開くと、「障がい者差別に関する相談窓口」の案内。 ⇒[仮案]「障がい者差別に関する相談窓口」 ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの福祉部 障がい福祉室に指導を願います。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	御指摘がありました「障がい者差別」のタイトルのページは、相談窓口以外の障がい者差別解消に向けた取組状況も記載しています。 そのため、御提案いただきました「障がい者差別に関する相談窓口」のタイトルでは、ページ全体を示すのは難しくなります。 ただ、「障がい者差別」というタイトルも内容が伝わりにくいと考へましたので、「障がい者差別解消に関する取組」に変更いたします。	障がい福祉室	R6.1.22	R6.1.29

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
397	続-88。1月17日 掲出の市HPタイトル「ひなまつり」での要望。	このタイトル「ひなまつり」の5文字からは、市民に何を周知されたいのか、全く分かりません。 ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの都市魅力部 文化スポーツ推進室に指導を願います。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	新着更新情報のタイトルをクリックしていただければ、開催日時や場所等の詳細情報が閲覧できるようになっておりますので、タイトルに詳細を記載する予定はございません。	文化スポーツ推進室	R6.1.22	R6.1.31
398	市内における健康増進法30条違反4件	1月16日、市内の第2種施設4件において喫煙器具の設置を見かけた。 健康増進法30条違反であるので撤去を指導されたい。 (1)〇〇 あいあいあいかわらず灰皿が設置されたままであった。早く違反を吹田市民に公表すべきである。そして過料徴収もすべきである。 同業他店にとっても迷惑なことである。吹田市内には未公表の受動喫煙ヘアサロンがあるというのだから。 池田保健所は通報のたびに現地に見に行ってくれるが、どうして吹田市は動かないのか？ (2)〇〇 店内で客が喫煙していた。机に灰皿も設置されていた。喫煙可能店だか知らないが、標識がなかったので、違法だろう。健康増進法29条違反でもある。 (3)〇〇 車庫に灰皿が3つ程設置されていた。ここは屋内(屋根があり半分以上(この場合3方向)が壁に囲まれている)に該当するので違法だ。 (4)〇〇 出入口前に関係者用の灰皿が設置されていた。 構造的に屋内の可能性があると思う。違法だ。 そうでなくても健康増進法27条2項違反であろう。	(1)について 通報を受ける都度、現地確認を行っており、改善に向け再度助言等を行ってまいります。 (2)について 通報を受けまして、主たる出入口に標識を提示するよう指導いたしました。 (3)について 通報を受けまして、喫煙器具の撤去するよう助言等を行いました。 (4)について 通報を受けまして、現地確認を行い、管理権原者に対し、設置場所について検討いただくよう助言をいたしました。	健康まちづくり室	R6.1.19	R6.2.2

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
399	防災訓練参加時の配布物について	<p>本日防災訓練に参加しました。 参加者に配られたグッズに辟易。 ●賞味期限の切れた缶パン ●賞味期限が今月の非常食 ●セットに缶切りが付いてたはずのものをバラして配り缶切りがないと開けられない非常食 ●賞味期限が一年持たない水</p> <p>どうゆうつもりで配布したのか？ 試食ならそうと断りを入れるべきではないですか？と思いました。 高い市民税は何のために払っているのか?? 回答求めます。</p>	<p>1月21日に実施しました吹田市一斉合同防災訓練では、各地域の連合自治会において訓練が実施されることに合わせて、訓練参加者が各家庭での備蓄について考えていただくきっかけとしていただくよう、配布用としての備蓄食料等を市から連合自治会に提供しているものですので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。また、今後の訓練においても、連合自治会が物品を配布する際に正しく趣旨を伝えていただけるよう、情報共有に努めてまいります。 なお、乾パンについては、本市から今回の訓練の機会に提供したものではありません。</p>	危機管理室	R6.1.22	R6.2.2
400	続-89。1月17日掲出の市HPタイトル「令和5年度第2回第2回吹田市保健所運営協議会」での要望。	<p>このタイトルでは、協議会を開催されるのか、開催済みなのか分かりません。 ・サイトを開くと、2023年12月15日に開催済み。 ・広報課には、市HPについての改善の要望を2年程行っており、一部には改善が見られますが、マニュアルが有るのに守られていない現状。 ⇒広報課は、サイトの健康医療部 保健医療総務室に指導を願います。 Q1:議事録が有りません。パブコメで市民に意見募集をされるのなら、最低、議事概要が必要。 Q2:会議資料の委員名簿に、吹田市の職員の名前が記載されていません。 ⇒吹田市の感染症予防計画の今後の方針を策定するのに、出席者名は必要と考えます。 Q3:会議内容は「吹田市感染症予防計画(案)」であり、掲出の目的が分かりませんが、市HPのタイトルは、会議内容に合わされた方が良いと考えます。 ⇒添付画像。タイトル新着情報。</p> <p>※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1について 資料を掲載するため、当該ページを修正したところ、上位ページも併せて更新され、新着に表示されました。ホームページ修正当時は議事録作成途中であったため、掲載には至りませんでした。現在は、議事録も完成し、公開しております。誤解を招く修正を行い、ご迷惑をおかけしました。</p> <p>Q2について 議事録に記載しております。</p> <p>Q3について 今後はホームページのタイトル、関連ページが新着に表示される設定になっていないか、再度確認し、アップするよういたします。</p>	保健医療総務室	R6.1.22	R6.2.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
401	保育園の利用調整基準について	<p>○保育園の利用調整基準の「自営業で、かつ就労拠点が居宅内の保護者」が-2点される項目について見直しを求めます。 本件は電話で担当者にも申し上げましたが「ご意見いただければ検討する」とのことで、電話でのお話で今年度(来年度?)に必ず検討するとのことご回答が得られなかったため、正式に意見として提出させていただきます。 なお、検討の際は少なくとも以下の点をご考慮ください。 ・コロナにより在宅勤務が増えたことを理由に、通勤時間が1時間以上である場合の加点を廃止したこと ・会社員であっても、ほとんど出勤することなく在宅で勤務を行う人が存在すること ・就労拠点(事務所)が自宅内であっても、実際に仕事に費やす時間の多くが事務所外である場合があること ・時間を裁量して昼間の時間を確保することが可能であっても、仕事や収入が減ること、代わりとして夜中や休日に仕事を行いQOLに大きな影響があること</p> <p>○電話で当方の点数をお伺いした際、選考時に市が気づいていなかった加点のミスが発覚しました。 たまたま当方の結果に影響はありませんでしたが、今後の対策をどのように実施するのか示してください。 なお、申込みの際に保護者から利用基準点を申告することも有効と考えます。</p>	<p>本市の保育所等利用調整基準におきましては、就労要件の場合、主に就労の継続性、拘束性、融通性等を勘案して指数を設定しているため、居宅内労働につきましては、現時点では減点項目を設けておりますが、利用調整基準につきましては、その時々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂きました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有させていただきますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしく願い申し上げます。 また、指数につきましては、御提出いただいた保育が必要な理由を証明する書類(勤務(内定)証明書等)を基に、雇用形態や給与体系、雇用主との関係などを考慮し、総合的に判定しております。これまでも記載内容の見落としや入力ミスを防ぐため、担当者による確認作業を実施してまいりましたが、改めて確認作業の手順を再確認するとともに、複数人での確認作業を徹底してまいりますので、よろしく願いいたします。</p>	保育幼稚園室	R6.1.29	R6.2.5

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
402	深夜23時、府営吹田藤白台住宅3棟駐車場に不審な車が止まっていて車内にいた輩に絡まれたので110番しました	<p>2024年1月19日23時頃、府営吹田藤白台住宅3棟駐車場の上の階(屋上の下)に不審な車(ナンバーは〇〇)がいました。</p> <p>この車は軽自動車で別の車に見慣れない張り紙があったので見てみると警告と書いてあり、契約者でない者が駐車しているので警察がうんぬんと書いてありました。</p> <p>するといきなりその車に乗っている輩に何してるん？コラーと言われクラクションを鳴らされました。</p> <p>驚いて見るとその車にも同じ張り紙が貼られていました。</p> <p>夜23時にエンジンをかけずと車の中にいる時点で目的が不明であり不審者であること、そしてお金を払わずに第三者が勝手に府営住宅駐車場に駐車していることは確定したのでその場を立ち去りながら即110番通報して警察官に来てもらうことにしました。</p> <p>20分経っても来る様子がないのでまた110番に電話すると警察官が来ているとのことだったので、上から様子を見ると警察官と話をしている輩の声が聞こえてきました。</p> <p>もちろんこの輩は警察官から免許を提示させられたはずで警察に住所や氏名を提供することになり、今後は警察からマークされることになったでしょうから下手なこととはできなくなりましたね。</p> <p>このような事件に本当に憤慨しています。</p> <p>府営住宅駐車場に勝手に止めて管理事務所から警告の張り紙を車に貼られても居座るこのようなヤバい輩がうろついているのに自治会は回覧も回さないし何もしない。紙を貼ったということは当然ナンバーも控えていることだろう。</p> <p>府営住宅や自治会に不審者の件を情報共有、そして回覧やエントランスでの張り紙(見慣れない車が止まっていたら110番通報と記載)お願いします。</p> <p>当然自分の隣の車のナンバーくらい覚えているでしょうから。</p>	<p>1月22日付でお問合せいただいた件につきまして、回答が遅くなり、申し訳ございません。</p> <p>いただいたご意見は吹田警察とも共有させていただきました。</p> <p>引き続き、危険を感じた場合には速やかに通報していただきますようお願いいたします。</p>	危機管理室	R6.1.22	R6.2.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
403	続-92。「大谷翔平選手から野球のグローブ」の吹田市の現状は？。&要望。	<p>アメリカのメジャーリーグで活躍中の大谷翔平選手が、全国の小学校に野球のグローブを寄贈で、…の報道がありました。</p> <p>・大阪府の北摂地域の7市、2町での状況は、能勢町・池田市・箕面市・豊中市・摂津市では、「年末から今月にかけて届いた」…の内容が、市長さん、学校長さん、市の広聴課の方々から報告されています。</p> <p>Q1:吹田市には、グローブが届いているのでしょうか？。届いているのであれば、いつですか？。</p> <p>Q2:児童たちの反応はどうか。画像を市のHPに掲載願います。</p> <p>Q3:届いた小学校では、児童に対して、大谷翔平選手からのメッセージ「野球しようぜ！」をどのように伝えられましたでしょうか？。</p> <p>・大谷選手からの手紙も同封されており、「この3つの野球グローブは学校への寄付となります。それ以上に私は、このグローブが、私たちの次の世代に夢を与え、勇気づけるためのシンボルとなることを望んでいます。」と書かれている…との事。</p> <p>・某小学校では、このメッセージをコピーして、全児童に配布…の報道が。</p> <p>Q4:吹田市の後藤市長さんは、20年くらいピッチャーをされていて野球少年の理解者。また、ずっとクリンナップ打っておられたとの事。二刀流の先駆けか？。</p> <p>後藤市長さんへお願い、児童たちに「大谷翔平選手の想い・願いに対して、メッセージ」をぜひお願い致します。</p>	<p>Q1について 本市における大谷翔平選手から寄贈されたグローブの現状につきましては、1月17日(水)に本市教育委員会に全小学校分のグローブが届き、同月18日(木)と19日(金)の2日間で全小学校に届けました。その様子については、吹田市公認のFacebookとLINE VOOMにて掲載させていただいております。</p> <p>Q2について 寄贈された多くの学校から、「子供たちはとても喜んでいました。」という話は聞いております。今後Facebookや吹田市動画配信チャンネルにおいて配信を行う予定にしております。</p> <p>Q3について 各校では、全校集会などで子供たちに大谷翔平選手からのメッセージを紹介しております。また、グローブの活用方法につきましては、大谷翔平選手の思いを尊重し、全ての児童が関わられるよう、クラス毎に順番に使用できるように回す、児童会活動等を通して主体的に活用方法を定める等、各校には周知しています。</p> <p>Q4について 市長へは本市に到着後速やかに報告しております。市長からの児童へのメッセージにつきましては、発信は予定しておりませんがグローブの寄贈先である市教育委員会が今後も引き続き使用の状況等の情報発信に努めて参ります。</p>	学校教育室	R6.1.29	R6.2.7
404	北千里小学校跡地複合施設の計画概要・ワークシヨップなどの書類が市のウェブサイトから削除されています2	<p>1月26日に頂いた回答が回答になっておりません。</p> <p>私の意見、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような意見があったか、意見が反映されたかを検証するために必要です。 ・市の判断の透明性を損ないます ・公民館と図書館を一体化させたことによる不都合を懸念する意見など、現在起きている問題を指摘している意見もあります。市にとって都合の悪い意見を隠蔽しようとしていると捉えられます ・何の連絡もなく削除するのは不親切です ・ファイルサイズは微々たるものであり、削除する理由になりません ・市民の意見を尊重していません ・市民の知る権利を損ないます <p>に対して回答してください。 ※何度も同じことを書かせないでください。時間の無駄です。</p>	<p>北千里小学校跡地複合施設の計画概要等につきましては、当該施設が令和4年11月に供用開始し、計画が完了したため、ホームページから削除いたしました。当該施設につきましては、いただいた御意見も参考にし、管理運営をしております。供用開始後1年が経過し、昨年12月末時点で約40万人を超える多くの方々にご利用いただいております。今後も市民の皆様からの御意見を参考にいたしながら、より良い施設となるよう努めてまいります。なお、御要望の書類等につきましては、「公文書公開請求」の手続きをしていただくことで、ご覧いただけます。</p>	まなびの支援課	R6.1.26	R6.2.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
405	市議会議員のすいたん著作権侵害について 市民に謝罪してください	<p>上記の件について、著作権侵害であることは中学生程度の学力でもわかるにもかかわらず、市役所職員は「わからない」とふざけた回答をし、抗議をはぐらかし続けましたが、未だに市民に対して謝罪していません。</p> <p>著作権法の条文は平易であり、判例も明確に揃っています。文科省のサイトなどで、子供でもわかるよう解説されています。これでわからないのであれば中学生未満の学力なため、市役所の職員として働くことはできません。</p> <p>働く能力があるというのであれば、「わからない」と言い張ったのは虚偽であり市民を愚弄した行為です。市民に対し謝罪してください。</p> <p>また、職員は訓告という一番軽い処分を受けましたが、この問題について後藤市長は監査請求の前から把握していたのかを明らかにしてください。把握して職員に著作権侵害だと指示しなかったのであれば、市長も同罪であり、市長が処分を受けないのは不当です。</p>	<p>今回の事案につきましては、著作権に関する誤った法解釈により、適切な管理ができておらず、市民の方々にご心配をおかけしましたことを、重く受け止め深く反省しております。</p> <p>令和5年7月12日に市長に報告しておりますが、当時、すいたんの二次創作物の利用につきましては、すいたんを広く使っていただきたい思いから、利用許諾を求めていなかったことやそのルールを定めていなかったこと等から、本市が著作権を主張できる範囲ではないと誤った解釈をしていたものです。</p>	シティプロモーション推進室	R6.1.30	R6.2.9
406	小学校の倉庫について	<p>市内の小中学校で簡易な倉庫が校舎の下などに設置されています。</p> <p>近隣の地域活動の倉庫なら理解できますが、野球やサッカーなどで利用している団体の道具が入った団体の倉庫が設置されています。</p> <p>もし、可能であれば倉庫を設置し、道具を置かせて頂きたいのですが、無理であれば、今置いている団体との扱いが不公平になると思います。</p>	<p>学校に倉庫を設置するなど、学校施設を学校教育目的以外に使用する場合には、以下の2点の場合に許可を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育上支障がない 2 社会教育やその他公共のため <p>具体例としまして、選挙の投票所、市が実施している事業である危機管理室の備蓄倉庫や文化スポーツ推進室の学校開放事業による開放用倉庫の設置等になります。</p> <p>倉庫の設置については、学校長の同意を得ることと、事業を所管する担当部署にその必要性を認めてもらうとともに、担当部署から学校管理課へ倉庫設置の許可申請をしていただく必要があります。</p>	学校管理課	R6.1.30	R6.2.13
407	〇〇の猫による被害がひどいのでなんとかしてほしい！みんな困っている！	<p>〇〇に最近、野良猫が住み着いておりバイクや自転車のカバーの上に乗ったり、下に潜り込んだりしてマーキングのおしっこをしているようです。</p> <p>最近、自転車やバイクに油のようなものをかけられる被害が頻発し警察に110番通報すると、おまわりさんからこんなにやられていて誰か見当がつかないのなら、人間でなく猫かもしれないとのことだったので駐輪場の巡回を強化していました。</p> <p>するとある日の午前中、よく猫が乗っているバイクのカバーの下の布のようなものに少しだけ水分がありました。これはと思い、拭いてみると私のバイクにかけられたものと同じ色、臭い。そしてそのときカバーの下から1匹の茶色い太った猫がでてきて上の駐車場の方に走って行きました。</p> <p>これで私の自転車やバイクに嫌がらせをしていた犯人は猫であることが確定しました。</p> <p>猫の被害については他にも困っている人が大勢います。</p> <p>自治体によっては猫避けの超音波機器を貸し出しているとのことなので吹田市でも保健所でぜひ貸し出して欲しいと思っています。</p> <p>レモンの汁を薄めてスプレーしたりカバーの上にトゲトゲを置いたりしていますが、また入り込まれています。</p> <p>今日見に行った時は特にひどくバイクのシートに座っていたようで人のものではない明らかに細い毛が何本も落ちていました。猫が乗っている証拠です。</p> <p>この前はバイクのシートの上を叩くとフロント部分から猫が飛び出したのでコローと叫びましたが、まだ学習していないのか居座っているようです。</p> <p>希望者には猫避けの超音波機器の貸し出しをお願いします。</p>	<p>超音波猫忌避装置につきましては、本市でも2週間の貸し出しを行っておりますのでご利用ください。その他の糞尿対策等につきましてもホームページに詳しく掲載しておりますのでご参考にしてください。</p> <p>https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018501/1018506/1018507/1015351.html</p>	衛生管理課	R6.2.9	R6.2.14

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
408	<p>統-87-2。新年1月1日の能登半島の巨大地震による被災地への吹田市の救援・支援活動についての要望。</p>	<p>1月5日投稿で、1月23日に回答あり。⇒A:市ホームページ「令和6年能登半島地震の支援等について」にて発信しております。 ⇒府下の多くの市では、1月2日からHPに支援情報を発信。吹田市は1月5日に発信で有り、AMIに投稿したものです。 1)危機管理室のサイトは、支援内容が文字情報のみであり、他市のような現地での活動状況の画像が全く無く市民には、分かりません。 ⇒消防本部のサイトを見ると、「緊急消防援助隊の派遣について」のサイトには現地での活動の様子画像が有りやと分かりました。 ⇒危機管理室のサイトの救助活動の項の所に、「緊急消防援助隊の派遣について」のリンク先の貼付けをされたし。 ※現地での活動は、余震があり、降雪・雨天の中、気温も低く、道路状況も悪い中での活動です。ほんとうにご苦労様です。 ⇒危機管理室は吹田市としての、緊急消防援助隊の労苦を市民に知らせる役務が…。現状では、市民は消防本部のサイトを見られる方は少ないと思います。 ⇒吹田市内で、もし非常災害が発生した場合に、市民への情報発信が上記のように縦割り組織での発信は、市民は混乱します。危機管理室の意識改革が必要と思います。 ※広報課は、市の考えの情報提供ではなく、市民が知りたい情報にも目を配りHPの維持・運営を願います。 ⇒添付画像。能登地震支援。左:吹田市。右:豊中市。 2)能登の地震による被災者への市営住宅の提供について。 ・吹田市の「支援対策本部会議内容の“今後の予定”」について、市営住宅の目的外使用による被災者の受け入れについて大阪府から照会があり、受け入れ可能戸数:5戸と回答。 ⇒豊中市、茨木市は、1月19日に市のHPで避難者への市営住宅の提供案内(具体的な手続き)をされています。 ・両市のように市民に被災地に縁戚者(高齢者など)がおられたら、呼び寄せ & 支援の判断がし易く、市民の目に早く触れれば、スピード感のある支援が出来ると思います。大阪府では、既に入居済みの報道が。 ・吹田市の現状は大阪府からの連絡待ち。⇒速やかにHPへの掲出が良いと考えます。 ⇒添付画像。能登地震支援。左:吹田市。右:豊中市+市営住宅提供。 ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 能登半島地震への支援等について、各詳細ページへのリンク掲載は次回更新時に反映させていただきます。 (担当:危機管理室)</p> <p>2)について 令和6年能登半島地震の被災者の受け入れについては、大阪府が大規模な受け入れ体制を表明しており、吹田市内の住戸も含め府営住宅100戸(大阪市・民間賃貸住宅を含めると計300戸)を準備しています。また、ニュース等でも取り上げられ、広く周知が図られている状況です。 一方で、本市においては、5戸の市営住宅を提供可能な住戸として御用意しておりますが、即入居できる住戸は2戸のみであり、現時点では、大阪府と連携を図りながら、必要とされる方に御提供することが望ましいと考えております。 ホームページでの受け入れ体制の御案内につきましては、今後の被災者支援の方向性を踏まえ、検討して参ります。 (担当:住宅政策室)</p>	危機管理室、住宅政策室	R6.1.30	R6.2.15
409	<p>保育園入所申込について</p>	<p>夫婦ともに正社員フルタイム勤務ですが保育園に落選しました。急ぎ小規模や認可外等を探していますが、岸部近辺は小規模、認可外が少なく空きもありません。最近はこの辺りも新しいマンションや戸建てが増え、子どもの数がかなり増えてきています。近々、この辺りに新しく保育園を増やしたり、各保育園の定員を増やす等の予定はあるのでしょうか？また、見学の際、保育士の方に聞いたのですが、令和6年度4月の申込が例年おおよそ3000のところ3300超だったと聞きました。300の受け皿はどう対応される予定でしょうか？育休期間も限りがありますし、現状ですと保育園に入れるかとても不安な毎日です。 また、勤続年数での加点はどういった意図があるのでしょうか？近年転職等よくある話ですが、転職したことで不利になるとは思いませんでした。正社員として働いていますし、そもそも子どもの保育園にはあまり関係がないように思います。今後、加点項目の見直しをご検討願います。</p>	<p>この度は、御希望の施設利用が叶わず、御負担をお掛けいたしております。 まず、保育の確保方策については、人口推移、利用申込などの状況から必要と見込まれる保育提供量を想定し、整備計画に基づき、保育施設の整備などを計画的に進めております。お住いの地域(岸部・片山地域)については、未就学児の人口は減少していることから、現在策定しております令和2年度から令和6年度までの整備計画においては、新たな保育施設の整備計画はございません。なお、令和7年度からの整備計画の策定に当たりましては、今後のニーズ調査の結果等も踏まえ、必要な整備量の確保について、適切に対応してまいります。 次に、従来からの本市の利用調整基準における就労に対する考え方として、雇用の継続性を重視しており、その点を踏まえた形で利用申込時の勤務先での就労実績による加点項目を新たに設けておりますが、利用調整基準につきましては、その時々々の社会情勢や雇用・経済情勢を踏まえながら、必要に応じて改正する必要があると認識しております。今回、頂戴しました御意見につきましては、今後の利用調整基準の改正の際の参考意見として頂戴し、室内でも共有させていただきますので、御理解賜りますよう、何とぞよろしく御願ひ申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R6.2.5	R6.2.15

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
410	続-93. こども発達支援センターの屋根に草(高さ約1m)が何本も生えています。	<p>屋根が損傷しないうちに、除草が必要。草の根っこは強力です。 ⇒添付画像。(地表・高所から撮影) Q: 施設の外観の点検頻度、直近の点検月日を教えてください。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市立こども発達支援センターは、毎年、建築基準法に基づく建築設備点検を実施しており、今年度の点検日は7月9日です。 屋根の外観は点検対象ではないため、点検業者からの指摘はありませんでしたが、今回のお声をいただき、すぐに除草対応を行いました。</p>	こども発達支援センター	R6.2.14	R6.2.15
411	吹田市社協パワハラについて	<p>私は吹田市在住で様々なボランティアを行っております。昨年末に吹田市社協の局長がパワハラを職員に行っていた記事を新聞で知りました。大変驚きました。先日、市のイベントにその局長が出席されていてさらに驚きました。こっそり聞けば謝罪も降格もなくそのまま働いているということでした。吹田市社協は地域の福祉を守る、弱い立場の人を助ける団体だと思っていた。パワハラを行う局長がそのまま局長として働いて良いのでしょうか？市役所は社協を指導しないのでしょうか？</p>	<p>この度の吹田市社会福祉協議会に関する一連の報道について、市としましては、独立した社会福祉法人である同協議会に対して、直接指導する立場にはありませんが、法人として、今後は全職員を対象にした研修を定期的に開催することや第三者によるハラスメント相談窓口の設置等、再発防止に向けて積極的に取り組んでいく旨を聞いております。市としては、引き続き、業務等に影響がないよう同法人に対して助言等を行ってまいります。</p>	福祉総務室	R6.1.29	R6.2.16
412	吹田市障がい者福祉年金の廃止について(2)	<p>早々に回答いただき、ありがとうございます。 回答を読ませていただき、すぐにというわけではなく、一定の期間の中で、当該財源相当額を有効活用するというのが分かりました。そうであるならば、新たな疑問が三つありますので伺います。 一つ目の疑問は、直近では、障がい者医療費助成の縮小があって、その時も、同じようなことを言っていたと思いますが、その活用実績をお教えてください。まだ活用実績がないのであれば、または相当額にはまだまだ満たないのであれば、障がい者福祉年金の廃止をしなくても、その時の財源相当額で、持続可能な障がい福祉サービスの構築に資することができるのではないですか。 二つ目は、当該財源相当額ということはかなり額の額と思われ、しかも持続可能ということであれば、一定の期間継続するものと考えと一大プロジェクトと考えますが、それはどのようなものですか。そもそも近年の財政事情の中でそのような高額の一大プロジェクトは可能なことなのですか。 三つ目は、一つ目、二つ目の疑問から当該財源相当額を有効活用するということの実現可能性がほぼほいに等しいと思われることを市のホームページのお知らせに掲載してもいいのですか。検討するという言葉だけで、そのほかに何の保証も全くないことを市民と約束するということですか。それはあまりにも無責任であり、誠意がないことではないですか。</p>	<p>障がい者医療費助成の縮小と、その後の障がい者(児)に係る制度・施策の充実化との財源上の関連性について、明確にするのは困難ですが、今後、持続可能な障がい福祉サービスの構築に際しては、現行の現金給付制度を見直ししていく必要があることから、このたび障がい者福祉年金を廃止するものです。 当該財源相当額の使途につきましては、前回御回答申し上げたとおり、優先順位等を検討のうえ、持続可能な障がい福祉サービスの構築に資するよう有効に活用してまいります。 最後に、1月16日に公開したホームページでのお知らせは、障がい者福祉年金の廃止と、今後の財源活用に関する市の考え方を示したものであり、「実現可能性がほぼほいに等しい」内容を掲載しているものではありません。</p>	障がい福祉室	R6.1.29	R6.2.16
413	施設予約について	<p>公共施設の予約についてなのですが、WEB上で予約できない施設や当日までに直接施設で入金しないといけないシステムに大変不便を感じています。できれば全施設振り込みで予約完了出来るようにして頂きたいです。 ちなみに私が利用している施設は17:30で終了します。 仕事をしながら17:30迄に直接施設に伺う事が難しいです。たまに出勤前に予約に行きますが、手順に時間がかかり、遅刻しそうになります。 どうか改善して下さい。よろしくをお願いします。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。市では公共施設の空き状況の確認や予約が行える、施設予約システムを導入しております。対象施設につきましては、今後、施設を所管する部署と調整し、拡大を図ってまいります。 また、本年度、システムを改修し、使用料をオンラインでクレジットカードにて決済ができる仕組みを導入予定です。規定類などのルール整備も含めて、今後も利便性を高めてまいります。</p>	情報政策室	R6.2.9	R6.2.16

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
414	吹田市社会福祉協議会パワハラについて	吹田市社協でのパワハラに関してネットに10年を超えるパワハラだと書かれていた。ひどいパワハラに対してあまりにも軽い処分であるため、公表できないのではないか？その間、市役所は全く社協のパワハラを指導しなかったのか？宝塚と同じ構造で、親会社が知らないと言うのは簡単だが職員が働いている吹田市民のために税金で働いてる…市役所が知らないとは言えないはず。きちんとした処罰を与え、体制を変える。10年も同じ体制が続くから空気が変わらない…パワハラが起こるのではないかと？市役所は業務の委託先法人としてきちんと情報公開を求めると書かれていたがどのように求めたのか？どのような返事だったのか？そして今も社協は取材に対応していないのはなぜなのか？情報公開をして反省して体制を変えて再出発させるべきである。	吹田市社会福祉協議会にはハラスメントに関する処分内容及び再発防止策について文書での提出を求めました。同法人のホームページにおいても報告書が掲載されており、今後は再発防止に向けて、法人として研修や第三者によるハラスメント相談窓口の設置等の取組を進めていくとお聞きしております。また、同法人の行った懲戒処分に対して、市が設立に関わった外郭団体とはいえ、独立した法人に対して第三者である市が指導できる立場にはありませんので、市としては業務に影響がないよう助言する必要があると考えています。	福祉総務室	R6.1.31	R6.2.19
415	障害者手帳の更新について	障害者手帳の更新の期日がわからなくて、過ぎてしまい、手続きに診断書や書類を用意しなくてはいけないので、交付まで時間がかかりました。前もって、連絡があるとそういうことがないと思います。なんらかの方法で連絡してもらえるとありがたいのですが。検討をお願いします。	精神障害者保健福祉手帳は2年毎の更新となっており、毎月約150件ほどの対象者がいるため、現時点でそのような対応はしていませんが、今後の事務改善の参考として承っております。	障がい福祉室	R6.2.14	R6.2.19
416	ナンバーのないバイクがゆらら藤白台付近を走っていたことについて	2月14日15時45分頃、府営藤白台12棟から14棟がある駐車場付近でナンバーのないバイクをヤンキー風の若い男2人が乗っていた。違反なので検挙をお願いします。近辺に止めている可能性が高いです。ちなみに右折で駐車場に入って先で左折していったので14棟の間かもしれません。	お問い合わせいただいた、ナンバーのないバイクがゆらら藤白台付近を走っていたことについて、吹田警察署へ情報を共有してまいります。	総務交通室	R6.2.15	R6.2.19
417	江坂前の迷惑行為に対して	江坂ローソン前の道路で居酒屋のキャッチかと思われる男性2.3名がいつも道路の真ん中で勧誘もせず立っているだけでとても人の交通を妨げています。階段が時には止まり、危険性も増しています。普通に道の端で営業しているなら何も思いませんが、ただただ、道の真ん中でたむろしているだけでずっとしゃべったままです。混雑している駅でもあるため、そういった人の流れを止める行為は注意していただきたいです。歩道の半分はその方で塞がっている毎日です。	本件は、警察に係る事案ですので、警察へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.2.19	R6.2.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
418	続-92。新年1月1日の能登半島の巨大地震に関連して、吹田市と友好都市である2町で津波警報が発令されており、被災確認・影響の有無は？	<p>友好都市である“福井県若狭町(震度4)”および“兵庫県香美町(震度3)”であり、地震による影響は無いと考えられますが、津波警報が発令されており被災状況の確認は、されましたでしょうか？</p> <p>⇒添付画像。(震度・津波警報)</p> <p>・個人に置き換えれば、仲の良い友人には「どうやった？。大丈夫か？」と問い合わせをします。</p> <p>⇒都市魅力部 文化スポーツ推進室は、確認をされましたでしょうか？。</p> <p>・万が一、支援が必要であれば、吹田市に於いて支援の体制が必要となります。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>吹田市の友好都市とは災害時の相互応援協定を締結しており、地震等の災害発生時には災害規模や被害状況に応じて危機管理室から連絡を行っています。</p>	危機管理室	R6.2.13	R6.2.20
419	千里ニュータウンプラザ8階 千里市民センター多目的ルールの階下への騒音	<p>8階の多目的ルームでバレエなどの運動を行っていますが、その衝撃が下の7階の公民館視聴覚室に大きい音と振動で響いています。工事に等しい大きさです。</p> <p>多目的ルームの床は浮床という方式で防音してるとのことですが、これは以下にあるようにバレエの振動を防ぐには十分とはいえません。</p> <p>https://www.onzai.or.jp/pdf/new/gijutsu201103_1.pdf</p> <p>& 一般的な浮床工法ではあまり効果が期待できない場合も多い</p> <p>多目的ルームは激しい運動を想定して作られていません。バレエなどの使用は不適切です。以下の対策を採るべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激しい運動は体育館に誘導する ・激しい運動を行うときは視聴覚室を使用していないときにする <p>やり取りの時間を節約するために想定問答を記しておきます。</p> <p>A. 問題のある音量ではない X. 音量を測って公開してください。おおむね80dB以上が騒音です</p> <p>A. 今までそんなクレームはなかった X. 多くの人は面倒を避けてクレームをしません。顕在している問題は氷山の一角であり、その奥に見えない問題がたくさん潜在していると考えるのがビジネスの標準です(『TQMの基本』p. 22 二科技連出版社)。某芸能事務所のスキャンダルが長年黙殺されてきたことを想起してください。</p> <p>問題ないとするのであれば、市の他の施設で同様の騒音を出しても制止できないということになりますので、慎重にご判断ください。</p> <p>また、数ヶ月前からこの件を指摘しているにもかかわらず、現場の音を確認もせず「問題なし」と主張する千里市民センターの職員は、職務怠慢であると指摘しておきます。</p>	<p>千里ニュータウンプラザの7階公民館視聴覚室をご利用の際に、千里市民センターが所管する8階多目的ルームのバレエなどの運動により発せられた大きな音と振動で御不快な思いをされましたことにつきましてお詫び申し上げます。</p> <p>多目的ルームの床は建物の基礎になる床の上に緩衝材を挟み込み二重床にすることで振動による音を伝わりにくくする浮床構造で会議・研修会のほか、ダンスや演舞等の軽スポーツや簡単な音楽発表会が行える設備となっていますが、今後は多目的ルームを利用する団体に対し、大きな音や振動が下階の公民館視聴覚室へ響くことがないように注意を徹底してまいりますので御理解の程よろしくおねがいします。</p>	市民自治推進室	R6.1.30	R6.2.22
420	系田川の汚染について	<p>最近系田川の水が汚染していて白く濁っています。どこからか汚染水を放出しているのかどうか、その原因を調べてください。</p>	<p>本件は、大阪府に係る事案ですので、茨木土木事務所へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R6.2.26	R6.2.26

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
421	北千里のピアノ池付近での歩きタバコについて	2月5日10時45分頃、藤白台のピアノ池に並行する制限30キロの市道で上は緑、下は黒のスボンの大学生~20代後半くらいの若者が歩きタバコをしていた。また最近増えている歩きタバコ案件。さらなる張り紙の強化、禁煙の広報活動などしてほしい。北千里駅周辺には相変わらずタバコのポイ捨てが多いし何をやっているんだという状況だ。	いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R6.2.15	R6.2.27
422	北千里駅の禁煙地区での喫煙について	2月11日5時30分頃、北千里駅の旧ピーコックへ向かう階段(カメラ屋の隣)でヤンキー風の若い男2人が喫煙していた。宝くじ売り場付近まで匂いが漂っており非常に迷惑だった。一人は金髪で一人は黒髪。そのうちの金髪の男は自転車で藤白台幼稚園方面に向かって走って行った。二次喫煙、三次喫煙が問題化しているのに未だに吸っている現状。最近、ガラの悪い連中がどんどん入ってきている。この状況はコロナ禍で一層悪化した。府営住宅を建て替えるときに他所から入れるなどあれだけ警告したのに他所から入れて治安が悪化し何の意味もなしていない。このような素行不良の連中を排除し安心安全な吹田を実現してほしい。	北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員により現場確認を行い、喫煙マナー向上に向けて啓発活動を実施しております。今後も不定期ではありますが、啓発活動を継続してまいります。いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R6.2.15	R6.2.27
423	北千里駅ロータリーでの喫煙について(禁煙地区です)	2月13日17時30分頃、北千里駅ロータリーの千里一番付近で上下黒の40~60代くらいの男が喫煙していた。当該地区は禁煙地域である。喫煙所がそばにあるがはみ出での喫煙は違反なはずだ。そもそも喫煙所で喫煙していてもディオスの2階を通ると下からタバコの匂いが漂って来て迷惑だ。千里一番の付近には、はみ出での喫煙しないよう張り紙をお願いします。	北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員により喫煙所の利用等の喫煙マナー向上に向けて啓発活動を実施しております。今後も不定期ではありますが、啓発活動を継続してまいります。いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R6.2.15	R6.2.28
424	藤白台の府営5棟から1棟付近での歩きタバコについて	2月13日18時09分頃、府営吹田藤白台5棟から1棟、そして藤白台1丁目の一時的停止の交差点に向かって上下黒の白髪の60~80代くらいの男が、上は青、下は黒で帽子をかぶった奥さんらしき人と一緒に歩いており、歩きタバコもしていた。当方タバコを手に持った状態の証拠動画を撮影している。今回で4件目だ。どれだけひどいんだ。最近見ないので通報活動も少し休んでいたが、今月はとんでもなく増えている状況だ。府営住宅の住人である可能性が高いので、府営住宅全域に歩きタバコ禁止の張り紙をお願いします。本当に迷惑しています！	いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。また、広聴担当から本件の情報を大阪府へ提供いたしました。	環境政策室	R6.2.15	R6.2.28

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
425	<p>続-93-2。こども発達支援センターの屋根に草(高さ約1m)が何本も生えています。</p>	<p>2月14日に投稿で、2月15日に回答を頂きました。「毎年、建築設備点検を実施しており、屋根の外観は点検対象ではないため、点検業者からの指摘はありませんでしたが、すぐに除草対応を行いました。」 ・個人的な考えですが、毎年点検をされているとの事ですが、屋根については、点検対象外との事。 Q: 毎年の定期点検以外の施設の安全確認が必要と考えます。 ⇒極論ですが毎年点検の日だけが異常が無いだけで、翌日に地震や台風(飛来物)などによる異常が生じた場合の施設の安全が確認されない事になります。 ・元日に能登半島で巨大な地震があり、吹田市は震度4です。震度4は吹田市では、対策本部の設置…となっており施設の点検が必要なレベルと思います。 ⇒添付画像。能登地震(1月1日)。大阪府北部(吹田市)震度-4。 ・現場は、日常での通行でも明らかに発見できます。⇒添付画像-2(除草前後) ※多くの園児や職員の安全を守るためにも、また再発防止や施設の異常発見時の早期手配など、危機管理意識が必要。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>前回のご回答が分かりにくく、申し訳ありませんでした。 事業者による建築設備点検は毎年1回の実施ですが、施設管理を行う職員が、日々の業務を通じて目視による点検を行っています。 故障箇所があれば、適宜対応してまいりましたが、屋根の外観は気づかなかつたため、先日のご指摘を受けてすぐに対応いたしました。 今後も適切な施設管理に努めてまいります。</p>	こども発達支援センター	R6.2.26	R6.2.28
426	<p>続-87-3。新年1月1日の能登半島の巨大地震による被災地への吹田市の救援・支援活動についての要望。</p>	<p>1)吹田市の令和6年能登半島地震の支援等について1月30日に、消防本部からの派遣による活動状況のリンク先を貼って、市民が支援先の情報や、消防署員の活動内容の広報を要望しましたが、未だです。 ⇒水道部が、2月5日に能登に出発し、活動しておられますが、危機管理室のサイトには、2月9日現在、まだ、記載されていません(1月24日のままです)。雪の中で活動されているのに… ・水道部が市のHPの最新情報に2月5日に掲出されましたが、現在は下の方に繰り下がって市民の目に触れにくくなっています。 Q1:なぜ、リンク先を貼られないのでしょうか。水道部の活動の記載が無いのは何故ですか？ 2)市職員の現地派遣以外に、被災者の支援項目について北摂の6市(除く吹田市)の状況は、多くの項目が記載されています。 Q2:吹田市として、被災された2次避難者への想定される支援項目の取組みを速やかにされたら… 【他市の支援項目】 ・バスポート手数料の減免(外務省) ・予防接種の取扱い、新型コロナワクチン接種 ・特例貸付(緊急小口資金) ・石川県外に避難されている情報登録。石川県珠洲市への寄附金の代理受付 ・被災された方への支援総合窓口 ・福祉や生活全般に関する相談窓口 ・水道料金および下水道使用料の減免 ・子ども服、自転車、バス無料乗車券の提供(豊中市) ・市立豊中病院の初診時選定療養費の免除(豊中市) ・罹災証明書の申請支援 ・妊婦・乳幼児、未就学児、こどもの一時預かり、小・中学生への支援(豊中市) ・児童生徒の受け入れ(就学援助費の支給) ・転入手続き、マイナンバーカードの電子証明書 ・生活保護制度 ・一部負担金の減免(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療) ・障がい福祉サービス ⇒関連添付画像(池田市、箕面市、豊中市、摂津市、茨木市、高槻市の支援サイト) ※添付の画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>能登半島地震への支援活動ページへのリンクにつきましては、2月16日に掲載させていただきました。 また、吹田市に避難された被災者への支援は現在のところ個別対応を行っておりますが、頂きましたご意見につきましては参考とさせていただきます。</p>	危機管理室	R6.2.13	R6.2.29

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
427	ゆりの木公園の看板について	<p>今日お昼すぎにゆりの木公園へ行ったら、喫煙や犬の糞についての看板が全て抜き取られ4枚分が無造作にプランコ横に置かれていました。それは市の方が作業されたものでしょうか？</p> <p>でも木の棒の先は尖っていて危険ですし、そのまま放置されることはあまりないかなと思いました。ちなみに先週木曜日は特に変わりありませんでした。</p> <p>もうこの件をどなたかが連絡されているかもしれませんが、念の為お伝えしておきます。</p> <p>週明けは特にポイ捨ての吸い殻が多いですし、看板があっても子供たちが遊んでいるすぐそばで喫煙する人たちもまだまだ多く居ますので、また看板を設置してほしいです！ よろしくお願います。</p>	<p>注意看板は吹田市で抜いたものではございません。現地確認し、再設置いたしました。</p>	公園みどり室	R6.2.27	R6.2.29
428	続-94。2月8日掲出の市HPタイトル「吹田市地域防災計画修正案に対する意見募集」での要望	<p>「吹田市地域防災計画修正案に対する意見募集」をされていますが、1月1日の能登半島の巨大地震に伴う被災状況に関して吹田市の対応策が反映されていないと考えます。</p> <p>・支援対策本部長である後藤市長さんの市民への発信が全く有りません。</p> <p>Q1:吹田市の職員の方が被災地に派遣、支援に行かれていますが、本部長さんへの報告会がされたのか、否かが、市民への情報提供が全く有りません。</p> <p>・報告がされているのであれば、現地で活躍された吹田市の職員(市の現状の知見を有しておられる)が現地での体験から吹田市の課題を本部長さんに報告しておられるものと推察。</p> <p>Q2:支援対策本部長である後藤市長さんは、吹田市の課題を市民に情報提供を願います。</p> <p>[吹田市職員の派遣状況] ⇒※水道部(2月9日に帰還)を除き他は1月中旬に帰庁。※2月15日の市HPから転載。</p> <p>・総務省災害マネジメント総括支援員の危機管理室職員2名を石川県輪島市へ派遣(1月4日～12日、1月17日～25日予定)。</p> <p>Q3:総括支援員の権限として「市長への助言」が有りますが、何を助言されたのでしょうか？</p> <p>・大阪府看護協会から派遣依頼を受け、市立吹田市民病院内の認定看護師1名を輪島市へ派遣(1月15日～1月18日)。</p> <p>・大阪府が派遣する災害時健康危機管理支援チームの一員として保健師1名を派遣(1月18日～1月24日)。</p> <p>・消防隊1隊5名を派遣(1月1日～1月5日)。その後も交代要員の派遣。現地の活動を終了後、1月21日に帰隊。</p> <p>・水道部からは、給水支援活動を令和6年2月5日から派遣。2月9日に帰還。</p> <p>※能登半島での被災と、吹田市の市街地での被災に対する課題は異なりますが、吹田市としての課題は有るものと考えます。</p> <p>※ネットのニュースでは、他の市・県などの派遣職員が毎日のように帰庁後、行政の長に報告会の情報が。</p>	<p>いただきました質問「2月8日掲出の市HPタイトル『吹田市地域防災計画修正案に対する意見募集』での要望」について、以下のとおり回答いたします。</p> <p>令和6年能登半島地震の被災地への職員派遣により得られた経験・知見については、本市の防災対策にも活かすべきものが多くあり、それらを十分に検証・分析を行った上で、しかるべき時期に庁内外における活動内容の発信や本市地域防災計画への反映を行っていく予定でございます。</p>	危機管理室	R6.2.16	R6.3.1

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
429	小学校の倉庫の設置について	<p>小学校の倉庫の設置につきまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育上支障がない 2 社会教育やその他公共のため <p>の2点の場合に許可を行うとされていますが、月謝を取っている野球やサッカーチームが校舎や体育館の軒下などに置いているのは両方とも許可があり、校長の同意を得て、事業の担当部署から必要性を認め学校管理課へ倉庫設置の許可を申請し許可を得なければならないということですね。設置している方に聞きますと、校長の許可だけを得ていて、その他の許可はないとも聞いています。もしかすると手続きもせずに設置されているのではありませんか。知り合いの公務員の方に聞いたら設置するには、行政財産目的外使用の許可及び費用がいる可能性があるかと聞きました。仮に1団体の倉庫の設置許可や費用を取っていないければ、問題があるかと思いますが手続きはされていますよね。</p>	<p>倉庫の設置につきましては、前回お示しました2点(1 学校教育上支障がない・2 社会教育やその他公共のため)のいずれかに該当する場合において設置が可能です。</p> <p>また、吹田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第25条において、軽易なものについては校長が許可することができるとなっております。そのことから、校長の許可だけを得て倉庫を設置することは可能であり、必要な手続きはなされているものと考えております。</p> <p>使用料につきましては、公益上特に必要があると認めるときに該当する場合においては、行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、使用料を免除することができ、教育委員会が許可している倉庫については使用料をいただいております。</p>	学校管理課	R6.2.19	R6.3.1
430	孩子谷コミュニティセンターの部屋利用のWEB予約について	<p>今年1月より部屋の利用がWEB予約となりました。IT化が進んでいると喜びましたが、実際に使用してみると、部屋予約したらその日から1週間以内に利用料金を窓口に支払いに行かなければ、予約が無効になるとのこと。これまで予約は電話でOKで、利用日の前日までに本申請すればよかったのに、1週間以内に出向かなければならないという制限が設けられたことで、とても利用しづらくなってしまいました。1週間以内という制限はどのような理由からなのでしょう？予約は6か月先まで可能です。仮に6か月先の予約しても1週間後に支払いにわざわざ窓口に行かなければならない理由は何でしょうか？せめて利用日1週間前までに本申請(利用料支払い)を行うように変更をお願いしたいです。</p> <p>また、本申請を行う際、さらに使用許可申請依頼に利用IDと団体名称や使用日などを手書きする必要があるのも、せっかくのIT化なのに不便極まりないです。せめてWEB予約の情報をもとに、予約日の情報を出力して申請書にしていだけないでしょうか？利用IDや利用日などは窓口に行く人が都度変わる場合などは、全員で共有しなければなりません。早急に運用改定のご検討をお願いいたします。</p>	<p>施設の利用方法につきましては、「吹田市立コミュニティセンター条例施行規則」に基づき使用する日の6か月前に利用施設において抽選を行い、当選された方はその場で使用許可申請書の提出及び利用料金の支払いを行っていただく運用を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、窓口での受付を中止し、電話・FAX・メールによる仮予約を行い、使用日の7日前までに窓口で本申請を行っていただく運用に変更しました。</p> <p>その後市民の不要・不急の外出を抑制する目的として、使用日前日までに本申請を行っていただく取扱いをコロナ禍における特例措置として行ってまいりました。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルスの感染法上の分類が2類から5類に引き下げられたことに伴い、特例措置を行う理由がなくなったため、施設利用者への周知期間を設けたうえで、WEB予約システムの導入を機に、予約抽選に当選された日より1週間以内に本申請及び利用料金の支払いを行っていただく運用に改めたものです。</p> <p>また、WEB予約システム導入により、窓口での使用許可申請手続きの際には事前予約の情報が印字・出力されるようになっておりますが、一部現行システムでは反映されない項目もあり、窓口で必要書類にご記入をお願いしているものもございます。</p>	市民自治推進室	R6.2.20	R6.3.1

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
431	吹田市障がい者福祉年金の廃止についてのお知らせ(3)	<p>市ホームページの障がい福祉室のお知らせにある「吹田市障がい者福祉年金の廃止について」の記載のうち『今後はこの財源を活用し、重度障がい者(児)へのサービス拡充、相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保・育成策の推進等、障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化を図ってまいります。』を切に願う立場からその担保を問うています。</p> <p>障がい福祉室からの御回答により『この財源を活用し』ということについては、障がい者医療費助成の縮小に係る財源について、その活用の実績はなく、それどころかその精査や検討もされていないことがわかりました。</p> <p>また、市ホームページにある『障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化』と御回答にある『優先順位などを検討のうえ、持続可能な障がい福祉制度を構築する』は全く違います。持続可能な障がい福祉制度の構築には今回の年金廃止のようなさらなる充実とは言い難いものも入ります。また、優先順位などを検討のうえ、持続可能な障がい福祉制度を構築することは税金を使っている以上当たり前のことであり、わざわざ、財源を作ってからすることではないはずです。</p> <p>直近の事業縮小に係る財源の活用実績もなく、考え方も不明確であり、何一つ確かなことがないにもかかわらず、『実現可能性がほぼない』ということを否定される根拠をお教えてください。併せて『この財源を活用し、障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化を図ってまいります。』を担保する確かなものをお示ください。</p> <p>現行の現金給付制度を見直していく必要があることについては一定理解できるものの、国が物価高への対応策として給付金を断続的に支給している中、吹田市はなぜ、このタイミングでの年金廃止なのか、活用方法も明確でない中では急ぐ必要も不明であり、年金廃止にかかる動きの何もかもが全く理にかなっていません。市民は市ホームページをみると、ほぼ100パーセント市を信用しています。その信用を裏切ることのないよう、せめて、充実化が確実になされることが実感できるようにきっちり説明してください。</p>	<p>本市ホームページでもお知らせしておりますとおり、障がい福祉サービスの利用者が増加する中、今後もサービスや施策等の維持・向上を図り、障がい者(児)の生活や社会参加への支援を安定的に行うには、現行の現金給付からサービス給付へ転換を図る必要があることから、本年9月期の支給をもって当制度を廃止するものです。</p> <p>廃止財源相当額につきましては、障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化を実現させるため、拡充等の対象事業に充てたうえで、来年度当初予算(案)に計上し、現在本議会において御審議いただいているところです。廃止財源相当額の活用事例につきましては、本議会において当初予算(案)を議決いただきましたら、本市ホームページ等で周知してまいります。</p>	障がい福祉室	R6.2.19	R6.3.4
432	給水管本管の埋設管状況の確認について	<p>下水管の道路内の埋設状況はWEBで確認できますが、給水管は見れないようです。国のデジタル化推進を受けて、近隣の各行政は給排水ともにWEBSITEで確認・調査できるようになってきています。</p> <p>吹田市も是非対応できるようにお願い致します。</p>	<p>日頃から、水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>お問い合わせの件につきまして、上水道の給水管は個人の所有物であることからその情報は個人情報となり、給水管の所有者ご本人、もしくは所有者の依頼を受けた方であることを、身分証や書類等で確認したうえで情報を提供しています。以上の理由により、インターネットでの情報提供はしておりません。ご理解とご協力のほどよろしく願います。</p>	工務室	R6.3.4	R6.3.5
433	続98. 2月16日掲出の市HPタイトル「傍聴のご案内を更新」の改善要望	<p>サイトを見ると、「市議会の議場の天井部分の改修工事の為、天井部分に作業デッキがあります、安全に傍聴していただけます。」</p> <p>・「傍聴のご案内を更新」のタイトルでは、何の会議なのか不明。吹田市の傍聴は、市議会の他にも委員会や会議体があり、市民目線のタイトルに工夫を願います。</p> <p>・[仮案] 市議会の傍聴のご案内。議場内の工事期間中の傍聴の状況。</p>	<p>議会事務局が市ホームページのトップ画面に掲載した新着情報につきまして、非常に分かりにくい表記になっていたことに関し、深くお詫び申し上げます。</p> <p>今回の御指摘を踏まえ、3月5日付けで新着情報の表記を、「議場の特定天井の改修に伴い、本会議などの傍聴のご案内を更新しました。」と訂正させていただきました。</p> <p>今後、本市ホームページで新着情報を掲載する際は、分かりやすい表記となるよう心掛けてまいりますので、御了承くださいますようお願いいたします。</p>	議会事務局	R6.2.27	R6.3.6

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
434	<p>続-95。1月10日 掲出の市HPタイトル「令和5年度人権啓発巡回パネル展を開催」での意見・要望</p>	<p>2月7日に市役所に行った時に、ロビーで「先住民族アイヌは、いま」と「北方領土問題啓発」の巡回パネル展がされていました。 ⇒添付画像。パネル展 ・パネル展の内容が、市HPの新着情報にタイトルの記憶が無いので、イベント情報で分かりました。 Q1:市民部 人権政策室は、今回の巡回パネル展の目的を教えてください。 Q2:市民部 人権政策室は、今回のパネル展を多くの市民の方々に、見て・知って・考えて頂くには今後どのようにされますか。 ⇒タイトル「令和5年度人権啓発巡回パネル展を開催」では、市民に伝わりません。【例】他の施設で“映画会の開催”のタイトルが…。映画の題名が無いと市民はクリックしません。 ・“アイヌ”について、私が中学生の頃にラジオで連続ドラマの「コタンの口笛」を聞いていた記憶があり、懐かしい想いが。 ・1月には、北海道立近代美術館でアイヌアートに関する展覧会が行われていました。 ・近隣には、北海道出身の方がおられます。 ・2月7日の“北方領土の日”については、宝塚市で複数の中学校による「社会討論会」の中で、大阪府内の公立中学校の考察発表が。 ・数年前に北海道の知床岬から見た北方4島(ロシアが占有)が、こんなに身近にロシアが…。 ・吹田市のサイトに内閣府の「北方領土返還運動全国強調月間」のチラシのリンクの貼付けが必要。 ・2月24日は、ロシアがウクライナに侵攻から2年。早く平和を願っております。 ※今回の投稿で小学生時に習った「間宮 林蔵」や「南極基地の樺太犬のタロとジロ」を思い出しました。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>Q1: 今回の巡回パネル展の目的を教えてください。 A1: 人権啓発巡回パネル展は、人権に対する市民の理解と認識を深めることを目的に開催しているものです。 今回は、様々な人権問題の中から「アイヌの人々」をテーマとして開催したものでございます。 Q2: 今回のパネル展を多くの市民の方々に、見て・知って・考えて頂くには今後どのようにされますか。 A2: 本市ホームページに掲載した当該パネル展開催をお知らせするページタイトルに パネル展のテーマの記載がなく、新着情報やイベントページから閲覧された市民の方々には今回のテーマが分かりづらい状況となっております。 今後はページタイトルにパネル展の開催テーマを記載し、多くの市民の方々に興味をもていただき、見て・知って・考えて頂く機会となるよう努めてまいります。</p>	人権政策室	R6.2.26	R6.3.7

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
435	続96. 市HPタイトル「市役所駐車場案内・混雑状況」の改善要望	<p>2月7日(水)14:20頃にメシアター方面から市役所に行きましたが、国道の高架下から市役所駐車場入口まで車が続いていました。 ⇒添付画像。市役所駐車場混雑 Q1:工事期間は、あと4ヶ月ほどですが、ライブカメラの設置で、サイトにカメラ画像の表示をされませんか。 ⇒3月・4月には市民の転入・転出手続き(含むマイナカード)などでの車の出入りが増えます。 ・市HPの新着情報に1日に1回、混雑状況が掲出されますが、大半が“混雑無し”で有り、午前や午後の情報。無い時も有ります。 ⇒市民は、駐車場の今の状況が知りたいと思います。 Q2:サイトの工事・駐車場の図には、“西玄関を閉鎖します”の文言が有りますが、“北玄関”の表記・追記が必要。 ⇒添付画像。市役所工事図。北玄関要 ・吹田市に転入される方は、HPが頼りです。 Q3:正面玄関閉鎖の立て看板に“低層棟地階の通用口への位置図”が必要。 ・吹田市に転入される方は、HPが頼りです。現状は文字情報のみであり不親切。 ⇒添付画像。正面玄関閉鎖の立て看板</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。</p>	<p>これまで、市報すいたや市ホームページ等を通じて、来庁時にはできる限り公共交通機関を御利用いただくようお願いしているところです。 本庁舎駐車場の混雑緩和における対応として、駐車場へのライブカメラの設置は予定していませんが、直近の駐車場の混雑状況を確認いただけるよう、市ホームページによる駐車場の混雑状況の配信回数を増やしています。 また、平日に市役所への用務で来庁される場合、本庁舎駐車場の利用と同様に駐車料金の割引を実施している「タイムズ阪急吹田駅前駐車場」の利用についても、市公式SNSの活用を図る等により周知を進めています。 市ホームページ「市役所駐車場案内・混雑状況等」に掲載している図及び表記については、御意見を踏まえて北玄関に関する項目を追加しました。 正面玄関閉鎖時の立て看板につきましては、裏面に低層棟地階通用口への位置図を表記しており、当該看板を使用する際は外から見て低層棟地階通用口への経路がわかるよう配置しております。</p>	総務室	R6.2.26	R6.3.7

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
436	続97。「片山公民館、旧・山手公民館」の改善要望	<p>【片山公民館】</p> <p>1) 片山公民館掲示板に“園児募集のちらし”が掲示されていますが、花飾りが重なって文字が読めません。</p> <p>2) 片山公民館掲示板には、“詐欺防止”のちらしが貼って有りません。他の公民館では貼ってあります。 ⇒添付画像。掲示板の花飾りでちらしの文字が読めません。</p> <p>【旧・山手公民館】</p> <p>3) 旧・山手公民館時(解体後4年経過)に設置されていた駐車禁止の立て看板2枚が破損。強風時の飛散で危険の恐れあり。※現状は、更地で不要。 ⇒添付画像。旧山手公民館の駐車禁止看板破損。</p> <p>4) 旧・山手公民館(解体後4年経過)跡地の水道の量水器について。 ・水道の量水器の鉄製の蓋が外れています。 ・水道の量水器の前のフェンスが破れています。もしかしたら、水道関係の方がされたのでしょうか？ ⇒添付画像の左上。 ⇒添付画像。旧山手公民館の量水器。</p> <p>Q: 更地になって4年経過。水道の利用も無いのに何故、水道のメーターが設置されているのですか？ ・毎月の検針料の支払いは税金からで、無駄な支出。 ・量水器は、計量法で8年だったと思いますが、取替が必要になります。 ⇒更地にした時に配管だけしておき、水の使用が生じた時に量水器を取付ければ、余計な工事費用や検針費用などの税金の支出がなくなります。</p> <p>※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1 片山地区公民館の掲示板内の掲示物について、園児募集ちらしを見やすくなるよう改めました。また詐欺防止チラシを掲示しました。</p> <p>2 旧山手地区公民館の立て看板について、設置者が不明なため、簡易広告物と判断し、都市計画室屋外広告担当が撤去いたしました。 水道の量水器につきましては、奇数月に数値の確認をしておりますが、水道は未使用ですので、料金は発生しておりません。また、検針は1件当たりの委託ではありませんので、委託料に影響はありません。 量水器の取り外しにつきましては今後検討いたします。 検針はフェンスの下から蓋を開けて作業をしておりますので、フェンスの破損とは無関係と考えますが、早急に修繕、または取り換えを実施します。 量水器の取り外しにつきましては今後検討いたします。</p>	まなびの支援課	R6.2.26	R6.3.8
437	過去の事例も含めて	<p>普段吹田市を中心に小学生を対象としたサッカー教室を開催させていただいておりますが、以下の2点につきましてご相談させていただきたく連絡しました。</p> <p>①自治会は、現状(今年から)、親の承諾書が必要ですが、電話番号等の記入を拒む親御さんが存在しており参加できない方がいます。代表者のみの記載等、全親御の記載がないような形にしていけないでしょうか？</p> <p>②現状の場所割では独占的に場所を利用されている(団体)があります。一方で我々のような新規チームは活動場所が限られ、新たな活動に制限があると感じています。 他市同様にオーパス等を利用した抽選の導入を検討していただけないでしょうか？ 吹田市のスポーツ振興にも最大限貢献したい所存でございますので、ご検討とご回答していただければ幸いです。よろしくお願い致します。</p>	<p>①参加承諾書については、電話番号については省略していただいても構いませんが、子どもの安全管理の観点から保護者名の記載はお願いいたします。</p> <p>②中学校運動場ナイター施設の利用につきましては、地域住民を対象とした事業であることから該当地域の団体を優先して利用していただいております。オーパスを利用した抽選につきましては、空き申込みも含め利用団体の利便性が増すと考えられますので、今後、他市の状況も参考に検討してまいります。</p>	文化スポーツ推進室	R6.2.29	R6.3.8

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
438	〇〇における健康増進法29条違反	<p>2月28日、〇〇において健康増進法29条違反を見かけた(写真参照)。特定屋外喫煙場所の外でアイコスらしき加熱式タバコを喫煙しながら女子学生2名と談笑する男子学生2名がいた。どうも違法行為の認識がないかのように見えた。しかし違法であり、受動喫煙が生じていたことだろう。</p> <p>フィリップモリスジャパンはアイコスがあたかもタバコではなく、周囲に受動喫煙が生じないかのような広告を打っているからこのような誤解が生じ、違法行為が行われているのだと考える。</p> <p>したがって吹田市は、この誤解を強化する喫煙所の寄贈をフィリップモリスジャパンから受けるべきでない。吹田市の掲げる「スモークフリー」はフィリップモリスジャパンの唱える「スモークフリー」とは全く異なるものなのだから。</p> <p>また実験棟から校門にかけてタバコの吸い殻や箱が投棄されていた。これらも違法喫煙の痕跡である。</p> <p>管理権原者には是正を指導されたい。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>通報を受けまして、管理権原者に対して現在の状況について改善するよう指導を行いました。また、引き続き学内外の巡回指導及び周知啓発の強化をお願いしております。</p>	健康まちづくり室	R6.3.1	R6.3.11
439	吹田市テニスコートの件	<p>息子が吹田市民です。吹田市のテニスコートを利用させて頂いています。私は大阪市民です。精神障害者手帳を持っています。外に出て体を動かす事を目標にしています。</p> <p>管理事務所に確認をしたところ、私が空きコートを取る場合、オーパスカードの申請をして、大阪市民なので、倍の1200円になります。しかし、障害者割引は、吹田市在住のみで適用できないとの事でした。</p> <p>大阪市民は倍の1200円は理解出来ます。吹田市民以外でも、障害者割引で600円にして頂ければ、テニスがしやすくなります。65歳以上も、1200円の半額600円になれば、今後助かります。細々と生活しております。欲は申しません。どうか、よろしくお願い致します。</p>	<p>令和6年2月27日付けでいただきました御意見につきまして、回答させていただきます。</p> <p>本市の施設使用料に係る減免については、受益と負担の公平性の確保の観点から、市全体で統一された基準に従って適用しております。</p> <p>減免される施設使用料は市民の税から負担されることとなるため、減免対象者は吹田市在住の方に限定しております。</p>	文化スポーツ推進室	R6.2.27	R6.3.13

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
440	学校給食について	<p>うずら卵での窒息死のニュースがあり、小学校給食の内容を確認するとうずら卵や白玉団子が使われていることに驚きました。</p> <p>こども家庭庁が公式サイトで提示している「教育・保育施設等における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」では、「誤嚥(ごえん)・窒息につながりやすい食べ物の調理について」という欄で、「給食での使用を避ける食材」に該当します。</p> <p>こちらは至急見直されているのでしょうか？</p> <p>学校給食で出せるものがなくなる、との声もあるとのことですが、命が無くなってしまう元もありません。</p> <p>小学校に通わせてる親からすると現状のままでは不安です。見直し、検討をよろしく願います。</p>	<p>本年2月26日に他自治体の小学校で発生した給食時におけるうずら卵の窒息事故を受け、本市でも給食での対応について早急に検討を進めて参りました。</p> <p>また、本事案を受け、翌2月27日付けで文部科学省から「学校における窒息事故の防止について」において、給食時における安全に配慮した指導の在り方や窒息への対処方法について留意する旨の通知がありました。</p> <p>小学校就学前の咀嚼・嚥下が未発達な乳児・幼児に対しては、こども家庭庁から「教育・保育施設等における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドライン」で具体的に避けた方がよい食材が示されています。</p> <p>学校給食においては、先にお示した指導がありますので、特にうずら卵はより注意が必要であると考えています。このため近隣の市町村にも緊急で調査を行い、どのように対応を行うのがよいのが慎重に検討を進めて参りました。</p> <p>現在、本市の小学校給食で提供しているうずら卵を使用した献立は「うずら卵と鶏肉の醤油煮(黒酢煮・甘酢煮)」のみであり、汁気はなく、しっかりと咀嚼が意識できるものとなっています。八宝菜や中華丼、おでんのような汁気とともに吸い込むことで嚥まずに飲み込んでしまう恐れのある献立にはうずら卵を使用していません。</p> <p>3月19日提供予定のうずら卵と鶏肉の甘酢煮は「しっかりとんで食べましょう」という内容をきゅうしゅくのおしらせ(毎日読み上げる教室内の掲示)に盛り込み、喫食前に必ず読んで指導を行うことを学校に周知いたしました。</p> <p>引き続き提供の方法や食べ方の指導を徹底し、年度当初は新1年生が入学してくることから、学校給食に慣れるまでの一定の期間、うずら卵の提供を見合わせる予定です。</p> <p>文部科学省からの通知においても、うずら卵の使用そのものを取りやめる内容ではなく、「窒息事故未然防止のポイント(下記参照)」に沿った指導の徹底に努めることとなっていたため、今後も提供を継続する予定としております。この機会にぜひご家庭でもしっかりとんで、ゆっくり食べる」ようにお声をかけたいただけると幸いです。</p> <p>なお、様々な理由により個別の対応が必要な場合は、学校にご相談ください。</p> <p>この度は貴重なご意見をいただき有難うございました。</p> <p>今後もより良い学校給食を提供できるよう努めて参りますので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>【参考】窒息事故未然防止のポイント (文部科学省「食に関する指導の手引き—第二次改定版—より抜粋) ・食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べるよう指導します。 ・早食いは危険であることを指導します。 ・給食の際は、学級担任等が注意深く児童生徒の様子を観察します。 ・咀嚼及び嚥下の能力には個人差があるので、個別の対応が必要な児童生徒については、全教職員の間で共通理解を図ります。 ・特別な支援を要する児童生徒については、食事中に必ず教職員が付き添い、目を離さないようにします。</p>	保健給食室	R6.3.1	R6.3.14
441	吹田市立南千里保育園前の日中駐車禁止カラーコーン除去及び保護者送迎車禁止徹底	<p>吹田市立南千里保育園の前に、南千里保育園が午前7時から午後9時まで駐車禁止カラーコーンを幅70mに渡り7個設置しています。これは道交法に違反していないか吹田市は確認していますか。カラーコーン設置には警察署長の許可が必要ですが、許可は取ってますか。仮に許可があっても道路を通行する自転車がカラーコーンにぶつかりそうになり大変危険なため、吹田市はカラーコーンの設置を止めるよう南千里保育園を指導して下さい。南千里保育園前には、保護者送迎車が月曜日から金曜日まで毎日1日延50台以上駐車違反を繰り返しています。駐車台数が多く自転車及び自動車が通行できないこともあります。昨年11月には地域住民による警察への通報により警察が保育園前に来て取り締まりがりましたが、その後も駐車違反は常態化しています。吹田市は、保育園が日中設置しているカラーコーンの除去と南千里保育園保護者送迎車撲滅をお願いします。保護者送迎車駐車を認めるのであれば、吹田市が送迎車用の駐車場を確保する必要があると思われませんが吹田市の見解を教えてください。</p>	<p>この度、御意見いただきました件につきまして、当該園に状況を確認しましたところ、送迎の路上駐車が相次ぐ状況がありましたことから、駐車禁止の注意喚起の一つとして一部時間帯においてカラーコーンの設置を行って参りました。御指摘いただいた状況を踏まえ、交通の妨げとならないようカラーコーンの設置を取り止めるとともに、改めて周辺道路への駐停車をすることがないよう当該園から注意喚起を行います。</p> <p>引き続き、園との確認を行い、注意喚起を徹底し、児童及び地域の皆様の安全確保に細心の注意を払ってまいりますので、御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	保育幼稚園室	R6.3.6	R6.3.19

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
442	吹田市障がい者福祉年金の廃止についてのお知らせについて(4)	<p>廃止の是非は問うていません。貴市ホームページの「今後はこの財源を活用し、重度障がい者(児)へのサービス拡充、相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保・育成策の推進等、障がい者(児)に係る制度・施策のさらなる充実化を図ってまいります。」が確実に実行されることを望んでいます。</p> <p>2月16日付で障がい福祉室から「障がい者医療費助成の縮小と、その後の障がい者(児)に係る制度・施策の充実化との財源上の関連性について、明確にするのは困難」という回答がありました。今回は、そのようなことにならないよう、今議会において当初予算案が議決されましたら、その活用事例が、貴市ホームページ等で周知されるということで間違いないですか。</p> <p>広辞苑で「相当」という言葉を調べますと「程度や地位などがそのものにふさわしいもの、釣り合うこと、あてはまること」とあります。つまり、廃止財源相当額とは廃止財源と釣り合った額、すなわち廃止財源とほぼ同額ということになります。その確認もできるよう、拡充等の対象事業の内容のみではなく、その事業費も合わせて周知ください。</p> <p>市のホームページの記載内容につきましては、ほぼ100%の信用をもって見えています。この前提が違うと言われますとそれまでですが、前提通りであるならば、冒頭でお示しました貴市ホームページの記載についても確実に実行されたことを貴市からのご回答のとおり、貴市ホームページ等で周知いただけますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>障がい者福祉年金の廃止財源の活用(案)につきましては、本年2月議会における議案参考資料において、活用事業一覧としてその内容や予算の内訳をお示し、現在御審議いただいているところです。</p> <p>これらの内容が議会で承認され、令和6年度当初予算に反映されましたら、先般回答いたしましたとおり、廃止財源相当額の活用事例として、本市ホームページ等において周知してまいります。</p>	障がい福祉室	R6.3.11	R6.3.21

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
443	続99.3月の「自殺対策強化月間」について市HPに届出が必要	<p>自殺対策基本法では、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めています。2月13日に吹田市で中学生2人がマンションから飛び降りの記事が、新聞社の報道でありました。</p> <p>1)吹田市は、市報3月号に「自殺対策強化月間」について掲載をされていますが、スペースに制約があり防止のための情報不足は否めません。 ⇒市HPに届出が必要。また市報の3月配布は市外から吹田市への転入者には間に合いません。吹田市は転入届の受理時に市報の配布をされているのでしょうか？</p> <p>※転入者が吹田市の現状を知るには、市報が最適だと思います。市のHPをPCやスマホでチェックには時間を要します。</p> <p>2)3月の「自殺対策強化月間」について2月29日に市HPに届出されていますが、タイトルは「啓発や研修事業」であり、内容は市庁舎のロビーでのパネル展示(3月1日～3月8日)案内でした。 ⇒タイトルが「啓発や研修事業」では市民に伝わりません。また市HP(新着情報)には届出されていません。加えて、市HP(イベントカレンダー)にも、表記されていません。⇒添付画像2枚。 ⇒自殺予防週間(9月10日から)時には、市民・児童・生徒・学生さん等への周知方法および内容を考えて下さい。</p> <p>3)「自殺対策強化月間」について、吹田市報およびHP「啓発(パネル展示)」には、何故3月なのか…の説明が必要。 ※上記の現状から、吹田市は本気で自殺対策に取組んでおられるのか疑問を感じています。(個人的感想)</p> <p>4)吹田市の2023年度(4月～)の自死者数を教えてください。 4)命に関わることであり市HP(Top頁)の「大切なお知らせ欄」への届出も検討願います。 ※吹田市は「安心安全のまちづくり宣言」をされています。 ※添付画像は別メールにて送信。</p> <p>※写真については、公表しておりません。</p>	<p>1)について 当該月間については年間を通じて市のホームページに掲載しておりますが、今後は新着情報にも掲載するようにします。 (担当:地域保健課)</p> <p>市報すいたについては、転入届の受理時に希望者に対して配布しております。 (担当:広報課)</p> <p>2)について タイトル「啓発や研修事業」について、市民にわかりやすいように更新タイトルを検討し、新着情報にも掲載するようにします。また、イベントカレンダーへの掲載も検討します。 自殺予防週間については、FacebookやX等で周知を図るとともに、大学内のネットワークシステムを活用し、学生向けの啓発を行っています。 (担当:地域保健課)</p> <p>3)について 市のホームページにおいて、政府が、例年、自殺者数が増加する3月を「自殺対策強化月間」と定めた旨を掲載しております。市報や啓発(パネル展示)については、悩みを抱えておられる方が少しでも支援につながるよう、重点的に相談窓口の周知啓発を実施しております。 (担当:地域保健課)</p> <p>4)について 自殺統計は毎年1月から12月までの集計となっており、2023年(1～12月)の本市の自殺者数(暫定値)は38名(※)です。 ※確定値は47名です。 (担当:地域保健課)</p> <p>4(2つ目)について 必要に応じて検討して参ります。 (担当:地域保健課)</p>	広報課、地域保健課	R6.3.12	R6.3.22
444	公立認定子ども園	<p>吹田市は「待機児童0」ということですが、保育園に全て落ちましたので、公立の認定子ども園に通わせております。</p> <p>吹田市の公立の認定子ども園の預かり時間は8:00～18:00まで、土日祝休み、行事は平日に頻繁にあり、PTAの会議も平日に行われます。</p> <p>全くフルタイム勤務に対応できているとは思えません。両親どちらかがパートか時短勤務をしているという設定でしょうか？</p> <p>平日に頻繁に休みが取れる職場であるという前提でしょうか？</p> <p>保育園より預かり時間が短い理由は何でしょうか？</p> <p>「幼稚園を子ども園にした、待機児童の問題は解消した」ということにせず、改善されるべきものと思います。</p>	<p>本市の公立幼稚園型認定こども園は、3歳児待機児対策として既存の公立幼稚園が移行し、運営を開始した施設であり、多様な生活様式の御家庭がある中、働き方も多様化しているところ、土曜日の勤務がない、8時～18時の10時間開園の中で、一定の保育ニーズに対応するものとして設置しているところでございます。その中で勤務される方のご利用を前提としています。</p> <p>また、行事につきましては、各園で保護者の就労状況等から検討しているものと考えておりますが、改めて多くの方が参加できる日程となるよう各園に周知してまいります。</p> <p>なお、PTA活動につきましては、任意の団体となっておりますことから、活動日の指導等を行うことは困難ですが、いただきました御意見につきましては、各園へ周知してまいります。</p>	保育幼稚園室	R6.3.11	R6.3.25

令和5年度(2023年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
445	〇〇における健康増進法30条違反	〇〇の通路付近に「〇〇」という居酒屋が出店していて、カウンターに灰皿が積みまれているのを見かけました。 この店には通路とを区画する壁がないので、健康増進法30条違反です。撤去を指導願います。	通報を受けまして、施設管理者に連絡し、当該店舗に対する喫煙器具の撤去について助言を行いました。	健康まちづくり室	R6.3.11	R6.3.25
446	花火大会がやかましい！！	週末だからって誰もが休みでもないし、この時間だからって誰もが起きているわけでもありません。 朝が早い人、あるいは夜中からの人は眠っていなければならない時間帯です。 南正雀自治会の爆竹盆踊り大会もそうですが、生活が二十四時間化した今、誰がどこで休んでいるかわかりません。 ましてや、今回はゲームに関したものだとか。 花火大会も盆踊り大会も、もはや迷惑でしかありません。いつまでも昭和じゃないんです。	本件は、大阪府及び大阪市に係る事案ですので、大阪府及び大阪市へ情報提供させていただきます。	市民総務室	R6.3.25	R6.3.25
447	建物前面歩道に不法投棄物	当該場所、吹田市江の木町17-37 リアライズ江坂1Fの東側に不法投棄の家電品や家具類が放置されている。当該場所には不法投棄禁止の張り紙がされてるが、長期にわたって改善されていない。歩道に投棄物がはみ出し通行の妨げになっています。対処出来ないでしょうか。	現地確認をしたところ、家電はなくなりましたが、別に本棚の棚を束ねて、道路に置いてありました。 マンションの管理会社に問い合わせたところ、ゴミがあるのは確認しているとのこと。ここはマンションのゴミ置き場の目の前であり、比較的大きなゴミが置いてあり、マンションの住民が置いているのか他の人が置いてあるのかかわからないとのこと。マンションに行った時に片づけているとのこと。管理会社にはマンションに行く回数を増やすのを検討してもらえるように話をしました。 吹田市道路室の不法投棄の対処としましては、通報があれば不法投棄に張り紙をはり、約2週間後の撤去となります。	道路室	R6.3.12	R6.3.26